

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第3編
風水害編

第2部

第4編
その他災害編

第1部
第2部
第3部

第2編 震災編

第1部 災害予防・応急・復旧計画

■地震災害のながれ

【時間軸】

平常時

0 時間

地震発生

- 強い揺れ（6強・6弱）
- 地盤の液状化現象

建物倒壊

火災発生

停電・断水・ガス停止

道路陥没・段差

通信混雑

多数の閉じ込め者

6 時間

延焼拡大

道路渋滞・交通機関停止

負傷者、避難者発生

鎮火

72 時間

余震発生

物資不足

1 週間

ライフライン復旧

通電火災の発生

1か月

余震発生

交通機関の復旧

事業所再開

【災害対応】

災害予防

混乱の中で
人命救助を
中心とした
72 時間の
活動

被災者への
応急活動

生活再建

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部
第3編
風水害編

第2部

第1部
第4編
その他災害編

第3部

第1章 区民と地域の防災力向上

第1節 対策の基本方針

1 基本的な考え方

阪神・淡路大震災、東日本大震災等では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになっている。また、熊本地震では、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識された。北海道胆振（いぶり）東部地震では、ブラックアウト（長時間停電）が発生し、非常用電源の確保の重要性も確認された。長期にわたる避難所や応急仮設住宅の生活においても、地域のつながりが被災者の支えとなっている。

そのため、区民、住民組織、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する備えを進めるとともに、相互連携、相互支援より、自助、共助による区民と地域の防災力の向上を推進する。

2 対策の現状

- (1) 区は、これまでに、「広報かつしか」等への防災情報の掲載、防災マップ、地域防災リーダー研修会、防災教育ビデオの制作、防災教育絵本の発行等により、防災知識の普及・啓発を図っている。
- (2) 自治町会に対しては、「葛飾区防災市民組織の育成に関する要綱」に基づいた防災市民組織の結成促進、各地区自治町会連合会に対する各種防災資器材の支給、格納庫の貸与、地区防災訓練への支援等により地域防災力の向上を図っている。
- (3) また、減災協働プロジェクトとして、地域住民が主体となって検討する会議体を地域ごとに設置、地域ぐるみの防災ネットワークを構築し、地域の防災マニュアル策定等の支援を行っている。

3 対策の課題

- (1) 都心南部直下地震の被害想定では、救助の必要な自力脱出困難者 1,663 人、区の 5 % の地域が火災により焼失すると予想されている。多数の要救出者の救助活動、さらには、

高齢者、障害者等の安否確認と避難誘導等について、行政のみでは対応することが困難である。

- (2) そのため、平常時から、各家庭での備蓄等の備えや減災の行動を行うとともに、地域で協力して人命救助、避難誘導、女性等の視点等も含めた生活支援ができるようなしくみづくりを行うことが重要である。

4 対策の方向性

区民・事業者・区の協働による防災まちづくりを推進する。

- (1) 防災知識の普及啓発（自助）

広報紙、区公式ホームページ、啓発用DVD等による防災情報の周知、防災リーダー研修会、地区防災訓練、学校等での体験学習等による防災知識の普及啓発を図ることにより、区民の自助としての備えを促進する。

- (2) 地域防災力の向上（共助）

区は、防災資器材の助成等や女性等の視点等も含めた要配慮者の支援体制構築及び消防署と連携した各種防災訓練を通じて防災市民組織、自治町会の防災力向上を促進する。

地域別防災会議の設置により、自治町会、消防団、PTA、企業等による地域ぐるみの防災ネットワークを構築する。

5 対策のながれ

地震発生前
(予防計画)

発災～3日

4日～1週間

2週間～1か月

自助による
区民の防災力向上

自助による
応急対策

- ・区民、家庭における自助の備え
- ・区、警察、消防等による防災意識の啓発
- ・外国人への支援

- ・自身と家族の安全確保
- ・出火防止
- ・自らの情報収集
- ・家庭内備蓄の活用

地域による
共助の推進

地域による応急対策

- ・防災市民組織、地域防災会議、避難所運営組織の育成、支援
- ・街路消火器の設置
- ・市民消火隊への支援

- ・初期消火、救助、安否確認
- ・避難誘導、避難支援
- ・避難所の立ち上げ

- ・避難所運営
- ・給食、給水活動
- ・要配慮者等の見守り、支援

消防団の
活動体制の充実

消防団による
応急活動

- ・団員の確保、教育訓練
- ・資器材、施設等の整備
- ・地域との連携推進

- ・消防活動
- ・救助活動、応急救護活動
- ・災害情報収集、伝達活動等

事業所による
自助・共助の強化

事業所による
応急活動

- ・事業所への指導
- ・事業所防災計画、BCP等の作成、備蓄、安全対策

- ・来訪者、従業員の安全確保
- ・出火防止、消火活動
- ・一斉帰宅抑制
- ・事業所内備蓄の活用
- ・地域への協力

- ・帰宅の行動

第2節 予防対策

■対策の項目と担当		
項目	葛飾区	防災関係機関
1 自助による区民の防災力の向上	地域振興部、教育委員会事務局	警察署、消防署
2 地域による共助の推進	地域振興部	警察署、消防署
3 消防団の活動体制の充実	地域振興部	消防署
4 事業所による自助・共助の強化	地域振興部	警察署、消防署

■自助・共助の役割		
区民	・防災市民組織、自主防災活動への参加に関するこ ・家庭内備蓄等の備えに関するこ	
防災市民組織等	・地域の自主防災活動の推進に関するこ	
事業所	・事業所の災害対策の推進に関するこ ・地域の防災市民組織との連携に関するこ	

1 自助による区民の防災力の向上

1-1 区民・家庭における自助の備え

区民は、次に示す事項のほか、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

- ① 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ② 日頃からの出火の防止
- ③ 消火器、住宅用火災警報器、住宅用防災機器、感震ブレーカーの設置
- ④ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止
- ⑤ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- ⑥ 飲料水（1日1人3リットル目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備（最低でも3日分、できれば7日分）
- ⑦ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法（安否確認方法）の確認
- ⑧ 都や区及び地域が自主的に行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- ⑨ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- ⑩ 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- ⑪ 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）

第1章 区民と地域の防災力向上

第2節 予防対策

- (12) マンション居住者については、エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施、排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた簡易トイレの準備
- (13) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- (14) 避難所運営に関する会議や訓練への参加
- (15) 自治町会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- (16) 要配慮者がいる家庭における、住民組織・消防署・警察署等への情報提供
- (17) 災害発生時に備え、危険箇所の把握、避難場所、避難所及び避難経路等の確認
- (18) 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与
- (19) ペット用のケージ、食料、飲料水等の備蓄及び一時預け先の準備等（適正な飼養、災害時の備え）
- (20) 自動車へのこまめな満タン給油

1-2 防災意識の啓発、防災教育の充実

(1) 区による防災意識の啓発、防災教育の充実

葛飾区災害対策条例の基本理念である「自助」「共助」という自主防災意識の高揚を図るとともに、地域の防災リーダーの育成に向け、防災士資格取得の助成を行う。広報紙、啓発用ビデオの貸出、パンフレットの配布、研修会等、多様な機会をとらえ区民の防災意識の啓発にも努める。また防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

① 広報紙等

「広報かつしか」、「わたしの便利帳」（原則3年1回発行）への防災情報の掲載を行う。

② 防災パンフレット、チラシ

「防災ママブック」を乳幼児の母親等に配布する。

③ 防災DVD映像

防災学習用DVDを活用し、地域の訓練等で上映や貸し出しを行う。また、防災ビデオ（防災広報葛飾）による防災学習を推進する。

④ ホームページ

区ホームページに防災情報を掲載する。

⑤ かつしかFM

防災ミニ情報で防災情報を提供する。

⑥ 葛飾区防災広報番組

ケーブルテレビや動画配信サイトを通じて防災番組を配信する。

⑦ 防災教室、研修会等

地域防災リーダー研修会（随時）、防災市民組織が実施する講習会（随時）、各種防災教室（随時）の開催を支援する。その際、男女等のニーズの違いに十分配慮し、女性等の参画の促進に努めるものとする。

また、地区防災訓練や学校等で地震体験車（起震車）、まちかど防災訓練車（愛称：ちい防）、水陸両用車（愛称：すい防）による体験学習を行う。

⑧ 防災教育の充実

小・中学校においては、児童・生徒に対して、「防災ノート～災害と安全～」を活用して、災害に関する防災教育を推進する。

また、児童に対しては、防災教育用絵本や動画を活用して、災害に対する防災教育を推進する。

（2） 警察署による防災意識の啓発

警察署は、防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等、各種警察活動を通じての防災に係る広報活動を実施する。

また、警察署のホームページに災害に関する情報を掲載する。

■警察署の活動

① 防災意識の啓発

ア 予防として都民等のとるべき措置等に係る広報の実施

イ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施

ウ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページへの掲載

エ 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施

② 防災教育・防災訓練の充実

テロ対策及び災害対策のために展開している地域版パートナーシップ等を活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進

③ 防災市民組織の活性化

テロ対策及び災害対策のために展開している地域版パートナーシップ等を活用した「地域の絆づくり」に向けた取組、地域特性に応じたモデル地区の選定、強化の推進

④ 高層建築物における安全対策

ア 震災対策に関する管理者対策の実施

イ 関係機関との連携による合同防災訓練の実施

第1章 区民と地域の防災力向上

第2節 予防対策

(3) 消防署による防災意識の啓発及び防災教育・防災訓練の充実

消防署は、印刷物、防火防災訓練、ホームページ等を通じて、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導を実施する。

■消防署の活動

① 広報内容

- ア 「地震に対する 10 の備え」 や「地震その時 10 のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・東京消防庁公式アプリ等による広報の実施
- イ 要配慮者に対する、「地震から命を守る 7 つの問い合わせ」を活用した意識啓発
- ウ 関係団体と連携し、地域の防火防災功労賞制度等を活用した効果的な啓発活動の展開
- エ 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進
- オ ラジオ・テレビ・新聞等に対する情報提供・取材協力
- カ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発
- キ 防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災への参画意識の醸成並びに防火防災思想の啓発
- ク 防火防災対策等の普及啓発を目的に行う「防火防災巡回」及び要配慮者や希望する区民に住居の立ち入りを前提とし、防火防災上の安全性の確認、改善指導を行う「住まいの防火防災診断」の実施
- ケ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導
- コ 家具類の転倒、落下、移動防止対策普及用リーフレットの作成、配布
- サ 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発
- シ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及促進

② 防災教育・防災訓練の充実

- ア 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施
- イ 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進
- ウ 基本的な訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等の実戦的な訓練の実施
- エ 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進
- オ 出火防止等に関する教育、訓練の実施
- カ VR 防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護、出火防止訓練及び初期消火訓練の推進

- キ デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備、充実
- ク 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実
- ケ 区民等に対するAEDの使用方法を含めた救命講習の推進によるほか、誰もが安心して応急手当を実施できる環境の整備
- コ 一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上
- サ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進
- シ 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施
- ス 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施
- セ 小学生に対する救命入門コース、中学生に対する普通救命講習、高校生に対する上級救命講習受講の推奨
- ソ 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施
- タ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進
- チ 消防団と連携した防災教育、防災訓練の実施

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部

第3編
風水害編

第2部

第1部
第4編

第2部
その他災害編

第3部

1-3 外国人への支援

(1) 防災意識の普及

区は、外国語対応の防災マップの作成及び配布や日本語教室等での防災学習の実施等により防災意識の啓発を行う。また、ホームページに外国人向けのページを作成し、防災・災害対策情報を発信することで、自分が分かる言語で理解・情報収集できるようにする。

(2) 外国語による標識等の設置

区は、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等に外国語での表記を行う。

(3) 通訳ボランティアによる支援

区は、通訳ボランティアの協力を得るなどにより、防災訓練等において外国人を支援する。

2 地域による共助の推進

2-1 防災市民組織等の育成

区は、自治町会の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図るとともに、自治町会を母体に自主的に結成した防災市民組織を消防署等の防災関係機関と連携して育成・強化し、地域での災害に対処できる体制を確立する。

(1) 防災市民組織の結成

区は、「葛飾区防災市民組織の育成に関する要綱」に基づいて、自治町会に対し、防災市民組織の結成を働きかける。なお、防災市民組織への女性等の参画の促進に努めるものとする。

(2) 防災市民組織への助成

区は、地域における防災行動力の向上を図るため、各地区自治町会連合会に対して、必要な各種防災資器材の支給を行うとともに、自治町会に格納庫の貸与を行う。

(3) 研修、訓練の実施

区は、防災市民組織に対し研修会を実施し、女性等も含めた地域防災リーダーの育成を図るとともに、各地区自治町会連合会内における地域相互間の情報交換及び協力体制を推進する。

また、防災市民組織の防災訓練に対して、消防署と連携して指導等を実施する。

さらに、各地域において、地域防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(4) 地区防災計画

災害対策基本法が平成25年6月に改正され、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設された。

地区防災計画は、地区居住者等で構成される防災市民組織、事業所等の意向が強く反映されるボトムアップ型の計画である。地区居住者等は共同して行う防災活動に関する地区防災計画を作成し、区防災会議に対し区地区防災計画に定めるよう提案することができる。

区防災会議は、提案があった場合、地域の自主的な防災活動に関する計画の内容を尊重し、必要に応じて区地域防災計画に定める。

(5) 地域別防災会議

区は、地域の防災資源を活用して、地震や水害などの災害にどう立ち向かっていくかを地域住民が主体となって検討する会議体を地域ごとに設置することができる。その会議の中

で、自治町会、消防団、PTA、企業等による地域ぐるみの防災ネットワークを構築し、地域防災力の強化を図るとともに、区は地域の特性を踏まえた各地域の取り組みを支援する。

※地区防災計画の策定地区及び地域別防災会議の実施状況は、資料編参考資料70 地域防災会議の取組事例 参照

(6) 避難所運営組織

区は、小・中学校周辺の自治町会や教職員等で結成された避難所運営組織が行う避難所運営に関する会議や訓練を支援する。なお、要配慮者や女性等の視点を踏まえた避難所運営を考慮する。

2-2 市民消火隊への支援

区は、消防署と連携して、初期段階での消火や救助活動を地域で行う自治町会の消火隊として、消火隊の結成、可搬消防ポンプ等の資機材の整備、操法大会の開催等の支援を行う。

現在、32隊の市民消火隊があり、消防ポンプによる初期消火や操法等の訓練を行っている。

3 消防団の活動体制の充実

(1) 現況

葛飾区における消防団は、2団27分団で団員数（定員）は、1,200名である。

(2) 活動体制の充実

- ① 区は、消防署と連携して、消防団の活動を支援する。
- ② 女性、学生、事業所などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、大規模災害団員などの制度の活用、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。
- ③ 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団の活動拠点として、分団本部施設を、各分団1棟を目標に用地確保等に努める。
- ④ 各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- ⑤ 教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- ⑥ 新入団員への入団教育を充実し、災害活動能力の早期習得を図る。
- ⑦ 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災時の大規模災害時に有效地に活用できるよう訓練を推進する。

第1章 区民と地域の防災力向上

第2節 予防対策

- (8) 消防団員の訓練に東京消防団e-ラーニングシステムを活用して能力の向上を図る。また、同システムを活用した自主学習を推進するなど、団員の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や生活との両立を図る。
- (9) 消防団に対し、積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定するとともに、重機操作等の特殊な技能を有する団員の増強を図る。
- (10) 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- (11) 区が貸与する救命ボートを活用した取扱い訓練を実施し、水災時における活動能力の向上を図る。

4 事業所による自助・共助の強化

4-1 事業所への指導

(1) 事業所防災計画の作成指導

消防署は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。

(2) 自衛消防隊の活動能力の向上

消防署は、震災初期段階における自衛消防隊の初期消火能力をはじめとした自衛消防力の向上を図るため、防火管理者を中心とした効果的な自衛消防訓練を推進する。

(3) 啓発

区は、広報紙等により事業所相互間及び事業所と防災市民組織等の連携の重要性について啓発する。

4-2 事業所の災害対策の推進

事業所は、災害時の企業の社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図る。

(1) 事業所防災計画等の作成

事業所の発災時の対応、一斉帰宅の抑制、顧客の安全確保、従業員の安否確認体制等についてまとめた事業所防災計画を作成する。

(2) 事業所内の安全対策

危険物取扱施設の安全対策や建物の耐震性の確保、室内の棚等の転倒防止、窓ガラスの飛散防止等、室内外の安全対策を推進する。

(3) 災害への備え

防災資機材及び3日分以上の飲料水・食料、簡易トイレ等を備蓄する。

(4) 事業継続計画（B C P）の作成

災害発生時に短時間で重要な機能を再開し重要業務の継続を図るため、事業継続計画（B C P）を作成し、災害への事前対策を推進する。

(5) 地域貢献

地域の活動や防災市民組織が行う訓練等への参加によって、災害発生時の救助、避難誘導等を連携する体制を構築する。

第1編
総則

第1部

第2部
震災編

第3部

第1部

第2部
風水害編

第1部

第2部
その他災害編

第3部

第3節 応急対策

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 自助による応急対策の実施	地域振興部	警察署、消防署
2 地域による応急対策の実施	地域振興部	警察署、消防署
3 消防団による応急対策の実施	地域振興部	消防署
4 事業所による応急対策の実施	地域振興部	警察署、消防署

■自助・共助の役割

区民	・家族の安否確認、出火防止、救助に関すること
防災市民組織等	・安否確認、出火防止、救助、避難誘導、要配慮者の避難支援に関すること
事業所	・従業員の安否確認、出火防止、救助、避難誘導、帰宅抑制に関すること

1 自助による応急対策の実施

区民は、次の行動をとることを基本とする。

- ① 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- ② 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- ③ 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

2 地域による応急対策の実施

防災市民組織、自治町会、集合住宅の管理組合は、次の活動を行うことを基本とする。

- ① 異常現象、災害危険箇所発見等の区及び関係機関への連絡
- ② 予報、警報及び各種情報の収集と伝達、広報活動への協力
- ③ 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等）
- ④ 安否や被害についての情報収集
- ⑤ 初期消火活動
- ⑥ 救出活動
- ⑦ 負傷者の手当・搬送
- ⑧ 住民の避難誘導活動
- ⑨ 避難行動要支援者の避難支援
- ⑩ 避難所運営
- ⑪ 区及び関係機関への情報伝達

- (12) 給食・給水・物資の配布
- (13) 要配慮者等の見守り、支援
- (14) 被害区域内の秩序維持
- (15) 被害調査への協力
- (16) その他災害応急対策事務への協力

3 消防団による応急対策の実施

消防団は、消防署と連携して、次の活動を行うことを基本とする。

- ① 消防隊と連携した消火活動
- ② 地域住民との協働による救助活動、応急救護活動
- ③ 災害情報の収集・伝達活動
- ④ 住民指導、避難指示の伝達、避難者の安全確保等

4 事業所による応急対策の実施

事業所は、次の活動を行うことを基本とする。

- ① 来訪者や従業員等の安全を確保し、救助活動及び救護活動を行う。
- ② 出火防止措置を実施する。
- ③ 火災が発生した場合には安全を確保した上で初期消火を実施する。
- ④ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に伝達する。
- ⑤ 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- ⑥ 事業所の災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施する。
- ⑦ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

第2章 安全な都市づくりの実現

第1節 対策の基本方針

1 基本的な考え方

災害から一人でも多くの生命及び財産を守るとともに、都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが必要である。そのため、区、都、国が主体となり、区民等と協働して安全な都市づくりの実現に向けて、防災都市づくり推進計画を踏まえながら、公園などのオープンスペースの確保などにより、安全な市街地の整備に向けた取組を推進していく。

2 対策の現状

- ① 区は、これまでに都と連携し、防災都市づくり推進計画、不燃化特区制度、市街地再開発、土地区画整理事業といった市街地整備により、「燃えない」「倒れない」まちづくりを推進している。
- ② 平成31（2019）年度はこれまでの木造建築物耐震診断助成制度を廃止し、新たに耐震診断士派遣とともに、「葛飾区耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅等耐震事業に関する説明・相談会を行い、啓発活動を実施している。さらに、住宅・建築物、分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化促進及び助成を実施している。
- ③ 災害発生時には、地域の活動拠点として防災倉庫、防火用貯水槽等を備えた防災活動拠点を区立公園等に整備することとしている。

3 対策の課題

- ① 都心南部直下地震の被害想定では、建物全壊4,589棟、火災による焼失5,373棟が予想されており、老朽化した木造住宅密集地域の改善が必要となっている。区内の木造住宅密集地域のなかでも、立石、四つ木、堀切、新小岩では、防災都市づくり推進計画において、整備地域や重点整備地域と位置付けられている。

- ② 阪神淡路大震災に代表される都市部における大地震では、地震による死傷者の多くは建物倒壊等に起因する。そのため、葛飾区耐震改修促進計画に定める耐震化の目標に向けた取組を行う必要がある。
- ③ 東日本大震災では、関東地方においても液状化による地盤災害が発生しており、地盤の液状化対策を促進するために、地盤の液状化に関する情報提供や地盤の液状化対策への支援を行う。

4 対策の方向性

① 防災都市づくりの推進

- ・都と連携して、木造住宅密集地域のうち特に甚大な被害が予想される整備地域を対象に、市街地の不燃化を促進する。(都の達成目標：不燃領域率 70%)
- ・密集市街地については、土地区画整理事業、市街地再開発事業、地区計画制度により安全で利便性の高い街づくりを推進する。
- ・当該地域の不燃化を加速するため、都の制度を活用し、老朽建築物の除去と新築の設計及び工事監理費に対しての助成を行い、災害に強い街づくりを推進する。
- ・燃えにくい住宅への建替えと老朽建築物の取壊しなどを支援することで災害に強く安全・安心な街づくりを推進する。
- ・東京都の新たな被害想定を踏まえ、建替え助成の金額を拡大し、不燃化助成事業を促進する。

② 住宅・建築物の耐震化促進

- ・住宅や建築物の耐震化は建築物所有者及び管理者が自らの問題として意識して取り組むことを基本とする。
- ・住宅や建築物の耐震化を図ることは、災害に強いまちづくりを行うことに不可欠であり、区は、耐震診断及び耐震改修等を促進するために必要な支援を行う。
- ・震災時に緊急輸送道路沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐべき道路として「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づいて指定された道路の沿道建築物の耐震化促進を行う。
- ・不燃化推進特定整備事業と連携して、不燃化及び耐震化の促進を行う。
- ・区は、耐震診断及び耐震改修の実施を促進させるため、東京都及び関係団体と十分に連携して取り組む。
- ・東京都の新たな被害想定を踏まえ、新耐震基準の建物に対して耐震化助成事業を拡大する。

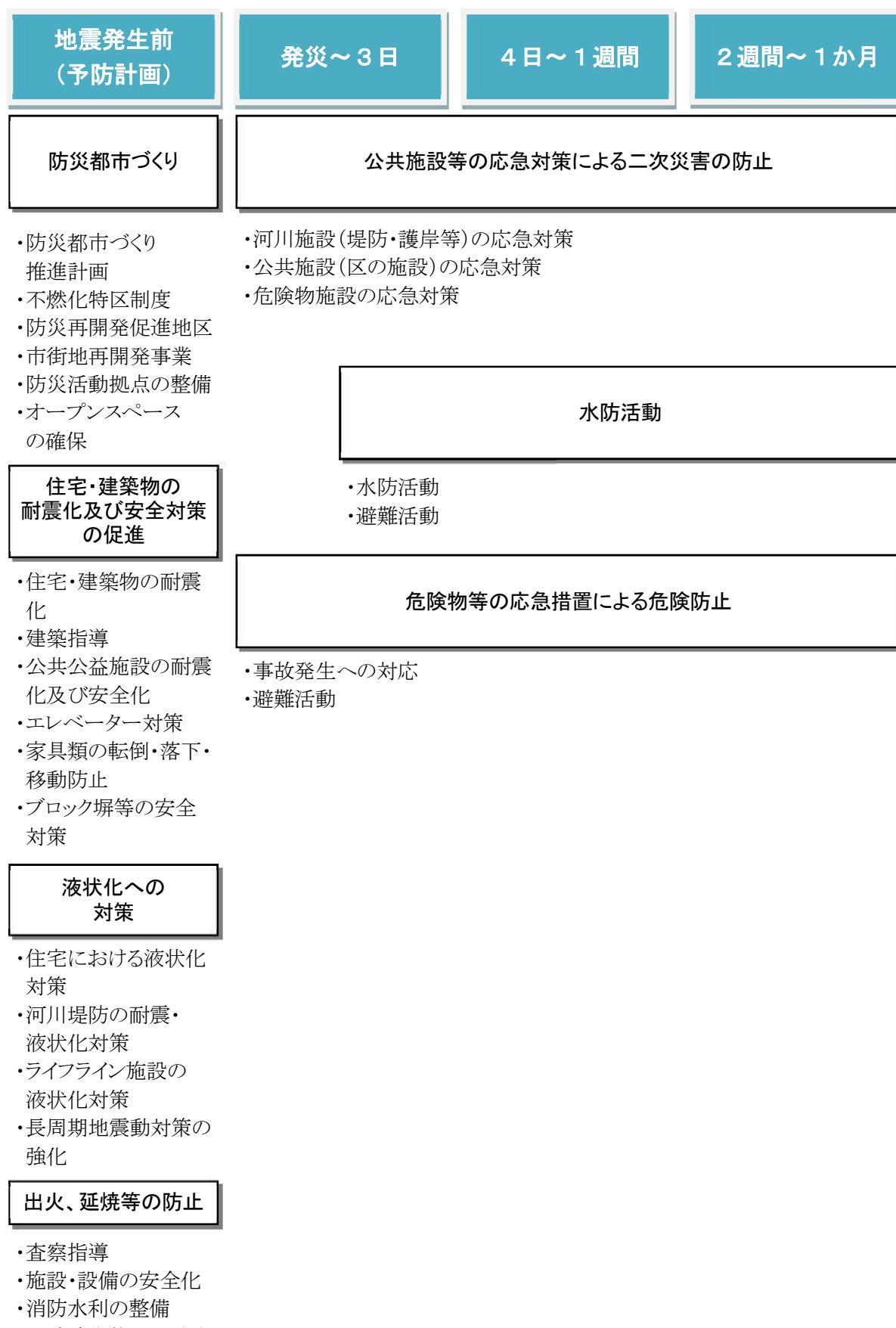
第2章 安全な都市づくりの実現

第1節 対策の基本方針

③ 住宅における液状化対策

地盤の液状化対策の必要性及び液状化対策工法等の情報提供と地盤調査や液状化対策の助成をする。

5 対策のながれ



第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部
第3編
風水害編

第2部

第1部
第4編
その他災害編

第2部

第3部

第2節 予防対策

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 防災都市づくり	地域振興部、産業観光部、都市整備部	東京都都市整備局・建設局
2 住宅・建築物の耐震化及び安全対策の促進	総務部、施設部、地域振興部、産業観光部、環境部、福祉部、健康部、子育て支援部、児童相談部、都市整備部、教育委員会事務局	消防署、東京都都市整備局
3 液状化への対策	地域振興部、都市整備部	関東地方整備局、東京都建設局・水道局・下水道局、東京ガス（株）、通信事業者、消防署
4 出火、延焼等の防止	地域振興部、環境部、健康部、都市整備部、教育委員会事務局	消防署、東京都環境局・保健医療局、警察署

■自助・共助の役割

区民	・住宅・建築物の耐震診断・耐震化、ブロック塀等・家具類の転倒・落下・移動防止等の安全対策に関すること ・自宅からの出火防止に関すること
防災市民組織等	・初期消火体制、消火訓練の推進に関すること
事業所	・事業所の出火防止、ロッカー等の転倒・落下・移動防止対策等の安全化に関すること ・自衛消防隊の体制構築、訓練に関すること ・危険物施設等の安全化に関すること

1 防災都市づくり

1－1 防災都市づくり

（1）防災都市づくり推進計画

都は、「燃えない」「倒れない」震災に強い都市の実現に向けて、重点整備地域、整備地域を指定し、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、主に、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所等の確保など、都市構造の改善に関する諸施策を展開する。

① 整備地域

整備地域は、地域危険度が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域とし、木造住宅の耐震化や、木造住宅密集地域整備事業、都市防災不燃化促進事業等の修復型事業を実施して不燃建築物への建替えを誘導するなど、防災都市づくりに係る施策を展開する。

整備地域に指定する立石・四つ木・堀切地域では、不燃領域率70%、延焼遮断帯形成率75%を目指している。

■整備地域の指定基準

以下に掲げる全ての基準に該当する防災生活圏及び当該防災生活圏に連携する区域

- ア 総合危険度5に相当する町丁目を含む。
- イ 老朽木造建築物棟数率45%以上の町丁目を含む。
- ウ 補正不燃領域率が60%未満。

■整備地域の除外基準

次のいずれかに該当する地域等

- ア 不燃領域率が70%に到達し、全ての延焼遮断帯が形成された防災生活圏
ただし、当該防災生活圏を構成する各町丁目の不燃領域率（町丁目が防災生活圏の内外にまたがる場合は、防災生活圏内にある部分を対象に算出した値も含む。）が70%に到達していること。
- イ 地区内残留地区と重複している地域
- ウ 防災性が確保された町丁目
不燃領域率が70%に到達する防災生活圏において、その不燃領域率（町丁目が防災生活圏の内外にまたがる場合は、防災生活圏内にある部分を対象に算出した値も含む。）が70%に到達し、かつ、含まれる延焼遮断帯が形成された町丁目。
ただし、重点整備地域又は総合危険度4以上の町丁目は除く。

② 重点整備地域

重点整備地域は、防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域として木造住宅密集地域の改善を一段と加速するため特に改善を必要としている地区について従来よりも踏み込んだ取組を展開する。

■地域の指定

整備地域	立石・四つ木・堀切地域 松島・新小岩駅周辺地域	約415ha 約135ha
重点整備地域	四つ木一・二丁目地区 東四つ木地区 東立石四丁目地区 堀切二丁目周辺及び四丁目地区	約28.1ha 約40.0ha 約19.5ha 約68.5ha

※地域の指定については、防災都市づくり推進計画の基本方針に準じる。

第2章 安全な都市づくりの実現

第2節 予防対策

③不燃化特区制度

重点整備地域において、老朽木造建築物の建替え・除却への助成や固定資産税の減免措置など、従来よりも踏み込んだ特別な支援を継続し、不燃化を強力に推進する制度。なお、防災都市づくり推進計画の基本方針の改定により、令和7年度まで期間が延長された。

④整備地域不燃化加速事業

令和4年12月に都が公表した「TOKYO 強靭化プロジェクト」において、整備地域での不燃領域率を向上させるため、支援制度を新設した。これを受け、区は不燃化特区以外の整備地域における不燃化を加速させるため、都の制度を活用した老朽建築物の建替え助成を実施し、災害に強い街づくりを進める。

(2) 防災再開発促進地区

区は、老朽住宅等が密集している地域の住宅の建替を促進し、住宅事情の改善・住環境の整備を行うための整備計画を策定するとともに、東京都が創設した不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）制度を活用し、災害に強い、安全で快適な市街地の形成を図る事業を推進する。

■事業計画

東四つ木地区	40ha	四つ木一・二丁目地区	28.2ha
立石地区	90ha	東立石地区	21.7ha
堀切地区	68.5ha	西新小岩五丁目地区	22.3ha

(3) 防火地域の指定

区は、都市の防災性の向上を図るため、従来から防火地域・準防火地域の指定を行ってきたが、さらに防災上重要な地域（避難場所・避難所周辺・延焼遮断帯としての幹線道路沿い等）を中心に防火地域等の指定の拡大を図る。

■指定状況（令和5年（2023）3月31日現在）

防火地域	面積 310.0ha	面積率 8.9%
準防火地域	面積 2,549.3ha	面積率 73.2%

1-2 防災都市づくりに資する事業等

(1) 防災都市づくり推進計画

東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第13条の規定に基づき、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、主に延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所等の確保など、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として定める計画

(2) 都市防災不燃化促進事業

都は、防災都市づくり推進計画における延焼遮断帯の周辺区域のうち、早急に不燃化が必要な区域を「不燃化促進区域」として指定する。

区域指定後10年間で同区域内の不燃化率が70%になるように、区域内での耐火建築物の建築費を一部助成することにより耐火建築物への建替促進を図る。

都は、事業主体である区に対して、国とともに事業に要する費用の一部を補助している。

(3) 土地区画整理事業

都は、都施行の土地区画整理事業を着実に実施するとともに、大規模跡地を活用して土地利用の転換を図るなど、都市機能の更新を行う。

道路・公園などの整備により、避難・延焼遮断空間を確保し、倒壊・焼失危険性の高い老朽建築物の更新等地域の不燃化を促進する。

公共施設の整備水準が低い地区や無秩序に宅地化が進み生活環境が悪化している地区等において、土地の交換分合により公共施設用地を確保し、道路・公園等の整備・改善を図り、地区環境を改善して安全で快適なまちを実現する。

土地区画整理組合や区が実施する土地区画整理事業に対して指導及び助言を行うとともに、事業促進に向け、助成を行う。

(4) 住宅地区改良事業

都は、既成市街地において、老朽木造住宅が密集し、災害の危険性が高い劣悪な環境下にある地区について、既存住宅を除却し新たに中高層の耐震耐火住宅や道路・公園等の整備を行う区に対して助成を行う。

第2章 安全な都市づくりの実現

第2節 予防対策

(5) 住宅市街地総合整備事業

都都市整備局は、既成市街地において、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う。

都においては、拠点開発型と密集住宅市街地整備型の事業を行っており、拠点開発型については、事業主体である区市に対して国が事業に要する費用の一部を補助している。

密集住宅市街地整備型については、国の補助を受けて都自ら行うほか、事業主体である区に対して、事業に要する費用の一部を補助している。

(6) 不燃化推進特定整備事業（不燃化特区）

都は、整備地域において、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を、区からの提案申請により不燃化特区として指定し、都と区とが連携して不燃化を強力に推進する。

指定した不燃化特区において、老朽建築物の除却や建替え促進に向けた助成、区が行う全戸訪問による制度周知や専門家派遣などの取組を支援する。また、借地人や借家人に対して引越代等を支援する住替え助成や公共施設への転換を予定した用地取得の助成や、全戸訪問の回数制限の撤廃など、不燃化の取組を一層推進する。

(7) 地区計画制度の推進

都は地区計画（※）制度を木造住宅密集地域の改善、拡大の未然防止の一手法として、積極的な活用が図られるよう、区を誘導・支援する。

※地区計画

身近な地区レベルでのスプロール化やミニ開発、建築物の用途の混在等を防ぐため、土地利用の規制や建築物の用途・形態の制限などを総合的に定めて、まちづくりに係る諸制度を活用して良好な市街地を形成する制度である。

(8) 地区計画策定支援事業

都は、木造住宅密集地域拡大の未然防止を図る地区計画の導入や新たな防火規制区域の指定等を行う区に対し助成を行う。

(9) 国土調査事業（地籍調査）

密集市街地では、土地の所有関係が錯綜しており、公共事業等の実施前に土地の所有関係を整理する必要がある。都及び区は、地籍調査の事業計画を立て、地籍調査を実施し、地籍簿及び地籍図を作成してきた。

特に、「防災都市づくり推進計画」の重点整備地域を含む密集市街地では、「都市再生地籍調査事業」により多くの街区の境界が先行的に調査されている。境界が決まることで、他の防災関連事業の推進や震災時の境界の復元に利用される。

1-3 安全な市街地の整備と再開発

(1) 市街地再開発

① 計画目標

木造市街地が無秩序に密集し、道路・駅前広場等の公共施設が不足している市街地を再開発することにより、耐震耐火建築物の建設と道路・公園・広場等の公共施設を総合的に整備し、災害に強い、安全で快適な市街地の形成をめざす。

② 現況

再開発の具体化に向けて調査・検討等を進めている地域や事業が進んでいる地区は次のとおりである。

■立石駅周辺地域	立石駅北口地区・南口東地区・南口西地区	約 4.5 万 m ²
■金町駅周辺地域	東金町一丁目西地区	約 3 万 m ²
■新小岩駅周辺地域	新小岩駅南口地区	約 1.5 万 m ²
■高砂駅周辺地域		約 84 万 m ²

(2) 土地区画整理

① 計画目標

「土地区画整理事業を施行すべき区域（旧緑地地域）」において、防災上問題となる乱開発を防止するため、基盤整備の状況に応じて土地区画整理事業等を推進し、公共施設の整備改善・宅地の利用の増進を図り、安全で快適な住環境の整備に努める。

② 事業計画

「土地区画整理事業を施行すべき区域（旧緑地地域）」の計画的な市街地の形成を目指して、地域住民の合意形成を図りながら、土地区画整理事業を推進するとともに地区計画制度等の誘導的手法を活用し、区民主体のまちづくりを推進する。

(3) 地区の街づくり

区は、地区計画制度により安全性の高い街づくりを推進する。

1－4 防災活動拠点の整備

区は、災害時に地域の活動の場となる防災活動拠点として、防災倉庫、防火用貯水槽、防災井戸、マンホールトイレ、かまど兼用ベンチ等の防災施設を備えた公園を整備する。

また、一定規模以上の公園についても、公園の改修に合わせ、防災活動拠点として整備する。

さらに、災害復旧拠点となる公園（防災活動拠点等）から排水を受け入れる下水道の耐震化を推進する。

なお、これらの設備の定期点検は、地域の自治町会等で構成されている防災活動拠点管理運営委員会が行う。

1－5 オープンスペースの確保

（1）公園・児童遊園の整備

公園・児童遊園は、区民の憩いの空間としてだけでなく、災害発生時には延焼遮断、一時集合場所、防災活動拠点等の防災機能を果たすものである。そのため、区は、密集市街地や公園不足地域を重点に用地の取得に努め、配置の均衡を図りながら整備を進める。

（2）水元公園の整備促進

区は、水元公園の計画事業推進を都に要請していく。

（3）土地の有効活用によるオープンスペースの確保

市街地再開発事業や土地区画整理事業等による面的な整備の実施にあたって、オープンスペースの確保に努める。

また、都市再生機構の建て替えや集合住宅の建設等の開発行為に際して、敷地に応じた空地を整備するよう指導する。

（4）農地の保全

区は、生産緑地制度や休耕地を区民農園として活用するなど、市街地における防災上有効なオープンスペースとしての農地を保全し、災害時の避難スペースとしてその確保に努める。

2 住宅・建築物の耐震化及び安全対策の促進

2-1 住宅・建築物の耐震化

区は、耐震化を進めることで、震災時における建築物の倒壊などから、人命を保護するとともに道路の閉塞を防ぎ、大地震発生時の被害軽減と防災上安全な街づくりを推進する。

また、耐震化を促進するために、広報紙、ホームページ、パンフレットによる案内のか、協定団体である東京都建築士事務所協会葛飾支部と連携を図り、説明会・相談会等の様々な機会を活用した耐震化に関する普及啓発、助成及び派遣を行う。

- (1) 木造住宅耐震診断士派遣
- (2) 木造住宅耐震助成（補強設計・耐震改修、耐震改修、建替え、除却）
- (3) 民間建築物耐震助成（耐震診断、耐震改修設計、耐震改修）
- (4) 緊急輸送道路沿道建築物耐震助成

特定緊急輸送道路建築物耐震助成（補強設計、耐震改修、建替え、除却）

一般緊急輸送道路建築物耐震助成（耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え、除却）

- (5) 耐震シェルター等設置助成
- (6) マンション耐震アドバイザー派遣

2-2 建築指導

区及び消防署は、建築物について関係法令の防災関係諸規定に適合するよう指導徹底し、災害の予防に努める。

- (1) 一般建築物

区及び消防署は、建築物の位置・構造及び施設について、建築基準法、関係法令及び消防関係法令に定められた技術上の基準に適合し、維持するよう指導徹底する。

また、必要に応じて立入検査を行い、結果等について関係各機関に連絡する。

- (2) 高層建築物（高さ 31m 超え）

消防署は、高層建築物について避難や消防活動面から困難があることから、次の点を指導徹底する。

- ① 統括防火・防災管理体制の充実
- ② 火気使用設備及び火気管理の徹底
- ③ 消防計画の整備、自主防災体制の強化
- ④ 防災設備の機能確保
- ⑤ 避難体制の確立

2-3 公共公益施設の耐震化及び安全化

区は、次のように公共公益施設の耐震化及び安全化を実施する。

(1) 施設の耐震化

災害時の応急対策の拠点となる区本庁舎（本館・議会棟）や避難所となる小中学校、一時提供型住宅となりうる公的住宅等の重要施設は、耐震診断・補強工事等を実施し、主な区有建築物は、耐震化を完了した。

(2) 非構造部材の耐震化等

学校、保育園等における天井、外壁等の非構造部材の耐震性点検と対策工事を実施する。

また書架などの転倒防止や窓ガラスの飛散防止についても順次実施する。

(3) その他

① コンピューターシステムの転倒防止

総合庁舎のフリーアクセスフロア（床）の耐震強度の引き上げ、コンピューター機器のボルト止め・ワイヤー張りにて固定している。

窓口に設置しているパソコンは、耐震マットにて固定している。

② 白ガス管改修

公共施設に敷設されている白ガス管（配管用炭素鋼鋼管）の改修を完了している。

2-4 エレベーター対策

(1) 区有施設のエレベーター対策

区は、エレベーターの閉じこめ防止、早期救出体制及び復旧を円滑に行うために、次の対策を実施する。

① 閉じこめ防止機能の向上

区の公共施設にP波感知型地震時管制運転装置等のエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努めると共に、優先順位を定め計画的にエレベーターの更新を行っていく。設置は、防災拠点となる施設、福祉施設、多数の人が利用する大規模施設を優先させ、その他の施設は、必要に応じて優先順位を定めて設置する。

② 救出体制の構築

エレベーター保守管理会社と連携して、委託管理者を対象とした救出についての講習会の実施に取り組む。

③ エレベーター保守会社との連絡体制強化

エレベーター保守管理会社に保有回線増強、バックアップセンターの確保を要請する。

また、災害時優先電話の導入について通信事業者と協議する。

④ 早期復旧体制の構築

限られた保守要員で早期復旧を図るため、1施設につき1台のエレベーターを復旧させる「1区有施設1台」ルールを普及・啓発する。

保守要員による点検なしに仮復旧できる自動診断仮復旧システムの設置を検討する。

(2) 民間建築物のエレベーター対策

① 閉じ込め防止装置設置の指導

区は、建築確認申請や定期報告の機会をとらえて、エレベーターの閉じ込め防止装置等の設置について指導する。

② 「1ビル1台復旧ルール」の徹底

地震発生時に、最低限の縦動線を確保するため「1ビル1台の復旧」を普及・啓発する。

2-5 家具類の転倒・落下・移動防止

(1) 天井落下防止対策

都及び区は、建築物について、特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井）、外壁タイル、F I X窓（固定された窓）ガラスについて、定期報告制度を活用して建築物所有者に適切な処置を図るよう促す。

(2) 既存建築物落下物対策

区は、災害時の落下物による人的・物的被害の防止及び避難・復旧活動用道路を確保するため、幹線道路、繁華街、駅周辺などに面した3階建て以上の建築物で危険性の高いものについて、所有者に適切な処置を図るよう促す。

(3) 屋外広告物に対する規制

区は、東京都屋外広告物条例に基づき、広告物の管理者等に対し、屋外広告物の許可申請時等に安全確保に関する指導を行う。

第2章 安全な都市づくりの実現

第2節 予防対策

(4) 自動販売機の転倒防止

都は、自動販売機の転倒防止について、国において昭和54（1979）年に日本工業規格として制定された「自動販売機の据付基準」に基づき、必要措置を講じるよう業者団体に対し指導を行う。

(5) 家具類の転倒、落下、移動防止対策

① 区は、区の施設の転倒、落下、移動防止対策を実施する。

② 区及び消防署は、防災広報や防災訓練の起震車体験等を通じて、区民に家具類の転倒・落下・移動防止について啓発する。

③ 区及び消防署は、家具類の転倒、落下、移動防止対策等の重要性について、広く区民や事業者に周知し、各種調査結果を活用して、対策実施率の更なる向上を図るとともに、正しい家具類の転倒、落下、移動防止対策についての指導を推進する。

④ 消防署は、以下により家具類の転倒、落下、移動防止対策の普及、啓発を図る。

ア 家具類の転倒、落下、移動防止普及用リーフレットの作成、配布、家具類の転倒、落下、移動防止対策ハンドブックを活用し、区民や事業所に対する防災指導を実施

イ 防災週間中のイベントや防災訓練時の普及、啓発及び家具類の転倒、落下、移動防止器具の取付講習の実施

ウ 関係機関、関係団体等と連携した周知

エ 映像、インターネット広告など多様な手法を活用し、家具類の転倒、落下、移動防止に向けた普及啓発を実施

⑤ 区は、高齢者や障害者がいる世帯を中心に、家具類の固定器具の配布、取付けなどの支援制度を設けるなど、家具類転倒、落下、移動防止器具の取付事業を推進する。その際、耐震診断、耐震改修等の震災対策全般の相談窓口を設けるなど、住民の利便性を図るように努める。

2-6 ブロック塀等の安全対策

(1) 安全対策

ブロック塀等の安全確保対策の啓発・注意喚起の情報提供と撤去費や再築費の助成をする。

(2) 区有施設の改修

区は、庁舎、学校等の区有施設について、不適合ブロックと万年塀について緊急性の高いものから順次、撤去・改修を進める。

(3) 生垣造成への支援

区は、生垣造成に伴うブロック塀等撤去等の工事に対し、補助を行う。

3 液状化への対策

3-1 住宅における液状化対策

(1) 地盤の液状化対策に関する情報提供

地盤の液状化に関する知識を深め、液状化による建物被害に備えるため、液状化が発生する仕組みや地盤調査及び液状化対策等について、区民向けのパンフレットを作成する。

(2) 液状化対策の促進

窓口相談や説明会を実施し、地盤の液状化に関する適切な情報提供を行うとともに、住宅の新築や建替えの際の地盤調査費及び液状化対策費の助成並びに液状化判定調査の無料派遣を行う。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3編
風水害編

第3部

第4編
その他災害編

第1部

第2部

第3部

3-2 河川堤防の耐震・液状化対策

(1) 江戸川

江戸川は利根川の派川で、利根川・江戸川水系河川整備計画に基づく改修工事を実施している。また、地震対策として、河川管理施設の耐震補強や緊急用河川敷道路、緊急用船着場の整備を図っている（「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」平成25（2013）年5月策定、平成28（2016）年2月変更、平成29（2017）年9月変更、令和2（2020）年3月）変更。

(2) 荒川

堀切橋下流側を高潮区域及び上流側を一般改修区域とし、改修計画に基づき工事を実施している。また、地震対策として、河川管理施設の耐震補強や、被災後の復旧が迅速に行える様に荒川の左右岸に緊急用河川敷道路及び緊急用船着場の整備を図っている。

重要水防箇所として位置づけられている京成本線荒川橋梁部及びその周辺堤防部の水害対策について、区は令和2年9月に荒川下流河川事務所・京成電鉄・足立区と水防活動の手順をとりまとめた確認書を締結し、越水防止対策として必要な資機材を配備し、台風や大雨時等に備えている。

計画規模を上回る洪水等に対し、堤防決壊による壊滅的な被害を回避するための対策としてまちづくりと一体的な高規格堤防の整備を進めている。

高規格堤防は、必要に応じ地盤改良を行い堤防の勾配を緩やかにするため、地震による液状化や地滑りにも強く、また従来の堤防裏がオープンスペースとなるため、震災時・水害時の避難場所として利用が可能となる。（平成28（2016）年3月 「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】」策定、令和2年（2020）9月変更）

(3) 中川

高砂橋上流部は国土交通省、高砂橋上流端から下流は東京都江東治水事務所で堤防等の耐震・耐水対策を進めており、東京都第五建設事務所が管理している。

国土交通省では堤防嵩上げ等の河川改修を実施しており、近年では新宿の堤防嵩上げを実施した（「利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画【大臣管理区間】」令和5年（2023）11月策定）。東京都管理区間については、令和3年12月に策定された「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、堤防の耐震対策等を実施している。

(4) 新中川

中川より高砂橋下流から分派して南へ流れる新中川は、東京都第五建設事務所が管理している。

また、令和3年12月に策定された「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、東京都江東治水事務所が堤防の耐震対策等を実施している。

（5） 綾瀬川

葛飾区内の綾瀬川は、堀切菖蒲水門から綾瀬排水機場までの1.2km区間（国土交通省管理）以外については東京都管理となっている。

都は、平成19（2007）年度から平成23（2011）年度にかけて綾瀬川右岸小菅一丁目地区において、スーパー堤防を整備した。現在は中川と同様、「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき堤防の耐震対策を実施した。

（6） 大場川

大場川は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により、区が管理している。整備については、東京都建設局が行っている。現在は中川と同様、「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき堤防の耐震対策を実施した

3-3 ライフライン施設の液状化対策

（1） ガス施設

東京ガス（株）は、ガス導管に地震時の地盤の動きに追随できる溶接接合管、メカニカル継手、可とう性配管、ポリエチレン管等の採用により、耐震性の向上に努める。

（2） 通信設備

通信事業者は、液状化のおそれのある地域については、管路、マンホール等の更改、増設計画に合わせて、次の対策により耐震性の向上を図る。

- ① 管路離脱防止継手、及び差し込み継手の金属管の使用
- ② 橋梁添架等の耐震対策の実施
- ③ マンホール浮き上がり防止のための、グランベルドレーン工法及びグリッドドレーン工法の実施

（3） 上下水道施設

都下水道局は、緊急輸送道路などから優先的にマンホールの浮上抑制対策を進め、都水道局では、都の被害想定で震災時の断水率が高い地域を取替優先地域と位置づけ、当該地域の水管路の耐震継手化を重点的に進めます。

3-4 長周期地震動対策の強化

（1） 室内の安全確保

第2章 安全な都市づくりの実現

第2節 予防対策

区は、高い階層にある事業所や住宅における長周期地震動の危険性や家具類の転倒・落下・移動防止対策の重要性について、広報紙等により周知を図り、安全確保を促進する。

(2) 高層住宅対策

地震時には、高層住宅においては家具類の転倒はもとより、ライフラインやエレベーターの停止などによる高層住宅に特有の生活支障が発生することが予想される。一方で、被害が軽微であれば、在宅避難が原則となる。

区は、高層住宅における防災力を向上させるため、高層住宅居住者やマンション管理事業者等と連携して、高層住宅の防災対策の基本方針を定めた要綱等を策定する。

さらに、要綱等に基づき、自助・共助・公助の役割分担を明確にした上で、それぞれの防災対策の取組を定め、必要な支援を行う。

4 出火、延焼等の防止

4-1 出火等の防止

(1) 火気使用設備、器具の安全化

消防署は、火災予防条例に基づき、火気使用設備・器具周囲の保有距離の基準及び火気使用設備の固定等、各種安全対策の促進を図る。

また、各種安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検、整備について指導の徹底を図る。

(2) 電気器具からの出火防止

消防署は、電気器具や配線からの出火を防止するため、電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

(3) 出火防止のための査察指導

消防署は、火災による人命に及ぼす影響が極めて高い不特定多数の者の出入りする施設及び多量の火気使用や危険物を取り扱う事業所等に対し、立入検査を実施するとともに、一般住宅についても防火診断等を通じ地震時の出火防止の指導を強化する。

① 飲食店・百貨店等防火対象物及び工場、作業場等で多量の火気を使用する対象物に対し、重点査察を実施し、火気使用設備・器具等の固定や当該設備器具への可燃物の転倒・落下防止措置を図るとともに、発災時における従業員の出火防止措置等の対応要領等についても指導する。

② その他の事業所及び一般住宅等についても防火診断等を通じて①と同様の指導を行う。

また、地震後の出火防止を徹底するための安全確保要領についても指導を行い、地震に伴う出火防止対策の徹底を行う。

- ③ 製造所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等について、立入検査を実施し、適正な貯蔵取扱いについて指導するとともに、これらの施設を有する事業所に対しても、地震時における出火危険排除のための安全対策について指導を強化する。
- ④ 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。
- ⑤ 停電復旧時の通電火災防止対策等について推進する。

（4）震災対策マニュアルの作成指導

区は、都条例「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく適正管理化学物質を使用している工場、指定作業場に対して、化学物質管理方法書（震災対策マニュアル）の作成とこれに基づく管理を指導する。

（5）住宅用防災機器の普及・維持管理の促進

消防署は、全ての住宅に設置が義務化された住宅用火災警報器の設置と交換時期の周知など適正な維持管理の促進をはじめ、住宅用防災機器等の普及を図る。

また、区は、地震による停電が復旧した後の通電火災を防止するため、揺れを感じて通電を遮断する「感震ブレーカー」の設置について普及を図る。特に、都の「地震に関する地域危険度測定調査」による火災危険度ランク※3以上の地域で、集合住宅を除く木造建物（2階以下）に対して普及を図り、設置率25%を目指に様々な対策を行う。

※地震時に発生する出火による建物の延焼被害の危険性を表す指標

（6）電気設備等の安全化

変電設備、自家発電設備、蓄電池設備は、火災予防条例により出火危険度の高い設備として出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理について熟練者による点検・整備が義務付けされている。また、コンピューターなど情報関連施設の電気施設や通信施設の火災事故は、社会に極めて大きな影響を及ぼすため、電気設備の安全対策の強化を推進する。

（7）共同溝及び洞道の安全化

火災予防条例により一定規模以上の共同溝、洞道について、消防活動上必要な事項の届出が義務付けられているため、消防署は、情報を把握し、事前の消防対策を確立する。

（8）文化財の出火防止

区は、次のように文化財の出火防止を図る。

- ① 建築物の内外における裸火、喫煙等の禁止措置及び消防上必要な消防用設備の設置を指導推進する。
- ② 自衛消防組織の充実強化を図るとともに搬出用具等を整備するほか、災害予防に関する事項については関係各機関と常に密接な関係を図るよう指導する。

第2章 安全な都市づくりの実現

第2節 予防対策

- ③ 法令に基づき文化財の管理について指導を行うとともに、毎年1月26日の「文化財防火デー」に学校教育、社会教育を通じて文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識を高揚させる。

4-2 初期消火体制の整備

(1) 区民への指導

消防署は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、区民一人ひとりの出火防止に関する知識、消火器の設置や地震に対する備えなどの防災教育、防災訓練を実施する。

また、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ、住宅用防災機器等の普及を図る。

(2) 消防用設備等の適正化

消防署は、屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等の貯水槽・加圧送水装置・非常電源設備等が地震時においても確実な機能確保が図れるよう指導する。

(3) 街路消火器の整備

区は、初期消火に活用するため、地域の共有物品として街路に消火器を設置する。

- ① 震災時等の火災に備え、設置してある街路消火器の点検や適正配置に努める。
- ② 常時使用可能な状態を確保するため、経年消火器の取替、薬剤の詰替を実施する。
- ③ 訓練等により、消火器の使い方を指導する。

(4) 街路スタンドパイプの整備

区は、初期消火に活用するため、地域の共有物品として街路にスタンドパイプを設置する。

- ① 震災時等の火災に備え、設置してある街路スタンドパイプの点検や適正配置に努める。
- ② 訓練等により、スタンドパイプの使い方を指導する。

4-3 延焼の拡大防止

(1) 消防署

消防署は、震災時において、消防力を有効活用するため、地震被害の態様に対応した各種活動計画を樹立し、計画に基づき訓練に努め即応体制の確立を図る。

また、消火活動が困難な地域を解消するため、消防活動上支障がある地域や延焼危険の高い地域など、地域特性を把握し、消防活動の観点から防災都市づくり事業等に対して提言、要望をする。

(2) 消防水利の整備

① 計画目標

震災時の同時多発火災に対処するために、国で定める「消防水利の基準」に基づき、消防水利の整備を推進するとともに、既存水利の機能維持を図るほか、関係機関と連携を図り、防火水槽等の消防水利施設の設置を促進する。

第2章 安全な都市づくりの実現

第2節 予防対策

② 消防署における消防水利推進項目

- ア 震災時の同時多発火災や市街地大火に備え、耐震性を有する防火水槽等を整備する。
- 都、区及び関係機関と連携して、河川等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。
- イ 木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- ウ 防火水槽の鉄蓋を軽可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- エ 経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する。
- オ 消防水利が不足する地域に対し、耐震性を有する防火水槽等の整備を推進するとともに、都や区と連携した水利整備の推進に努める。
- カ 民間の建設工事に併せて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。
- キ 区が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例に基づき、防火水槽等の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、区における宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。
- ク 都有地等の売却に際し、既存の防火水槽等の存知や代替水利の確保を図る。

(3) 防火貯水槽の設置

区は、公共施設及び特殊建築物を整備する際には、東京都震災対策条例に基づき、防火貯水槽の整備に努める。

民間建築物に対しては、「葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例」に基づき、集合住宅の建築に際し、消防署と協議するよう指導する。

また、小規模雨水貯留槽を設置する個人に対しては、費用の一部を補助する。

(4) 消防活動路の確保

都及び区は、市街地整備事業として、消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、無電柱化、コーナー部分の角切りの整備など関係機関とともに検討し、消防活動路等の確保に努める。

4-4 地域防災体制の確立

大規模地震では、同時多発火災、救助・救急事象の多発、消防活動障害の発生により、円滑な消火活動が阻害される場合がある。そのため、地域の防災関係機関、住民、事業所等様々な組織の連携による活動体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る。

(1) 防災市民組織に対する軽可搬消防ポンプ、スタンドパイプの貸与

「防災市民組織に対する軽可搬消防ポンプの貸与に関する要綱」に基づき、各防災市民組織に対し、C-1級又はD-1級の軽可搬消防ポンプを貸与することにより、防災行動力を強化し、火災の拡大防止を図る。

また、建物倒壊危険度、火災危険度の高い地域の防災市民組織に対してスタンドパイプを貸与することにより、防災行動力を強化し、火災の拡大防止を図る。

(2) 事業所と防災市民組織等との連携体制

- ① 地域防災の充実を図るため、事業所相互間の協力体制及び事業所と防災市民組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制を整備する。
- ② 店舗併用住宅等の小規模事業所については、地域の防災市民組織等と連携して活動できるように整備する。
- ③ 事業所及び地域の防災市民組織等が保有している簡易救助器具利用の協定締結について働きかける。

(3) 合同防災訓練の実施

区は、消防署、消防団、事業所の自衛消防組織及び防災市民組織等が連携した合同防災訓練を継続的に実施するよう指導する。

4-5 危険物施設、高圧ガス・毒物・劇物取扱施設等の安全化

(1) 危険物施設

区は、危険防止を図る必要のある工場、指定作業場等の情報及びそこで使用している化学物質、危険物の種類を把握する。

消防署は、次のような危険物対策を実施する。

① 保安対策

- ア 危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図る目的で、危険物施設の予防規程及び防災計画の完全な遵守とそれに基づく訓練の実施並びに危険物事業者間の相互応援組織の育成充実を促進する。

第2章 安全な都市づくりの実現

第2節 予防対策

イ 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等にあたっては十分な用地を確保させるとともに、危険物の貯蔵については努めて安全性の高い方式等に転換することを促進する。

(2) 規制及び立入検査

ア 規制

危険物施設は、貯蔵し又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様により、消防法令に基づき、位置・構造・設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱及び運搬並びに自主保安管理等に関する規制を行う。

イ 立入検査

消防法第4条及び第16条の5の規定に基づく立入検査を行うほか、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者及び危険物施設保安員による自主的災害予防態勢の確立について指導を行う。

(2) 液化石油ガス消費施設の安全化

都は、所管する液化石油ガス（LPG）販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。また、学校等の公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置、全施設に対する安全装置付末端閉止弁の設置等の指導に努める。

(3) 火薬類保管施設

都は、火薬類保管施設に対し、保安検査及び立入検査を実施して、保安を確保する。少量の火薬類についても、隨時、立入検査を実施して保安に関する指導監督を行う。

(4) 高圧ガス施設

都は、高圧ガス施設に対し、立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や安全性確保を指導する。

(5) 毒物・劇物取扱施設

都及び区は、危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。また、学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を小中高等学校及び特別支援学校に周知する。

区は、学校での毒物劇物の管理について指導する。

(6) 化学物質関連施設

都及び区は、ポリ塩化ビフェニル（PCB）機器の使用や保管状況について情報共有を図る。

(7) 放射線等使用施設

都は、R I (ラジオ・アイソトープ)による環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討する。

4-6 危険物等の輸送の安全化

(1) 警察署の対応

警察署は、路上点検を行い、指導取り締まりを推進するとともに、関係機関等の連絡通報体制を確立する。

(2) 消防署の対応

消防署は、次の対策を実施する。

- ① タンクローリー、トラック等の危険物輸送車両について、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について法令基準等に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導にあたっては、隣接各県と連絡を密にし、安全指導を進める。
- ② 鉄道タンク車による危険物輸送について、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。
- ③ 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3編
風水害編

第3部

第4編
その他災害編

第1部

第2部
その他災害編

第3部

第3節 応急対策

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 公共施設等の応急対策による二次災害防止	都市整備部、施設部	関東地方整備局、東京都建設局
2 水防活動	地域振興部、都市整備部	関東地方整備局、東京都建設局
3 危険物等の応急措置による危険防止	地域振興部、健康部	消防署、東京都環境局・保健医療局

1 公共施設等の応急対策による二次災害防止

1-1 河川施設の応急対策

区及び河川管理者は、堤防・護岸といった公共土木施設が地震により被害を受けた場合は、速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。

(1) 区

区内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに国及び都に報告するとともに、必要な措置を実施する。

排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプの貸し出しが求め、これにより排水作業を継続し、内水による被害の拡大を防止する。

また、施設の応急復旧については、必要な場合は応急対策工事を行う。

(2) 都

水門等については、地震発生及び津波警報が発表された場合には、必要な操作体制をとる。また、河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

堤防、護岸の崩壊により被害を生じた場合は、水害の発生を防止するため、又崩壊の拡大防止のため緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を行う。

なお、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により、区が管理している大場川は除く。

(3) 関東地方整備局

地震が発生した場合、ただちに堤防、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。

破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧、河川構造物（水門、排水機場等）操作により被災発生源となる河川水を他の河川に排水する。

道路網の被災、火災発生時等には、要請に応じ緊急用河川敷道路の利用、消火水としての河川の利用、物資確保、避難所等における河川敷の利用等に応じる。

情報網に被災があった場合は、連絡要員（リエゾン）を派遣するとともに都及び区の行う応急対策に関し、要請があれば指導を行う。

1-2 公共施設の応急危険度判定

区は、余震等による倒壊や部材の落下等を防ぐため、応急対策上重要な役割を果たす公共施設について、優先的に応急危険度判定を行う。応急危険度判定は、区職員のほか、区との協定に基づき東京都建築士事務所協会葛飾支部が行う。また、避難所の応急修繕は、区職員のほか、建築協会が行う。区内に震度6弱以上の地震が発生した場合、各役割に従って自動的に災害対策活動へ移行する。

優先する公共施設は、次のとおりである。

■危険度判定優先施設

- (1) 区役所及び応急対策で活用する区施設※
- (2) 避難所（第一順位）
- (3) 災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院（いずれも要請に応じて）

※奥戸総合スポーツセンター、水元総合スポーツセンター、男女平等推進センター、テクノプラザかつしか、区民事務所、地区センター等

2 水防活動

地震発生により堤防や河川構造物等が被災した後に水害の危険が高まった場合、気象情報や河川の水位情報に基づき水防活動を実施する。

また、浸水が予想される場合は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発表し、避難対策を実施する。

※対策の詳細は、風水害等編に準拠する。

3 危険物等の応急措置による危険防止

高压ガス施設や毒物・劇物取扱施設の事業者は、施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

消防署は、災害の進展等により住民を避難させる必要がある場合の区への通報や災害応急対策等を実施し、都及び区は、事業者等に対し、危険物の種類と特性に対応した措置をとるように指導する。

区は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、影響を考慮して住民等の避難指示、避難誘導、避難所の開設等の実施、又、関係機関より事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第3章 安全な交通ネットワーク 及びライフライン等の確保

第1節 対策の基本方針

1 基本的な考え方

道路、鉄道といった交通関連施設は、人命救助、消火活動、物資輸送等を行う生命線であり、発災時であっても、その機能を確保することが重要である。

また、発災後の区民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、上下水道をはじめとした各種ライフラインの機能を確保することが不可欠である。

そのため、施設の管理者は、災害に強い施設づくりを実施するとともに、発災時においても緊急輸送が効果的に実施できるよう対策を推進する。

2 対策の現状

- ① 区は、都市計画道路の整備、橋梁の点検及び補修・架け替え、細街路拡幅整備事業等により、建築物の倒壊等による道路閉塞の防止と交通ネットワークの確保を進めている。
- ② 都は、道路整備や緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、水道管路の耐震継手化、下水道管きよの耐震化及びマンホールの浮上抑制対策について取り組んでいる。
- ③ 国土交通省は、国道6号の拡幅・立体事業を推進している。
- ④ 各ライフライン事業者は、施設の耐震化等の取り組みを進めている。

3 対策の課題

- ① 大規模地震では、揺れや液状化等による道路・橋梁の被害により、緊急自動車や輸送車両の通行支障が想定されるため、交通ネットワークの確保のために早期の整備が必要である。
- ② また、沿道の建築物倒壊のため緊急輸送道路、密集市街地の細街路が閉塞され、輸送、消火、避難の支障となることが想定され、道路の拡幅や建築物の耐震化が必要である。
- ③ 都心南部直下地震において葛飾区では、停電率 15.6%、通信の不通率 5.5%、ガスの供給停止率 5.6%、断水率 57.7%、下水道管きょ被害率 7.0%と想定されており、被災後の区民生活の継続に大きな支障となる。そのため、事業者による継続的な施設整備のほか、自助・共助・公助による備蓄等の日頃の備えも必要となる。

4 対策の方向性

① 道路、橋梁の安全確保

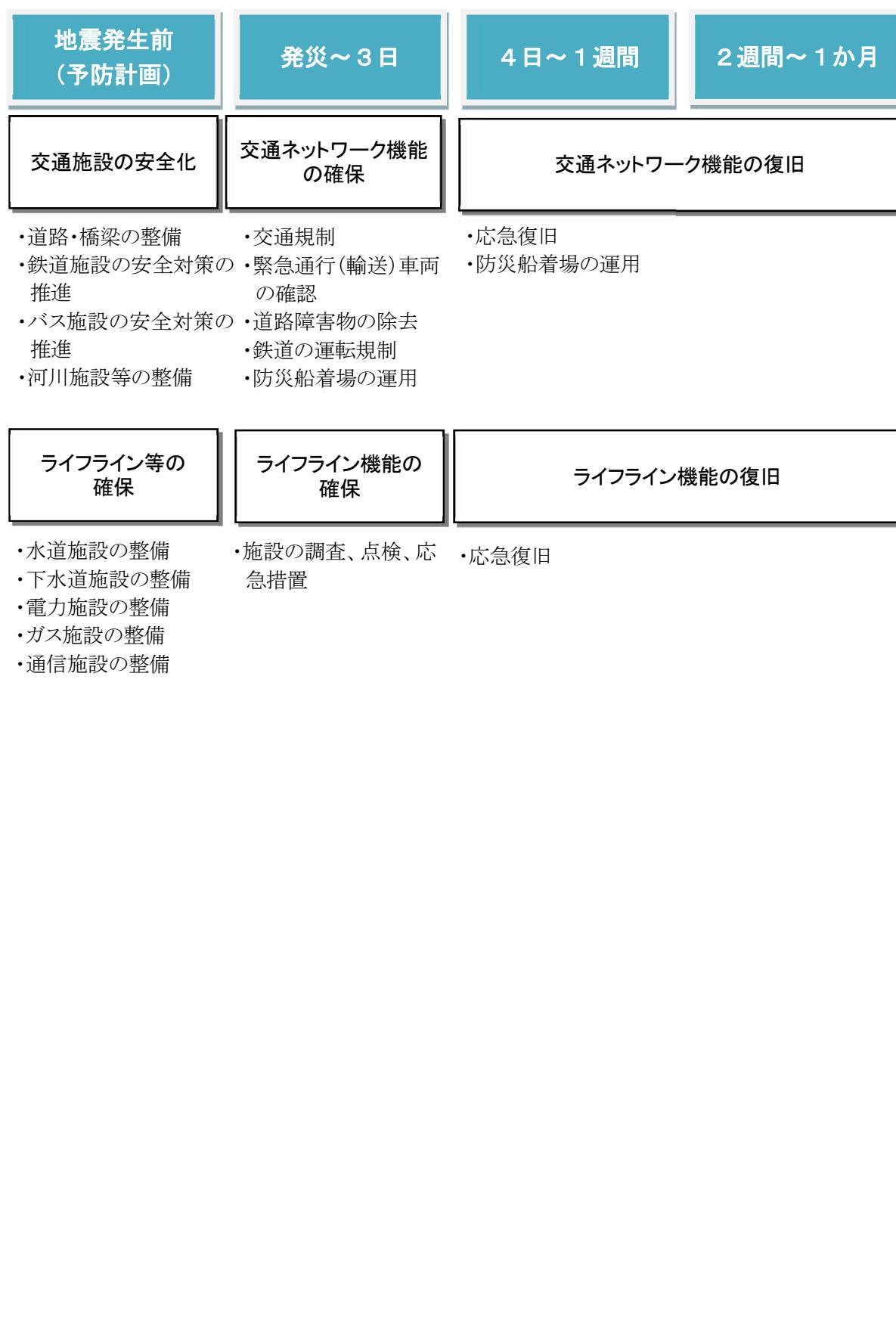
災害に強い交通ネットワークを確保するために、都市計画道路の整備、橋梁の点検及び補修、架け替え等を実施する。また、建物密集地の細街路は、拡幅事業や地区の防災まちづくりにより拡幅を図る。

② ライフライン等の確保と備蓄の推進

ライフラインの事業者は、施設の耐震化やバックアップ機能の確保、早期復旧に向けたしくみづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

区及び区民は、ライフラインの供給支障に備えて、家庭内備蓄、行政備蓄の推進及び供給体制の構築を図る。

5 対策のながれ



第2節 予防方針

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 道路・橋梁	総務部、 都市整備部	東京国道事務所、首都国道事務所、 東京都建設局、 首都高速道路（株）、警察署
2 鉄道施設		東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、 北総鉄道（株）
3 バス施設		バス事業者
4 河川施設	都市整備部	江戸川河川事務所、荒川下流河川事務所、 東京都建設局
5 ライフライン施設		東京都水道局・下水道局、 東京電力パワーグリッド（株）、 東京ガス（株）、東日本電信電話（株）

■自助・共助の役割

区民	—
防災市民組織等	—
事業所	—

1 道路・橋梁

1-1 区道の整備

（1） 都市計画道路の整備

消防活動困難区域の解消や避難路の確保、又災害の拡大を抑え遮断するなど防災性の向上を図るとともに、生活道路における交通事故の防止や交通渋滞の解消、良好な道路環境の整備等を図るため、沿道地域住民や権利者の理解を得ながら、日常生活の基盤となる都市計画道路を整備する。

なお、本整備に併せて無電柱化（C. C. B O X）を推進し、災害時での安全な避難空間や円滑な防災空間の確保及びライフガードの信頼性と緊急情報ネットワークの確保を図る。

（2） 避難路の整備

都市計画道路などの区内の幹線道路のうち、幅員が15m以上の道路については、緊急時の避難路として活用できるよう整備を推進する。

整備中及び整備予定路線名

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| ① 補助138号線 | ② 補助261号線 | ③ 補助264号線 |
| ④ 補助274号線 | ⑤ 補助276号線 | ⑥ 補助279号線 |
| ⑦ 補助282号線 | ⑧ 補助284号線 | ⑨ 区画街路4号線 |

⑩ 区画街路6号線

(3) 細街路の拡幅整備

震災や火災などの非常時における避難路の確保、消防・救助活動等の円滑化を図るため、葛飾区細街路拡幅整備要綱に基づき、幅員4mに満たない狭い道路（細街路）を4m以上に拡幅する。

なお、幅員4m未満の細街路に接する敷地内の建築物の建替えに際し、建築確認申請手続の前に道路位置の相談申込を受け、協議等を進める。また、建築工事竣工前に区が拡幅整備工事を施工し、拡幅整備を行った部分の門・塀などの工作物の移設費用を助成する。

(4) 無電柱化の推進

倒壊した電柱により道路の通行が阻害され、救助活動の妨げとなることを防ぐため、無電柱化推進計画に基づき、区道の無電柱化を推進する。

また、災害を想定した電力・通信配線などの復旧方法について、電線管理者と情報の共有を図る。

1-2 橋梁の安全化

平成7（1995）年の阪神淡路大震災で橋梁が大きな被害を受けたことを機に、橋梁の安全性を確認するため耐震調査を行った。その結果を踏まえ、大規模地震による被害防止と避難路や緊急車両の通行路を確保するため、それぞれの橋梁が持つ役割と重要度に応じ7つの橋について、平成10（1998）年度から平成18（2006）年度にかけて、落橋防止装置の設置等必要な耐震対策を実施した。新中川にかかる4つの橋については、計画的な架け替えを行っており、平成24（2012）年度に完成した三和橋に続き、八剣橋の架け替えを行っている。また、区が管理する橋梁については、令和元（2019）年度に改正した橋梁長寿命化修繕計画に基づき点検及び修繕を行っている。

1-3 都道

都は、都市計画道路の整備を進めるとともに、都が管理する道路について、状況を的確に把握し、点検結果に応じた応急的な維持修繕や計画的な補修補強を行うとともに、災害に強い道路の整備を進めてきている。

橋梁についても、震災時の避難、救援活動に支障が生じないよう、経年劣化や損傷などの状況に応じ、架替や補修補強等必要な対策を進めてきている。

葛飾区内の緊急輸送道路等の橋梁については、落下防止装置の設置や橋梁の補強など、必要な対策を完了した。

1-4 国道

関東地方整備局東京国道事務所、首都国道事務所は、次の道路整備を実施している。

- ① 所管施設の耐震性については、当該示方書、基準、指示等をはじめ、既往震災の教訓を考慮した設計・施工を行っている。また、震災点検等を行い、道路施設の耐震性並びに質的向上を図っている。
- ② 道路構造を保全し、円滑な道路交通を確保するため、管理区間内の電線共同溝等の整備については、更に実施する。
- ③ 緊急輸送道路の橋梁の耐震化等を進めている。

1-5 首都高速道路

(1) 耐震性と施設の安全対策

首都高速道路の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」(建設省道路局：平成7（1995）年5月) やこれを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」(建設省道路局長、都市局長通達：平成8（1996）年11月) に従い、地質、構造などの状況に応じ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないよう高架橋の安全性を強化する対策を実施しており、一部の大型特殊橋梁及び支承、桁連結装置の耐震性向上工事を残し概ね終了している。

また、トンネル、高架橋などには、非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、自動車の運転者などが、これらの非常口から安全に脱出できるよう安全性を確保している。

(2) 事業計画

首都高速道路株式会社は、首都高速道路構造物の耐震対策と施設の安全対策を次のとおり実施している。

- ① 首都高速道路株式会社の構造物は、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」(建設省道路局：平成7（1995）年5月) やこれを踏まえて改訂された「橋、高架の道路等の技術基準について」(建設省道路局長、都市局長通達：平成8（1996）年11月) に従い、地質、構造等の状況に応じ、阪神・淡路大震災クラスの地震に対しても落橋や倒壊を生じないよう、高架橋の安全性を向上する対策を実施している。
- ② トンネル、高架橋等には、非常口を整備し、災害時においても、利用者がこれらの非常口から安全に脱出できるよう安全性を確保している。
- ③ 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、阪神・淡路大震災クラスの地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施し、概ね終了した。

- ④ その他、利用者の安全対策等地震防災対策のより一層の向上充実を図る。
- ⑤ 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。
- ⑥ 「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、落橋防止システム及び支承部構造の一層の向上を図る。
- ⑦ 具体的には、鋼製支承を性能の優れたゴム支承に取替える事業を既に終了している。
- ⑧ なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10（1998）年度、地盤流動化対策（钢管矢板壁工法）は平成11（1999）年度をもって完了している。
- ⑨ 道路構造物、管理施設等の常時点検を行う。
- ⑩ 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の常時点検を行う。
- ⑪ 震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確にできるよう総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。
- ア 実施時期・回数：年1回以上
- イ 訓練項目：初動対応訓練、情報受伝達訓練、災害対策本部運営訓練、応急対策訓練、避難誘導訓練、その他訓練

1-6 緊急通行（輸送）車両等の事前申請

区は、災害時に緊急通行（輸送）車両として使用を予定している車両について、緊急通行（輸送）車両確認申出書等を警察署に提出し、公安委員会から標章と緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受ける。

民間事業者等の活動のうち、災害時に優先すべきものに使用される車両は、規制除外車両事前届出書等を警察署に提出し、事前届出済証の交付を受け、災害発生時に標章・証明書の交付をスムーズに受けることができるようにしておく。

1-7 踏切道

災害時に列車が駅間で緊急停止した場合、多数の踏切道において長時間の遮断が発生し、緊急救命活動に大きな支障が発生する恐れがある。そのため、国土交通省が指定した踏切道について、鉄道事業者と道路管理者は災害時の管理方法として次の事項についてあらかじめ定める。

- ①警察・消防などの関係機関との災害時の連絡体制
- ②長時間の通行遮断の解消に向けた手順、情報提供の仕組み
- ③定期的な訓練の実施
- ④車両等の迂回誘導 等

2 鉄道施設

2-1 東日本旅客鉄道

(1) 計画目標

JR東日本は、新小岩駅、金町駅及び亀有駅における次に掲げる事項について、災害の予防、災害の応急対策及び災害復旧を早急に実施することにより、施設並びに旅客の生命、身体及び財産を災害から保護する。

- ① 旅客に対する傷害事故防止について
- ② 建造物、看板等の焼失、倒壊、破損防止について
- ③ 施設物（含む軌道）の飛散、落下、凍結防止について
- ④ 地下道、道路の浸水防止について
- ⑤ 構内停留車両の逸送流転防止について

(2) 事業計画

① 災害予防の確立

旅客の安全輸送並びに施設物の保全を図るため「社内マニュアル」を設け、緊急事態発生に即応した処置の徹底を図る。

② 防災知識の普及、徹底

旅客に対し春秋の火災予防運動実施期間の際、駅構内に立看板、ポスターを掲出し、又放送設備により趣旨の徹底を図り啓発する。

③ 防災訓練

ア 災害時における非常招集のため「緊急事態発生時の連絡方法」の周知並びに震災、風水害、火災等の発生を想定して主管箇所への急速な通報、伝達方法及び防災に必要な訓練を実施する。

イ 震災に関する知識の普及に努める。

ウ 旅客の避難先及び避難通路の周知、徹底を図る。

エ 情報収集、連絡復旧体制を確立する。

④ 防災設備

地震火災及び平常火災の拡大防止のため、初期消火に万全を期し、消火器等を各駅及び車両等に設置している。

⑤ 保安体制

ア 災害対策規則及び諸規則に基づき、本社（鉄道本部）が中心となって区内各駅相互の連絡体制を確立している。

イ 鉄道による異常時輸送の計画と訓練及び災害時の動員計画を作成している。

2-2 日本貨物鉄道

(1) 方針

災害を未然に予防し、災害時には早期復旧につとめ、輸送の確保をはかり、その社会的使命を發揮できるよう万全の措置を講ずることを基本方針としている。

(2) 事業計画

① 防災体制

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画をたて、その実施の推進をはかるものとする。また、関係機関との連絡を密に行い、災害の予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な機器を整備しておくものとする。

② 災害予防

防災関係業務に従事する社員に対して、必要な教育・訓練を行い、知識の普及をはかるとともに、施設機能の保全に必要な技術を発揮できるようその体制を整備し、防災対策の推進をはかるものとする。また、災害の発生が予想される場合には、防災規程に基づき、すみやかに所定の体制をとるものとする。

2-3 京成電鉄

交通施設を震災から防護して、人命の保護と輸送の確保を図ることを目標としている。

(1) 現況

① 線路

高架については旧国鉄の設計基準に従い、地震荷重を考慮して設計されている。

平地盛土区間は開業当時からのものであるため、充分圧縮され密度が高くなっている。
地震時の被害は少ないものと予測している。

② 防災設備

地震火災及び平常火災の拡大防止のため、初期消火に万全を期し、消火器等を各駅及び車両等に設置している。

③ 保安体制

ア 災害対策規則及び諸規則に基づき、本社（鉄道本部）が中心となって区内各駅相互の連絡体制を確立している。

イ 鉄道による異常時輸送の計画と訓練及び災害時の動員計画を作成している。

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2節 予防方針

(2) 事業計画

- ① 都市計画事業及び輸送力増強計画と併せて路線の強化と駅舎並びに諸施設の改良・新設等を推進する。
- ② 駅舎、軌道、架線、高架橋等の各施設の保守点検は、それぞれの検査規定及び検査基準、その他関係法令に基づいて保守点検を定期的、又は自主的に行う。また、電気施設についても、電気関係施設整備心得等によるそれぞれの検査基準に基づいて保守点検を行う。

2-4 北総鉄道

交通施設を震災から防護して、人命の保護と輸送の確保を図ることを目標としている。

(1) 現況

① 線路

区内にかかる線路延長距離は 1.66 kmである。また、そのほとんどが高架区間と橋梁区間であり、地震荷重を考慮して設計施工してあるので、地震時の被害は少ないものと予想している。

② 防災設備

設備的には耐火構造となっているが、地震火災及び平常火災の拡大防止のため、初期消火に万全を期し、消火器等を各駅、各施設及び車両等に設置している。

③ 保安体制

ア 鉄道灾害対策要綱及び諸規則に基づき、運輸部が中心となって駅との連絡体制を確立している。

イ 防災訓練の実施と災害時の非番者等の動員計画を作成している。

ウ 災害管理についての総括責任者を鉄道担当役員とし、運輸部・技術部各部次課長、各区長を管理責任者として推進している。

(2) 事業計画

駅舎、軌道、架線、高架線、橋梁等の各施設の保守点検は、それぞれの検査規程及び検査基準、その他関係法令に基づいて保守点検を定期的、又は自主的に行う。また、電気施設についても、電気施設心得等によるそれぞれの検査基準に基づいて保守点検を行う。

3 バス施設

都交通局、京成バス（株）、京成タウンバス（株）※、東武バスセントラル（株）、日立自動車交通（株）、マイスカイ交通（株）

バス事業者は、施設整備、通信体制の強化、職員及び乗務員の対応等についての防災教育を行うことにより、災害発生時の人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

※令和7年4月より、京成バス東京（株）に社名変更予定

4 河川施設

4-1 河川施設

河川管理者は、資機材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に応える体制を整える。

4-2 防災船着場

防災船着場は、河川管理者がその責務の下に、管理河川の中に計画的に配置するもので、災害時において河川舟運が有効に機能を果たすための拠点となるものである。

（1）防災船着場の運用の検討

区は、河川敷の活用を含めた船着場の運用等について、検討する。

（2）国

関東地方整備局は、江戸川には柴又緊急用船着場、荒川では堀切緊急用船着場を整備し、区と共同で管理している。

（3）都

都は、中川に西新小岩防災船着場を整備し、管理している。

4-3 緊急用河川敷道路等

関東地方整備局は、江戸川及び荒川の高水敷（河川敷）に災害時の緊急輸送路として、緊急用河川敷道路を整備している。また、主要一般道路と堤防天端及び緊急用河川敷道路との接続を可能にする防災用坂路を整備している。

5 ライフライン施設

5-1 水道施設

都は、水道施設の耐震化や管路の耐震継手化の推進を図るとともに、バックアップ機能強化対策等を推進する。

(1) 水道施設の耐震化の推進

震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設の能力低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、計画的に進めていく。また、その他の施設についても耐震化を推進する。

(2) 管路の効果的な耐震継手化の推進

管路について、首都中枢・緊急医療機関及び震災時に多くの都民が集まる避難所や主要な駅への供給ルートの耐震継手化は令和5年3月に概成した。現在は、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。

(3) バックアップ機能の強化

震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。

(4) 自家用発電設備の新設・増強

大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水場等に自家用発電設備を新設・増強し、運用に必要な電力を確保する。

5-2 下水道施設

都は、大規模な地震発生時においても、下水道の機能を確保するため、必要な地震対策を実施する。

(1) 管きょ・マンホールの耐震化

下水道管とマンホールの接続部の耐震化を進める。避難所や災害拠点病院等から排水を受け入れる下水道管の耐震化は完了しており、現在は、ターミナル駅や災害復旧拠点のほか、新たに指定された避難所や防災上重要な施設などを対象に対策を実施している。また、液状化対策としてマンホールの浮上抑制対策を進め、緊急輸送道路などの交通機能の確保を図る。

(2) 施設の耐震対策

既存施設の耐震診断を行い、施設の重要性、再構築の時期などを勘案しながら耐震対策を推進する。また、発災時等の緊急時においても水処理や汚泥処理をより安定的に行えるよう、水再生センター間に連絡管を整備し、バックアップ機能を確保する。

(3) 設備の耐震対策

電力の供給が途絶えた場合でも、雨水の排除機能等が維持できるように非常用発電機を設置しているほか、停電や断水などにより冷却水の供給が停止した場合でも稼動できる無注水形ポンプの導入を進めている。

5-3 電力設備

東京電力パワーグリッド（株）は、災害による電力設備への被害に対し、災害の発生を未然に防止するため次の予防措置を実施する。

(1) 地震対策

① 送電設備

ア 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路

終端接続箱・給油装置等は、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づく、洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。

② 変電設備

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2節 予防方針

機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

③ 配電設備

ア 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。

イ 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

④ 通信設備

通信設備は、電力保安通信規定に基づいて耐震設計を行う。

(2) 電気工作物の巡視・点検

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(3) 資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

5-4 ガス施設

(1) 施設の機能の確保

ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、次のとおり施設の機能に努める。

① 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点分散などに努める。

② 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

(2) ガスの安定的な供給等

① ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講じるとともに、消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。

② ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスマーター（マイコンメーター）、又は緊急遮断装置の設置を推進する。

5-5 通信設備

東日本電信電話（株）は電気通信設備及び付帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信設備が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行なう。

(1) 電気通信設備の高信頼化

次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施

① 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備について、耐水構造化を実施。

② 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を実施

③ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を実施

(2) 電気通信システムの信頼性向上対策

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の項目に基づき通信網を整備

① 主要な転送路を多ルート構成又はループ構成とする。

② 主要な中継交換機を分散設置

③ 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築

④ 通信ケーブルの地中化を推進

⑤ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置

⑥ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2節 予防方針

(3) 特設公衆電話の設置、開放

指定された避難所の運用が開始された場合、事前設置した特設公衆電話を避難者の為に開放する。

(4) 広域停電時の公衆電話無料化

災害救助法の適用される規模の災害が発生し、かつ、広域停電が発生している場合、被害の状況や通信の著しい輻輳状況等を勘案し公衆電話の無料化を行なう（ただし、国内通話に限る）。

第3節 応急対策

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部

第3編
風水害編

第2部

第1部

第4編
その他災害編

第2部

第3部

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 道路・橋梁	総務部、 都市整備部	警察署、東京国道事務所、首都国道事務所、 東京都建設局、首都高速道路（株）
2 鉄道施設		東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）、 京成電鉄（株）、北総鉄道（株）
3 バス施設		都交通局、京成バス（株）、京成タウンバス（株） ※令和7年4月より、京成バス東京（株）に社名変更予定、東 武バスセントラル（株）、日立自動車交通（株）、 マイスカイ交通（株）
4 河川施設	都市整備部	江戸川河川事務所、荒川下流河川事務所、 東京都建設局
5 ライフライン施設		東京都水道局・下水道局、 東京電力パワーグリッド（株）、 東京ガス（株）、通信事業者

■自助・共助の役割

区民	—
防災市民組織等	—
事業所	—

1 道路・橋梁

1-1 交通規制

警視庁は、都内に震度6弱以上の地震が発生した場合は、交通規制を実施する。

(1) 第一次交通規制

道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急車両等の円滑な通行を確保するため交通規制を実施する。

① 環状七号線における都心方面への流入禁止

環状七号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

② 環状七号線内側の通行禁止

道路の損壊等により都心部の交通に著しい支障があると認めるときは、一時的に環状七号線の内側について区域又は路線を指定して広域的に車両の通行を禁止する。

③ 環状八号線における都心方面への流入抑制

④ 緊急自動車専用路の指定

⑤ 首都高速道路の通行禁止

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第3節 応急対策

首都高速道路の入路となる平井大橋ランプ入口、四つ木ランプ入口及び小菅ランプ入口において車両の通行を禁止する。

⑥ 被害状況及び道路交通状況による交通規制の変更

被害状況及び道路交通状況に応じて、交通規制を拡大し、若しくは縮小し、または別の路線を指定して交通規制を実施する。

■緊急自動車専用路指定予定路線

都道8号ほか（目白通りほか）、都道405号ほか（外堀通りほか）、
首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道全線

（2）第二次交通規制

被害状況、道路交通状況、災害応急対策の進展状況等を勘案し、第二次交通対策に移行する。

① 被害状況等に応じた交通規制

原則として第一交通規制を継続するものとするが、被害状況等により、規制範囲を拡大または縮小する。

② 緊急交通路の指定

第一交通規制で指定した緊急自動車専用路を優先して緊急交通路に指定するとともに、被災状況に応じて原則として「緊急交通路指定予定路線」に掲げる路線の中から緊急交通路を指定し、緊急通行（輸送）車両等以外の車両の通行を禁止する。

■緊急交通路指定予定路線

国道6号（水戸街道ほか）、都道2号（中原街道）、都道4号ほか（青梅街道ほか）、都道7号（井の頭通りほか）、都道312号（目黒通り）、都道315号ほか（蔵前橋通りほか）、国道16号（東京環状ほか）、国道20号（日野バイパスほか）、国道139号（旧青梅街道）、国道246号（大和厚木バイパス）、都道9号（稻城大橋通りほか）、都道14号（東八道路）、都道15号ほか（小金井街道）、都道17号ほか（府中街道ほか）、都道18号（鎌倉街道ほか）、都道20号ほか（川崎街道）、都道29号ほか（新奥多摩街道ほか）、都道43号ほか（芋窪街道ほか）、都道47号ほか（町田街道）、都道51号（町田厚木線）、都道59号（八王子武蔵村山線）、都道121号（三鷹通り）、都道153号ほか（中央南北線ほか）、都道158号（多摩ニュータウン通り）、都道169号ほか（新滝山街道ほか）、都道173号（北野街道）、都道248号ほか（新小金井街道）、都道256号（甲州街道）

※水戸街道、蔵前橋通りが緊急交通路に指定された場合、車両の通行を禁止するとともに、滞留車両を緊急交通路から流出させる。

(3) 車両の誘導

パトカー、白バイ、広報車等警察車両の放送装置を利用した現場広報により、緊急交通路を通行している車両を緊急交通路以外の道路等に速やかに誘導する。

1-2 緊急通行（輸送）車両等の確認

(1) 緊急通行（輸送）車両確認申出済の車両

すでに標章・証明書の交付を受けているため、標章を車両に掲示し緊急交通路を通行できる。交通検問所等で停止を求められた際は、車両に掲示している標章の確認を受ける。

(2) 緊急通行（輸送）車両確認申出を新規で申請する車両

緊急通行（輸送）車両の確認申出に関する手続に従って必要書類を準備し、書類審査を受け標章・証明書の交付を受ける。

(3) 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両

廃止された「大規模災害時における緊急交通路の交通規制に係る緊急通行車両の確認について（通知）」（平成25年6月28日）に基づき、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている場合、「緊急通行車両確認申出書」を記載し、標章・証明書の交付を受ける。

(4) 規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両

すでに交付を受けている規制除外車両事前届出済証を提示し、「規制除外車両確認申出書」を記載し、標章・証明書の交付を受ける。

(5) 規制除外車両事前届出済証の交付を受けていない車両

規制除外車両の事前届出に関する手続と同様の添付書類を準備し、「規制除外車両確認申出書」を提出し、書類審査を受け標章・証明書の交付を受ける。

(6) 緊急通行（輸送）車両等の確認事務

警察署は、総武陸橋下交差点、青戸八丁目交差点に交通検問所を設置して、交通の整理誘導及び緊急通行（輸送）車両等の確認事務を行うとともに、葛飾、亀有各警察署においても、緊急通行（輸送）車両等の確認事務を行う。その他、都道府県警察本部、交通機動隊、高速道路交通警察隊、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署、緊急交通路上の交通検問所において、緊急通行（輸送）車両等の確認事務を行う。

1-3 運転者への広報活動

警察署は、運転者に対し、交通規制の実施状況及び次の事項について、パトカー、白バイ、広報車等の車両により広報を行う。

- ① 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。
- ② 現に車両を運転中の運転者は、速やかに環状七号線の外側の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。
- ③ やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、次の原則を守ること。
 - ア 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
 - イ エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとする。
 - ウ 窓を閉め、ドアはロックしない。
 - エ 貴重品を車内に残さない。

1-4 道路障害物の除去

(1) 緊急道路障害物除去路線

道路管理者は、緊急道路障害物除去路線のうち、それぞれが管理する道路の障害物を除去する。

区では、協定に基づき協力団体に除去作業を要請する。区は、区の除去した障害物について、区立公園等を一時的な集積場所として使用する。

(2) 車両の移動

道路管理者は、道路における車両等が緊急車両の通行の妨害となり、災害緊急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急の必要がある場合は、その管理する道路について区間を指定して、車両の所有者等に対して車両の移動等を命じる。また、所有者が不在時等の場合はその道路管理者自らが移動することができる。

警察署は、放置車両対策班を編成し、放置車両の排除にあたる。

(3) その他

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、それぞれの管理者に連絡し、現場付近の立入禁止、避難、周知等の安全確保を行う。

1-5 共同溝に関する情報収集

- (1) 火災予防条例により一定規模以上の共同溝、とう道について、消防活動上必要な事項の届出が義務付けられているため、消防署は、情報を把握し、事前の消防対策を確立する。
- (2) 消防署は、非常用施設の設置、出火防止に関すること等について、届出に添付を求め、情報を把握する。

1-6 踏切道の遮断解消

鉄道事業者と道路管理者は、国土交通省が指定した踏切道において警察や消防などの関係機関と協力し、あらかじめ定めた方法に基づき緊急輸送の確保を図る。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3編
風水害編

第3部

第4編
その他災害編

第1部

第2編
その他災害編

第2部

第3部

2 鉄道施設

各鉄道事業者は、初動措置として運転規制や乗客の避難誘導、救護活動を行うほか、駅などの各種情報提供等の応急対策を必要に応じて行う。

(1) 災害時の活動体制

旅客または施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

(2) 発災時の初動措置

初動期に列車または旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。

(3) 乗客の避難誘導

災害時に予想される駅における乗客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道事業者は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。

(4) 情報提供

駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行うとともに、利用者に対してホームページやSNS等による情報提供を行う。

(5) 事故発生時の救護活動

事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者の救護を優先して実施する。

3 バス施設

運行時間中に強度の地震が発生した際、乗務員は、乗客の安全を図るため、橋梁等危険な場所を避けて直ちに運行を中止し、営業所と連絡をとり指示を受ける。

営業所は、区民の輸送の任を完遂するため車両火災の防止に全力を尽くすとともに乗務員の確保に努める。この目標を達成するために、区・警察署・消防署等からの情報収集及び担当路線内の把握に努め、災害対策本部に報告するとともに近接営業所間相互の連絡を密にし、運行不能とならない限り輸送に万全を期する。

4 河川施設

4-1 河川障害物の除去

河川管理者は、舟航河川における障害物の除去しゅんせつ、清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去する。

消防署は、関係機関からの通報により必要と認められる場合は、監視警戒等に当たる。

4-2 防災船着場の運用

都所有の防災船着場について、都は、全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。また、損傷等に対する修繕、補修を行う。

区は、都の安全点検後、運用主体として施設を引き継ぎ輸送に活用する。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3編
風水害編

第3部

第4編
その他災害編

第1部

第2部

第3部

■防災船着場の運用

機関名	都・区 災害対策本部等設置期間中	都・区 災害対策本部等立ち上げ時
都 災害対策 本部	運用指示主体 (都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。)	都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になった事を防災機関に周知する。
都建設局	運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修)	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引き継ぐ。
区	運用主体 (一切の運用管理権限を掌握)	建設局の安全確認点検後、運用主体として、引き継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。

■船舶等の接岸可能地点

	施設所在地・名称	総トン数	接岸地延長	備考
1	葛飾区柴又公園船着場 柴又 7-19 番先 (江戸川右岸)	40 t	30m	○ 区条例
2	青戸六丁目広場付近護岸 青戸 6-40 番先 (中川右岸)	40 t	30m	江戸川河川事務所が整備し、区が門扉を設置
3	東京東部漁協荒天時避難繫船場 奥戸 7-20 番先 (中川左岸)	30 t	10m	民間施設
4	第五建設事務所上平井橋係留所 東四つ木 1-1 番先 (中川右岸)	30 t	10m	
5	葛飾区堀切菖蒲園船着場 堀切 1-12 番先 (荒川左岸)	40 t	30m	○ 区条例
6	西新小岩防災船着場 西新小岩 1-1 番先 (中川左岸)	30 t	30m	○
7	葛飾区東立石緑地公園船着場 東立石 4-4 番先 (中川右岸)	75 t	30m	○ 区条例
8	葛飾区北沼公園船着場 奥戸 8-17 番地先 (新中川右岸)	90 t	30m	○ 区条例
9	奥戸総合スポーツセンター船着場 奥戸 7-17 番地先 (中川左岸)	138 t	30m	○ 区条例

○ 東京都の防災船着場整備計画に位置づけられているもの

区条例 葛飾区船着場条例で位置づけられているもの

4-3 緊急用河川敷道路の運用

都及び区は、緊急用物資等を輸送するにあたり、陸上ルートの多重化、また、水上ルートの確保を目的に、道路啓開路線や緊急用船着場との連係として、江戸川及び荒川において整備している緊急用河川敷道路を活用する。

5 ライフライン施設

5-1 現地作業調整会議の開催

区は、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、国や都、ライフライン事業者等と、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

5-2 水道施設

都水道局は、次の対策を実施する。

- ① 地震発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況及び配水本管テレメータ計測値から異常箇所の情報を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
- ② 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。
- ③ 管路については、あらかじめ定めた重要点検箇所の巡回点検を実施し、管路の水圧、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあっては被害の程度等の把握に努める。
- ④ 水道局お客さまセンター（23区）は、水道施設や給水に関する異常等の情報を、住民等から寄せられる通報によって把握する。
- ⑤ 取水塔、取水せき等の取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。
- ⑥ 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- ⑦ 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。
- ⑧ 水運用及び配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。
- ⑨ 浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗にあわせ、再調整を実施する。
- ⑩ 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

5-3 下水道施設

都は、次の対策を実施する。

- ① 管路・ポンプ所・水再生センター等の緊急調査及び被害状況調査や、工事現場の保安点検等を行う。
- ② 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- ③ 応急復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。
- ④ 被害状況に応じ、他の大都市等へ復旧支援を要請し、その受入れに対応する。

(1) 管きょ等

- ① 緊急輸送道路などを地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- ② 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、管きょの被害状況等、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

(2) 水再生センター・ポンプ所

- ① 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- ② 万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図る。
- ③ 水再生センター・ポンプ所において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。
- ④ 震災時の停電の際、水再生センター、ポンプ所の安定稼動のための自家発電設備用燃料油について、東京都石油業協同組合及び東京都石油商業組合との協定に基づき、確保に努める。

(3) 工事現場

- ① 工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えるとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。また、避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等を行う。

- ② 発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。

5-4 電力設備

東京電力パワーグリッド（株）は、次の対策を実施する。

（1）情報の収集・報告

気象、地震情報や一般被害情報及び当社被害情報、東京電力グループ被害状況を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。

（2）広報活動

停電による社会不安の除去のため、電力設備被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

（3）対策要員の確保

非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、社員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。

（4）復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。

（5）電力の融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、各電力会社と締結した「全国融通契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社契約」及び広域機関の指示に基づき連系線を用いた緊急的な電力の受給を行う。

（6）危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防などから要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

（7）応急工事

恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

5-5 ガス施設

(1) 東京ガス(株)

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防災するため、あらかじめ定められた手順により実施する。

具体的な手順は以下のとおり。

- ① 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
- ② 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調整を必要とする資機材は速やかに確保する。
- ③ 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
- ④ 被害が一定以上の場合にはガスマーティーの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
- ⑤ 都市ガスの復旧は2,000～3,000軒程度の地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分離する。
- ⑥ 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。
- ⑦ 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
- ⑧ ガス管に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。

さらに、必要に応じて次の対応を行う。

- ア 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、「移動式ガス発生設備」を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。
- イ 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。
- ウ 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスマーティーの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。

(2) 東京都L Pガス協会

震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都L Pガス協会が協力し、避難所等にL Pガスを救援物資として供給するよう努める。

5-6 通信施設

各通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに、関係組織相互間の連絡・周知を行う。

- ① 気象状況、災害予報等
- ② 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- ③ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- ④ 被災設備、回線等の復旧状況
- ⑤ 復旧要員の稼働状況
- ⑥ その他必要な情報

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3編
風水害編

第1部

第4編
その他災害編

第1部

第2部

第3部

第4節 復旧対策

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 道路・橋梁	都市整備部	東京国道事務所、首都国道事務所、 東京都建設局、首都高速道路（株）
2 鉄道施設	-	東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株） 京成電鉄（株）、北総鉄道（株）
3 河川施設	都市整備部	江戸川河川事務所、荒川下流河川事務所、 東京都建設局
4 ライフライン施設	-	東京都水道局・下水道局、 東京電力パワーグリッド（株）、 東京ガスグループ、通信事業者

■自助・共助の役割

区民	-
防災市民組織等	-
事業所	-

1 道路・橋梁

道路管理者は、被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。

また、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、区が緊急災害対策本部を設置した災害等による被害を受けた場合、かつ、区の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認められた場合は、区は、国よりその事務の遂行に支障のない範囲で区又は区長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を受けることができる。

2 鉄道施設

鉄道事業者は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行い輸送の確保に努める。

また、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

3 河川施設

河川管理者は、河川施設に破損等の被害が発生した場合には、大雨時における被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

区は、排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。応急復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言の下にこれを実施する。

4 ライフライン施設

4-1 水道施設

都は、次のように上水道施設の復旧を行う。

- ① 取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。
- ② 浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。
- ③ 管路の復旧に当たっては、隨時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- ④ 送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。
- ⑤ 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- ⑥ 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に併せ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。
- ⑦ 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等が自ら行うことを原則とする。重要施設の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申し込みがあったものについて応急措置を行う。なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

4-2 下水道施設

都は、被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

(1) 管きょ等

緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。

(2) 水再生センター・ポンプ所

① 水再生センター・ポンプ所は、流下機能の確保と揚水、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。

② 水再生センター・ポンプ所において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。

なお、非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。また、最低限の機能確保のための復旧を行う。

③ 停電が続いた場合には、水再生センター、ポンプ所の安定稼動のための非常用発電設備用燃料油について、東京都石油業協同組合及び東京都石油商業組合との協定に基づき、確保に努める。

4-3 電力設備

東京電力パワーグリッド（株）は、下記の各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

(1) 送電設備

- ①全回線送電不能の主要線路
- ②全回線送電不能のその他の線路
- ③一部回線送電不能の主要線路
- ④一部回線送電不能のその他の線路

(2) 変電設備

- ①主要幹線の復旧に關係する送電用変電所
- ②重要施設に配電する中間・配電用変電所

(3) 配電設備

①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線

②その他の回線

(4) 通信設備

①給電指令回線（制御・監視及び保護回線）

②災害復旧に使用する保安回線

③その他保安回線

4-4 ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業について、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

- ① 社会的優先度の高い病院や社会福祉施設、避難所などには、「移動式ガス発生設備」を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。
- ② 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。
- ③ 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスマーテーの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。

4-5 通信施設

通信事業者は、次のように復旧を行う。

- ① 重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。
- ② 非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動する。
- ③ 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。
- ④ 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

第4章 広域的な視点からの 応急対応力の強化

第1節 対策の基本方針

1 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合、発災直後からの迅速かつ的確な初動対応が多くの命を救うことにつながる。しかしながら、区及び区内の防災関係機関のみの資源（人、物）では、一定の限界があるため、初動の早い段階から応援を要請することが必要となる。

そのため、まず、防災訓練等により自らの応急対応力を向上させるとともに、都、他の自治体との広域的な連携体制の構築や区の受援体制を整備することが重要となる。

2 対策の現状

- ① 区は、「葛飾区災害対策本部に関する規則」に基づき、葛飾区災害対策本部の設置を定め、配備体制及び各部の所掌事務を定めている。
- ② また、特別区及び全国の市町との間に相互応援協定、事業所、団体、施設管理者等との間に応急対策に関する協定を締結し、応援体制を構築している。

3 対策の課題

- ① 大規模災害が発生した場合、発災直後からの初動対応が多くの命を救うことにつながる。そのためには、初動対応が迅速かつ効果的に行える体制を構築し、防災訓練等を通じて区職員一人ひとりの行動力を高める必要がある。
- ② また、大規模災害では、区内のみの資源（人、物）では、対応に一定の限界があるため、初動の早い段階から応援を要請することが必要となる。そのためには、都及び他の自治体との広域的な連携体制の構築、応援部隊が活動できる拠点施設の確保等、受援体制を整備することが重要となる。

4 対策の方向性

① 初動対応体制の整備

総合防災訓練、地域の防火防災訓練等を通じて、区、区民、防災関係機関が対応を演練するとともに、区は、防災システム等を活用した初動対応についての訓練を継続的に実施し、対応力の向上を図る。

② 広域連携体制の構築

大規模災害での教訓をふまえ、遠隔地の自治体や団体等との協定締結など、広域応援体制を構築する。

③ 受援体制の構築

自衛隊・国・地方自治体・防災機関の職員、ボランティア等の多数の応援を区に受け入れ、効果的に活動を行うため、受援体制を構築する。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部
第3部

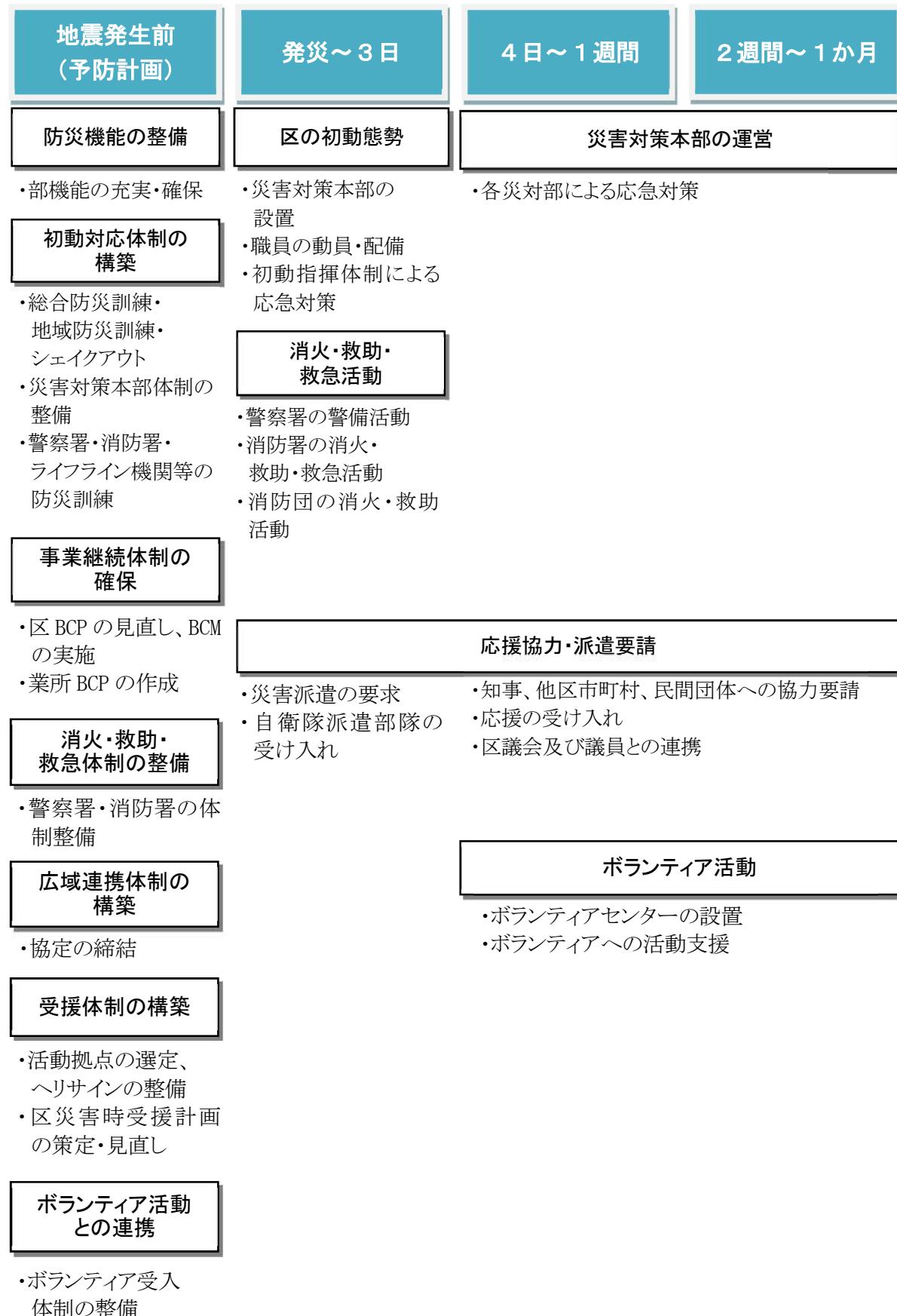
第3編
風水害編

第1部
第2部

第4編
その他災害編

第1部
第2部
第3部

5 対策のながれ



第2節 予防対策

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3部

第1部

第3編
風水害編

第2部

第1部

第4編
その他災害編

第2部

第3部

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 防災機能の整備	総務部、施設部、地域振興部	
2 初動対応体制の整備	各部	警察署、消防署、東日本電信電話（株）、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、日本郵便（株）
3 事業継続体制の確保	地域振興部	
4 消火・救助・救急活動体制の整備		警察署、消防署
5 広域連携体制の構築	地域振興部	
6 受援体制の整備	地域振興部	
7 ボランティア活動との連携	福祉部	葛飾区社会福祉協議会、東京都生活文化スポーツ局、消防署、警察署、日本赤十字社東京支部

■自助・共助の役割

区民	・ボランティアへの参加に関すること
防災市民組織等	・ボランティアへの参加に関すること
事業所	・事業継続計画（BCP）の作成に関すること

1 防災機能の整備

1-1 本部機能の充実及び確保

（1）防災システム等の導入

区は、災害監視カメラシステムや防災システムを活用し、災害対策本部における迅速な判断・指示を支援するとともに、将来的にはタブレット端末等を活用した災害現場での情報の収集方法について検討する。

（2）非常電源装置の整備

区は、長期に停電した場合を想定し、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう本庁舎に本部用非常用電源設備の設置を進め、災害対策本部用として、複数の蓄電池を配備する。

（3）本部移転の検討

区は、本庁舎が地震により甚大な被害を被った場合や、洪水により浸水した場合を想定して、本部機能を確保するため、本庁舎以外の本部移転について検討する。

第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第2節 予防対策

(4) 職員用備蓄の配備

区は、ライフラインや流通が途絶しても対策を行えるよう、職員用の食料・飲料水・必需品等の備蓄を行う。

2 初動対応体制の整備

2-1 防火防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練

区は、大規模災害を想定して、区民、防災市民組織、自治町会、消防署、消防団、警察署、自衛隊、ライフライン機関、N P O ・ボランティア等が参加した総合防災訓練を実施し、避難、情報伝達、応急対策等の習熟を図る。

(2) 防火防災訓練

防災市民組織、自治町会、学校、保育園、幼稚園等は、地域や施設における防火防災訓練を実施する。区並びに消防署及び消防団は、初期消火や応急救護等の訓練を指導する。

(3) 避難所運営訓練

区立小中学校周辺の自治町会、P T A等で結成された避難所運営組織は、避難誘導、避難所受け付け、物資配給、防災設備等の操作訓練等の避難所運営訓練を実施する。

(4) 市民消火隊の訓練

市民消火隊は、定期的に消防ポンプによる初期消火や操法に関する訓練を実施する。

また、年に1回、市民消火隊操法大会において日頃の消防ポンプの操作技術を披露する。

(5) いっせい防災行動訓練

区は、区立小中学校の児童、生徒や、事前登録した不特定多数の者が一斉にそれぞれの場所で安全確保行動を行うシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）を実施する。

2-2 災害対策本部体制の整備

(1) 本部運営訓練

区は、災害監視カメラシステムや防災システムを活用した訓練やシステムが使用できない場合を想定した情報連絡票による訓練を実施する。初動における災害対策本部の設置及び運営が効果的に行えるよう、訓練結果を検証し、必要に応じて、災対マニュアルの見直しを行う。

また、各部は、マニュアル等に基づいて、各部が所掌する対策に関する訓練を、関係機関・団体と連携して実施する。

さらに、公共施設や拠点施設の機能を維持するために保有している電源設備等について、操作訓練を実施する。

(2) 通信訓練

区は、無線通信の運用の習熟を図るため、災害対策用IP無線を使用し、配備施設との通信訓練を月1回実施する。

2-3 人材育成

区は、防災対策の要員となる職員が、災害時に的確かつ迅速な対応を行なえるよう人材育成を行なう。

(1) 外部機関による講習会等への参加

区は、外部機関が実施する防災に関する講習会等へ、職員を積極的に参加させる。

(2) 区による講習会等の実施

区は、災害に関する知識、動員、配備態勢、区が実施する防災対策等について周知するため、講習会、講演会等を実施する。

(3) マニュアル等の熟知

区は、図上訓練等により、職員一人ひとりに平常時よりマニュアル等の内容を熟知させる。

2-4 都の総合防災訓練

(1) 総合防災訓練

都は、区市町村、関係機関、都民等が参加する総合防災訓練やその一環として都と区市町村等との合同訓練を実施する。

(2) 九都県市合同訓練

九都県市は、相互の協力連携及び広域防災体制の強化を図るため、毎年、合同訓練を実施する。

2-5 警察署の防災訓練

警察署は、次の訓練を実施する。

(1) 9月1日の震災警備訓練のほか、宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じ区及び地域住民と協力して随時実施する。

第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第2節 予防対策

- (2) 訓練項目は、警備要員の招集及び部隊編成訓練、情報収集伝達訓練、警備本部設置、交通規制訓練、避難誘導訓練、広報訓練、救出救助訓練、通信伝達訓練、装備資機材操作訓練とする。
- (3) 参加対象は、防災機関、防災市民組織、地域住民、交通規制支援ボランティア、事業所等とする。

2-6 消防署の震災消防訓練

消防署は、震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、総合震災消防訓練を実施する。

- (1) 訓練項目は、非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、部隊編成訓練、部隊運用訓練、火災現場活動訓練、救助・救急活動訓練等を実施する
- (2) 参加関係機関は、防災機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、協定締結団体等とする。

2-7 ライフライン機関等の防災訓練

(1) 東日本電信電話（株）

東日本電信電話（株）は、次の方針に基づく訓練を実施する。

- ① 的確な情報連絡と指揮命令系統の確認
- ② 災害対策組織の速やかな設置と運営
- ③ 災害対策機器の点検・運用と責任の明確化
- ④ 各システムの運用の習熟
- ⑤ 防災機関の主催する訓練への積極的参加

(2) 東京電力パワーグリッド（株）

災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常災害にこの計画が有效地に機能することを確認する。

なお、訓練実施に当たっては、実践的な内容とし、抽出した課題については、速やかに改善を行うとともに、次回訓練に反映する。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 東京ガスグループ

東京ガスグループは、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、国及び区等が実施する防災訓練等に積極的に参加し連携を強化する。

(4) 首都高速道路（株）

首都高速道路（株）は、震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、年1回以上、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。

- ① 初動対応訓練
- ② 情報受伝達訓練
- ③ 災害対策本部運営訓練
- ④ 応急対策訓練
- ⑤ 避難誘導訓練
- ⑥ その他訓練

(5) 日本郵便（株）

日本郵便（株）は、防災週間に東京地域に震度6弱以上の地震が発生したことを想定し、適切な地震防災対策の推進及び職員の防災意識の高揚を目的として、次の訓練を実施している。

- ① 東京支社管内警戒宣言伝達訓練、情報収集及び伝達訓練
- ② 非常災害対策本部の設置及び運営訓練並びに非常参集訓練
- ③ 災害応急対策の机上訓練
- ④ 関係機関が実施する訓練への積極的な参加

2-8 人材確保

区及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、区は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

3 事業継続体制の確保

3-1 区の業務継続計画（BCP）

区は、災害発生時等に限られた資源の中で、大規模災害発生時に優先的に取り組むべき重要な業務をあらかじめ特定し、業務を実施するために必要な執行体制や執行環境、継続に必要な資源を確保すること等、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保するための対応方針を業務継続計画（BCP）として作成している。

今後、職員の配置や災害環境の変化に合わせて、計画の継続的な見直しを行う。

3-2 業務継続マネジメント（BCM）の実施

区は、策定したBCPがより実効性のある計画として効力を発揮することができるよう、PDCAサイクルを用いたBCPの管理運用（BCM）を推進する。

具体的には、BCPに基づく職員研修や職員訓練を実施した後、その結果について検証や評価を行うことで課題や問題点を抽出し、さらに、それら課題等を解消するための改善を継続的に繰り返して、BCPをより実践的な計画としてプラッシュアップしていく。

また、BCMの推進にあたっては、葛飾区危機管理・減災対策推進委員会において、職員研修や職員訓練等の実施結果の検証、評価及び改善等、また、検証結果等から得られる業務継続の阻害要因（ボトルネック）の抽出やボトルネック解消のために必要な予算措置の優先順位付けなどを行うものとする。

このように、BCMを推進することにより、区は災害時における初動体制の確立とボトルネックの解消を目指していく。

3-3 事業所のBCPの作成

事業者がBCPを策定し、災害に備えることにより、震災が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保される。また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながる。

区は、事業者団体等を通じて、事業者が事業継続計画（BCP）の策定を推進するよう働きかける。

4 消火・救助・救急活動体制の整備

4-1 警察署の救出救助体制

警察署は、災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図るとともに、被災者の救出救助等に関する実践的・効果的訓練を行い、迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようとする。

また、発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資器材の整備を図る。

4-2 消防署の消防活動体制

消防署は、同時多発性・広域性を有する地震火災、救助・救急事象に対応するため、消防活動、救助活動、救急活動に関する実践的・効果的な訓練を通して消防活動体制を整備する。

また、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）を活用した、医療情報収集体制の強化を図るとともに、多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人への救急対応の充実強化を図る。

さらに、次の団体と締結した協定に基づき、地域の防火・防災意識の高揚及び災害対応力の強化を図る。

- (1) 葛飾区商店街連合会
- (2) 葛飾区商店街振興組合連合会
- (3) 東京都飲料業生活衛生同業組合新小岩支部
- (4) 葛飾遊技場組合
- (5) 東京都鍍金工業組合葛飾支部

5 広域連携体制の構築

区は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、速やかに災害対応を実施できるよう、都と区市町村との間で、「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定」を令和3年12月27日に締結し、被災区市町村等に対する職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、物資や資機材の提供及びあっせん等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築した。更に、広域災害を考慮して、遠隔地の自治体との相互応援協定を締結するよう努める。

6 受援体制の整備

(1) 活動拠点等の選定

区は、自衛隊、消防の応援隊、全国自治体からの応援を受け入れるため、次の活動拠点を選定する。

- ① ヘリコプターの離発着場所
- ② 救援物資の集積拠点
- ③ 応援隊の集結場所

(2) ヘリサインの設置

区は、ヘリコプターから視認できる施設名を表示するサインを公共施設等の屋上に表示する取り組みを行う。

(3) 受援計画の策定

大規模災害時においては、膨大な災害対応業務が発生し、区職員のみでは対応しきれないことが想定される。そのため、区は、国、都、協定自治体を始め他自治体及び民間事業者等からの人的・物的支援を円滑に受け入れるために、区の受け入れ体制や手順書の整備及び援助が必要な業務等を定めた葛飾区災害時受援計画を策定した。

区は、本計画に従って、国や他の自治体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

また、本計画に位置付けられた受援業務について、継続的に計画の見直しを図るために、災害発生後の状況付与に応じた応援要請人員の算出や発災時の連絡先、要請手続、応急対策職員派遣制度の活用方法等の確認を目的とした図上訓練を実施する。

7 ボランティア活動との連携

7-1 ボランティア受入体制の整備

葛飾区社会福祉協議会は、区と協議のうえ、ボランティアの受け入れ、活動支援、派遣調整等の体制について定めた「災害ボランティアセンター運営マニュアル」を整備する。

また、葛飾区社会福祉協議会は、災害ボランティア活動本部機能を有する男女平等推進センター内の施設を活用することとし、ボランティア本部室、受付場所、オリエンテーション室等について、事前に区と協議の上、「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に位置付ける。

7-2 災害ボランティアの発掘・登録

葛飾区社会福祉協議会は、区民向けに災害時ボランティア参加を呼びかけ、事前登録を進める。

また、区災害対策各部は、専門ボランティアについて、団体との協議等により事前登録の準備に努める。

7-3 人材の育成

(1) 人材の育成

葛飾区社会福祉協議会は、災害ボランティア講座を開催し、災害ボランティア及びボランティアコーディネーターの養成等を図る。

(2) 訓練の実施

葛飾区社会福祉協議会は、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練や調整等の訓練を実施する。

7-4 他機関のボランティア

(1) 東京都防災ボランティア

都は、平成7（1995）年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。

(2) 交通規制支援ボランティア

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8（1996）年8月から運用を開始している。

(3) 東京消防庁災害時支援ボランティア

東京消防庁は、平成7（1995）年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始し、平成18（2006）年1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定した。

消防署は、震災対策の一環としてボランティアとの連携を図り、その行動力を消防業務の支援として活用するため、ボランティアの受け入れ体制を確立するとともに、あらかじめ専門的な知識・技術を習得したボランティアの育成を推進する。

(4) 赤十字ボランティア

日本赤十字社東京都支部は、災害発生時にボランティア組織が安全かつ効果的な活動が展開できるように、赤十字災害救援ボランティア、地域赤十字奉仕団等を結成し、必要な知識と技術の修得を行う。

葛飾区赤十字奉仕団は、防災訓練等に参加し救護対応、食品の供給等の習熟を図る。

第3節 応急対策

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 区の活動態勢	各部	
2 災害対策本部	各部	
3 本部設置前の態勢	各部	
4 消火・救助・救急活動		警察署、消防署、消防団
5 応援協力・派遣要請	地域振興部、総務部、区議会事務局	自衛隊
6 ボランティア活動	福祉部	葛飾区社会福祉協議会

■自助・共助の役割

区民	・地域における消火・救助・応急手当の実施に関すること ・ボランティア活動への参加に関するこ
防災市民組織等	・地域における消火・救助・応急手当の実施に関すること ・ボランティア活動への参加に関するこ
事業所	・事業所における消火・救助・応急手当の実施及び地域との連携に関するこ

1 区の活動態勢

区内で計測された震度に応じて、次の活動態勢をとるものとする。

■区の活動態勢

態勢区分	震度	長周期地震動階級	態勢の内容	勤務時間外
各部での対応	震度 4		○ 各部で職員を召集し、所管の対応措置をとる。	勤務場所に召集
情報連絡態勢	震度 5 弱	階級 3	○ 防災担当に情報連絡室を設置、問い合わせ対応、情報収集・伝達を実施する。 ○ 各部の所管施設で安全確保、施設点検等を実施する。	勤務場所に召集
第1非常配備態勢	震度 5 強		○ 災害対策本部を設置する。 ○ 職員の 40%で対応する。 ○ 学校避難所を開設する。	指定場所に召集
第2非常配備態勢	震度 6 弱以上	階級 4	○ 災害対策本部を設置する。 ○ 職員の 100%で対応する。 ○ 学校避難所を開設する。	指定場所に召集

1-1 初動態勢

発災直後は、通信、ライフライン機能の低下や社会の混乱により、災対部の立ち上げ及び機能が十分でないことが想定されるため、初動態勢を立ち上げ統括班及び初動活動を行う班を設置し、本部長の命により迅速な対応を図るものとする。

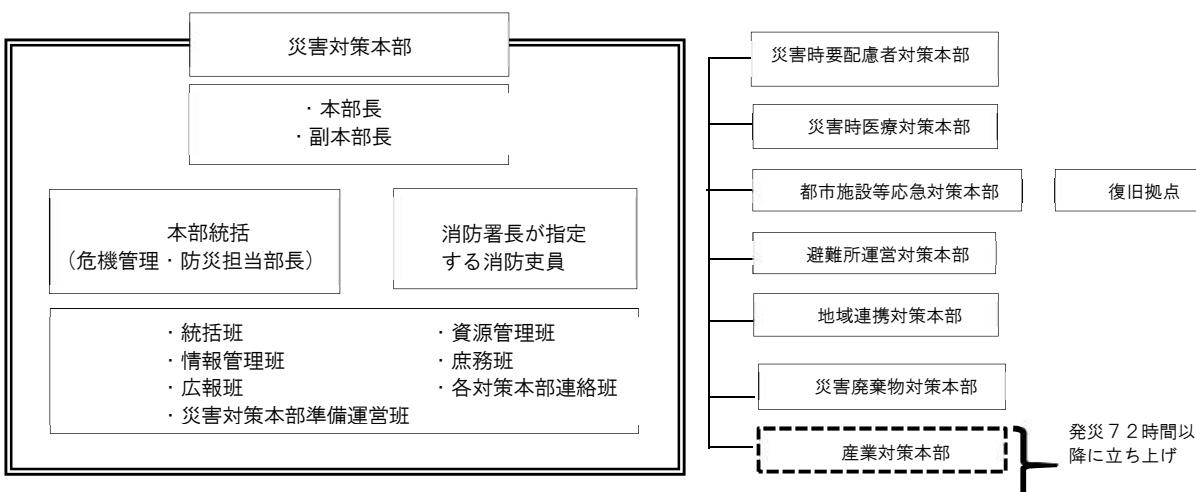
- ① 危機管理・防災担当部長は、災対本部運営マニュアルに基づき、本部長室に統括班及び初動活動を行う班を設置し、初動活動の指揮をとる。
- ② 統括班は、情報収集・伝達、各班の指揮、本部室の運営等を行う。
- ③ 初動活動を行う班は、各部からのメンバーにより、情報連絡班や広報班など、初動に必要な業務を行う班を設置する。
- ④ 本部長室が機能しない場合は、本庁舎の会議室等に本部長室を移設する。本庁舎が機能しない場合は、次の順位で本部を移設する。なお、本部の移設については葛飾区拠点施設応急対策行動計画に基づいて行うこととする。

■本部の移設場所

第1順位 奥戸総合スポーツセンター	第2順位 水元総合スポーツセンター
-------------------	-------------------

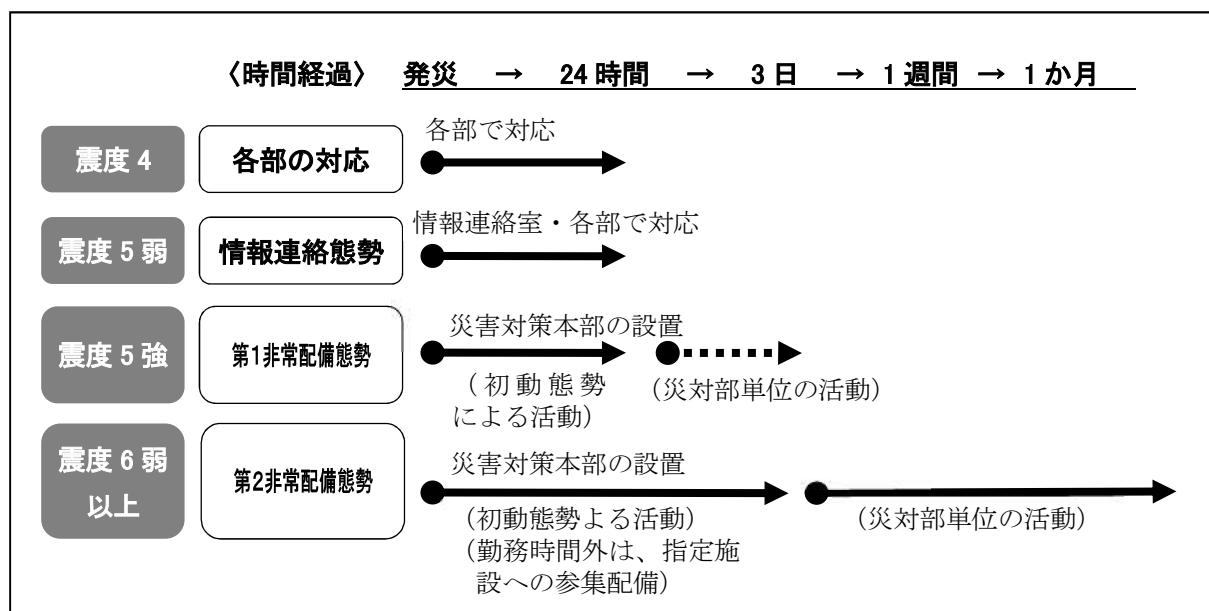
- ⑤ 初動時の活動経過に従い、本部長が必要と認めた場合、順次、災害対策本部の各班を編成する。
- ⑥ 第1非常配備態勢以上の場合は、災害対策本部のほかに各対策本部を設置し、職員が充分に参集していない時期に初動活動のうち重要な業務を優先的に実行する。

■区の初動態勢



※各対策本部には本部長（部長級）、副本部長（課長級）、本部員（係員）を配置する。

■区の初動から態勢移行のフロー図



■ 災害対策本部

1-2 統括班

班長：危機管理課長

副班長：運用訓練担当課長、地域防災担当課長、生活安全担当課長

(1) 計画担当

リーダー 管理係長、計画係長

班員：危機管理課

業務概要

- 各種情報の分析、総合的な災害対策の企画立案等による意思決定等
- 各班の支援

(2) 受援・涉外担当

リーダー：運用訓練担当係長、生活安全係長、防犯強化係長

班員：運用訓練担当課、生活安全担当課

業務概要

- 各種防災通信機器による外部関係機関や協定事業者との連絡調整（要請・情報収集等）

(3) 避難所統括担当

リーダー：自助・共助係長、訓練係長

班員：地域防災担当課

業務概要

- ・避難所運営の統括
- ・防災活動拠点や避難場所の状況把握

1-3 情報管理班

班長：政策経営部長

(1) 情報連絡担当

リーダー：政策企画課長 サブリーダー：協働推進担当課長、経営改革担当課長

班員：政策企画課、総務課（法規担当係指定）

業務概要

- 区内部組織との連絡調整及び収集したすべての情報の集計、管理、提供を主な業務とする

- ・問い合わせ対応担当が作成した情報連絡票の、災害対策本部各班、災対各部への移送
- ・災害対策本部各班、災対各部及び外部関係機関からの情報収集
- ・収集した各種情報について継続的な集計、管理及び各班等への情報提供

(2) 問い合わせ対応担当

リーダー：選挙管理委員会事務局長、すぐやる課長

サブリーダー：企画担当係長、統計調査係長、すぐやる係長、選挙担当係長

班員：政策企画課、財政課、総務課、すぐやる課、人事課、契約管財課、税務課、会計管理課、選挙管理委員会事務局、災害対策本部室指定職員寮職員、DX戦略課

業務概要

- ・一般電話及び総合庁舎窓口における区民等からの情報提供、問い合わせに対する対応を主業務とする

1-4 広報班

班長：事業推進担当部長

リーダー：広報課長

サブリーダー：広報課広報係長、広報課シティセールス係長

班員：広報課

業務概要

- ・区民等に対する避難情報を含めた広報活動の管理運営
- ・広報に関する区民等からの要望等への対応

第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第3節 応急対策

- ・マスメディアの対応管理

1-5 本部運営支援班

班長：監査事務局長

リーダー：秘書課長

サブリーダー：秘書課担当係長、監査事務局担当係長

班員：秘書課、監査事務局

業務概要

- ・災害対策本部において開催される会議開催の準備及び運営
- ・災害対策本部における検討過程、決定内容等の記録
- ・統括班の補助

1-6 資源管理班

班長：施設部長

(1) 資源維持管理担当

リーダー：施設管理課長 サブリーダー：学校施設計画担当課長、施設維持課長

班員：施設調整係長、施設維持課、総務課総務係（庁舎）

業務概要

- ・備蓄品に係る管理全般及び避難者数等に基づく必要物資の種別、数量の確定
- ・総合庁舎の躯体及びライフラインの状況確認

(2) 輸送担当

リーダー：税務課長 サブリーダー：収納対策課長

班員：税務課、収納対策課、総務課総務係（車両）

業務概要

- ・避難所等への配送ルートを含めた物資輸送方法の確立
- ・各対策本部等からの要請に応じた物資輸送の管理

1-7 麻務班

班長：総務部長

副班長：総務課長

(1) 職員支援担当

リーダー：人事課長

サブリーダー：総務部副参事（法規担当）

班員：総務課、人事課

業務概要

- ・職員の収集状況等の集約
- ・各課における勤怠管理・健康管理の支援
- ・職員用の飲料水、食糧、資器材等の確保及び配布
- ・職員用の休憩場所の確保及び利用調整
- ・他団体からの災害派遣職員の受入に係る調整

(2) 財務会計担当

リーダー：財政課長 サブリーダー：会計管理課長、契約管財課長

班員：財政課財政担当係長、契約管財課契約係長、会計管理課会計管理係長

業務概要

- ・災害対策に要する財政上の管理調整
- ・災害対策に係る各種契約の締結等の管理
- ・災害対策に係る各種経費の支出等の管理

2 都市施設等応急対策本部

都市整備部・施設部施設維持課職員が従事する。

3 災害時要配慮者対策本部

福祉部職員が従事して、要配慮者の対策業務にあたる。

4 災害時医療対策本部

健康部職員が従事して、医療対策業務にあたる。

5 避難所運営対策本部

教育委員会事務局職員が従事して、学校避難所の運営対策業務にあたる。

6 地域連携対策本部

地域振興部職員が従事して、地区災害対策拠点（地区センター）の運営や自治町会との連絡調整業務にあたる。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部

第3編
風水害編

第2部

第1部

第4編
その他災害編

第2部

第3部

2 災害対策本部

2-1 災害対策本部の設置

区長は、区内に災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、非常配備態勢を発令する必要があると認めたときは、災害対策本部（2-2 組織図）を設置する。本部長室は5階庁議室とする。

（1） 設置基準

設置の基準は、概ね次の状況による。

- ① 区内に震度5強以上の地震（気象庁の発表）が発生したとき
- ② 大規模地震対策特別措置法による警戒宣言（東海地震予知情報）が発せられたとき
- ③ 区内に地震による災害が発生し、区長が認めたとき

（2） 設置の申請

- ① 危機管理・防災担当部長は、次の場合に各部長を招集し協議のうえ本部の設置を区長に申請する。ただし、協議するいとまのないときは直ちに申請することができる。

- ア 他の部長から本部設置の要請があったとき
- イ その他本部を設置する必要があると認めたとき

- ② 区長と連絡が取れないときは、次の順位で本部の設置を専決する。

- ア 副区長
- イ 危機管理・防災担当部長
- ウ 総務部長
- エ 政策経営部長
- オ 地域振興部長
- カ 都市整備部長

（3） 本部設置の通知、発表

区は、本部を設置した場合、次の機関に通知、発表する。

- ① 都知事
- ② 防災関係機関の長
- ③ 防災会議委員
- ④ 報道機関

（4） 廃止基準

本部長（区長）は、次の場合に本部を廃止する。

- ① 区内に災害が発生するおそれが解消したと認めたとき

② 災害応急対策が概ね完了したと認めたとき

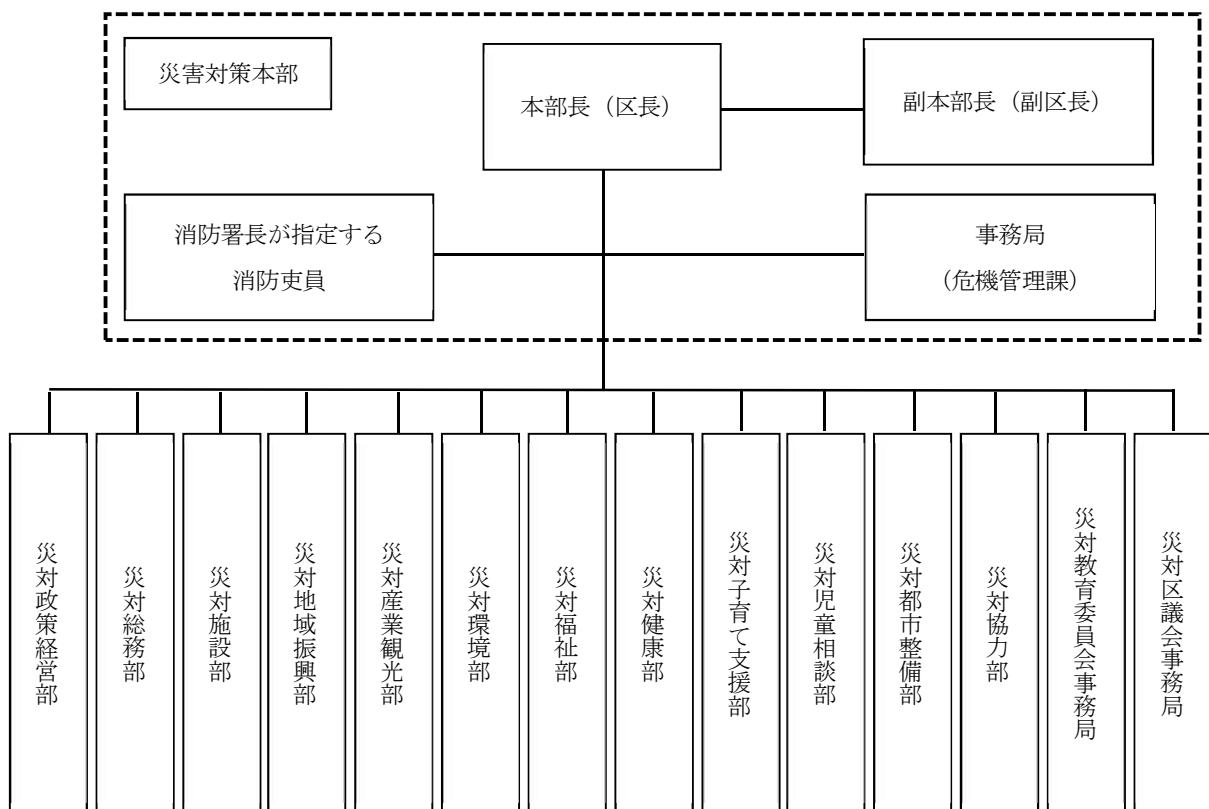
(5) 本部廃止の通知・発表

本部設置の通知・発表に準じて処理する。

2-2 災害対策本部の組織

葛飾区災害対策本部の組織は、本部長室及び災対部をもって構成する。

■災害対策本部組織図（各対策本部を設置しない場合）



第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第3節 応急対策

■災害対策本部事務分掌

※ 葛飾区災害対策本部に関する規則 第7条別表より抜粋(令和5(2023)年10月時点)

災対部	事務分掌
災対 政策経営部	災害復旧計画及び復興計画の策定に関すること 災害対策予算に関すること 義援金及び義援品の受入れ及び配分に関すること 電算センター及びデータセンターに設置されている情報システムの保全及び管理に関すること 葛飾区情報システムの管理運営に関する規則(平成17年葛飾区規則第46号)第7条第2項第4号に規定する区長が別に定める情報システムの管理に関すること 被災者生活再建支援システムに関すること
災対 総務部	葛飾区議会との連絡及び調整に関すること 法令の解釈及び適用に関すること 他の部に属しないボランティアの受入れ、派遣及び活動支援に関すること 災害に関する広報、広聴及び区民相談に関すること 報道機関との連絡に関すること 災害の記録に関すること 本部及び現地本部の職員の動員及び給与に関すること 本部及び現地本部の職員の健康管理及び災害補償に関すること 他の地方公共団体等の職員の受入れ及び派遣に関すること 労務の調達に関すること 物品、資材及び器材、食糧等の調達に関すること 普通財産用地及び用地取得基金に属する土地の保全及び管理に関すること 区民税等の災害時に係る特例に関すること 救援救助物資及び飲料水等の輸送計画、配分計画及び輸送に関すること 金町浄水場及び水元給水所における給水の運用に関すること その他他の部に属しない災害対策に関すること
災対 施設部	総合庁舎の保全及び維持管理に関すること 区有建築物の被害状況の調査に関すること 区有建築物等の応急危険度判定に関すること 区有建築物の応急修理及び補強に関すること 区有建築物等の解体についての調整に関すること
災対 地域振興部	本部長室の庶務に関すること 災害対策事業に係る連絡及び調整に関すること 防災関係機関との連絡及び調整に関すること 本部の指令及び要請に関すること 災害救助法の適用手続きに関すること 防災行政無線の通信に関すること 遺体の収容計画に関すること 地域応急活動に関すること 地域住民に関する情報の収集及び提供に関すること 地域住民との連絡及び調整に関すること 地区灾害対策拠点に関すること 地域振興部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応急措置（当該施設における被害の拡大を防止するための措置をいう。以下同じ。）に関すること 地域振興部の所管する施設に設置される避難所の開設、運営及び支援に関すること 葛飾区文化会館に設置される給水施設の保全、管理及び運用に関すること

	外国人に係る災害対策に関すること 埋火葬に関するこ り災証明に関するこ		
災対 産業観光部	産業観光部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応急措置に関するこ と 産業観光部の所管する施設に設置される救援救助物資集積拠点の開設及び運営に関するこ と 商業、工業、農業及び観光の災害対策に関するこ	第1編 総則	第1部
災対 環境部	環境部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応急措置に関するこ と 災害地の生活環境保全に関するこ と 公害対策に関するこ と 災害により生じた廃棄物(がれき、生活ごみ及びし尿をいう。)の処理計画及び処理に関するこ		第2部 震災編
災対 福祉部	災害時要配慮者の支援等に関する計画及び調整に関するこ と 義援金及び義援品並びに災害弔慰金の支給に関するこ と 被災者に対する緊急融資に関するこ と 福祉に関するボランティアの受入れ、派遣及び活動支援に関するこ と 葛飾区かつしかボランティアセンターとの連絡及び調整並びに葛飾区かつ しかボランティアセンターの支援に関するこ と 高齢者及び障害者の収容計画の策定、収容、援護等に関するこ と 福祉部の所管する施設に設置される避難所の開設、運営及び支援に関するこ と 高齢者施設及び障害者施設に設置される専用避難所の開設、運営及び支援に関するこ と 福祉部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応急措置に関するこ と 福祉部の所管する施設の利用者の保護に関するこ と 被災者の生活保護及び生活支援に関するこ		第3部
災対 健康部	災害医療計画の策定に関するこ と 医療救護所の開設及び運営に関するこ と 医療及び助産物資の確保及び配分に関するこ と 傷病者の手当及び転送に関するこ と 医師会、歯科医師会等の医療関係機関との連絡及び調整に関するこ と 医療救護ボランティアの受入れ及び調整に関するこ と 応援医療救護班の派遣要請、受入れ及び調整に関するこ と 消毒、害虫駆除等の感染症対策に関するこ と 食品衛生及び環境衛生に関するこ と 保健相談及びメンタルケアに関するこ と 健康部の所管する施設の利用者の保護に関するこ と 健康部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応急措置に関するこ と 毒物又は劇物の販売業者又は業務上取扱者に対する指導に関するこ	第1部 第3編 風水害編	第2部
災対 子育て支援部	子育て支援部の所管する施設の利用者の保護に関するこ と 保育園児及び区立学童保育クラブに入会している児童の安否確認に関するこ と 児童及び乳幼児の相談に関するこ と 子育て支援部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応急措置に関するこ と 児童及び乳幼児の緊急一時受入れに関するこ と 妊産婦・乳児避難所及びその他子育て支援部の所管する施設に設置される	第4編 その他災害編	第3部

第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第3節 応急対策

	避難所の開設、運営及び支援に関すること
災対 児童相談部	児童相談部の所管する施設の利用者の保護に関すること 被措置児童等及び在宅指導中の児童の安否確認に関すること並びに一時保護をしている児童の安全確保に関すること 児童の相談に関すること(災対子育て支援部に属するものを除く) 児童相談部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応急措置に関すること 震災孤児その他の要保護児童及び震災遭児の緊急一時受入れに関すること
災対 都市整備部	都市計画に関する災害復旧計画及び復興計画の策定に関すること 民間建築物の被害状況調査に関すること 応急仮設住宅に関すること 被災者の住宅の相談、応急融資等に関すること 建築ボランティアの受け入れ、派遣及び活動支援に関すること 民間建築物の応急危険度判定に関すること 道路、橋梁等の土木施設の保全、管理及び被害状況調査並びに当該施設の応急的な復旧に関すること 緊急啓開路線、区道等の障害物の除去等に関すること 土木施設管理者及び交通管理者並びに水道、電気、ガス等の事業者との連絡及び調整に関すること 遺体の搬送及び収容に関すること 水防対策に関すること がれき集積場所等の確保に関すること 水上輸送計画に関すること 都市整備部の所管する施設に設置される給水施設の保全、管理及び運用に関すること 都市整備部の所管する施設に設置される避難場所の調査及び保全に関すること 第7号から前号までに掲げるもののほか、土木全般に関すること
災対 協力部	災害対策に係る現金の出納に関すること。 災害対策に係る物品の出納保管に関すること。 救援救助物資並びに義援金及び義援品の出納保管に関すること。 他の部の応援及び協力に関すること
災対 教育委員会 事務局	学校児童・生徒及び幼稚園児の保護及び安否確認に関すること 学校児童・生徒及び幼稚園児の保健相談及びメンタルケアに関すること 教材、学用品等の調達及び配給に関すること 応急教育の実施計画及び実施場所に関すること 教育実施者の確保に関すること 学校の給食及び保健衛生の指導に関すること 教育委員会事務局の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応急措置に関すること 教育委員会事務局の所管する施設に設置される避難所の開設、運営及び支援に関すること 教育委員会事務局の所管する施設に設置される救援救助物資集積拠点の開設及び運営に関すること 教育委員会事務局の所管する施設に設置される給水施設の保全、管理及び運用に関すること 教育委員会事務局の所管する施設に設置される避難場所の調査及び保全に関すること 校外施設の有効活用に関すること 私立学童保育クラブに入会している児童の安否確認に関すること 文化財の応急修理及び保全に関すること

	葛飾区教育委員会との連絡及び調整に関すること 東京都教育委員会との連絡及び調整に関すること
災対 区議会事務局	葛飾区議会議員との連絡及び調整に関すること 葛飾区議会災害等対策会議に関すること

2-4 防災関係機関への派遣要請

本部長は、必要があると認めたときは、次に掲げる防災関係機関の長に対し、派遣員を要請する。

また、本部長は、派遣員に対し、資料や情報の提供、意見を述べたりその他必要な協力を求める。

■派遣要請する防災機関

- | | | | |
|------------|----------|------------|------------|
| ① 指定地方行政機関 | ② 東京都 | ③ 自衛隊 | ④ 警察署 |
| ⑤ 消防署 | ⑥ 指定公共機関 | ⑦ 指定地方公共機関 | ⑧ その他公共的機関 |

なお、区は、都から派遣された情報連絡要員（現地機動班）との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。

2-5 (区) 現地災害対策本部

本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、災害現場等に(区)現地災害対策本部を設置する。

2-6 (都) 現地災害対策本部

都知事は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、災害現場又は区庁舎等に(都)現地災害対策本部を設置する。区は、(都)現地災害対策本部の設置及び運営に協力する。

2-7 勤務時間外の職員の配備

夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生した場合は、道路・橋梁の被害、公共交通機関の途絶により区外在住の職員が参集できないことが想定される。

そのため、区内及び隣接区に居住する職員により、指定された場所に参集し、初動活動を行う一時的な態勢をとる。

(1) 参集の基準

- 勤務時間外に震度5弱又は5強の地震が発生した場合は、各課で定められた職員は勤務場所もしくは指定場所に参集し、所管施設の安全確保や点検、情報収集を行う。

第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第3節 応急対策

- ② 勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合は、参集が困難な職員を除く職員は参集指示がなくとも、あらかじめ定められた施設に自主参集するものとする。
- ③ 参集施設を指定されていない職員は、通常の勤務場所に自主参集するものとする。
- ④ 参集が不可能な場合は、最寄りの災害対策活動を行う拠点施設（避難所、地区センター、緊急医療救護所）に参集する。

（2） 本部指定職員

- ① 本部職員は、直ちに登庁し、区役所5階本部長室（庁議室）に参集する。
- ② 本部職員は、定められた班を編成し、情報収集及び各部各課への対策の指示を実施する。
- ③ 本部長及び副本部長が不在の場合は、参集職員のうち上席者が指揮を執る。

（3） 避難所指定職員

- ① 避難所指定職員は、区内で震度5強以上の地震が発生した場合、あらかじめ指定されている避難所に参集し、避難施設の開錠、施設の安全確認、ライフライン機能の確認等を行う。
- ② 避難者が避難している場合は、防災市民組織、自治町会、PTA、教員等と連携して避難者のスペースへの誘導、避難者数の把握、備蓄物資の配布、受水槽からの給水等、必要な災害対策を実施する。
- ③ 本部に避難所の開設状況を報告する。

（4） 緊急医療救護所指定職員

- ① 緊急医療救護所指定職員は、あらかじめ指定された緊急医療救護所に参集し、医師の指示に従い行動する。
- ② 緊急医療救護所指揮者と避難所指定職員は、医療救護班の医療救護活動をサポートし、トリアージスペースの確保、必要な物品の調達を行い、状況を本部及び区災害医療コーディネーターに報告する。

（5） その他の職員

その他の職員は、勤務場所に参集し、各部の災害対策を実施する。

（6） 参集時の連絡

- ① 参集する職員は、自らの安全を最大限確保し、発災後に家族等の安否確認を行うとともに、区へ参集する旨を伝える。
- ② 参集を行う職員は、所属長に参集する旨の連絡を行う。参集対象の職員が本人の事故やその他やむを得ない事由により参集ができない場合には、その旨を所属長に連絡する。所属長は、発災後1時間から3時間の間を目途に、参集可否連絡の無い職員の安否確認を行う。

③ 参集場所へ移動を行う際、周囲の被害や状況を収集できる場合は、写真や音声等で記録を行い、所属又は災害対策本部へ報告を行う。

(7) 参集時の行動基準

① 自身の安全を最優先に確保し、移動ルート上に陥没や液状化、火災や倒壊等の危険性があることを十分に認識して行動を行う。

② ルート上の安全性が確認できない場合は、迂回ルートや安全性が高い別ルートの確保に努めるとともに、交通手段の途絶等により参集・移動に支障が生じている場合は、無理な参集はせずに引き返し、その旨を所属長に直ちに報告して指示を仰ぐ。

③ 発災直後に周囲が著しく被災して自身が安全な場合、初期消火活動や救助活動に従事し、必要に応じて救助機関（警察・消防等）や所属、災害対策本部に連絡を行う。

④ 職員自身の健康や家庭状況に配慮し、以下のような場合には、参集について所属長と相談を行うこと。

ア 妊娠中の職員

イ 育児休業中の職員

ウ 病気休職中の職員

エ 療養休暇中の職員

オ 家族の中に要介護者や障害者がおり、当該職員以外に介護等するものが存在しない場合

カ 家族の中に小学生以下の子どもがあり、当該職員以外に監護するものが存在しない場合、又はほかの監護者が来るまでの間

キ 当該災害に起因する次の場合

- ・当該災害により負傷した職員

- ・当該災害により、家族が負傷して当該職員以外に看護するものが存在しない場合で、他の監護者が来るまでの間又は医療機関の処置を受けるまでの間

- ・当該災害による道路閉塞や橋梁の崩落等により孤立又は鉄道の運休等により移動手段が喪失し、その他の代替手段によっても参集するための移動手段を確保できない場合。

3 本部設置前の態勢

3-1 各部の対応

区内に震度4の地震が発生したときは、各部は、必要な要員を動員し、所管施設等の点検を行う。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部

第3編
風水害編

第2部

第1部

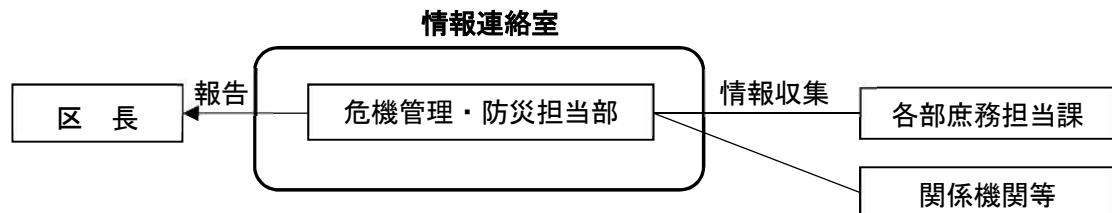
第4編
その他災害編

第3部

3-2 情報連絡体制

区内に震度5弱の地震が発生したときは、情報連絡室を設置し、危機管理・防災担当部長の指揮により情報の収集・伝達を行う。

各部は、必要な職員を動員し、所管施設等の点検を行う。



4 消火・救助・救急活動

4-1 都災害対策本部の活動

都災害対策本部は、次の活動を実施する。

- ① 救出・救助活動並びに応急対策に関し、都総合防災部・自衛隊・警視庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする救出救助統括室において調整を図る。
- ② 人命救助活動の円滑化を図るため、区市町村からの情報提供を受け、安否不明者の氏名情報等を公表する。

4-2 警察署の活動

(1) 活動態勢

警察署は、それぞれ警備本部を設置して指揮体制を確立する。

警備要員は、東京都（島しょ部を除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合又は葛飾区に震度5強の地震が発生した場合には、自所属に参集する。

(2) 警備活動

警察署は、建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。

- ① 被害実態の把握及び各種情報の収集
- ② 交通規制
- ③ 被災者の救出救助
- ④ 被災者の避難誘導
- ⑤ 行方不明者の捜索及び調査
- ⑥ 死体の調査等及び検視
- ⑦ 公共の安全と秩序の維持

4-3 消防署の活動

(1) 活動方針

- ① 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。
- ② 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。
- ③ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

(2) 活動態勢

消防署は、次の態勢をとり、事前計画に基づき活動を開始する。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部
第3編
風水害編

第2部

第1部
第4編
その他災害編

第3部

第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第3節 応急対策

① 震災態勢

地震の発生危険に関する情報により、震災消防活動に備える必要があると認めた場合。

② 震災第一非常配備態勢

東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合。

この場合、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。

③ 震災第二非常配備態勢

東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合。

この場合、全消防職員並びに全消防団員が、直ちに所定の場所に参集する。

(3) 署隊本部の設置

消防署は、それぞれの署隊本部を設置して指揮態勢を確立する。

消防庁舎が倒壊等により、署隊本部の設置が困難な場合、消防の災害指揮活動に効率的かつ適切な区有施設の提供について区に要請する。

(4) 消火活動

消防署は、次のように消火活動を行う。

① 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。

② 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所の防護活動を行う。

③ 道路閉塞、災害廃棄物等により消火活動が困難な地域では、消防団、自主防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

(5) 救助・救急活動

消防署は、次のように救助・救急活動を行う。

① 消防隊等は、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。

② 救助・救急活動に必要な重機、救急資機（器）材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。区本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資機材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。

③ 救急活動に当たっては、緊急医療救護所等が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員等と連携し、救急資機（器）材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。東京消防庁災害時支援ボランティアについては、消防署の仮救護所の救護に当たる。

- ④ 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急性度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- ⑤ 警視庁、自衛隊、東京DMA T、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

4-4 消防団の活動

消防団は、次の活動を行う。

- ① 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- ② 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- ③ 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- ④ 消防署の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、活動障害排除等の活動を行う。
- ⑤ 救急資機（器）材を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する救護活動を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- ⑥ 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

5 応援協力・派遣要請

5-1 区議会及び議員との連携

区議会は、震災等が発生し、区に災害対策本部又は危機管理対策本部が設置された場合及び議長が必要と認めた場合、直ちに支援体制を敷くものとする。

議員は、葛飾区議会業務継続計画に定められた行動をとるものとする。

5-2 知事への応援、斡旋の要請

区長は、知事に応援又は応援の斡旋を求める場合、都本部に対し、次に掲げる事項について、まず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- ① 災害の状況及び応援又は応援の斡旋を求める理由
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする場所、期間
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他必要な事項

■知事への応援、斡旋の要請内容

要請先	内容	根拠法令
知事	応援の要求、応急措置の実施	災害対策基本法 68条
知事	指定地方行政機関・特定公共機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第 29条2
知事	指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、特定公共機関の職員の派遣斡旋	災害対策基本法第 30条
知事	職員の派遣、特定地方独立行政法人の職員の派遣	災害対策基本法第 30条2

5-3 他の区市町村への応援要請

(1) 応援の要求

区長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、災害対策基本法第67条に基づき、他の区市町村に応援を要求する。

(2) 応援の要請

区長は、相互応援協定等に基づき、他の区市町村に応援を要請する。

5-4 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請

都は、応急対策職員派遣制度に基づき、総務省及び関係機関（全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災市区町村を支援する。

また、被災市区町村ごとに被災区域ブロック内の都道府県又は指定都市を対口支援団体として決定し、支援を実施する。（第一段階支援）

対口支援団体等による第一段階支援だけでは対応が困難である場合又は困難であると見込まれる場合、全国の地方公共団体による支援を実施する。（第二段階支援）

対口支援団体としての支援は、都道府県及び当該都道府県の区域内の区市町村が一体となって行う。

区は、応急対策職員派遣制度に基づき、応援職員の派遣について要請する。自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合に総務省に対し、災害マネジメント総括支援チームの派遣を要請することができる。

なお、災害時に円滑に応援職員の受入ができるよう、あらかじめ次に掲げる事項等を取りまとめた受援計画の策定を行うなど、受援体制について必要な準備を整えるものとする。

- (1) 庁内全体の応援受入の窓口となる受援担当者
- (2) 応援職員が担う受援対象業務と必要人数
- (3) 各受援対象業務の担当部署における受援担当者
- (4) 応援要請の手順

第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第3節 応急対策

※対口支援

対口支援とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（対口支援団体）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣し支援することをいう。

5-5 民間団体への協力要請

区長は、医療救護、物資等の供給、応急給水、輸送等について、応援協定に基づき、民間企業、団体等に物資、資機材、要員等の協力を要請する。

5-6 自衛隊の災害派遣

区長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の派遣要請を要求する。

（1）要請の手続き

① 要請の基準

区長は、震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に知事に対し自衛隊の災害派遣を要求する。知事に災害派遣の要求ができない場合は、その旨と区における災害の状況を、自衛隊の部隊に通知することができる。

② 要請事項

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

③ 直接通報先

部隊名	所在地	課業時間内	課業時間外
陸上自衛隊 第1師団 司令部	練馬区北町 4-1-1	第3部長又は同部防衛班長 (3933) 1161 内線 2230, 2750 FAX 2759 (都無線) 434-611	司令部当直長 (3933) 1161 (都無線) 434-615
陸上自衛隊 第1普通科連隊	"	第3中隊長又は運用訓練幹部 (3933) 1161 内線 2553, 2563, 2573 FAX 2534	部隊当直司令 (3933) 1161

(2) 災害派遣の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、次のとおりである。

■自衛隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の搜索援助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

(3) 自衛隊の受け入れ体制

区は、応援を求める作業について、作業計画を作成し、派遣部隊と調整する。

なお、自衛隊の受け入れ拠点は、水元公園とする。

(4) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した以下の経費は、原則として区が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第3節 応急対策

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
 - ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
 - ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
 - ④ 天幕等の管理換に伴う修理費
- その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と区が協議する。

6 ボランティア活動

6-1 ボランティアセンターの活動

葛飾区社会福祉協議会は、区の要請を受け、「災害時におけるボランティア活動等に関する協定」に基づいて、男女平等推進センターに災害ボランティアセンターを設置する。

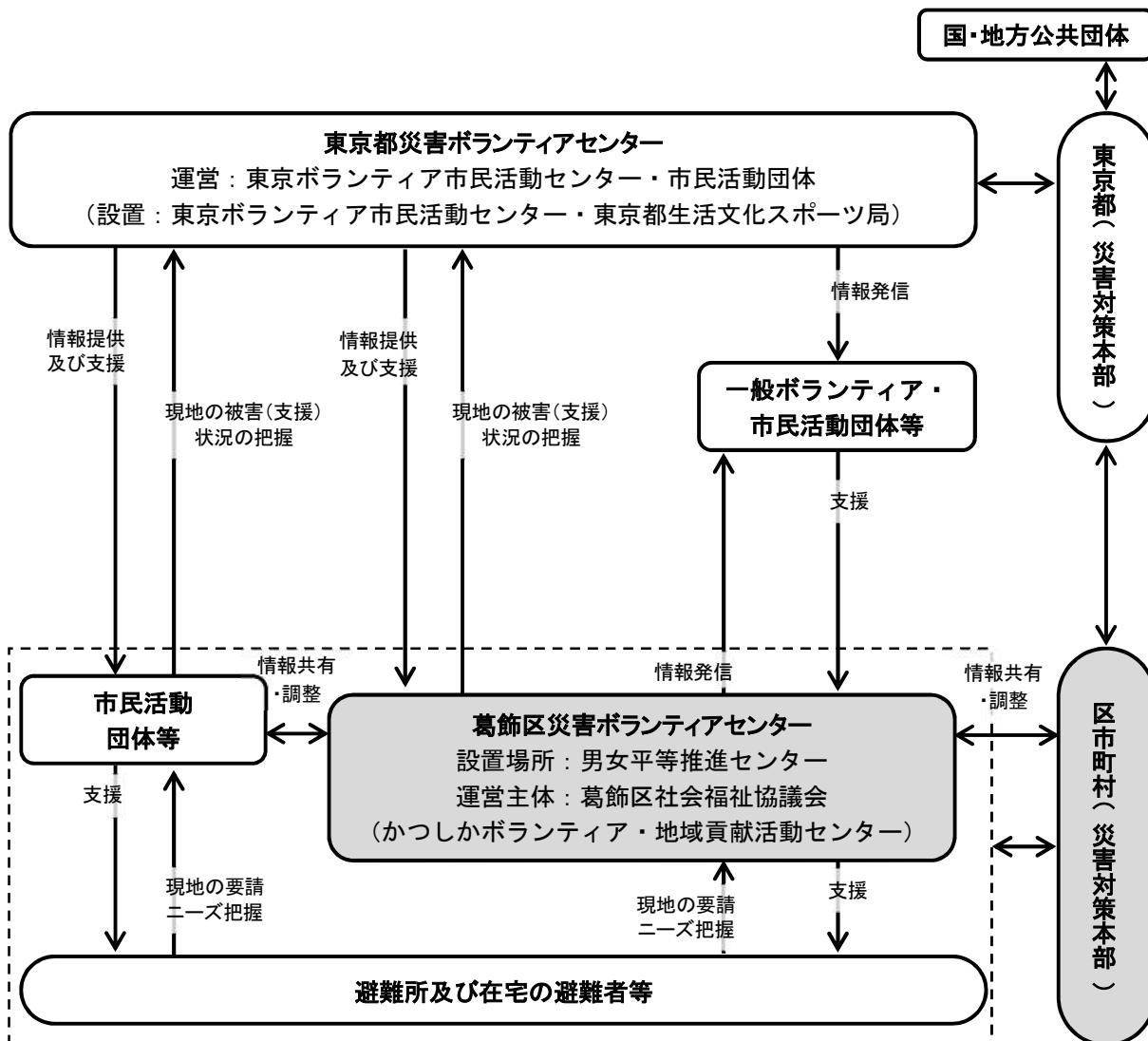
ボランティアセンターでは、ボランティアコーディネーターにより、ボランティアの受け入れ、ニーズ等の情報把握、ボランティア活動の調整等を行う。

また、東京都災害ボランティアセンターは、災害ボランティアコーディネーターの派遣、災害ボランティアセンターの運営支援等を行う。

6-2 区の対応

区は、ボランティア活動のニーズ等について、災害ボランティアセンターと情報交換を行うとともに、必要な資器材等を可能な限り支援する。

なお、ボランティア参加者の食事や宿泊場所等は、ボランティア自身が確保し対応することを基本とするが、可能な限り支援を行う。



第5章 情報通信の確保

第1節 対策の基本方針

1 基本的な考え方

災害時の情報収集と伝達は、迅速かつ効果的な応急対策活動を展開する上で欠かせない。しかし、一般電話、携帯電話等の機能が低下することが想定されるため、災害時にも機能する通信網を確保していく必要がある。

そこで、防災関係機関は、通信手段を確保するとともに、区民への情報を伝達する手段として、メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含めた新しい手段を確保する。

2 対策の現状

- ① 区は、防災行政無線（固定系）により屋外放送設備及び屋内受令機に放送できる設備を整備している。また、現場との通信を確保するため防災行政無線（移動系）を整備している。
- ② 公共施設、公立小中学校、福祉施設、防災関係機関、災害時協力団体等との情報連絡のため、IP無線機を配備している。さらに公立小中学校、公立幼稚園、公立認可保育所、児童館、子ども未来プラザ等にスマートフォン等を配備し、災害対策本部用として衛星電話も導入している。
- ③ 屋内でも防災行政無線等の情報を聞くことが可能な防災情報サービス端末の設置を自治町会や要配慮者利用施設、区の災害時拠点施設に設置している。
- ④ 非常時の情報提供として、葛飾区安全・安心情報メール、エリアメールサービス、かつしかFM、区公式X（旧ツイッター）・区公式フェイスブック・区防災行政無線確認用アプリ等での災害情報の広報を導入している。

3 対策の課題

- ① 災害時の情報収集と伝達は、迅速かつ効果的な応急対策活動を行なうためには、欠かせないものである。しかし、過去の大規模災害では、一般電話、携帯電話等の機能低下が発生しており、災害時にも機能する通信手段の確保が必要である。
- ② 区民や帰宅困難者等自らが命を守る行動を行うためには、一斉に情報が伝達できるよう通信手段を活用して、適切な情報を発信することが必要である。
- ③ 障害者や外国人等への情報伝達を確実に行なう必要がある。

4 対策の方向性

- ① 区と防災関係機関・団体等相互の通信体制の整備

防災行政無線、地域防災無線の機能を確保するため、停電を想定した非常電源の整備、防災行政無線のデジタル化や災害監視カメラの設置等により情報収集等の体制を確保する。

- ② 区民等への多様な情報伝達手段の確保

災害時においても区から情報を発信し、区民等が的確な行動がとれるよう通信手段の多様化に対応して新たな通信手段の導入及び周知を図り、確実に情報が誰にでも伝わるようにする。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3編
風水害編

第3部

第1部

第2部

第1部
第4編

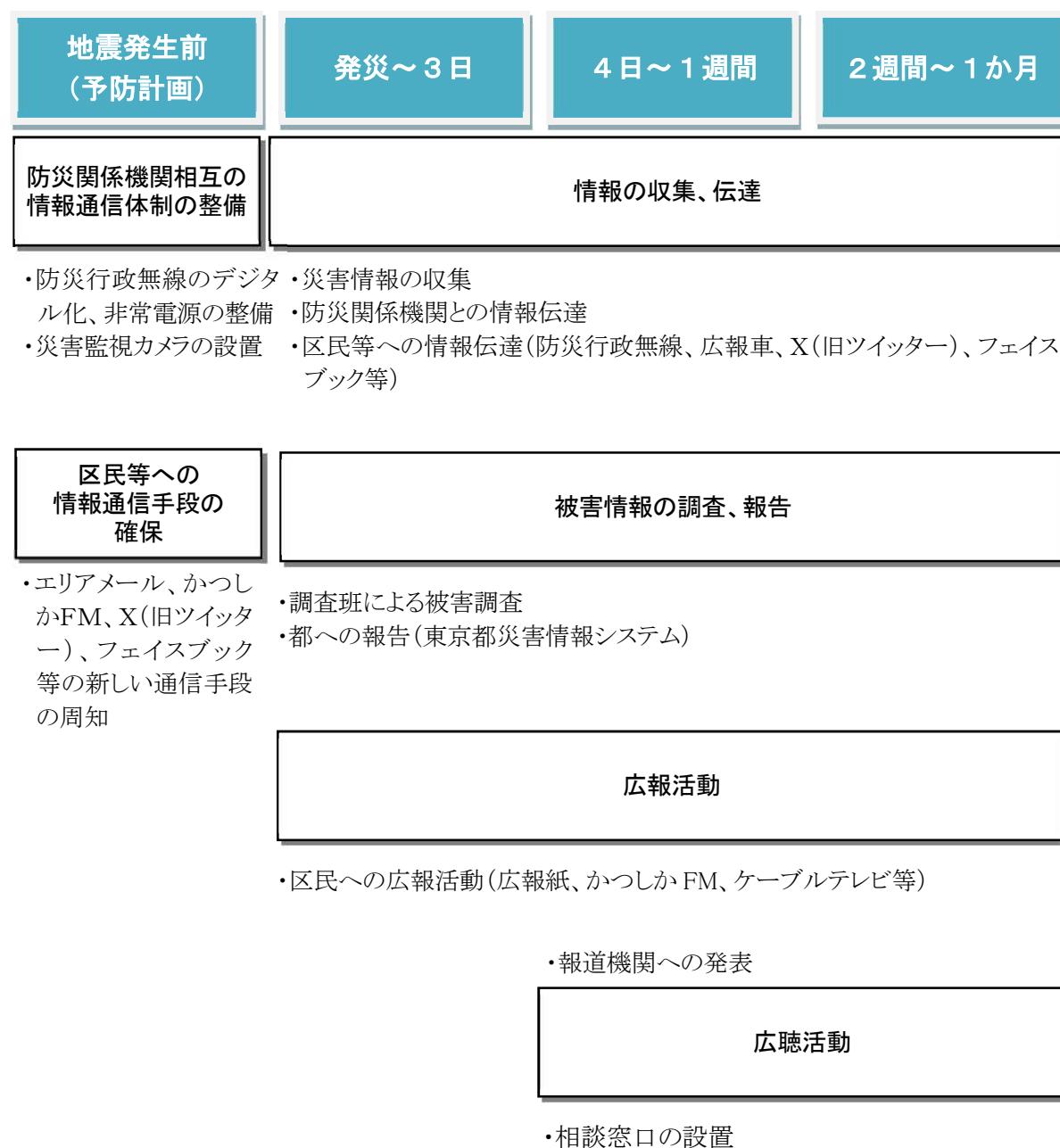
第1部

第2部
その他災害編

第2部

第3部

5 対策のながれ



第2節 予防対策

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部
第3編
風水害編

第2部

第1部
第4編
その他災害編

第2部
第3部

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 防災関係機関相互の情報通信体制の整備	地域振興部	
2 区民等への情報通信手段の確保	地域振興部	

■自助・共助の役割

区民	・安心・安全メールの登録等、防災情報の伝達手段の確認に関するこ
防災市民組織等	—
事業所	—

1 防災関係機関相互の情報通信体制の整備

1－1 防災行政無線等の整備

(1) 防災行政無線の整備

区は、これまでに防災行政無線（固定系）を131箇所に整備している。

固定系防災行政無線はデジタル化が完了している。今後は聞きとりにくい等に対応するため防災行政無線のほか、防災行政無線電話案内、登録制メールシステムやテレビ、ラジオ、アプリ等の伝達手段とあわせて区民に災害情報を伝えていく。

(2) 非常用電源装置の導入

区は、停電時の非常用電源装置の導入等を計画的に実施する。

災害対策本部の強化の一環として本庁舎にすでに設置してあるソーラーパネルと蓄電池を利用した非常用発電機の確保を行い、災害情報の確実な収集と発信手段の確保に努めていく。

(3) 災害監視カメラの設置

区は、画像による区域の被害情報等を収集するため、区内2カ所に災害監視カメラを設置している。

消防署・警察署とも連携して、迅速な災害対応に役立てる。

また、災害に関する情報の収集等に当たっては、地理空間情報の活用に努める。

(4) 河川監視カメラの設置

区では、令和4年に河川監視カメラ（区内7箇所）を設置した。

避難場所となる河川敷や水上輸送の拠点となる防災船着場など、災害対応上重要となる拠点の監視を行う。

(5) 衛星携帯電話の導入

区は災害時の区長及び災害対策本部との複数の通信手段として衛星携帯電話を導入し、自衛隊や協定都市等への通信手段としても活用する。

2 区民等への情報通信手段の確保

(1) 多様な情報伝達手段の周知

区は、情報提供手段として導入しているエリアメール、かつしかFMでの災害情報の放送、区公式X（旧ツイッター）・区公式フェイスブック等のソーシャルメディア、区防災行政無線確認用アプリ等の活用を周知するとともに、葛飾区安全・安心情報メールへの登録を呼びかける。

また、聴覚・視覚障害者及び要配慮者施設からの事前の申請に基づき、避難情報を電話・FAXにより直接伝達する。予め防災マップの作成等、多様な手段により防災関連情報を提供する。

さらに、防災行政無線やJアラートの情報を室内でも聞くことができる防災情報サービス端末を要配慮者利用施設や自治町会長宅等に設置して、情報を伝達する。

なお、停電が発生した場合の区民との情報連絡体制を確保するため、衛星通信などの活用も検討する。

(2) 情報連絡体制の構築

区は、地区センターと地域住民との間で情報の収集・伝達が可能な連絡体制を構築する。

また、区及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図り、平常時より設備・機器の点検や操作の習熟等に努める。

第3節 応急対策

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部

第3編
風水害編

第2部

第1部

第4編
その他災害編

第2部

第3部

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 情報の収集、伝達	地域振興部	警察署、消防署
2 被害情報の調査、報告	地域振興部	
3 広報活動	総務部	警察署、消防署
4 広聴活動	総務部、地域振興部	警察署、消防署

■自助・共助の役割

区民	・地域の情報把握及び区、防災関係機関への通報に関すること
防災市民組織等	・地域の情報把握及び区、防災関係機関への通報に関すること ・区等からの情報の共有、要配慮者への情報の伝達に関すること
事業所	・地域の情報把握及び区、防災関係機関への通報に関すること ・区等からの情報の従業員間での共有に関すること

1 情報の収集、伝達

1-1 通信手段

区は、災害時には、次の通信手段を活用して情報の収集・伝達を行う。

(1) 固定系防災行政無線（同報系）

屋外放送設備により区民へ災害情報を伝達する。

また、全国瞬時警報システム（Jアラート）により、国からの緊急地震速報等の情報を自動起動して伝達する。

(2) 災害対策用IP無線（以下、IP無線）

防災関係機関、生活関連機関、災害時協力団体、地区センター及び避難所となる小・中学校、福祉施設にIP無線を配置し、各施設間の通信を行う。

(3) 災害対策用スマートフォン

区災害対策本部従事職員及び避難所指定職員に、災害時優先電話機能のあるスマートフォンを配布し、通信を確保する。

（なお、災害時優先電話は、発信のみが優先扱いとなり、着信等は一般電話と同じである。）

また、区立小中学校、公立幼稚園、公立認可保育所、児童館、子ども未来プラザ等により、災害対策各部と各施設間の緊急連絡、各施設から外部への通信手段として活用する。

第5章 情報通信の確保

第3節 応急対策

(4) 衛星電話

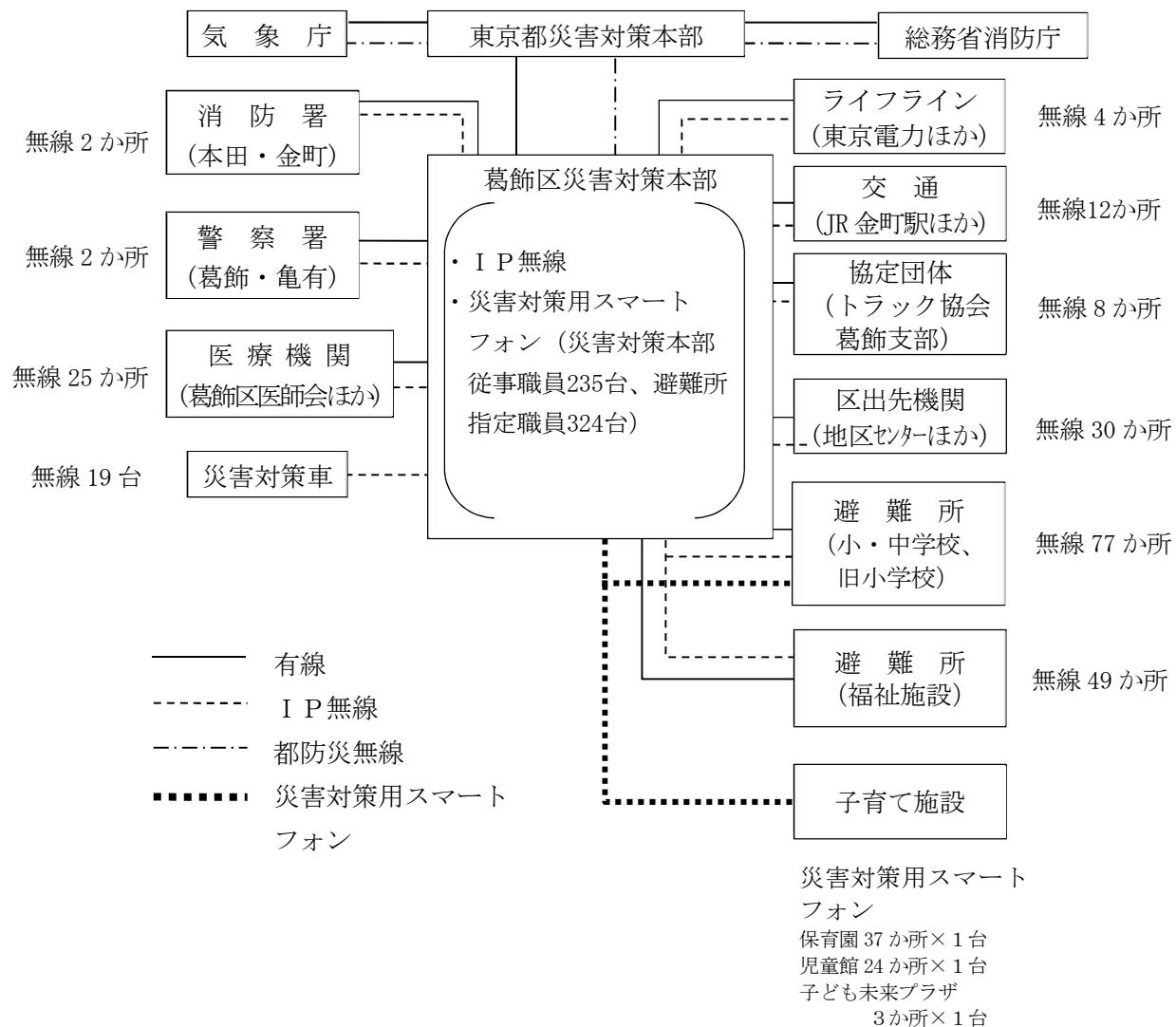
有線回線が途絶した場合の通信手段として、衛星携帯電話を活用する。

(5) 都の通信施設

都の通信施設（防災無線電話、無線FAX、東京都災害情報システム（D I S））を活用し、都及び防災関係機関と通信を行う。

1-2 情報連絡体制

区及び防災関係機関の通信系統は、次のとおりである。



1-3 情報の収集

区は、次の手段を用いて災害情報を収集する。

災害情報は、災害対策本部で整理し、必要に応じて関係機関に伝達する。

- ① IP無線等による区公共施設、関係機関・団体、避難所等からの情報
- ② IP無線、災害対策用スマートフォンを活用した職員による現場からの情報
- ③ 警察署、消防署等からの情報
- ④ 区民の通報
- ⑤ テレビ、ラジオの情報
- ⑥ 協定に基づく、事業者からの無人航空機を活用した被災状況等の情報

1-4 警察署

警察署は、被害状況又は被害発生のおそれのある状況等を認知したときは、速やかに関係機関との情報共有を図る。

1-5 消防署

- ① 都からの通報に基づき、地震による津波等が発生するおそれがあるときは、ただちに区と連携し区民に周知する。
- ② 被害予測システム、災害監視カメラ、情報活動隊等により、災害の発生状況等について情報収集し、関係機関と情報交換を図る。

2 被害情報の調査、報告

2-1 調査班による被害調査

(1) 調査班の編成

区長（本部長）は、災害現地の実態を把握し、区の応急対策活動を円滑に図る必要があると認めた場合は調査班を編成する。

ただし、班の編成その他必要事項は、事態に応じ適宜定める。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3編
風水害編

第3部

第4編
その他災害編

第2部

第3部

第5章 情報通信の確保

第3節 応急対策

(2) 調査班の任務

調査班は、区長（区本部長）の特命により出動し、現地の状況を報告する。特命調査事項は、次のとおりである。

- ① 災害状況
- ② 被害状況
- ③ 応急措置状況
- ④ 住民の動向及び要望事項
- ⑤ その他重要事項
- ⑥ 必要な対応

(3) 報告

調査班は、調査の動向を災害対策本部に無線等により報告する。

2-2 災対各部・防災関係機関による被害報告

区の災対各部及び防災関係機関は、被害状況について調査のうえ災害対策本部に報告する。報告内容及び時期により、次のとおり区分して行う。また、関係機関は、応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行う。

(1) 発生報告

区の災対各部及び防災関係機関は、被害の大小にかかわらず、次の項目を報告する。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害の程度
- ⑤ 災害に対してとられた措置
- ⑥ その他必要事項

(2) 防災システムによる被害情報管理

災害対策本部は、被害報告を防災システムに入力し被害情報管理を行う。

(3) 中間報告

被害の全容が概ね明らかになってから、被害状況報告書にとりまとめて報告する。

(4) 決定報告

被害状況が確定したときは、被害状況報告書にとりまとめて確定報告する。

2-3 都への被害情報の報告

区は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。

なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、総務省消防庁に報告する。

(1) 報告すべき事項

報告すべき事項は、次のとおりである。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所又は地域
- ④ 被害状況（被害の程度は、認定基準による）

- ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後取ろうとする措置
⑥ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項

(2) 報告の方法

原則として、東京都災害情報システム（D I S）への入力による。

ただし、システム障害等により入力できない場合は、防災行政無線、無線電話、無線FAX等により報告する。

■D I S入力項目

- | | |
|------------------|-----------------|
| ①配備態勢（本部設置状況） | ②（定時）状況報告 |
| ③被害第一報報告（被害概況報告） | ④被害状況即報（被害数値報告） |
| ⑤被害箇所報告（現場被害報告） | ⑥避難所報告 |
| ⑦避難指示 | ⑧支援要請 |

(3) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第11章「区民生活の早期再建」の定めるところによる。

3 広報活動

3-1 区の広報活動

区は、次の手段で区民に広報を行う。

広報にあたっては、災害対策本部に集約された情報を適宜判断し、本部長に報告のうえ、有効な広報手段を選択し区民に周知する。また、その際は、障害者や外国人等に対する情報提供についても配慮する。

(1) 広報の内容

- ① 地震情報（震度・震源、余震の可能性等）
- ② 避難情報（避難所開設状況、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の対象とその理由）
- ③ 被災状況（火災、道路・河川の損壊等）
- ④ 災害対策の状況（本部の設置、各対策の実施状況）
- ⑤ 道路・交通状況（交通規制等）
- ⑥ 公共交通機関の運行状況
- ⑦ ライフラインの状況（利用規制、代替サービス、二次災害防止措置等）
- ⑧ 住民や事業所のとるべき措置
- ⑨ 生活関連情報（医療機関、スーパー・マーケット、ガソリンスタンド等）

第5章 情報通信の確保

第3節 応急対策

(2) 広報手段

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| ① Lアラート（災害情報共有システム） | ② 防災行政無線（固定系） |
| ③ 臨時広報紙 | ④ 区公式ホームページ |
| ⑤ 区公式X（旧ツイッター）・フェイスブック・ライン | ⑥ 安全・安心情報メール |
| ⑦ 広報掲示板 | ⑧ 広報車 |
| ⑨ かつしかFM | ⑩ ケーブルテレビ（J：COM） |
| ⑪ 防災情報サービス端末 | ⑫ 防災行政無線確認用アプリ「かつラッパ」 |

3-2 警察署の広報

警察署は、次の広報活動を行う。

(1) 広報内容

① 避難を必要とする情報

- ア 火災の発生及び延焼状況
- イ 高圧ガスの保管場所等の爆発及びそのおそれ
- ウ 津波のおそれ
- エ その他避難を必要とする事象の発生及びおそれ

② 混乱防止及び人心の安定を図るための情報

- ア 余震、津波等の気象庁の情報
- イ 地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し
- ウ ライフライン等の被害状況及び復旧の見通し
- エ 主要道路、高速道路及び橋の被害状況並びに復旧見通し
- オ 交通機関の被害状況及び復旧の見通し
- カ 交通規制の実施状況及び渋滞情報
- キ 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等
- ク その他混乱防止等を図るための情報

③ デマ・流言打ち消し情報

(2) 広報手段は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| ① トランジスター・メガホン | ② 交番(駐在所)備付けマイク |
| ③ パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー | |
| ④ ヘリコプター、警備艇 | ⑤ 交通情報板、光ビーコン、ラジオ |
| ⑥ ホームページ等を活用した情報提供 | |

3-3 消防署の広報

消防署は、次の広報活動を行う。

(1) 広報内容

- ① 出火防止、初期消火の呼びかけ
- ② 救出救護及び要配慮者（高齢者、身体障害者等）への支援の呼びかけ
- ③ 火災及び水災に関する情報
- ④ 避難指示に関する情報
- ⑤ 救急告示医療機関等の診療情報

(2) 広報手段は次のとおりとする。

- ① 消防車両等の拡声装置等
- ② 消防署・消防団及び自治町会の掲示板への掲示
- ③ テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供
- ④ ホームページ、SNS、東京消防庁公式アプリ等を活用した情報提供
- ⑤ 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供

3-4 報道機関への発表

区は、災害対策本部に集約された情報を適宜判断し、本部長に報告のうえ、広報課長が報道機関に発表する。発表の方法は、次のとおりである。

(1) 報道要請

区は、災害等のため通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第57条の規定により通知、要請、伝達又は警告のため、都を通じて放送機関に放送を要請する。

(2) 記者発表

区は、記者発表場所を設置し、報道機関に対し定期的に記者発表を行い、情報を提供する。

また、避難所等において被災者に配慮した取材活動を行うよう要請する。

4 広聴活動

4-1 区の相談

(1) 相談窓口の設置場所

区は、被災者からの相談等に対応するため、被災直後から、区役所及び地区センター等に臨時相談窓口を設置する。さらに、罹災証明書の発行体制の整備など復旧・復興対策の本格化、被災者のニーズや利便性に応じて、区民事務所等に被災者総合相談所を設置するなど、相談対応を拡充する。

(2) 相談内容

相談窓口には、各災対部の担当者のほか、協定に基づいて法律、財務、家屋、土地、福祉等の専門相談員を配置する。

また、必要に応じて外国語通訳、手話通訳等を配置するほか、女性や子どもへの暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。

聴取した要望事項は、解決を図るほか、広聴内容を関係機関に連絡する。

4-2 警察署の相談

警察署は、災害の規模に応じて、警察署又は交番等において、各種相談にあたる。

また、交通対策本部内に交通規制の内容及び緊急通行車両の標章に関するテレホンコーナーを開設する。

4-3 消防署の相談

消防署は、災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で、各種相談等に応じる。

第6章 医療救護等対策

第1節 対策の基本方針

1 基本的な考え方

災害時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが想定され、発災直後から、多数の負傷者に対する医療救護活動を行わなければならない。さらに、在宅の人工透析患者や難病患者等への対応も必要となる。

また、遺体については、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速に検視・検案・火葬の措置が求められる。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大により、区や病院などでは感染症対策と災害対応対策に同時に迫られ人員や物資が決定的に不足してしまう恐れがあるため、備えが必要である。

そのため、医療救護体制の構築、保健衛生活動や遺体の安置等の体制の構築、防疫体制の構築をする。

2 対策の現状

- ① 区では、「葛飾区災害医療運営連絡会」にて、都の災害医療体制を踏まえた、ガイドラインに基づいた内容で、葛飾区災害医療救護計画を改定した。本計画は、災害が発生又はその恐れがある際に区の医療機能が低下した場合に、区民の生命と健康を守るため、迅速かつ適切な医療救護活動について定めたものである。
- ② 区内の災害拠点病院等を中心とした、4つのブロック体制に分ける面的整備を行い、地域で連携した災害医療の充実を図る。
- ③ 緊急医療救護所を可能な限り、病院前に設置し、独歩できる軽症者は、病院敷地内や近隣の学校等に設置する軽症処置エリアに誘導して処置を行う。
- ④ 風水害編を新たに作成し、タイムラインに基づく医療救護活動を定めた。
- ⑤ 区災害医療コーディネーターと連携し、情報を集約、共有できるよう区災害歯科医療コーディネーター、区災害薬事コーディネーター、区災害病院薬事コーディネーター、区災害柔整リーダー及び病院救急車搬送調整リーダーを設置する。

3 対策の課題

- ① 令和4年5月に公表された都心南部直下地震では、区内において3,439人の負傷者（うち重傷者512人）が予想されている。また、負傷者のみならず、在宅の人工透析患者、難病患者等の継続的医療への支援、避難生活者の健康管理やこころのケア等の対応が必要になる。
- ② これまでの災害教訓から負傷者等が医療機関へ集中することが予想されるため、病院前トリアージや応急手当等の対応を効果的に行う体制の構築が必要となる。
- ③ 大規模災害の発災直後は、被災地外からの応援が期待できないことから、区内の医療スタッフ等の医療資源の活用、医薬品等の確保体制の構築が必要となる。
- ④ 多数の遺体収容に伴い検視・検案・安置への対応や、迅速な広域火葬が必要となる。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大に対応するための人員と衛生用品の調達が必要となる。
- ⑥ 透析医療機関や葛飾区新型コロナウイルス感染症を含む感染症患者等受入医療機関において想定される被害の整理が必要となる。

4 対策の方向性

① 多数の傷病者に対応する初動医療体制

区内の限られた既存の医療資源を最大限活用することができるよう、区災害医療コーディネーターを中心とした情報一元化等のため、通信体制を整備する。

区内の医師、看護師等の医療スタッフを活用する体制を整備する。

医療機関への傷病者の集中に対応するため、病院前トリアージのスタッフ配置、実施場所等について体制を整備する。

超急性期に傷病者の対応を迅速に行うため、災害拠点病院及び災害拠点連携病院を中心に地域で連携した医療体制（ブロック体制）を形成し、可能な限り病院前に緊急医療救護所を開設して傷病者の受け入れを実施する。

また、歯科医療救護所は超急性期（発災から概ね72時間以内）において、歯科傷病者に対応する応急処置を行うために設置する。

② 医薬品・医療用資器材の確保体制

医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、緊急医療救護所等で使用する医薬品・医療用資器材の備蓄、協定の締結等による供給体制を構築する。

③ 特段の医療配慮が必要な方への対応

在宅人工透析患者、在宅人工呼吸器使用者、難病患者、慢性疾患患者、高齢者、障害者及び妊産婦等の医療が必要な人について、支援体制を検討する。

④ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症に対応する防疫体制

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策用の衛生用品を調達する。

防疫対策に精通する人員を確保する。

透析医療機関や葛飾区新型コロナウイルス感染症を含む感染症患者等受入医療機関において、想定される災害の被害と耐震性・耐水性を整理する。

⑤ 災対健康部は、地域の透析医療機関の被災情報等の確認に努め、区民等に透析医療機関の情報を提供する。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

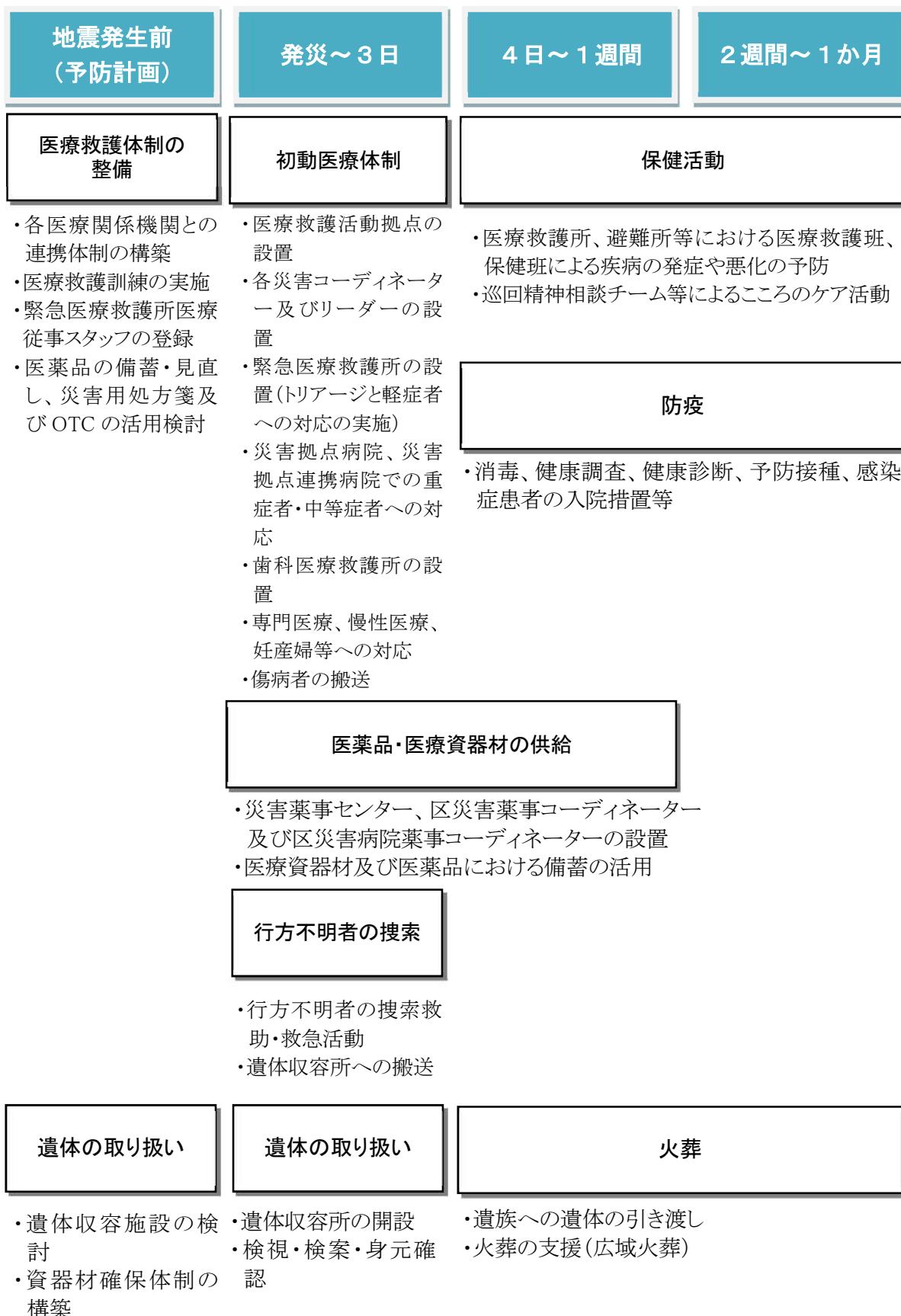
第3編
風水害編

第3部

第4編
その他災害編

第1部
第2部
第3部

5 対策のながれ



第2節 予防対策

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部
第3編
風水害編

第2部

第1部
第4編
その他災害編

第3部

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 医療救護体制の整備	健康部	葛飾区医師会、葛飾区歯科医師会、葛飾区薬剤師会、東京都柔道整復師会葛飾支部
2 遺体の取り扱い	地域振興部	警察署

■自助・共助の役割

区民	・応急手当講習等への参加に関すること
防災市民組織等	・負傷者等への応急手当、搬送体制の構築、訓練に関するこ
事業所	・負傷者等への応急手当、搬送体制の構築、訓練に関するこ

1 医療救護体制の整備

1-1 初動医療体制の整備

(1) 各コーディネーター及びリーダーの任命

区は、あらかじめ葛飾区災害医療コーディネーターとして保健所長と区医師会代表者及び病院代表者を指定する。

葛飾区災害歯科医療コーディネーターとして、区歯科医師会役員から指定する。

葛飾区災害薬事コーディネーターとして、薬剤師会理事から指定する。

葛飾区病院薬事コーディネーターとして、病院薬剤師代表を指定する。

葛飾区柔整リーダーとして、東京都柔道整復師会葛飾支部長を指定する。

葛飾区災害医療コーディネーターは区が設置した医療救護活動拠点において、地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーター等と連携のもと、区の医療救護活動を統括・調整を行う。

※地域災害医療コーディネーター（区東北部保健医療圏）

二次保健医療圏医療対策拠点（区東北部の場合は東京女子医科大学附属足立医療センター）に設置され、区災害医療コーディネーターと調整を行いながら、医療スタッフ派遣、医薬品等を支援する。

※東京都災害医療コーディネーター

東京都に設置され、都内全域の医療救護活動などを統括・調整について助言する。

(2) 医療体制の強化

区は、葛飾区医師会、葛飾区歯科医師会、葛飾区薬剤師会、東京都柔道整復師会葛飾支部等との協議により、医療体制の連携について強化を図る。

第6章 医療救護等対策

第2節 予防対策

(3) 通信手段の確保

区は、健康部と緊急医療救護所、災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院、区東北部医療対策拠点の地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターとの情報連絡体制を整備する。

(4) 医療救護訓練

区は、医師会等の関係機関と連携して、災害を想定した傷病者の搬送や緊急医療救護所におけるトリアージ等の訓練を実施する。

(5) 緊急医療救護所医療従事スタッフの登録

区は、区内に在住・在勤する医療関係者に、大規模災害の際に医療救護活動に参加を要請するため、緊急医療救護所医療従事スタッフ登録制度を実施している。

(6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症に対応する医療救護体制の整備

区は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大を防止する為、防疫対策に応対する人員を確保する。

1-2 医薬品・医療用資器材の確保

(1) 備蓄の推進

区は、緊急医療救護所等で使用する医薬品の備蓄について、品目の見直しや入れ替え等、備蓄体制の見直しを行う。備蓄量は発災後3日間で必要になる量を目安とする。なお、新型コロナウイルス感染症を含む対策用の衛生用品を調達する。

(2) 葛飾区災害薬事コーディネーターの任命

葛飾区災害医療コーディネーターや災害拠点病院薬剤師部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行うため、災害薬事コーディネーターを任命する。区はあらかじめ、葛飾区災害薬事コーディネーターを区薬剤師会理事から任命する。また、葛飾区災害病院薬事コーディネーターとして、病院薬剤師代表から任命する。

(3) 災害薬事センター等との連携体制の強化

区は、薬剤師会等の関係機関と連携し、災害薬事センターの設置場所、運営方法、医薬品卸売販売業者からの搬送方法等、具体的な活動内容について協議しておく。

(4) 協定の締結

区は、医薬品のランニングストックの供給や調剤薬局が扱わない医薬品の確保について、協定を締結した医薬品卸売販売業者や一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会東京都支部と連携を図る。

1-3 医療施設の基盤整備

区は、透析医療機関や葛飾区新型コロナウイルス感染症を含む患者等受入医療機関において想定される災害と耐震性・耐水性を整理する。

都は、災害拠点病院、災害拠点連携病院を指定するとともに、災害時の医療機能を確保する。

また、公共機関、地方公共団体及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、代替エネルギー系統や電動車の活用を含め自家発電設備、LPGガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

2 遺体の取り扱い

（1） 遺体収容施設の指定

区は、遺体収容所における検視・検案等活動が、死者への尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認活動の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努めることとする。また、遺体収容所予定施設ごとに使用スペース等のレイアウトを検討する。

- ① 屋内施設
- ② 避難所や緊急医療救護所など他の用途と競合しない施設
- ③ 検視・検案場所も確保可能な一定の広さを有する施設
- ④ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

また、区は、遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努めることとする。

- ① 遺体収容所の管理責任者の指定等、管理全般に関する事項
- ② 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項
- ③ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- ④ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

（2） 資機材の備蓄・調達

区は、納棺用具等を確保するために葬儀関係団体等と協定締結等の連携について検討する。また、緊急的に確保が困難な場合を考慮して、納体袋等の備蓄を行う。

さらに、行方不明者の搜索及び行方不明者の搜索に伴い遺体を発見・収容した場合に備えて、書類・帳票等を整備することとする。

第6章 医療救護等対策

第2節 予防対策

(3) 運営マニュアルの整備

区は、遺体の収容及び火葬許可証、特例許可証の発行体制を確立するために、災害時の遺体収容マニュアルを作成する。

第3節 応急対策

第1編 総則

第1部

第2編 震災編

第3部

第1部

第3編 風水害編

第2部

第1部

第4編 その他災害編

第2部

第3部

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 初動医療体制	健康部	葛飾区医師会、葛飾区歯科医師会、葛飾区薬剤師会、東京都柔道整復師会葛飾支部
2 医薬品・医療資器材の供給	健康部	葛飾区薬剤師会
3 急性期以降の医療体制	健康部	葛飾区医師会、葛飾区歯科医師会、葛飾区薬剤師会、東京都柔道整復師会葛飾支部
4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	地域振興部 都市整備部	警察署、葛飾区医師会、葛飾区歯科医師会

■自助・共助の役割

区民	<ul style="list-style-type: none"> 傷病者等への応急手当に関すること 行方不明者情報の収集及び区、防災関係機関への通報に関するこ
防災市民組織等	<ul style="list-style-type: none"> 傷病者等への応急手当に関すること 緊急医療救護所等への搬送に関するこ 避難所等における要配慮者、病弱者等の見守り、支援に関するこ 避難所等における清潔の維持、健康管理に関するこ 行方不明者情報の収集及び区、防災関係機関への通報に関するこ
事業所	<ul style="list-style-type: none"> 傷病者等への応急手当に関するこ 緊急医療救護所等への搬送に関するこ

1 初動医療体制

1-1 医療情報の収集伝達

区は、葛飾区災害医療コーディネーターを中心に、葛飾区医師会、葛飾区歯科医師会、葛飾区薬剤師会及び東京都柔道整復師会葛飾支部と連携し、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所、保険薬局、緊急医療救護所、病院（災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院））の被害状況、診療可否状況及び緊急医療救護所の設置状況等を把握し、区東北部医療対策拠点の地域災害医療コーディネーターに報告する。

また、防災行政無線、広報車等で住民に緊急医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を広報する。

区は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）※やFAX、医師会無線やIP無線等を活用し、医療機関の被災状況や活動状況を把握する。

※広域災害救急医療情報システム（EMIS）

災害時に被災した医療機関の稼働状況等災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステム

■各医療機関の役割分担表

機関名	フェーズ0 (概ね6時間まで)	フェーズ1 (概ね72時間まで)	フェーズ2 (概ね1週間程度まで)	フェーズ3 (概ね1週間から 1か月程度) 以降
区災害医療 コーディネーター 各災害コーディネーター及びリーダー	区災害医療コーディネーターは、緊急医療救護所、災害拠点病院、災害拠点連携病院の医療救護活動の統括及び調整、地域災害医療コーディネーターとの調整を行う。各師会の収容状況等の確認を行う。			受援・巡回診療の統括及び調整
緊急医療救護所 ^{※1} ・医療救護所	一次トリアージの実施、(主として) 軽症者の治療	避難者の定点・巡回診療 慢性疾患の治療		避難者の定点・巡回診療 被災者のメンタルヘルスケア 慢性疾患の治療
災害拠点病院	(二次トリアージの実施)、主に重症者の収容・治療	重症者の収容・治療		平常時の医療提供体制に徐々に移行
災害拠点連携病院	(二次トリアージの実施)、主に中等症者や容態の安定した重症者等の収容・治療	中等症者等の収容・治療		平常時の医療提供体制に徐々に移行
災害医療 支援病院 ^{※2}	軽症者・中等症者等の応急処置、専門医療・慢性疾患への対応	専門医療の継続・慢性疾患治療の継続		フェーズ3以降は平常時の医療提供体制に徐々に移行
診療所 ^{※3}	診療所は閉鎖し、医療救護所等において医療救護活動にあたる	フェーズ2以降は平常時の医療提供体制に徐々に移行		

※1 緊急医療救護所

発災直後～フェーズ1の段階まで、災害拠点病院等の近接地等に設置し、トリアージを行うとともに軽症者の治療、応急処置を行う。

※2 災害医療支援病院

災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院

※3 診療所

救急告示医療機関、透析医療機関、産婦人科及び有床診療所は原則として診療を継続する。

1-2 緊急医療救護所の対応

(1) 葛飾区災害医療コーディネーターの設置

区は、健康プラザかつしか（保健所）に医療救護活動拠点を設置し、葛飾区災害医療コーディネーターを中心に、区内の医療救護活動の統括及び調整等を行う。

区災害医療コーディネーターは、大規模災害発生時において、区長の要請を受けて医療救護活動拠点に参集し、次の職務に関して、医学的な見地から助言を行う。

■葛飾区災害医療コーディネーターの役割

- ① 区の医療救護活動を統括・調整するために、区に対して医学的な助言を行う。
- ② 傷病者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、区内医療機関の調整を行う。
- ③ 区内で傷病者等の収容先医療機関等の調整ができない場合に地域災害医療コーディネーターに必要な支援を要請する。
- ④ 人工透析患者や在宅人工呼吸器使用者、難病患者及び妊産婦等が緊急に治療を必要とする場合は、関係機関に必要な支援を要請する。

(2) 緊急医療救護所の設置

区は、発災後概ね72時間は可能な限り病院前に緊急医療救護所を設置し、傷病者へのトリアージ、軽症者への治療等、中等症者、重症者に対する搬送までの応急処置を行う。また、歯科医療救護所は、緊急医療救護所の近傍の歯科診療所とし、歯科治療を要する傷病者に対する応急処置等を行うが、災害の規模における被災状況に応じて、臨時に下記の施設についても、歯科医療救護所の設置を検討する。

それ以降は、医療救護所として外部からの応援医療従事者による避難者の定点診療、慢性疾患の治療等を行う。

■緊急医療救護所 軽症処置エリア設置箇所

① 軽症処置エリア（11箇所）

東金町小学校、柴原小学校、高砂中学校、道上小学校、南綾瀬小学校、青戸小学校、梅田小学校、新小岩中学校、中之台小学校、金町こどもセンター、ウェルピアかつしか校庭（テント）

② 歯科医療救護所

ひまわり応急歯科診療所、たんぽぽ応急歯科診療所

(3) 医療救護班等の編成・派遣

区は、協定に基づいて、葛飾区医師会、葛飾区歯科医師会、葛飾区薬剤師会、東京都柔道整復師会葛飾支部に対し、医療救護班、歯科救護班、薬剤師班、接骨救護班の編成、派遣を要請する。

区での編成が十分でない場合は、区東北部医療対策拠点に対して、医療スタッフの派遣を要請する。

■医療救護班等の活動内容

区分	内容
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ○ 助産救護 ○ 死亡の確認 ○ 状況に応じて遺体の検案に協力
歯科医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 避難所内の軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導等 ○ 檢視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 緊急医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 ○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力
接骨救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病者に対する応急救護 ○ 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

1-3 重症者・中等症者等への対応

区は、災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院に傷病者の受け入れを要請する。また、傷病者の搬送のため、災対健康部は、病院救急車搬送調整リーダーとして、救急救命士のリエゾン派遣を災害拠点病院に要請する。

(1) 災害拠点病院での対応

災害拠点病院では、主に重症者の収容・治療を行う。

(2) 災害拠点連携病院での対応

災害拠点連携病院では、主に中等症者、容態の安定した重症者の収容・治療を実施する。

重症者については、応急処置の後に災害拠点病院に搬送する。

災害拠点連携病院等の運営に関わる各種支援が必要な場合は、葛飾区災害医療コーディネーターが情報を集約し、区東北部医療対策拠点に対して、支援を要請する。

(3) 災害医療支援病院での対応

災害時において、助産、人工透析、その他の医療を担っている病院・診療所は、医療活動の継続に努める。

災害医療支援病院等の運営に関わる各種支援が必要な場合は、葛飾区災害医療コーディネーターが情報を集約し、区東北部医療対策拠点の地域災害医療コーディネーターに対して、支援を要請する。

■医療機関

種別	医療機関
災害拠点病院	東部地域病院、東京慈恵会医科大学葛飾医療センター、平成立石病院
災害拠点連携病院	坂本病院、嬉泉病院、亀有病院、第一病院、堀切中央病院、イムス葛飾ハートセンター、金町中央病院、かつしか江戸川病院、イムス東京葛飾総合病院
災害医療支援病院	災害拠点病院、災害拠点連携病院以外の全ての病院

1-4 傷病者の搬送

傷病者の搬送については、災害拠点病院を中心としたブロック内の搬送を緊急医療救護所に配備されているブロック内の病院救急車又は車輪付き担架にて行う。また、ブロック内で傷病者を受け入れることが困難な場合、災対健康部に対しブロック外への搬送を要請する。要請を受けた、災対健康部に参集している病院救急車搬送調整リーダーは、各ブロックの受入可能状

況を確認する。ブロック間での搬送を行う旨を、区災害医療コーディネーターが決定する。ブロック間の搬送は、病院救急車又は消防救急車等を活用する。

被災現場で救出された傷病者、各医療機関や緊急医療救護所（医療救護所を含む）で対応できない傷病者は、重症度、傷病者数及び搬送距離に応じて、搬送手段を有する機関と連携して、陸路、空路及び航路による搬送手段を確保する。

搬送は、原則として、被災現場から緊急医療救護所までは区が対応し、医療機関又は緊急医療救護所から災害拠点病院等の医療機関までは区及び都が対応する。

交通渋滞等により車両での搬送が困難な場合は、地域災害医療コーディネーターを通じて、都にヘリコプターでの搬送を要請する。

ヘリコプターを要請した場合、離着陸場を指定し連絡要員を派遣して離着陸の安全を確保する。多数のヘリコプターが離発着する場合は、離着陸の管制を自衛隊等に要請する。

2 医薬品・医療資器材の供給

区は、次のとおり医療救護活動に使用する医薬品・医療資器材の調達を行う。

- ① 発災後、速やかに災害薬事センターを設置する。なお、区災害薬事コーディネーターは葛飾区薬剤師会理事、区病院薬事コーディネーターは病院薬剤師代表から選任する。
- ② 区備蓄品（災害医療資器材及び災害用資器材補完用医薬品、医療活動用夜間照明器具、発電機等）を使用する。
- ③ 葛飾区薬剤師会に対して、緊急医療救護所等に近隣の薬局等からローリングストックで備蓄している医薬品等の供給を要請する。
- ④ 区の備蓄及び薬局からの供給で医薬品が不足する場合は、災害薬事コーディネーターが「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を締結している医薬品卸売販売業者等関係業界団体等に供給を要請する。また、「災害時における応急物資の供給等に関する協定書」を締結している一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会東京都支部にOTCや応急物資の供給等を要請する。
- ⑤ 上記によっても不足する場合には、区は都に対し医薬品の供給を要請する。

3 急性期以降の医療体制

3-1 急性期以降における医療救護活動拠点の設置

区は急性期（発災72時間から1週間）以降に医療救護活動拠点を設置して、葛飾区災害医療コーディネーターを中心に医療救護所や在宅療養患者の医療支援に関する調整、情報交換等を行うことができるよう体制を整備する。

3-2 保健衛生活動

（1）巡回健康相談等

区は、避難所での健康維持を図るため、医師会、歯科医師会等から編成する医療救護班、保健師、栄養士、区職員等で編成する保健班を避難所に派遣し、心身の機能の低下や生活習慣病などの疾患の発症や悪化の予防、インフルエンザ等の感染症予防等についての保健指導や健康相談を行うとともに、避難所の環境衛生の指導等や避難所で提供される食品についての衛生指導や助言を行う。

（2）こころのケア

① 巡回精神相談チームの派遣

都に対し災害派遣精神医療チーム（東京D P A T又は他道府県D P A T）の派遣を要請し、区の保健班と連携を図りながら、避難所等での相談活動を行う。

東京都災害派遣精神医療チーム（東京D P A T）の主な活動は、以下のとおり

- ア 被災時の精神保健医療のニーズアセスメント
- イ 災害派遣医療チーム（DMA T）、保健師チーム等と連携した活動
 - ・被災精神科病院の入院患者の転院・搬送支援
 - ・被災精神科病院、診療所機能の回復までの外来診療支援
 - ・災害ストレスによる被災住民・支援者への対応
 - ・地域精神保健活動への支援 など

② 相談窓口の設置等

区は、必要に応じてこころのケアについて電話相談窓口や外来相談窓口の設置、精神科病院・診療所の外来実施情報の提供を行う。

また、被災住民の心的外傷後ストレス障害（P T S D）を視野に据えて、メンタルヘルスケア体制整備を図る。

（3）新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

区は、医療救護所や在宅療養患者の医療支援に関して新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大防止対策を講じる様に周知する。なお、感染症の発生、拡大がみられる場合は、健康部と防災関係機関が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

4 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

4-1 行方不明者の搜索

区は、警察署、自衛隊等の協力を得て行方不明者の搜索を行う。遺体を発見した場合は、遺体収容所に搬送する。

警察署は、行方不明者の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。

4-2 検視・検案・身元確認等

(1) 遺体収容所の開設

区は、都、警察署と連携して遺体収容所を開設し区民に周知する。

区は、収容所の配置区分、納棺用品、ドライアイス等の資器材の確保等、遺体の検視・検案の環境を整える。なお、遺体収容所の開設は、葛飾区拠点施設応急対策行動計画に基づいて行う。

■遺体収容所の開設予定箇所

第一順位 水元総合スポーツセンター

第二順位 奥戸総合スポーツセンター

(2) 検視

警視庁は、検視班等を編成し遺体収容所に派遣する。検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。

(3) 検案

都知事は監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成し、遺体収容所に派遣する。検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合、都は必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請する。

検案班は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し検案活動を実施し、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。

(4) 身元確認

第6章 医療救護等対策

第3節 応急対策

警察署は、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認調査を行う。必要に応じて、身元確認班（歯科医師班）の編成・派遣について身元確認作業の協力を要請する。概ね2日間、身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区に引き継ぐ。

区は、身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。

また、警察署より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。

（5） 死亡者情報の提供

区は、死亡者に関する広報に関して、都及び警察署と連携を保ち、遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、相談窓口等で区民への情報提供を行う。また、その際は、障害者や外国人等に対しての情報提供方法について配慮する。

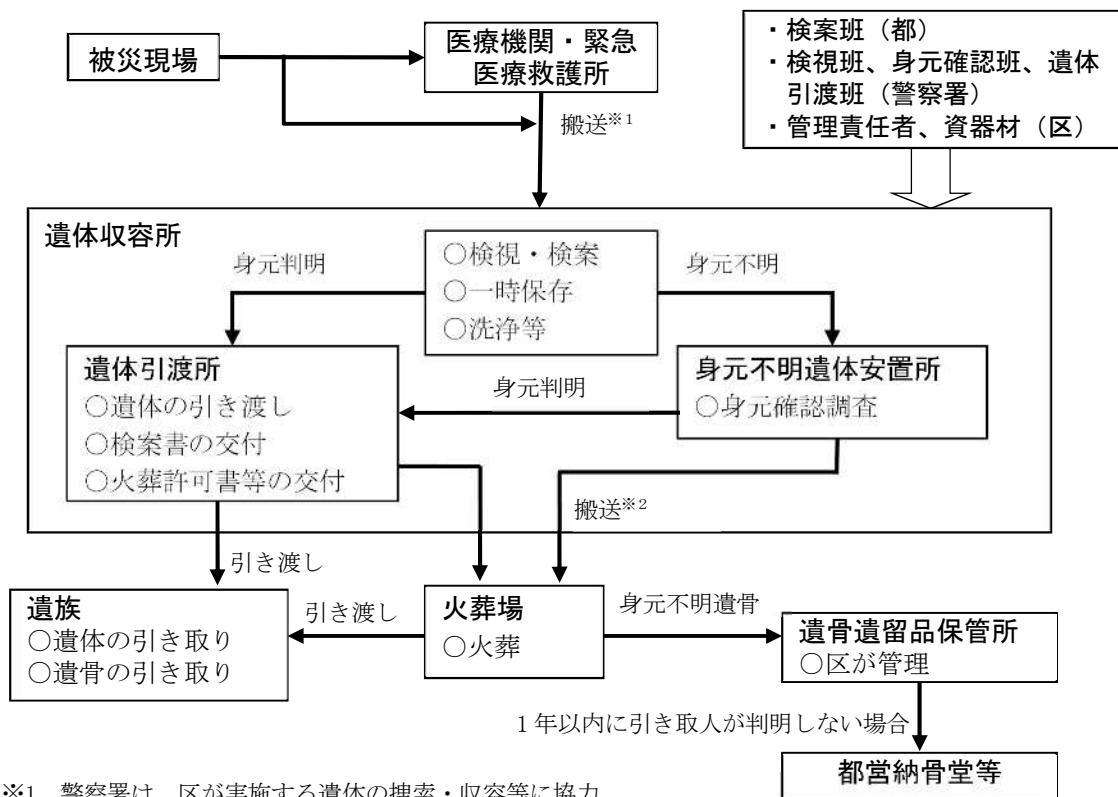
4-3 遺体の火葬

(1) 遺族への遺体の引き渡し

区は、警察署の遺体引渡班の指示に従って、遺体の遺族への引き渡しを実施する。

(2) 火葬許可証

区は、死亡届を受領し、速やかに火葬許可証を発行する。火葬許可証の発行が困難な場合には、緊急時の対応として、火葬許可証に代わる証明書として特例許可証を必要に応じて発行する。



※1 警察署は、区が実施する遺体の搜索・収容等に協力

自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救出・救助、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 区の要請に基づき、都が関係機関（社団法人全日本冠婚葬祭互助協会等）に協力を要請

第4節 復旧対策

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 防疫	健康部	
2 火葬	地域振興部	

■自助・共助の役割

区民	・消毒等の防疫活動への協力に関すること
防災市民組織等	・消毒等の防疫活動への協力に関すること
事業所	—

1 防疫

1-1 防疫体制

区は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策についての助言や避難所及び患者発生等の消毒、そ族及びこん虫駆除等を行う。

そのため、防疫班、消毒班、食品衛生指導班、環境衛生指導班及び動物救護班を編成する。

また、被災戸数及び防疫活動の実施について、都に連絡し、対応能力が十分でないと認める場合は協力を要請する。

1-2 防疫活動

区が行う防疫活動は、次のとおりである。

- ① 被災地や避難所における感染症発生状況の予防
- ② 被災地や避難所における感染症発生状況の把握
- ③ 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施
- ④ 避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策の実施
- ⑤ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保
- ⑥ 保健班を編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談
- ⑦ 飼い主不明のペットの保護に関すること

■各班の業務内容

班	業務内容
防疫班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康調査及び健康相談 ○ 備蓄品の確認 ○ 避難所等の防疫指導、感染症発生状況等の把握 ○ 感染症予防のため広報及び健康指導 ○ 衛生用品持参の周知 ○ 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理 ○ 隔離室の準備
消毒班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 患者発生時の消毒(指導) ○ 避難所の消毒の実施及び指導
保健班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康調査及び健康相談 ○ 広報及び健康指導 ○ 定期的な検温 ○ 担当職員の体調管理
食品衛生指導班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炊飯所、弁当・給食調理場等における衛生確保のための助言・指導 ○ 食品保管場所の衛生状態の確認 ○ 避難所における食品の取扱方法・保管方法についての助言・指導 ○ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けについての助言・指導 ○ 残飯、廃棄物等の適正な処理方法についての助言・指導 ○ 食品や飲料水の安全を確保するための情報提供 ○ 避難所への手洗いリーフレットの配付 ○ 食品に関する危害発生防止のための助言・指導 ○ 食中毒発生時の対応
環境衛生指導班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲料水の塩素による消毒の確認 ○ 区民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ○ 区民への残留塩素の確認方法の指導 ○ 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ○ 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ○ 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導 ○ 避難所における換気実施の助言 ○ 担当職員への説明・指導
動物救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 動物一時保護施設の設置 ○ 動物病院の被災状況の把握 ○ 負傷したペットの情報収集

■感染症指定医療機関

種別	医療機関名
特定感染症指定医療機関	国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院
第一種感染症指定医療機関	都立墨東病院、都立駒込病院、公益財団法人東京都保健医療公社荏原病院

1-3 飲料水の安全等環境衛生の確保

区（環境衛生指導班）は、避難所での飲料水の安全を確保するため、水道事業者の補助を行う。

1-4 食品の安全確保

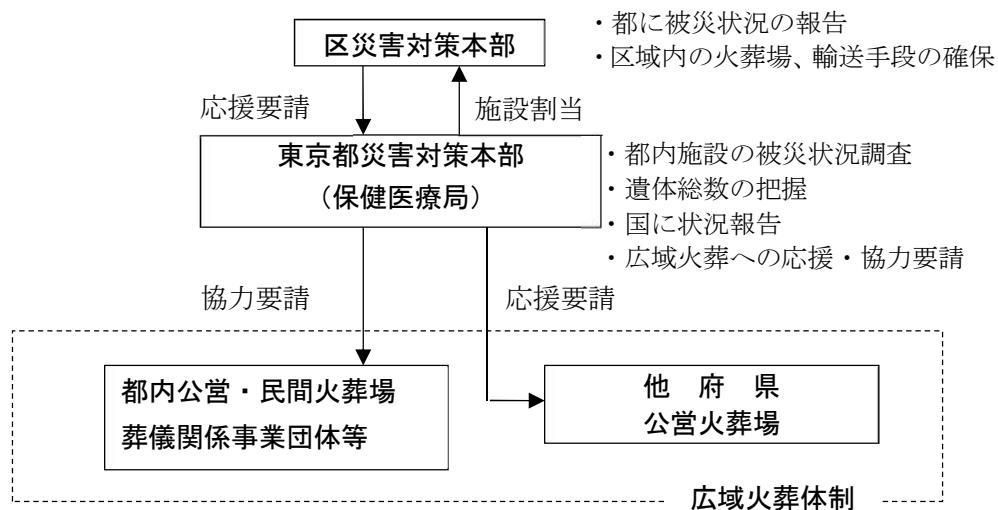
区（食品衛生指導班）は、食品の安全を確保する。また、都と連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

2 火葬

区は、火葬場の被災状況を把握するとともに、火葬場の確保、遺体搬送手段の確保等を行う。

また状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図るとともに、区内に広域火葬体制について広報する。

火葬は、都の調整のもと、割り振られた火葬場に必要な事項、手順等を確認する。



第7章 帰宅困難者対策

第1節 対策の基本方針

1 基本的な考え方

大規模な災害が発生した場合、公共交通機関の停止、道路の渋滞等により、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設などで混乱が想定される。

そのため、3日間は、従業員を職場等に待機させることにより、一斉帰宅を抑制し混乱を防止する必要がある。事業所等の自助はもとより、区、鉄道事業者等の関係機関は、帰宅困難者対策への体制を構築する。

2 対策の現状

- ① 都は、国等ともに設置した「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」において、平成23(2011)年11月に「一斉帰宅抑制の基本方針」を策定し、「むやみに移動しない」ことを基本原則として「東京都帰宅困難者対策条例」(平成25(2013)年4月施行)により、具体的な取組を示している。
- ② 区は、駅周辺の帰宅困難者を受け入れるため、一時滞在施設の活用について駅周辺の施設の管理者等と協定を締結している。

3 対策の課題

- ① 大規模な災害が発生した場合、公共交通機関の停止、道路の渋滞等により、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設などで混乱が想定される。
- ② 帰宅困難者の発生の抑制、一時滞在施設の確保、帰宅に必要な情報の提供方法等を検討する必要がある。

4 対策の方向性

- ① 帰宅困難者発生の抑制
事業所に対し、従業員等の施設内待機のために3日分の備蓄の促進を図る。さらに、区の施設においても、利用者等の施設待機の方法について検討する。

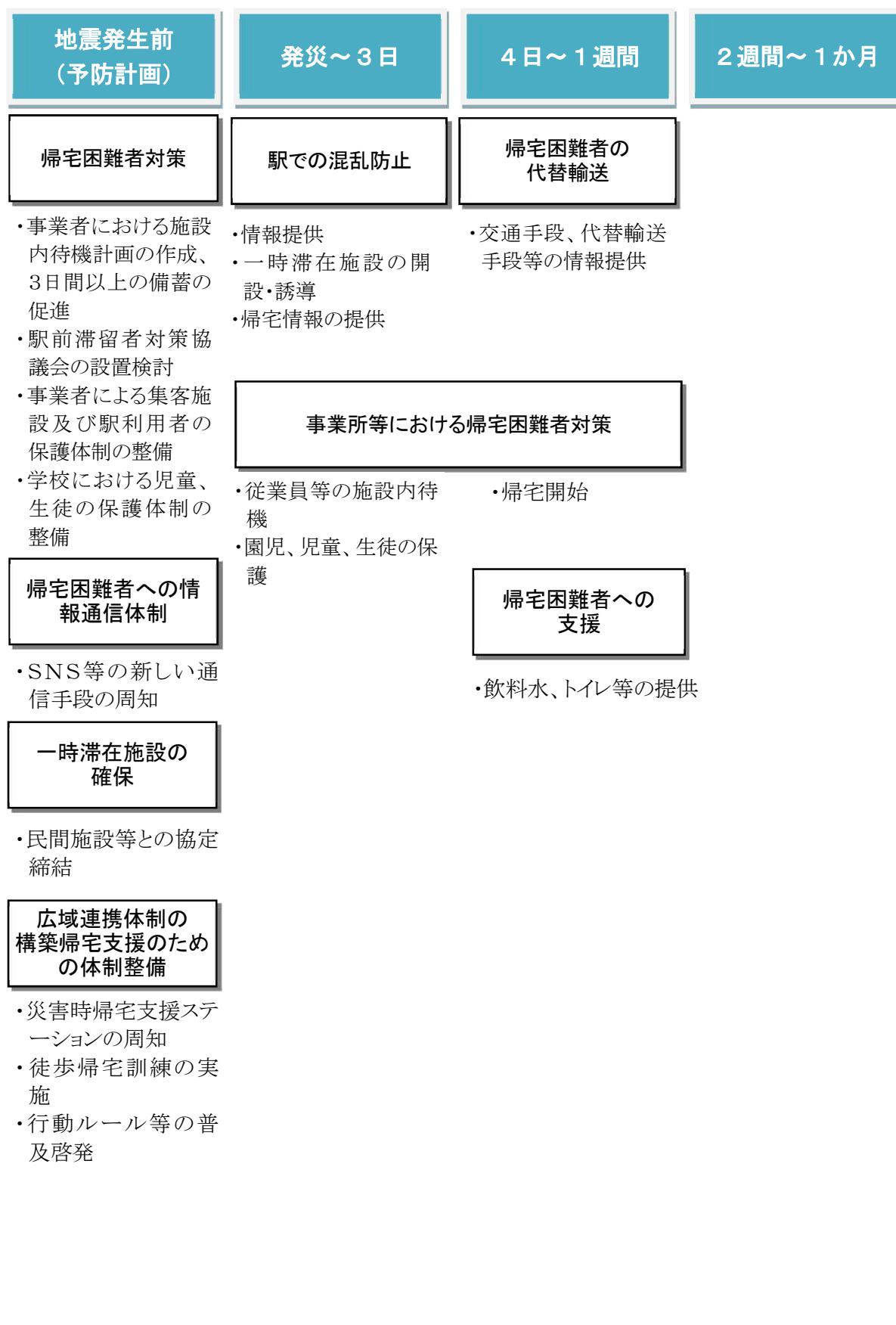
第7章 帰宅困難者対策

第1節 対策の基本方針

② 駅周辺での混乱防止

区、鉄道事業者、駅周辺事業者等の関係者による協議により対策や役割分担について検討する。区においては、一時滞在施設の確保や、誘導、情報提供等、帰宅困難者への支援体制を構築する。

5 対策のながれ



第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部
第3編
風水害編

第2部

第1部
第4編
その他災害編

第2部
第3部

第2節 予防対策

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 帰宅困難者対策	地域振興部、 子育て支援部、 教育委員会事務局	警察署、消防署、 東日本旅客鉄道（株）、 京成電鉄（株）、北総鉄道（株）
2 帰宅困難者への 情報通信体制	地域振興部	
3 一時滞在施設の確保	地域振興部	
4 徒歩帰宅支援のための 体制整備	地域振興部	

■自助・共助の役割

区民	・家族の帰宅困難対策の確認に関するこ
防災市民組織等	一
事業所	・食料、飲料水の備蓄等、従業員の帰宅困難への備えに関するこ

1 帰宅困難者対策

1-1 東京都帰宅困難者対策条例の徹底

区は、住民や事業者及び区が取り組むべき基本的事項について定めた東京都帰宅困難者対策条例の内容について、ホームページ、パンフレット等で啓発を図る。

条例の概要は、次のとおりである。

■帰宅困難者対策条例の概要

- 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 学校等における児童、生徒等の安全確保の努力義務化
- 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 一時滞在施設の確保にむけた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

1-2 事業者における施設内待機計画の作成

事業所は、事業所防災計画や業務継続計画に従業員の施設内待機に係る計画を定め、従業員に周知する。

また、震災の影響の長期化に備え3日間分以上の備蓄、さらには、来客等を考慮した10%程度を余分に備蓄することを検討する。

■従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方

東京都帰宅困難者対策条例第7条2項において規定する知事が定めるところとは、下記のとおりである。

1 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

2 3日分の備蓄量の目安

- (1) 水については、1人当たり1日3ℓ、計9ℓ
- (2) 主食については、1人当たり1日3食、計9食
- (3) 毛布については、1人当たり1枚
- (4) その他の品目については、物資ごとに必要量を算定

3 備蓄品目の例示

- (1) 水：ペットボトル入り飲料水
- (2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺

※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。

- (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）

- ・毛布やそれに類する保温シート
- ・携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパ等）
- ・敷物（ビニールシート等）
- ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
- ・救急医療薬品類

（備考）

- ① 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味し、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。
(例) 非常用発電機、燃料（危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要）、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図
- ② 企業等だけでなく、従業員等自らも備蓄に努める。
(例) 非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

1-3 葛飾区災害時駅周辺対策連絡会

(1) 葛飾区災害時駅周辺対策連絡会

駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、区、警察署、消防署、消防団、交通事業者等を構成員とする葛飾区災害時駅周辺対策連絡会において、以下の事項について検討を進める。

■葛飾区災害時駅周辺対策連絡会

- | | |
|-----------------|---------------|
| ○ 滞留者の誘導方法と役割分担 | ○ 誘導場所の選定 |
| ○ 情報連絡体制の構築 | ○ 代替輸送手段などの検討 |
| ○ 駅前滞留者対策訓練の実施 | |

(2) 地域の行動ルールの策定

葛飾区災害時駅周辺対策連絡会のなかで、災害時の各機関の役割を定め、次の行動ルールを策定する。

① 組織は組織で対応する（自助）

事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員・顧客・学生等に対応する。

② 地域が連携して対応する（共助）

葛飾区災害時駅周辺対策連絡会が中心となって、組織化されていない買物客、観光客等に地域で対応する。

③ 公的機関は地域をサポートする（公助）

区、都、国が連携・協力して、地域の対応を支援する。

(3) 警察署・消防署による支援

警察署及び消防署は、区に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る指導助言及び災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。

1-4 駅客施設及び駅利用者の保護

事業者は、利用者の保護に係る方針をあらかじめ事業所防災計画や事業継続計画に定め、従業員等へ周知し、理解の促進を図る。

- ① 施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順
- ② 耐震診断・耐震改修や家具の転倒・落下・移動防止等
- ③ 飲料水や毛布などの備蓄
- ④ 定期的な訓練の実施

1-5 学校、保育施設等における児童、生徒等の保護

(1) 安全確保等の体制整備

学校、保育施設等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、校舎内等での園児、児童、生徒の安全確保に向けた体制整備のため、あらかじめ保護者等との連絡体制を周知する。

(2) 備蓄の推進

学校、保育施設等は、園児、児童、生徒等が帰宅困難となった場合に備えて、施設内に食料、飲料水を備蓄する。

2 帰宅困難者への情報通信体制

区は、帰宅困難者等へ災害関連情報等の提供を行うためエリアメール等の情報提供ツールについて周知する。

都は、スマートフォンのG P S情報等を活用し発災時の人流混雑状況を把握するとともに一時滞在施設の開設・運営状況を把握する帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用し、都内の滞留者・帰宅困難者に対し適時適切な情報発信を実施する。

3 一時滞在施設の確保

区は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設を指定し周知する。必要に応じて、大規模集客施設や民間施設について、協定を締結するなどして受け入れ先を確保する。

なお、一時滞在施設の協定を締結した施設に対して、男女共用のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保するよう要請する。要配慮者用スペースについても男女別となるよう要請する。なお、性的マイノリティの方への配慮も要請する。

また、民間施設の協力を得るために、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。

■区における一時滞在施設の設置予定箇所一覧

東京理科大学、文化会館、ヴィナシス金町、共栄学園、修徳学園、日産東京販売株式会社（葛飾金町店）、亀有信用金庫本店、創価学会葛飾平和講堂、D'ステーション新小岩店、トヨタモビリティ東京株式会社（葛飾白鳥店）、東京東信用金庫（葛飾支店・高砂支店・金町支店）、カプセルホテルレインボー新小岩店、シティテラス金町、ベルトーレ金町

※一時滞在施設のうちの文化会館の開設については、葛飾区拠点施設応急対策行動計画に基づき行う。

4 徒歩帰宅支援のための体制整備

4-1 災害時帰宅支援ステーションによる支援体制

区は、災害時帰宅支援ステーション（コンビニエンスストア、都立学校等）や、災害時サポートステーション（ガソリンスタンド）の周知に努める。また、区内の沿道の事業者に、徒步帰宅者への水道水及びトイレの提供等の支援をするよう働きかける。

4-2 徒歩帰宅訓練の実施

区は、事業者、学校等と連携して徒步帰宅訓練等を実施するなどして、帰宅上の問題点について課題を把握し解決を図る。

4-3 普及啓発

（1） 都・区

都及び区は区民に対して、「行動ルール」や「帰宅困難者心得 10 か条」、災害用伝言ダイヤル等について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。また、鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定について、区民・事業者に周知する。

■帰宅困難者心得 10 か条

- ① あわてず騒がず、状況確認
- ② 携帯ラジオをポケットに
- ③ 作っておこう帰宅地図
- ④ ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
- ⑤ 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- ⑥ 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
- ⑦ 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚（NTT災害用伝言ダイヤル）
- ⑧ 歩いて帰る訓練を
- ⑨ 季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオルなど）
- ⑩ 声を掛け合い、助け合おう

（2） 通信事業者

通信事業者は、災害用伝言ダイヤル（171）等の普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。

（3） 消防署

消防署は、各事業所に対し、事業所防災計画の作成及び届出を指導する。

(4) 事業者

事業者は、帰宅抑制ののち、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、以下の事例を参考に、事前に帰宅のためのルールを設定し、従業員等に普及啓発を図る。

① 帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

② 帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部
第3部

第3編
風水害編

第1部
第2部

第4編
その他災害編

第1部
第2部

第2部
第3部

第3節 応急対策

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 駅周辺での混乱防止	地域振興部	東日本旅客鉄道（株）、 京成電鉄（株）、 北総鉄道（株）
2 事業所等における 帰宅困難者対策		
3 学校、保育施設等に おける帰宅困難者の保護	教育委員会、子育て支援部	

■自助・共助の役割

区民	・災害用伝言ダイヤル等による家族の安否確認に関すること
防災市民組織等	一
事業所	・従業員等の一斉帰宅の抑制に関すること ・従業員等への食料、飲料水の供給に関すること ・一時滞在施設への誘導、支援に関すること

1 駅周辺での混乱防止

1-1 駅周辺の混乱防止

区は、発災直後から、区内の滞留者に対し報道機関やSNS等を活用するなどして、なるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。

事業者は、施設内に待機している利用者の安全を確保し情報提供を行う。施設内での待機が困難な場合は、区が設置した一時滞在施設に誘導する。

1-2 一時滞在施設の開設

区は、事業者等から駅周辺の混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況を把握し、施設管理者へ連絡するとともに、建物の安全性を確認し一時滞在施設を開設する。

事業者は、一時滞在施設への誘導、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を待機者に提供する。

1-3 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

都や区は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。適宜、報道機関とも連携して取り組む。

都は、事業所防災リーダーシステムにより、事業所ごとのマイページに対し、適宜災害情報・鉄道運行情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。

2 事業所等における帰宅困難者対策

事業所は、従業員等に一斉帰宅抑制を呼びかけ、事業所内での待機を行い、その間に食料、飲料水、情報の提供を行う。

混乱が収拾された時以降（たとえば発災4日目以降）、事業所等の方針の下、帰宅を開始する。

3 学校、保育施設等における帰宅困難者の保護

学校、保育施設等は、園児、児童、生徒の安全を確保し、保護者等の引き取りがあるまで、各施設又は避難所で保護する。その間は、各施設での備蓄食料等を活用する。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3編
風水害編

第1部

第4編
その他災害編

第2部

第1部

第3部

第4節 復旧対策

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 帰宅困難者の代替輸送	地域振興部	東京都総務局
2 帰宅困難者への支援	地域振興部	国・東京都総務局、 日赤東京都支部、日本郵便（株）

■自助・共助の役割

区民	—
防災市民組織等	—
事業所	・帰宅情報の提供に関するこ

1 帰宅困難者の代替輸送

1-1 鉄道運行情報等の提供

都は、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関やホームページ等を通じて広報する。

区は、都や鉄道事業者などからの情報を受け、徒歩帰宅者に情報を提供し、利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導する。

1-2 代替輸送手段の確保

区は、都やバス事業者などが確保したバス・船舶による代替輸送手段の情報を受け、一時滞在施設の滞在者に対し、代替輸送を受けられる場所の情報を提供して帰宅を支援する。

なお、要配慮者については、調達できるバス・船舶には限りがあるため、代替輸送については、原則、要配慮者を優先する。

2 帰宅困難者への支援

都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について、報道機関やホームページ、事業所防災リーダーシステム等を通じて事業者や区民等に提供する。また、帰宅支援の対象道路として指定した16路線（区内では、水戸街道、蔵前橋通り、環状七号線が対象）を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、報道機関やホームページ等を通じて事業所や区民等に情報提供する。

区は、公共施設等において、飲料水・トイレ・把握している情報などを提供する。

日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊き出し食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。

日本郵便（株）は、郵便局（5局）に設置した災害時帰宅経路案内板により、道路被災状況の掲出を行う。集配郵便局においては、情報提供、休憩所として飲料水、トイレ等の提供を行う。

事業者は、従業員を帰宅させるに際しては、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しづつ分散させるなど呼びかけるようにする。事業所防災リーダーは、事業所防災リーダーシステムを通じて都から発信される情報等も参考に、帰宅方法を従業員等に周知する。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3編
風水害編

第1部

第4編
その他災害編

第2部

第2部
その他災害編

第3部

第8章 避難者対策

第1節 対策の基本方針

1 基本的な考え方

地震発生後は、安全が確保された自宅で生活を継続することを基本とし、避難所は自宅が被災した区民等が生活する場所とする。そのため、避難生活に備えて事前に避難所を指定し、施設の安全化等の整備を行う必要がある。

事前に避難行動要支援者に関する名簿を作成し、災害時に自力で避難行動がとれない方々に対して、地域での安否確認や支援が必要となる。また、発災時には、職員の避難所への参集が困難な場合に備え、避難者が自主的に開設する体制をとることも必要である。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大により、区や病院などでは新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策と災害対応対策に同時に迫られ人員や物資が決定的に不足してしまう恐れがあるため、備えが必要である。区は、これらを効果的に行う体制を整備する取り組みを行う。

さらに、避難時の生活環境は、避難者の健康面にとって重要な要素となるため、区は、スマート・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念に基づき、様々な意見を持つ住民の参画により、避難時の生活環境の向上に取り組む。

2 対策の現状

① 区は、都が指定する13箇所の河川敷や大規模公園等の避難場所を火災が拡大したときの指定緊急避難場所として指定しており、一時的に生活の場となる避難所（第一順位）として小中学校等を76箇所、その他の避難所（第二順位）として高等学校や福祉施設等を指定している。

また、発災時の地域の一時集合場所として、各自治町会で選定した公園等を指定している。

② 避難所の開設については、発災直後に職員が参集できない場合に備え、避難する区民自らが避難所を開設できるよう、地域での避難所の運営会議や訓練を支援している。

③ 学校避難所の機能を強化するため、マンホールトイレ、外壁・窓ガラス等の落下防止策を実施している。

- ④ 電気・ガス・水道が使えないときに地域で生活を継続するために、公園にかまど兼用ベンチや仮設トイレなどの生活支援設備、救出救助活動に使う資器材を配備した防災活動拠点を整備している。
- ⑤ 災害時のペット対策について、東京都獣医師会葛飾支部とで治療体制、一時保護、避難所での飼育のあり方について意見交換を行なっている。

3 対策の課題

- ① 都心南部直下地震の被害想定では、約17万人の避難者が発生し、そのうち、避難所避難者数が約11万人と予想されている。指定避難所の最大収容人数は、什器分を加味せず第一順位で約111,000人、第二順位で約11,000人、合計約122,000人であり、避難者数、避難所避難者数と比較すると避難者数の約72%、避難所避難者数の約111%の収容となっている。そのため、耐震性のある自宅での生活の継続、広域避難を考慮した避難先の確保が必要となる。
- ② 避難誘導においては、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の手助けが必要であり、そのための支援体制づくりが求められている。
- ③ 避難所の生活においては、大規模災害の教訓により避難者による避難所自主運営体制の整備が必要である。避難生活時には、性的マイノリティの方への配慮も含め、要配慮者、女性等のニーズへの対応等が求められる。
- ④ 避難生活時には、ペットの同行避難に伴う避難所での飼育、飼い主を失ったペットへの対応等が求められる。
- ⑤ 避難所においては、新型コロナウィルス感染症を含む感染症について感染者増加やクラスター発生を防止する対策が必要となる。

4 対策の方向性

① 避難所等の整備

避難者の安全確保及びライフラインの途絶に備えた生活確保のため、避難所施設におけるマンホールトイレや非常用電源、空調等の整備や防災活動拠点の整備を行う。

また、避難所は災害時における要配慮者の避難を想定して、施設・設備のバリアフリー化を計画的に進める。

② 要配慮者の体制の構築

要配慮者の支援については、区が避難行動要支援者名簿の作成を行い、区、福祉関係団体、福祉関係事業者、自治町会等、行政と地域とが協力して支援する体制を構築する。

避難支援等関係者は、本人や家族等の生命、身体を守ることを第一とし、災害時の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うこととする。

危機管理課は、避難支援等関係者に、区内の被害想定や防災に関する情報の提供や、訓練を通じて、安全に避難支援活動ができるよう支援する。

③ 避難所運営訓練の実施

避難所の開設について、自治町会、PTA、学校等が一体となった運営体制を検討し、訓練を行う。

避難所の運営においては、女性等のリーダー等の参画を推進し、要配慮者や女性等への配慮等の視点にたった検討を行い、訓練に反映する。

④ 災害時のペットのあり方の検討

獣医師会等との連携により災害発生時のペットのあり方の検討、飼い主への啓発を図る。

⑤ 女性等のための防災対策等検討委員会での検討

避難生活期の女性等のニーズに対応していくために、女性等のための防災対策等検討委員会を立ち上げて女性等の視点の防災施策について検討する。

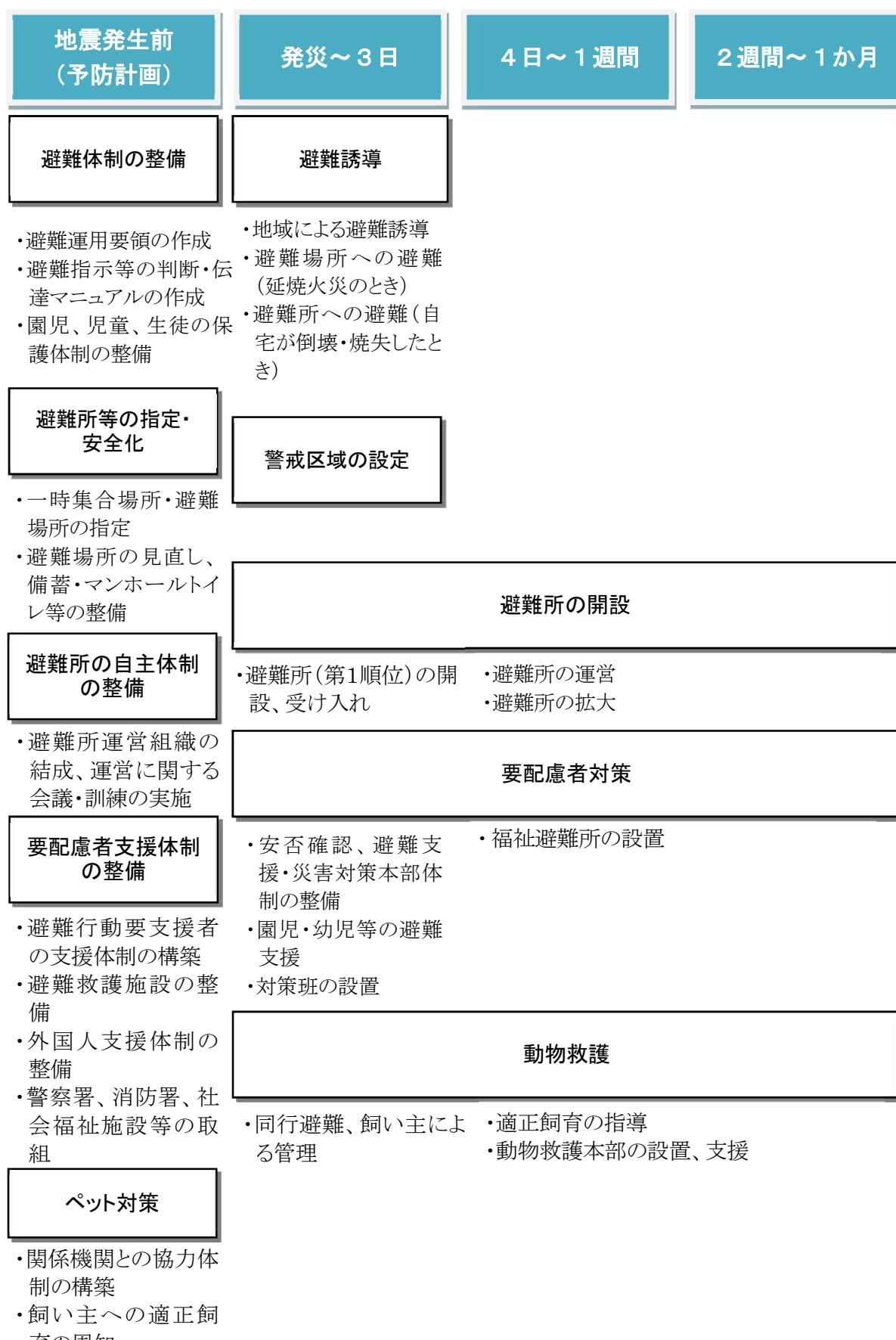
⑥ 避難所における感染症対策

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大を防止するため、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2（2020）年度 葛飾区）に基づき、衛生用品調達、担当職員等への事前教育、避難所運営ルール、避難所レイアウト整理等の対策を検討する。

⑦ 避難者の分散

避難所の収容人数に限りがあること、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大を防止することを踏まえ、自宅での生活が可能な場合における在宅避難、縁故避難の推進や避難所の拡充等の対策について検討する。

5 対策のながれ



第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3編
風水害編

第1部
第2部

第4編
その他災害編

第1部
第2部
第3部

第2節 予防対策

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 避難体制の整備	地域振興部、子育て支援部、教育委員会事務局	
2 避難所等の指定・安全化	地域振興部	
3 避難所の自主体制の整備	地域振興部	
4 要配慮者支援体制の整備	福祉部、健康部	警察署、消防署
5 ペット対策	健康部	東京都、東京都獣医師会葛飾支部
6 分散避難	地域振興部、都市整備部、健康部	警察署
7 避難所へのホームレス受入れ体制の整備	地域振興部、福祉部	

■自助・共助の役割

区民	・避難場所、避難所、避難経路の確認に関すること
防災市民組織等	・一時集合場所の選定及び地域への周知に関すること ・避難誘導体制の構築に関すること ・要配慮者の支援体制の構築に関すること
事業所	・避難場所、避難所、避難経路の確認に関すること

1 避難体制の整備

1-1 避難運用の検討

区は、災害の事態推移に即応した適切な避難措置を講じるため、その内容及び方法等について、あらかじめ次の内容について検討する。

- (1) 避難所への職員の配置
- (2) 避難者の把握（食料等を受け取りにくる在宅避難者を含む）
- (3) 情報伝達
- (4) 緊急医療救護所設置
- (5) 衛生保全・感染症対策
- (6) 飲料水、食料及び救援物資の供給
- (7) 広域避難

1-2 園児、児童、生徒の保護体制の整備

(1) 連絡体制の整備

学校、保育施設等は、昼間に災害が発生した場合に備え、園児、児童、生徒の引き渡し方法や保護者等との連絡方法について検討する。私立保育園、私立幼稚園等についても、区から必要な情報を受けて、各園における体制の整備を促す。

(2) 物資の備蓄

学校、保育施設等は、保護者の引き取りがない場合に備え、飲料水、食料、医薬品等の備蓄を行う。

1-3 広域避難の備え

区は、災害時において、被災者の他地区への移送等、都や周辺区市との円滑な協力が得られるよう、相互の協力体制の確立を図る。

2 避難所等の指定・安全化

2-1 一時集合場所の指定

災害発生時に地域で一時的に集合する場所として、一時集合場所を自治町会が選定し、区、警察署と協議の上で、指定している。

2-2 避難場所の指定

延焼火災が発生した場合に、安全が確保されるよう都が避難場所を指定している。

なお、避難場所の利用に関する管理者との協議及び発災時の対応について、区が責任を持つことになっており、これらの対応を協議する。さらに、二区以上の区民が使用する避難場所については、関係区と協議する。

区は、区内の避難場所を、災害対策基本法第49条の4で定める指定緊急避難場所とする。指定緊急避難場所としての利用は、震災時・大規模火災時に限るものとする。

2-3 避難所の指定・安全化

(1) 避難所の指定

区は、住家を失った被災者を収容するために避難所を指定する。区立小・中学校を第一順位に開設する避難所として、災害対策基本法第49条の7で定める指定避難所とする。都立高校、私立高校、公共施設等や憩い交流館、高齢者施設及び障害者施設等は第二順位、その他の区有施設等を第三順位に開設する避難所とする。

なお、指定避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- ① 原則として、自治町会または学区を単位として指定する。
- ② 耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。
- ③ 受け入れる被災者数は、おおむね居室3.3m²あたり2人とする。ただし、感染症流行期においては、1人あたり4m²程度確保できるように、出来る限り配慮する。
- ④ 災害対策基本法施行令第20条の6に掲げる基準

(2) 避難場所・避難所の周知

区は、ハザードマップ、ホームページ等で避難所・避難場所等を周知する。

(3) 避難所の整備

区は、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に留意して、指定避難所の防火安全対策、食料、飲料水、資器材等の備蓄、通信環境の確保、マンホールトイレの整備、外壁、窓ガラス等の落下防止等を実施する。

また、要配慮者の利用を想定して、車椅子使用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する。

さらに、避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレの離れた場所への設置、トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起のためのポスターの掲示など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、関係機関等と連携の下、被害者への相談体制の構築に努める。

2-4 出火防止・延焼阻止

消防署は、火災からの避難者の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき避難場所・避難道路周辺における防火水槽等を整備する。

また、避難所運営組織の中で防火責任者の指定を働きかける等、防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について確認し、必要に応じて行政指導を実施する。

3 避難所の自主体制の整備

区は、小・中学校周辺の自治町会や教職員等で避難所運営組織を結成し、避難所運営に関する会議や訓練を支援する。これにより、発災直後に自主的な避難所の開設と運営が行うことができる体制を構築する。なお、避難所運営組織には、女性と男性の両方を配置するよう努める。また、指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

4 要配慮者支援体制の整備

4-1 要配慮者の支援体制の構築

区は、消防署、警察署、消防団、防災市民組織、社会福祉協議会、社会福祉施設の管理者、民生委員児童委員協議会、葛飾区介護サービス事業者協議会等と連携し、災害時の避難や避難生活等に関して支援を要する高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊娠婦、その他特に配慮を要する者の支援体制を整備する。

(1) 防災ネットワークの普及

区は、区内の一部で取り組まれている地域別防災会議、避難所運営会議、マンション自治会による要配慮者搬送訓練等を区内全域に普及するため、これらの取り組みを紹介するパンフレットの作成・配布、講習会等を実施し、地域連携による支援体制を拡充する。

(2) 福祉避難所運営モデル事業の推進

区は、福祉避難所の開設、運営等を円滑に行えるよう、福祉関係者や要配慮者等の参画の下、実際の福祉避難所における実地訓練を推進する。

(3) 在宅医療者への対応力の強化

区は、在宅の人工透析患者、難病患者等が、災害時にも継続的に医療を受けられるよう、葛飾区災害医療運営連絡会、地域医療連携協議会等で対応方法を検討し、必要な整備を推進する。

4-2 避難行動要支援者名簿の作成等

区は、葛飾区災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）に基づいて、自ら避難することが困難なため特に支援を要する避難行動要支援者について名簿を作成し、年1回（原則として4月1日を基準日とする）更新する。

また、避難支援等関係者への名簿の提供に当たっては、同計画に基づいて本人の同意確認、情報漏洩防止措置等を適切に行う。

第8章 避難者対策

第2節 予防対策

(1) 避難行動要支援者名簿の対象者

以下のいずれかに該当し、社会福祉施設等に入所していない方

① 身体障害者手帳を保有する区民のうち

ア 視覚障害、聴覚障害、下肢機能障害、体幹機能障害、移動機能障害

総合等級が1・2級の方

イ 呼吸機能障害

総合等級が1・2・3級の方

② 愛の手帳を保有する区民のうち

ア 障害程度が1・2・3度の方

③ 介護保険の被保険者で要介護状態区分4・5の方

④ 上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた方

(2) 避難支援等関係者

① 行政機関

・本田消防署、金町消防署、葛飾警察署、亀有警察署

② 防災機関・団体

・消防団、防災市民組織

③ 社会福祉機関

・葛飾区社会福祉協議会、区内の社会福祉施設

④ その他

・葛飾区民生委員児童委員協議会、要配慮者の避難支援に関する協定締結団体 等

(3) 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿に必要な個人情報は、災害対策基本法に基づき入手し名簿を作成する。名簿には次の事項を記載する。

① 氏名

② 生年月日

③ 性別

④ 住所又は居所

⑤ 電話番号その他連絡先

⑥ 避難支援等を必要とする事由

⑦ その他、避難支援等の実施に関して区長が必要と認める事項

(4) 名簿の提供

① 平時

名簿を避難支援等関係者に名簿を提供するにあたっては、避難行動要支援者の同意を得ることとする。ただし、警察署、消防署については、葛飾区災害対策条例に基づき本人の同意を得ないでも外部提供ができるものとする。

(2) 災害時

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者に提供できる。

(5) 名簿情報の漏えい防止

区は、避難支援等関係者が避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿を適正に管理できるよう守秘義務等について説明、指導を行うほか、必要に応じて研修を開催する。

4-3 個別避難計画等の整備

避難行動要支援者をはじめとした災害時要配慮者の方の命を守るため、高齢者や障害者、人工呼吸器使用者といった避難行動要支援者等が災害時に適切な避難行動を行うための「個別避難計画」や「災害時個別支援計画」の作成と併せて、見直しを行う。

また、平時から自治町会など、地域における安否確認・避難支援の仕組みづくりや、避難先となる、福祉施設のBCPの策定支援などを進め、地域の方や民間事業者の協力体制のもと、個別避難計画等の実効性を確保していく。

(1) 個別避難計画

区は、避難行動要支援者ごとの支援方法や支援主体等を具体化した個別避難計画の作成を推進する。

なお、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者の事前調整や、福祉避難所への直接避難の考え方を踏まえながら、福祉避難所となる施設での要配慮者対応について、現状と課題を調査し、避難所の在り方を検討する。

(2) 災害時個別支援計画

区は、在宅人工呼吸器使用者を対象とした災害時個別支援計画の作成を推進する。

4-4 ヘルプカードの普及・配布

区は、障害者が日常生活や災害時等において困った際に、周囲の方々の協力や障害の特性に応じた支援が受けられるよう、個々の障害への理解や必要な支援内容、通院先や医療に必要な情報などを記載項目としたヘルプカードを作成して各障害者に配布するとともに、区民等に普及する。



左：表面（東京都標準様式） 右：裏面（参考様式）

4-5 情報伝達方法の確立

区は、災害時にも、障害者の意思疎通を行う権利が尊重されるよう、手話や文字・音声など障害者等に配慮した情報伝達方法を確立していく。

4-6 社会福祉施設における災害対策の推進

区は、要配慮者が主な利用者である社会福祉施設について、耐震化・業務継続計画（BCP）の策定、非常用自家発電の整備等の災害対策を推進する。

4-7 避難救護施設の整備

（1） 福祉避難所の整備

区は、災害時に避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所を指定し、支援体制を構築する。特に、民間の社会福祉施設との協定締結を進め、福祉避難所となる施設や災害対策業務に従事する福祉職員等の確保を図る。

（2） 高齢者等に配慮した備蓄品配備

区は、介護を必要とする高齢者等の避難生活を確保するため、区福祉施設、区地域コミュニティ施設及び民間の社会福祉施設に、要配慮者用の物資を備蓄する。

（3） 福祉避難所の利用

福祉避難所は、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする方（概ね要介護3以上の方、身体障害者手帳1・2級を所持している方、愛の手帳1・2度を所持し、行動障害のある方など）が安全かつ安心して避難生活を送れるような環境とするため、日常生活で特別な配慮が必要ではない方は対象ではないことなど、適切な施設利用を周知する。

4-8 外国人支援体制の整備

区は、外国人への支援対策として、通訳ボランティアの協力を得るなど、外国人に対する応急活動の体制を整備する。

4-9 警察署の取組み

警察署は、高齢者施設、幼稚園、保育園、障害者施設との避難訓練の合同実施など要配慮者の安全避難対策を推進する。

4-10 消防署の取組み

消防署は、次の取組みを行う。

- (1) 区等と協働して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
- (2) 区が整備する救急直接通報等を活用して、対象者の情報収集及び安全確保を図る。
- (3) 要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。
 - ① 区と連携して要配慮者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
 - ② 社会福祉施設等の被災に備え、防災市民組織、自治町会、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。
- (4) 社会福祉施設と事業所、自治町会等との間及び社会福祉施設相互間で災害時応援協定を締結するよう促進を図る。
- (5) 「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断及び住まいの防火防災診断を通じた被災しない環境づくりに取り組む。

5 ペット対策

5-1 災害時飼育動物対策計画の策定

災害時には、負傷又は逃げ出した状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してくることが予想される。

区及び東京都獣医師会葛飾支部は、葛飾区災害時飼育動物対策推進会議を設置し、災害時のペット対策に関する意見交換を行うとともに、その結果をもとに災害時飼育動物対策計画を策定した。

今後は、策定した計画に基づき必要な対策を講じていくとともに、引き続き災害時飼育動物対策について検討を進める。

5-2 飼い主の責任の原則

飼い主は地震等の災害が発生した場合、どのような緊急措置をとるのかあらかじめ決めておくとともに、ケージや非常食の準備など避難に必要な準備を進める。

また区は、東京都と連携して、飼い主に対し次の対策を行うように周知を図る。

- ① ケージを用意し、日頃よりケージで飼育する訓練を行うこと。
- ② 飼育動物用のペットフードや水、衛生用品については少なくとも5日分以上（できれば7日分以上が望ましい）を備蓄すること。
- ③ 避難生活時は他の飼育動物と集団で飼育されるため、集団生活を考慮した基本的なしつけを行うこと。
- ④ 災害により自ら飼育できなくなることを想定して、一時的な預け先の確保に努めること。
- ⑤ 鑑札、マイクロチップや迷子札などによる身元表示を平常時から行うこと。
- ⑥ 定期的に予防接種を受け、伝染病の予防に努めること。とりわけ、法律により義務付けられている狂犬病予防注射については、必ず受けること。

5-3 関係機関の役割

(1) 都の役割

都は、東京都獣医師会、動物関係団体等が設置する「動物救援本部」を支援するほか、動物愛護相談センターが中心となって、負傷動物の保護や搬送、動物医療などを行う。

(2) 区の役割

区は公衆衛生の確保や動物愛護の観点から、東京都と連携し、動物の救護や一時保護のための臨時の施設を設置する。また、必要に応じて、避難所へ獣医師を派遣する。

(3) 東京都獣医師会葛飾支部の役割

東京都獣医師会葛飾支部は負傷動物の治療のために診療施設を開き、区が設置する施設運営への協力するものとする。

5-4 平時における飼い主への啓発活動

避難所における飼育動物をめぐる事故やトラブルを防止するとともに、飼い主が不詳となる動物をつくりないために、区は東京都獣医師会葛飾支部と連携して、飼い主に対する啓発活動を行う。

5-5 同行避難及び避難所における動物の飼育

区は飼い主に対しては同行避難の心構えの周知、情報提供を行い、「ペットの防災ハンドブック」（令和7年1月作成）を基本ルールにして、議論などを通じて同行避難対応への合意形成やルール作りを図っていくものとする。

5-6 物資調達について

区はペットフードなどの災害時の飼育動物対策に必要な物資を用意するため、平時より物資の提供が可能な協定団体と災害時の取り決めを行うとともに、新たな団体との協定締結に向けた検討を行う。

6 分散避難

6-1 避難者の分散

区は、想定されるリスクなどを踏まえたうえで、多くの人が集まる状態を避けて、分散して避難する在宅避難、縁故避難を推進する。

また、在宅避難を推進していくうえで、必要となる準備や在宅避難の可否の判断等、区民に事前周知すべき事項について整理し、「在宅避難ガイド」を活用して区ホームページ等、あらゆる機会を通じて周知を図る。

6-2 避難所における感染症対策

区は、令和2（2020）年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2（2020）年 葛飾区）等を参考に、感染症対策の観点を取り入れた以下の対策を推進する。

（1）衛生用品の調達

避難所利用者及び避難所担当職員が使用する衛生用品を予め調達し、備蓄する。

（2）避難所担当職員、施設管理者への事前教育

避難所担当職員及び避難所に指定されている施設管理者へ、感染リスクや感染症対策、避難所の運営ルールについて事前教育を実施する。

（3）避難所運営ルール（開設時、使用時、閉鎖時）の決定

避難所開設時、使用時、閉鎖時の運営ルールを決定する。

（4）避難所レイアウトの整理

第8章 避難者対策

第2節 予防対策

避難所について、感染症防止に配慮したレイアウトを検討する。

6-3 車中泊に係る基本的な考え方

東京都震災対策条例では車両での避難が禁止されており、大震災発生時は警視庁により新たな自動車の乗り出し自粛や大規模な交通規制が実施される。

また、以下のリスクが発生する可能性があるため、区内における車中泊は、注意が必要である。

- (1) 緊急自動車専用路（警視庁等の交通規制）の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと
- (2) 限定的なオープンスペース等においては、発災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く、駐車が応急活動の妨げになる可能性が大きいこと
- (3) エコノミークラス症候群や一酸化中毒等、健康問題に対する適切な対応に課題があること
- (4) 車上荒らしや住民同士のトラブル等、防犯問題に対する適切な対応に課題があること

6-4 車中泊者発生抑制に向けた取組

区は、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていく。

また、発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、区ホームページや区公式 X（旧ツイッター）、その他媒体等で、予め区民に普及啓発し意識の醸成に努める。

（啓発事項）

- (1) 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
- (2) 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- (3) 緊急輸送道路以外の区道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
- (4) 区内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
- (5) 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること
- (6) 過去の災害においても、車中泊等により犯罪被害が生じており、犯罪リスクが存在しうること

7 避難所へのホームレス受入れ体制の整備

区は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者的心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第1編
総則

第1部

第2部
震災編

第3部

第1部

第2部
風水害編

第1部

第2部
その他災害編

第3部

第3節 応急対策

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 避難行動	各部	各機関
2 避難誘導	地域振興部	
3 警戒区域の設定	地域振興部	
4 避難所の開設	地域振興部、福祉部、子育て支援部、都市整備部、教育委員会事務局	
5 要配慮者対策	福祉部、子育て支援部	葛飾区社会福祉協議会
6 動物救護	健康部	東京都、東京都獣医師会葛飾支部
7 被災者の他地区への移送	地域振興部、総務部	
8 感染症対策	健康部	

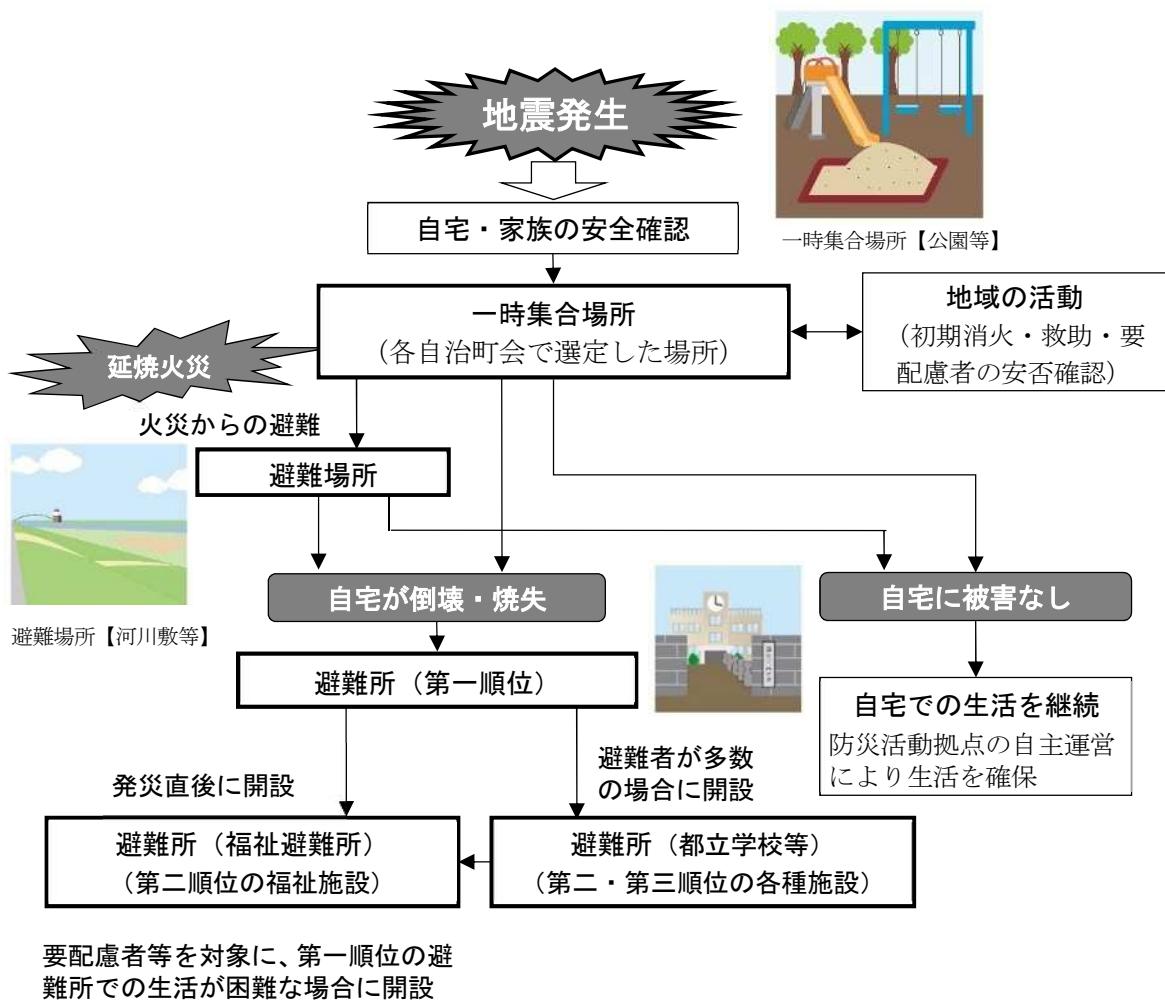
■自助・共助の役割

区民	<ul style="list-style-type: none">・地域住民、要配慮者の安否確認、避難誘導に関するこ・家庭内備蓄等の非常持ち出しに関するこ・ペットへの給餌等、自己管理に関するこ・耐震性等が確保された自宅での生活の継続に関するこ
防災市民組織等	<ul style="list-style-type: none">・地域住民、要配慮者の安否確認、避難誘導に関するこ・避難所の開設、避難者の受け入れに関するこ・避難所生活での自主的な運営に関するこ・避難所外の被災者の把握に関するこ・地域防災拠点の運営に関するこ
事業所	<ul style="list-style-type: none">・従業員等の避難誘導に関するこ

1 避難行動

区民等は、地震の揺れがおさまった後に、次の行動をとるものとする。

- (1) 一時集合場所に集まり、被害情報等の情報交換を行う。
- (2) 要配慮者の安否確認、建物内に閉じこめられた者の救助、初期消火を行う。
- (3) 火災が拡大、延焼し、地域にとどまることが危険な場合は、避難場所に集団で避難する。
- (4) 自宅の倒壊等により居住することが困難な場合は、最寄りの避難所に移動する。
- (5) 自宅及び親戚、・知人宅の被害がなく、耐震性が確保されている場合は、感染症拡大防止の観点からも自宅及び親戚、・知人宅で生活を継続する。



2 避難誘導

2-1 避難誘導

避難の誘導は、原則として防災市民組織、自治町会が行う。

2-2 避難指示

区長は、区内の火災延焼、ガス等の流出拡散等により危険がある場合は、危険地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示する。

区は、避難指示を実施するときは、防災行政無線、広報車、かつしかFM等により住民に伝達する。

また、早期の避難行動が必要な高齢者や障害者等の要配慮者に対して、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、必要な情報を分かりやすい言葉や表現を用いて一人ひとりに的確に伝わるようにする。

消防署は、災害の規模、道路及び橋梁の状況、火災拡大の経路、消防隊の活動状況等、必要な情報を区に提供するとともに、災害の状況により、住民を避難させる必要がある場合は、区に連絡する。

警察署及び消防署は、人命危険が著しく切迫し、区へ通報するいとまのない場合、関係機関と連携し、避難の指示等を実施する。避難の指示等を実施した場合は、速やかにその旨を区に連絡する。

■避難指示等の実施権者及び要件

発令権者	指示を行う要件	根拠法令
区長	・指示：災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条第1項
知事	・災害の発生により区長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条第6項
警察官	・区長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき ・区長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条
	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた都職員	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

3 警戒区域の設定

区長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
区長	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
知事	・災害の発生により区がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を区長に代わって実施しなければならない。	災害対策基本法第73条
水防団長、 水防団員、 消防機関に 属する者	・水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	次の場合、上記に記載する区長等の職権を行うことができる。 ・区長若しくは区長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき ・水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたとき	災害対策基本法第63条 水防法第21条
災害派遣を 命じられた 部隊等の自衛官	・区長若しくは区長の委任を受けた区職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する区長等の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条

4 避難所の開設

4-1 避難所の開設

区は、次の順位で避難所を開設し、避難者を受け入れる。

(1) 発災直後の避難所

発災当初は、施設の安全点検及び応急危険度判定により施設の安全が確認された避難所（第一順位）を開設し、避難者を受け入れる。

勤務時間内は、学校長等の施設管理者、防災市民組織等により避難所の開設を行う。勤務時間外は、避難所指定職員等が開設を行う。

第8章 避難者対策

第3節 応急対策

(2) 避難所の拡大

避難所（第一順位）に多数の避難者が集中し、収容しきれない場合は、避難所（第二順位の高校・公共施設）を開設し収容者を誘導する。

避難所（第二順位）には、区長の指示により職員を派遣して対応する。

(3) 福祉避難所の開設

高齢者や障害者及び妊婦、産婦、乳児等、避難所（第一順位・第二順位）で生活が困難な場合は、福祉避難所として避難所（第二順位の福祉施設、第三順位の施設）を開設する。

4-2 避難者の受け入れ

(1) 避難者の受け入れ

施設の安全点検及び応急危険度判定により施設の安全が確認されてから、避難所指定職員は、学校長等の施設管理者及び防災市民組織等と協力して、避難者を受け入れる。

- ① 施設の安全点検
- ② 避難スペース等の指定及び誘導
- ③ 避難者の把握
- ④ 備蓄物資等の配布、マンホールトイレ等の設置、受水槽からの給水体制の構築

(2) 防災市民組織等の対応

夜間・休日等で避難所指定職員が到着するまでの間は、防災市民組織等による受け入れを行う。

4-3 報告

避難所を開設したときは、次の要領で報告する。

(1) 避難所

避難所指定職員を基本に、防災行政無線等を使用して、災害対策本部に避難所開設の連絡を行う。

(2) 災害対策本部

開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉局及び警察署、消防署等の関係機関に報告する。

なお、都福祉局への報告は、東京都災害情報システム（D I S）への入力によることとし、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

4-4 避難所の運営

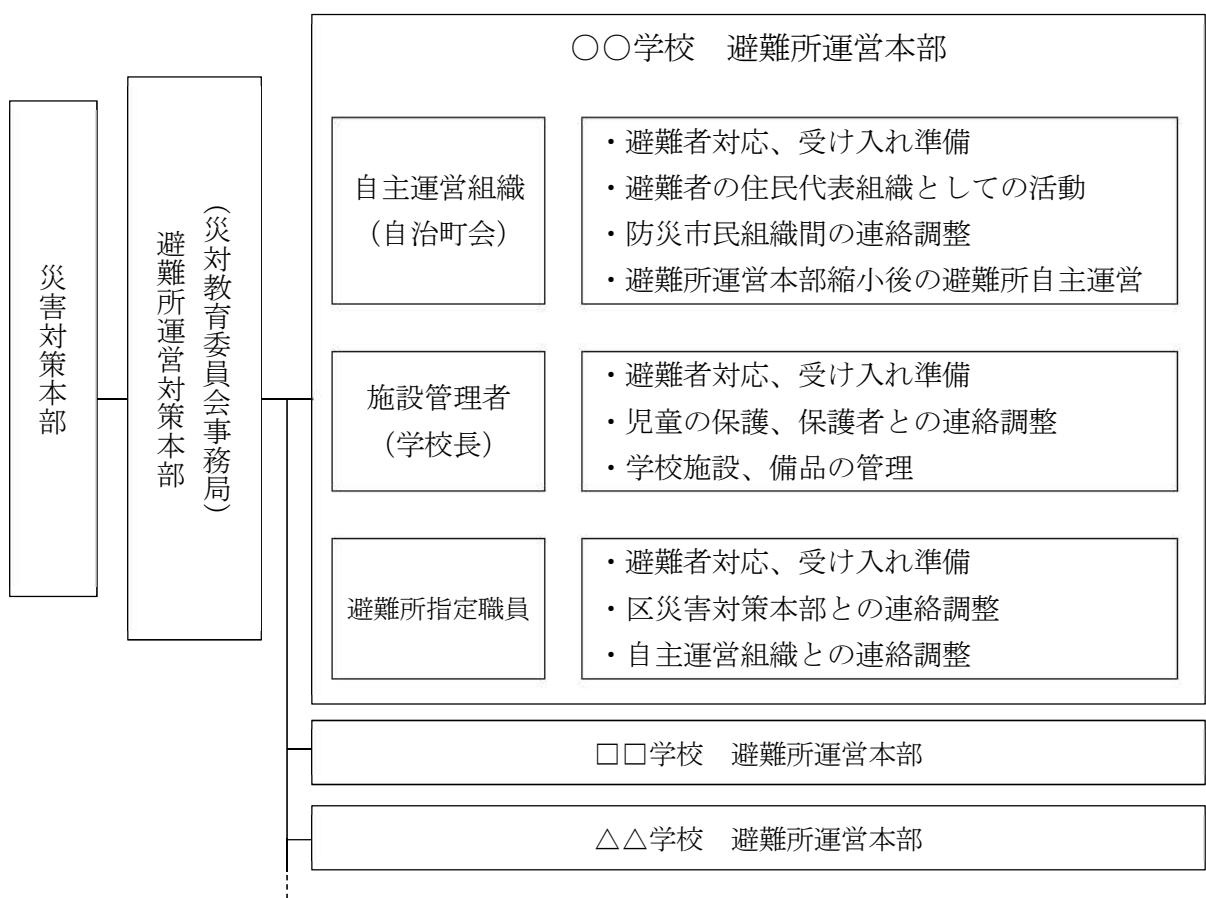
(1) 避難所運営の基本方針

- ① 各避難所に避難所運営本部を設置し、避難所運営に従事する区職員である避難所指定職員を配置する。
- ② 避難所の立ち上げ当初においては、避難所運営本部では、避難所指定職員、学校長等の施設管理者、防災市民組織等が連携し、避難所の運営にあたる。
- ③ 避難所の運営は、避難者による自治の観点から、防災市民組織等による自主運営組織を早期に立ち上げ、それにともない避難所運営本部は縮小する。
- ④ 避難所運営本部及び自主運営組織には、女性等の参画を求めるとともに、性別での役割固定化や役割分担に偏りがないよう配慮する。
- ⑤ 運営に当たっては、被災者のプライバシー及び安全の確保とともに、要配慮者や男女等のニーズ、女性等に対する配慮を行う。
- ⑥ 運営に当たっては、予め決められた感染症拡大防止のための運営ルールに則り対策を講じるものとする。

(2) 区の避難所運営体制

区の体制は、次のとおりである。

■区の運営体制

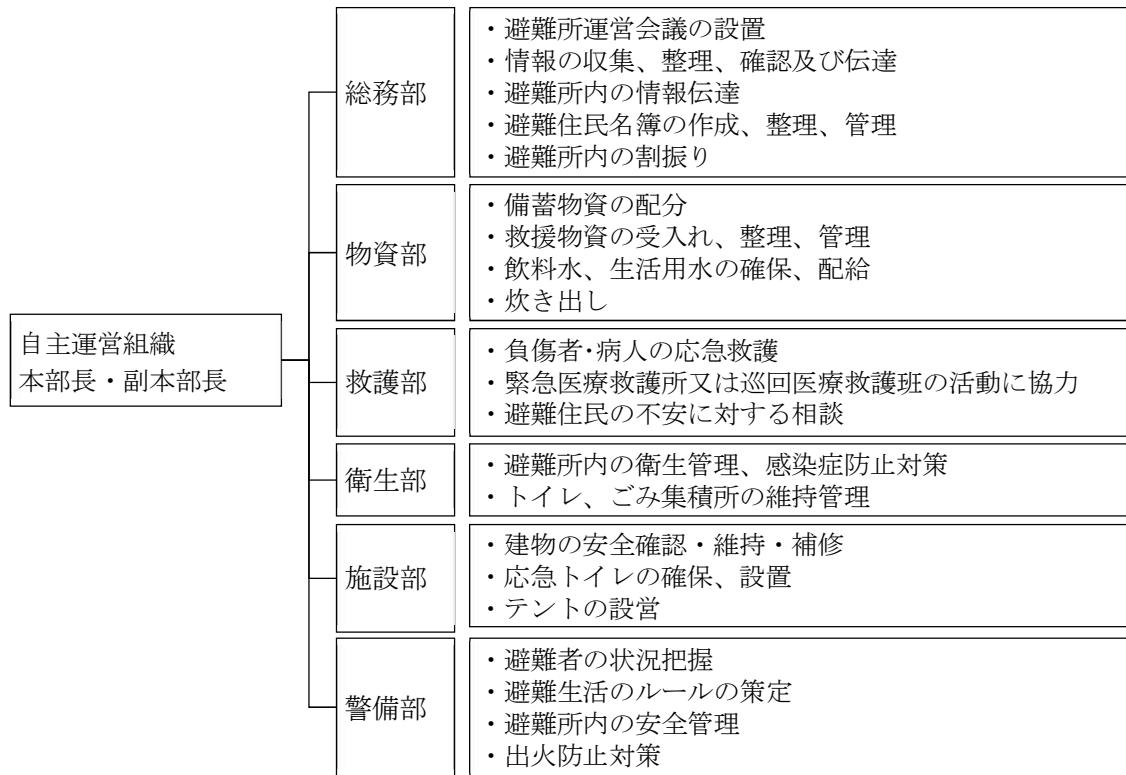


第8章 避難者対策

第3節 応急対策

(3) 自主運営組織

自主運営組織は以下の体制を標準とするが、町会組織の訓練や運営人員の状況等により、柔軟に対応する。



(4) 避難所外の被災者の把握

区は、自宅で被災生活を余儀なくされている被災者を、防災市民組織、自治町会等の情報から把握する。

区外に避難した被災者については、区ホームページ、テレビ、ラジオ等を通じて、避難先を区に連絡するよう呼びかける。

(5) 女性及び子供等への配慮

避難所運営にあたっては、女性及び子供等への配慮を行う。

■配慮事項の例

① 避難所施設

- ・女性専用の物干し場、更衣室・鏡、休養スペース、授乳室、間仕切り用パーティション
- ・乳幼児のいる家庭用エリア、単身女性や女性のみの世帯用エリア
- ・安全で行きやすい場所の男女別トイレ（鍵を設置）、入浴設備の設置
- ・女性専用スペースへの女性用品の常備
- ・遊び及び勉強するスペースの確保
- ・性的マイノリティの方への配慮

② 運営管理

- ・運営委員会への女性等の参画
- ・女性等や子育て家庭の意見及びニーズの把握
- ・女性用品（生理用品、下着等）の女性の担当者による管理・配布
- ・食事作り・片付け、清掃等に関する平等な役割分担
- ・女性、育児等の相談窓口の設置、専門職と連携したメンタルケア・健康相談の実施
- ・配偶者からの暴力による被害者等に配慮した避難者名簿の管理徹底
- ・就寝場所や女性専用スペース等の巡回警備
- ・防犯ブザーやホイッスルの配布
- ・痴漢防止アプリの活用
- ・子供の生活用品の確保
- ・仮設トイレは、男性用と女性用の場所を離して設置する
- ・仮設トイレの数は、男性より女性を多く設置する
- ・女性トイレに、女性用品（生理用品等）を常備する
- ・多目的トイレを設置する
- ・トイレ等の夜間照明を明るくする
- ・女性等による、女性等のニーズ調査を実施して、避難所運営に女性等の意見が反映されるようにする
- ・個人情報管理の徹底

(6) 乳幼児の家庭への配慮

区は、乳幼児のいる家庭への配慮として、専用スペースを確保する。

母乳には免疫が含まれているため、母乳育児を続けられるように、母親が安心・リラックスできるような環境を整える。

調整粉乳や液体ミルクは、乳児のいる全ての家庭に配布をすると母乳率の低下を招くことに十分留意をして、必要な人に配布する。

調整粉乳や液体ミルクを使用する際に、哺乳瓶や人工乳首を十分に洗浄・消毒ができない場合には、使い捨ての紙コップを用意する。

(7) 要配慮者対策

区は、要配慮者の負担軽減のため、専用のスペースを確保する。

また、福祉関係者と連携して相談や介護等の支援を行う。

第8章 避難者対策

第3節 応急対策

都は、東京都災害福祉広域調整センターを設置し、区及び社会福祉施設からの応援要請に基づき、都内の被災していない地域または他道府県からの応援派遣に関する総合調整を行い、避難所・福祉避難所及び社会福祉施設等へ災害派遣福祉チームを派遣する。

(8) 避難所の防火安全対策

避難所の防火安全対策を行うため、避難所運営組織には、防火担当責任者を指定する。また、避難所周辺の水利の利用を図る。

消防署は、避難所及び応急仮設住宅等に対する火災予防について指導する。

(9) 避難所の感染症拡大防止対策

予め決められた感染症拡大防止のための運営ルールに則り対策を講じるものとする。

(10) ホームレス等への対応

区は、避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

5 要配慮者対策

5-1 要配慮者の避難支援

民生委員児童委員協議会、防災市民組織及び自治町会等は、本人や家族等の生命、身体を守ることを第一とし、可能な範囲で在宅の要配慮者の安否を確認し、避難が必要な場合は、最寄りの避難所まで避難を支援する。

区は、避難所等において要配慮者の安否確認をした者から要配慮者の状況を把握し、行方不明者の救助、歩行困難者の搬送など、必要な支援対策を実施する。

5-2 園児・幼児の避難支援

(1) 幼稚園・保育施設等

幼稚園及び保育施設等の園長は、園児の安全を確保し、保護者に引き渡すまで園で保護する。園での保護の安全が確保されないと判断した場合は、避難所等に移動する。

(2) 家庭的保育事業所・小規模保育事業所

家庭的保育者・小規模保育事業所の園長は、園児の安全を確保し、保護者に引き渡すまで園で保護する。園での保護の安全が確保されないと判断した場合は、避難所等に移動する。

(3) 障害児通所施設等

通所施設の施設長は、利用児童の安全を確保し、保護者に引き渡すまで施設で保護する。施設での保護の安全が確保されないと判断した場合は、避難所等に移動する。

5-3 高齢者・障害者施設における避難支援

高齢者施設の施設長及び障害者通所施設の施設長は、利用者の安全を確保し、家族等に引き渡すまで施設で保護する。施設での保護の安全が確保されないと判断した場合は、避難所等に避難する。

5-4 避難・救護体制

(1) 災対福祉部の設置

区は、災対福祉部を設置し、警察署、消防署等の関係機関や関係団体等と連携、協力し、要配慮者の相談窓口の開設、安否・避難先、社会福祉施設の被害状況を把握とともに、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な救護活動を実施する。

また、災対福祉部においては、外部機関への支援要請や、避難行動要支援者名簿の活用等を通じて、災害対策本部とも連携しながら、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を行うとともに、避難者の受け入れの事前調整並びに要配慮者のスクリーニングを行う。

(2) 福祉避難所の設置

区は、避難所での生活が困難な要配慮者を収容するため、避難所（第二順位）又は他の協定施設等の状況確認を行い、福祉避難所を開設する。福祉避難所で受け入れる要配慮者の基準として、概ね要介護3以上の方、身体障害者手帳1・2級を所持している方、愛の手帳1・2度を所持し、行動障害のある方などとする。災対福祉部は、区立施設又は協定施設に福祉避難所を開設することを決定した際は、福祉避難所従事班を編成し、施設管理者と調整した上で開設準備を進めるとともに、開設・運営に必要な人員、物資並びに要配慮者を輸送する。

福祉避難所では、区は、葛飾区社会福祉協議会、福祉関係事業者等と連携して避難生活に必要な支援対策を実施する。

区は、福祉避難所等において運営に支障を来たしている場合、東京都災害福祉広域調整センターへ（東京都社会福祉協議会）福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

(3) 他地域への移送

第8章 避難者対策

第3節 応急対策

区は、区内の福祉避難所で要配慮者の収容及び支援が困難な場合は、都を通じて被災地外の地域への移送を要請する。

5-5 外国人への支援

区は、避難所等の外国人の情報を把握し、都が設置する外国人災害時情報センターに通訳・翻訳等のボランティアの派遣を要請する。

また、外国人災害時情報センターと情報交換を行い、在住外国人に情報を提供する。

5-6 妊産婦・乳児のいる家庭への配慮

区は、避難所において妊産婦や乳幼児にとって衛生的な環境を確保するための対策を行う。また、妊婦や母子専用の休養スペースを確保するなど、生活面の配慮を行う。

しかし、一般の避難所では、出産を控えた妊婦や出産直後の産婦の健康管理が難しく、乳児に安心して授乳できない等の課題がある。

区は、妊婦、産婦、乳児を要配慮者として捉えて、その心身や生活上の特性を踏まえ、適切な支援を行うことで、避難生活での健康の維持など、災害時の対象者の安全安心を確保するため、助産師会等と連携した妊産婦・乳児向けの福祉避難所である妊産婦・乳児避難所を設置する。

6 動物救護

6-1 飼い主の対応

避難所に同行避難した動物は、飼育者の自己管理を原則とし、日頃の準備により、次の対応をとるものとする。

- (1) ケージへの収容
- (2) 食料、飲料水の供給
- (3) 避難生活時のしつけ
- (4) 一時預かり先の確保

6-2 動物救護対策

- (1) 区及び獣医師会の対応

区及び獣医師会で連携し、負傷したペットの治療を行う。また、必要に応じて、動物飼育状況等を都に情報提供する。

- (2) 都の対応

都は、東京都獣医師会等と共同で動物救援本部を設置し、被災動物の保護を行う。さらに、動物愛護相談センターにて動物保護班、動物医療班を編成し、動物の保護、搬送、医療を行う。

第8章 避難者対策

第3節 応急対策

(3) 避難所での飼育について

同行避難をした飼育動物は、避難所管理者が指定した場所で飼育するものとし、衛生上の理由から一般避難者が使用している場所への飼育動物の持ち込みは禁止する。

また、飼育動物の給餌や排せつ物の管理は、持ち込んだ飼い主同士が協力して管理することとする。

(4) 動物の一時保護

飼い主から離れ逃げ出した状態（逸走状態）になった動物や負傷した動物の保護については、東京都が中心となって実施することになっている。

しかし、一時的に大量発生するため、区では都への繋ぎの施設として、災害時動物保護施設を設置する。また事業内容については次のとおりとする。

- ① 逸走状態の動物の一時保護及び飼い主の調査
- ② 保護した動物の飼育及び治療
- ③ 東京都への引き渡し
- ④ 飼い主不明のペットの一時保護

保護する動物は、原則として飼育動物とする。

(5) 負傷動物の治療

発災直後の応急手当に対応するため、区は東京都獣医師会と協定を結び、東京都獣医師会葛飾支部の既存の動物病院のうち診療が可能な動物病院は、開設し応急手当てを実施するものとする。またその他の区内動物病院に対しても、計画を説明し応急手当協力動物病院としての拡大を図るものとする。活動期間については発災直後の応急手当が対象なことから、応急手当協力動物病院としての活動期間は短期間とし別に定める。

6-3 危険動物の逸走時対策

区民が飼育している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、飼い主情報の収集を行ったうえで、速やかに飼い主及び関係機関と連携し、対処する。また、事故時には必要に応じて、住民に対する情報提供、避難指示や避難誘導など、逸走した動物の種類や状況に鑑みた対応を行う。

7 被災者の他地区への移送

本部長は、区が設置する避難所で受け入れが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災区等）への移送について、都知事に要請する。

また、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき被災を免れた区への被災者の受け入れを要請する。

区は、移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣し調整にあたるよう努める。移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の区市町村が行い、移送元の区市町村は運営に積極的に協力する。移送は、都が調達するバスを中心に区や関係機関が協力して実施する。

8 感染症対策

区は、令和2（2020）年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2（2020）年 葛飾区）等を参考に、感染症対策の観点を取り入れた以下の対策を実施する。

8-1 避難所における感染症対策

（1）衛生用品の配置

避難所利用者及び避難所担当職員が使用する衛生用品を必要な箇所に配置する。

（2）避難所担当職員、施設管理者の役割確認

避難所担当職員及び避難所に指定されている施設管理者は、感染リスクや感染症対策、避難所の運営ルールについて役割分担を確認する。

（3）避難所運営ルール（開設時、使用時、閉鎖時）に則った避難所運営

予め決められた感染症拡大防止のための運営ルールに則り対策を講じる。

（4）避難所レイアウトの整理

予め検討した感染症防止に配慮したレイアウトとする。

8-2 避難者の分散

（1）在宅避難、縁故避難の推進

避難所の3密を回避するため、自宅及び被災地外の親戚や知人宅の安全が確認できた避難者に対して、在宅避難、縁故避難を推進する。

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 対策の基本方針

1 基本的な考え方

災害時には、避難者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保し、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給する必要がある。

そのため、区民、事業所は、自助として最低限3日分、できれば7日分の備蓄を行い、区及び都は、それを補完するための公的備蓄を行う。さらに、物資等の調達、備蓄倉庫・広域輸送基地、車両等輸送手段の確保及び円滑な搬送の実施体制等の整備について取り組みを行う。

2 対策の現状

- ① 区と都の備蓄の分担に基づいて、区は、避難生活者数の1日分を目標にビスケット、アルファ化米を学校等の避難所に分散備蓄している。調整粉乳は、区が3日分を目標として備蓄している。同様に、生活必需品も学校等の避難所に分散備蓄をしている。
- ② 食料、生活必需品の確保を行うため、備蓄に加えて事業者と食料及び生活必需品の供給に関する協定を締結している。
- ③ 飲料水及び生活用水の供給のため、災害時給水ステーション（給水拠点）として、金町浄水場、水元給水所、3箇所の応急給水槽が都によって整備され、都と区との役割分担により給水活動を行う体制が構築されている。
- ④ その他の飲料水や生活用水の備えとして、小・中学校の受水槽、プールの活用、震災対策用深井戸の整備、協定による協力井戸等の給水手段を整備している。
- ⑤ 物資等の輸送については、東京都トラック協会葛飾支部等の団体と協定を締結し、災害時の輸送手段の確保を図っている。また、燃料の確保として石油商業組合と協定を締結している。

3 対策の課題

- ① 都心南部直下地震の被害想定では、約17万人の避難者が発生し、そのうち、避難所避難者数が約11万人と予想されており、これらの多数の避難者に対する飲料水、食料、生活必

需品の供給が必要となる。特に、発災から3日間程度は、救援物資が届かないことが想定されるため、自助による備蓄の促進、3日分の公的備蓄を進める必要がある。

- ② さらには、相模トラフ沿いのマグニチュード8クラスの大規模地震による混乱を考慮し、できれば7日分の家庭内備蓄を行うことも必要である。
- ③ 食料、生活必需品の供給の際には、避難者の多様なニーズに対応する必要がある。高齢者、乳幼児等の要配慮者、食物アレルギー、食事制限、男女のニーズの違い等に配慮した調達体制を検討する必要がある。
- ④ 発災後、数日以降は、区の調達の他に全国からの大量の救援物資が届けられるため、保管場所の不足、効果的な物資の管理・輸送の経験不足からの混乱、小口物資の膨大な仕分け作業が生じるおそれがある。そのため輸送拠点の運営と供給体制の構築や、物資受け入れのルールづくりが必要である。
- ⑤ 給水については、十分な量の飲料水が確保されているが、都心南部直下地震の被害想定では、区の61.1%で断水し、十分な飲料水を確保するには、区及び都、さらには区民等との役割分担を明確にする必要がある。(区試算：断水人口29万人、1日で870m³の給水)
- ⑥ また、災害時給水ステーション(給水拠点)となる浄水場、給水所、応急給水槽まで遠い地域があり、この地域格差を解消するため補完する給水施設の整備が必要である。
- ⑦ 発災後4日目以降の国のプッシュ型支援に対応するために、物資搬送体制を整備する必要がある。
- ⑧ 備蓄倉庫について、備蓄品の整理や管理の適正化を進め、災害時に備蓄物資を必要とする区民に迅速に提供できる仕組みを構築していく必要がある。
- ⑨ 能登半島地震におけるトイレ衛生・処理や寒冷期における避難所生活環境の課題等を踏まえ、技術の進展や災害時のニーズに合わせた災害対策用備蓄方針の見直しを進めていく必要がある。
- ⑩ 令和6年の国の防災基本計画修正により、避難所運営における環境の改善や福祉的な支援の充実を進めていく必要がある。

4 対策の方向性

- ① 食料、生活必需品の確保

発災後3日間は、区民、事業所の家庭内備蓄等で充当することを最低限の目標として、できるかぎり7日分の備蓄を促進する。さらに、区及び都の備蓄は、家庭内備蓄を持ち出せない被災者を対象とし、備蓄目標を建物全壊及び焼失棟数を基準とする。

長期にわたる食料、生活必需品の確保のため、区内事業者のみならず、遠隔地の自治体・事業者、全国規模の事業者との連携体制を構築する。

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 対策の基本方針

また、備蓄にあたっては、高齢者など要配慮者及び女性等の視点にも配慮した食料・生活必需品の備蓄を推進する。

② 飲料水、生活用水の確保

発災直後からの断水に備えて、飲料水の家庭内備蓄等の自助を促進する。

飲料水は給水活動拠点や指定避難所の受水槽、生活用水はプール等を活用するとともに、避難所などへの井戸の整備を進めていく。

③ 備蓄倉庫及び輸送体制の整備

区では指定避難所となる学校等に備蓄倉庫を設置している。さらに避難所の備蓄が不足した場合に備えて、避難所以外にも備蓄倉庫を設置している。

学校避難所の備蓄倉庫について、備蓄可能容積や利便性を踏まえた移転やデジタル化による管理を前提とした立体的な配置などのため、学校備蓄倉庫の整理を行い、円滑かつ迅速な備蓄品管理に向けて取組みを進める。

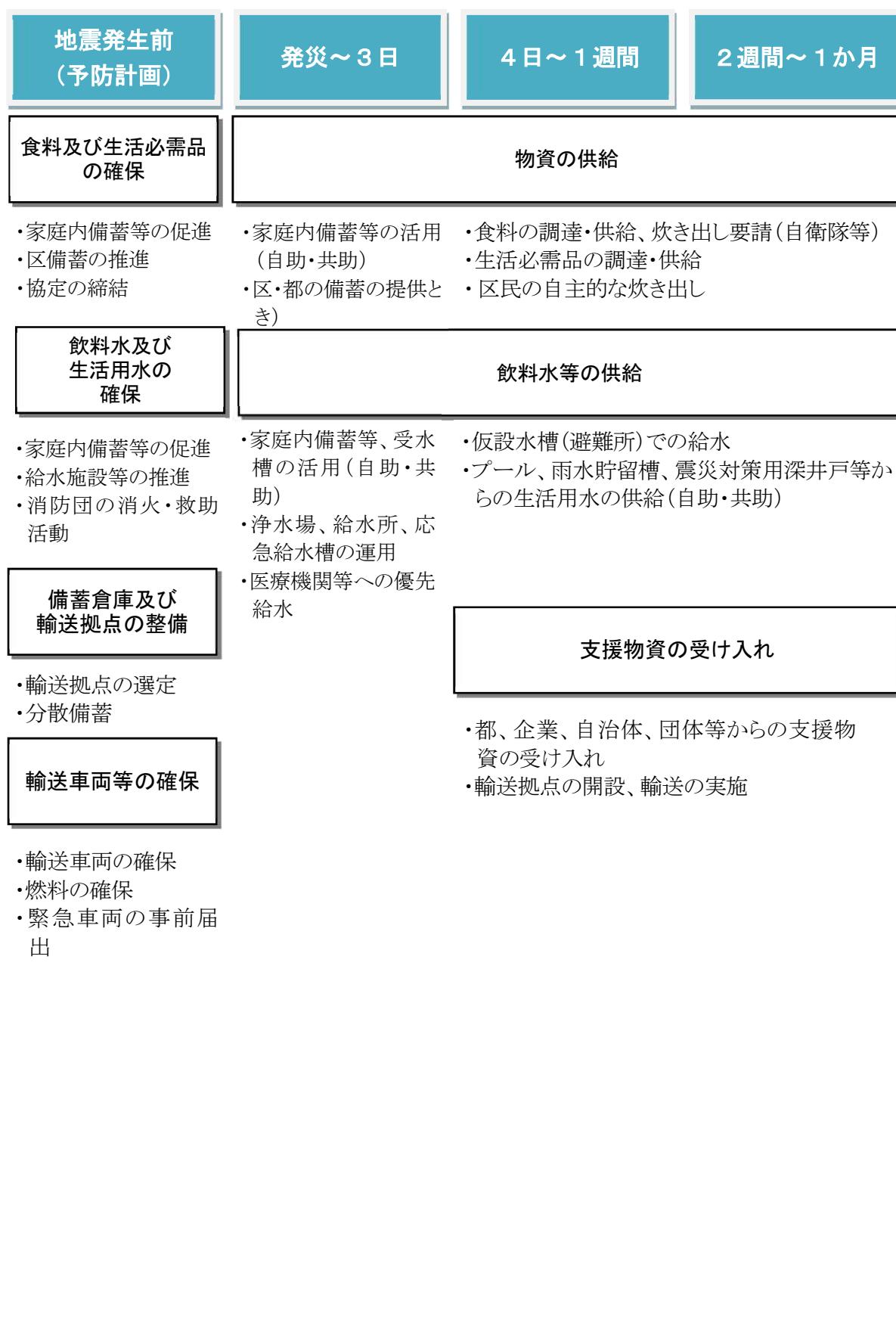
令和6年度に運用開始した新たな清掃事務所内に備蓄倉庫を設置し、区における拠点倉庫のあり方を見直した。

能登半島地震の課題を受け、凝固剤付きの便袋やコンパクト毛布の拡充を図る。

国の防災計画修正に伴い、避難所等における早期のプライバシー配慮に向け、要支援者用のテントの配備を行った。

大量の物資を受け入れるための輸送拠点として、エイトホール及びテクノプラザを指定した。さらに、物資の受入・整理・区内の輸送を行うため、輸送や燃料確保のために、各事業者との連携体制を構築する。

5 対策のながれ



第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部
第3編
風水害編

第2部

第1部
第4編
その他災害編

第2部
第3部

第2節 予防対策

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 食料及び生活必需品の確保	地域振興部	
2 飲料水及び生活用水の確保	地域振興部	
3 衛生用品の確保	地域振興部	
4 輸送車両等の確保	地域振興部、総務部	
5 物資搬送計画の策定	地域振興部	
6 物資調達・輸送調整等支援システムの活用	地域振興部	

■自助・共助の役割

区民	・食料、飲料水、必需品の備蓄（最低3日分）に関すること
防災市民組織等	—
事業所	・食料、飲料水、必需品の備蓄（最低3日分）に関すること

1 食料及び生活必需品の確保

1-1 家庭内備蓄等の促進

区民及び事業所は、都心南部直下地震等を考慮して発災後3日間は自助により生活できるよう食料及び生活必需品の備蓄を行う。さらに、相模トラフ沿いの巨大地震が発生し流通が途絶した場合の対応として7日分の備蓄を行うことも考慮する。

区は、区民及び事業所が備蓄等を行うよう周知を図る。

1-2 区の備蓄

(1) 備蓄の方針

区は、地震被害想定における避難生活者数に基づき、発災後3日間は備蓄で対応するものとし、備蓄目標値を定め備蓄を行う。

- ① 建物の延焼、倒壊等により自宅の家庭内備蓄が活用できない被災者を対象とする。
- ② 高齢者など要配慮者及び女性等の視点にも配慮するなど、避難者の多様なニーズに対応できるよう、備蓄を行う。
- ③ 3日間は都と区の備蓄で対応する。そのうち、1日分（3食）は区がビスケット・アルファ化米等の備蓄を行う。
- ④ 備蓄の1／3はアルファ化米とし、アルファ化米の戻し水と共に備蓄する。また、食物アレルギーに対応した備蓄を行う。
- ⑤ 備蓄食料は保存期間を考慮し、隨時買替を行う。

- ⑥ 調整粉乳は乳児全員（2歳以下）の3日分を区が備蓄する。液体ミルクについては、半日分備蓄を行っている。
- ⑦ 食料のほかに、毛布、敷物、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品などの生活必需品の備蓄を行う。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な衛生用品のほか、段ボール製の簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具等の備蓄について、協定を締結している民間企業、団体と連携して確保に努める。
- ⑧ その他必要なブルーシートや土のう等の物資の備蓄を行う。

（2） 備蓄場所

区は、避難所として指定した学校の余裕教室等を活用して分散備蓄の場所を確保する。

1－3 協定の締結

区は、災害時に食料及び生活必需品を確保し、物資の保管、荷捌き及び輸送が円滑に実施できるように、それらに必要な資機材の確保も含めて、小売業者や流通業者等と協定を締結する。

なお、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

2 飲料水及び生活用水の確保

2－1 家庭内備蓄等の促進

区民及び事業所は、発災後3日間以上は自助により生活できるよう飲料水の備蓄を行う。

区は、区民及び事業所が家庭内備蓄等を行うよう周知を図る。

2－2 備蓄及び給水施設等の整備

（1） 水の備蓄の検討

区は、区が行う水の備蓄について、備蓄方法や備蓄目標等の方針を検討し、今後の対応を図る。

（2） ペットボトルの備蓄

区は、アルファ化米の戻し水及び帰宅困難者の飲料用として、ペットボトルの備蓄を行う。

（3） 災害時給水ステーション（給水拠点）の整備

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第2節 予防対策

都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1箇所の災害時給水ステーション（給水拠点）の設置を目標とし、浄水場、給水所等の施設を活用するとともに、災害時給水ステーション（給水拠点）がない空白地域の早期解消を図るため、応急給水槽の建設を行ってきた。その結果、これまでに213箇所の災害時給水ステーション（給水拠点（浄水場、給水所、応急給水槽等））を確保している。

また、災害時給水ステーション（給水拠点）のうち、浄水場（所）・給水所においては、区や防災市民組織等が水道局要員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水栓、照明設備等の整備及び施錠方法の変更、もしくはシャッター内に常設の蛇口が設置された建屋（シャッター式）の設置を行っている。

（4）震災対策用深井戸の整備

区は、災害時の生活用水を確保するため、公共施設及び公園に震災対策用深井戸を整備しており、今後も整備を進める。

（5）災害用協力井戸の登録

区は、災害時の生活用水を確保するため、個人所有の井戸や事業所で保有している井戸について災害時協力井戸として、登録するよう呼びかける。

（6）給水施設の整備

区は、防災活動拠点に雨水貯留槽及び井戸、手押しポンプを整備する。

また、震災対策用深井戸給水施設、避難所及び備蓄倉庫にろ水機等の応急給水用資器材を配備する。

3 衛生用品の確保

3-1 家庭内備蓄等の促進

区民及び事業所は、発災後3日間以上は自助により生活できるよう衛生用品の備蓄を行う。

区は、区民及び事業所が家庭内備蓄等を行うよう周知を図る。

3-2 区の備蓄

（1）備蓄の方針

区は、避難所利用者及び避難所担当職員が使用する衛生用品を備蓄する。

(2) 備蓄用品

■避難所用衛生用品

衛生用品	目的
手指消毒液	手指の消毒
アルコール消毒液	手指・物の消毒
次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)	ドアノブ等消毒
消毒液を入れる容器	消毒液を持ち運ぶ
非接触型体温計／電子体温計	体温管理
ペーパータオル	清掃、手拭き

■避難所担当職員用衛生用品

衛生用品	目的
使い捨て手袋	
マスク	
フェイスシールド/防護服	感染症予防
ゴミ袋	衛生用品の廃棄

(3) 備蓄場所

区は、医療救護所や避難所として指定した学校の教室等を活用して分散備蓄の場所を確保する。

4 輸送車両等の確保

(1) 輸送拠点の整備

区は、避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分けや一時的保管機能を持つ場所として、地域内輸送拠点を選定し、都に報告する。地域内輸送拠点については、複数の箇所に分散し、整備する（第一順位：奥戸総合スポーツセンターエイトホール、第二順位：テクノプラザかつしか）。なお、荷捌きや仕分け等の作業に係る人員や施設不足などが予測されるため、ボランティアや民間事業者を積極的に活用し、円滑な物資供給体制を構築する。

地区内輸送拠点の開設は、葛飾区拠点施設応急対策行動計画に基づき行う。

(2) 輸送車両の確保

区は、物資等を輸送する場合に、輸送車両等が確保できるよう東京都トラック協会葛飾支部等との協定の運用の検討や、区内の輸送会社等と協定を締結するなど、災害時の協力体制を構築する。

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第2節 予防対策

(3) 燃料の確保

区は、災害時に優先的に燃料の供給を受けられるように東京都石油商業組合葛飾支部との協定の運用を検討する。

(4) 緊急通行（輸送）車両等の事前申請

区は、災害時に緊急通行（輸送）車両として使用を予定している車両について、緊急通行（輸送）車両確認申出書等を警察署に提出し、公安委員会から標章と緊急通行（輸送）車両確認証明書の交付を受ける。

民間事業者等の活動のうち、災害時に優先すべきものに使用される車両は、規制除外車両事前届出書等を警察署に提出し、事前届出済証の交付を受け、災害発生時に標章・証明書の交付をスムーズに受けることができるようにしておく。

5 物資搬送計画の策定

初動時における区内の備蓄倉庫から避難所の搬送体制や物資拠点から避難所への輸送体制、また国や都からのプッシュ型支援に対応した受入や仕分け体制の在り方を定めるとともに、大規模災害時に生じる幹線道路や橋等の交通インフラの被害状況を考慮した備蓄倉庫の物資の在り方を定めるために、区の災害時協定団体と連携して平成29（2017）年度に物資搬送計画を策定した。

6 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

区は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第3節 応急対策

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3編
風水害編

第2部

第4編
その他災害編

第2部

第3部

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 物資の供給	総務部、地域振興部、産業観光部、福祉部、教育委員会事務局	
2 飲料水等の供給	総務部、地域振興部、福祉部、都市整備部、教育委員会事務局	東京都水道局
3 支援物資の受け入れ	地域振興部、産業観光部、教育委員会事務局、会計管理室	
4 物資の輸送	総務部、福祉部	

■自助・共助の役割

区民	・家庭内備蓄の活用に関すること
防災市民組織等	・避難所での給水、食料等の自主的な供給に関すること ・要配慮者への給水、食料等の配布等の支援に関すること ・自主的な炊き出しに関すること
事業所	・事業所内備蓄の活用に関すること

1 物資の供給

1-1 備蓄の活用

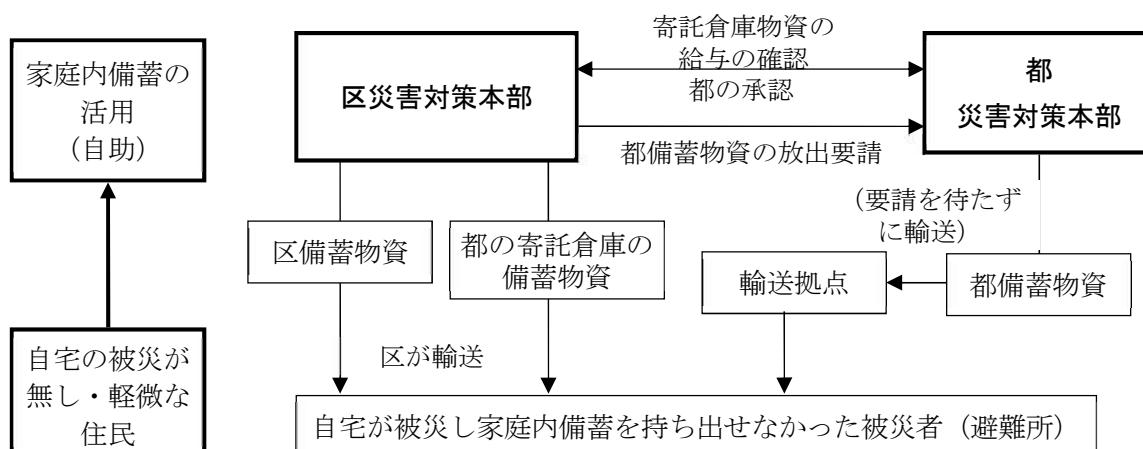
(1) 家庭内備蓄等の活用

区民、事業所は、自助として発災後の最低限3日間（できれば7日間）は家庭内備蓄等で対応することを基本とする。

(2) 公的備蓄の供給

区は、自宅建物が倒壊又は焼失し家庭内備蓄の活用が困難な被災者に対し、区及び都の備蓄を供給する。

備蓄は、避難所で配布する。



1-2 食料の供給

(1) 食料の調達

① 食料の調達

区は、調達計画を作成し、概ね4日目から協定業者、協定自治体から、パン、おにぎり、缶詰等の食料を確保する。区で調達が困難な場合は、都、協定自治体、支援の申し出があった団体等へ食料の供給を要請する。

② 炊き出し要請

区での食料調達が困難な場合は、自衛隊に炊き出しの要請を行う。

③ 留意事項

食料の調達にあたっては、食物アレルギー、高齢者、乳幼児及び妊産婦、食事制限が必要な者等のニーズにあった食料を提供できるように配慮する。

(2) 輸送拠点の開設

区が確保した食料は、奥戸総合スポーツセンターイトホール（第二順位：テクノプラザかつしか）に輸送拠点を設置し、受け入れを行う。

(3) 輸送

輸送拠点までは、供給元に輸送を要請する。輸送拠点から避難所までは、協定に基づきトラック協会葛飾支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部に要請する。

燃料は、石油商業組合葛飾支部の給油所から給油を受ける。

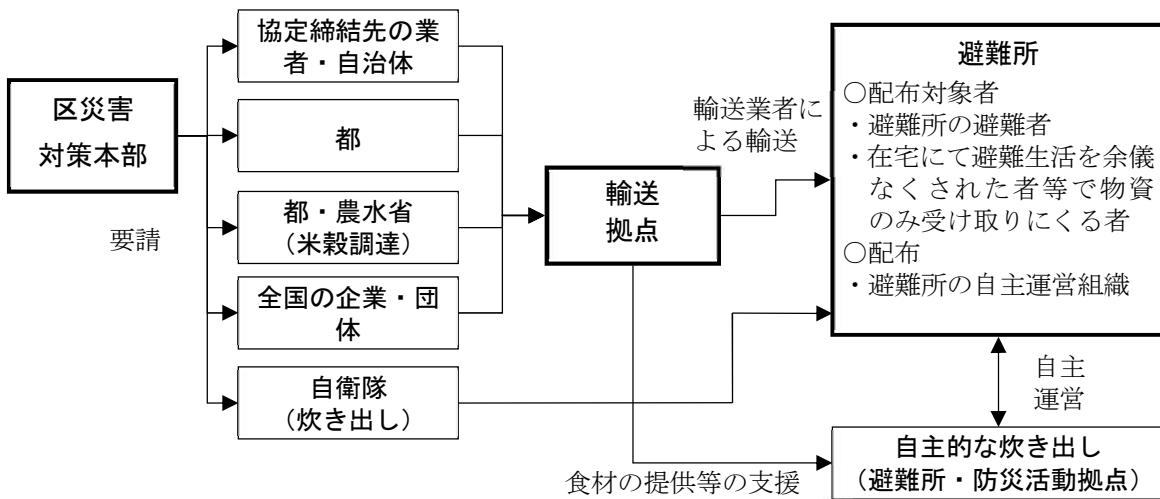
(4) 食料の配布

食料の配布は、避難所で行う。自宅にて避難生活を余儀なくされている被災者にも、避難所で配布する。

(5) 炊き出し

区が要請する自衛隊による炊き出し以外に、被災者が防災活動拠点等で行う炊き出しは、被災者の自主運営と位置づける。

防災市民組織、自治町会は、手持ちの食材等を用いて炊き出しを実施することとし、区は、可能な限り食材等の提供を支援する。



1-3 生活必需品の供給

生活必需品の供給は、食料と同様とする。

調達にあたっては、被災者ニーズの把握及びニーズに対応した配布に努める。特に、女性専用の必需品の配布は、女性が行うなどの配慮を行う。

2 飲料水等の供給

2-1 家庭内備蓄等の活用

区民及び事業所は、水道が断水した場合、発災後の3日間（できれば7日間）は家庭内備蓄等の飲料水を活用する。

また、指定避難所の施設管理者、集合住宅の管理組合等は、発災後の3日間はそれぞれに設置されている受水槽の飲料水を活用する。

2-2 飲料水の供給

区及び都は、連携して飲料水を供給する。

(1) 優先給水

区は、医療機関及び重症心身障害児(者)施設等の福祉施設への優先的な給水活動を行う。

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第3節 応急対策

(2) 給水方法

① 浄水場、給水所

都が応急給水用資器材を設置し、区が給水を行う。また、区画した応急給水エリア、もしくはシャッター内に常設の蛇口が設置された建屋（シャッター式）では、水道局員の参集を待たずに区等が給水を行う。

② 応急給水槽

区が給水資器材を設置し、区が給水を行う。

■給水拠点

施設名	所在地	確保水量 (m ³)
金町浄水場	金町浄水場 1 - 1	48,700
水元給水所 (都立水元公園内自由広場)	水元公園 4 番地	33,300
上千葉公園内応急給水槽	東堀切 3 - 25 - 1	1,500
新小岩公園内応急給水槽	西新小岩 1 - 1 - 3	1,500
渋江東公園内応急給水槽	東四つ木 2 - 15 - 1	100

③ 指定避難所

発災当初は受水槽を活用して水を確保する。不足する場合は、区が仮設水槽を設置し、区と防災市民組織及び避難所運営組織等が連携して給水を行う。

仮設水槽への飲料水は、都が災害時給水ステーション（給水拠点）から給水車及び搬送車両で運搬する。給水車は、都、協定自治体等に要請する。また、区が必要と認める場合には、都へ水道管の通水状況等を確認したうえで、都から区へ貸与した資器材を使用し、避難所付近の予め都が指定した消火栓や、避難所応急給水栓が設置されている避難所で、区が応急給水を行うことができる。

④ ペットボトルの確保

区は、帰宅困難者対策用として、ペットボトルの水を確保する。

(3) 給水基準

1人1日3リットルを基準とする。

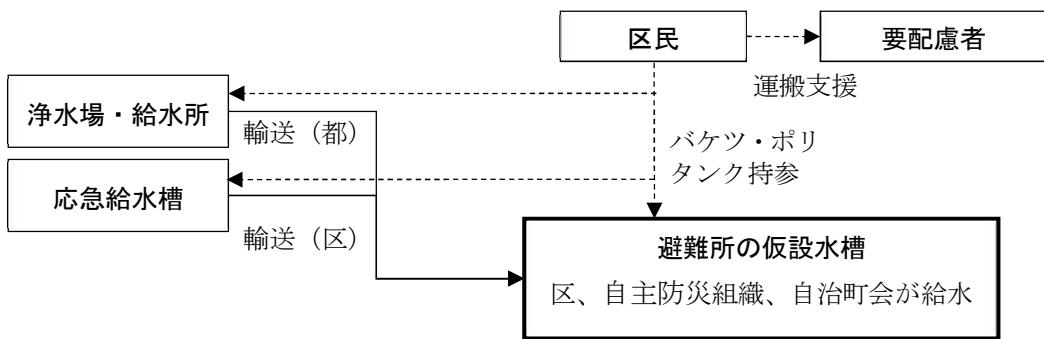
(4) 給水資器材等の確保

個人で使用するバケツ、ポリタンク等は、自宅等の資器材を使用することを原則とする。

区は、自宅が被災し、器具を取り出せない被災者に、給水資器材を確保する。

(5) 要配慮者への支援

区は、自宅で避難生活を送り飲料水を運搬することが困難な要配慮者へは、地域に支援を要請する。



(6) 給水の拡大

区は、給水車、給水要員等の確保により避難所の給水箇所を拡大する。
都は、仮設の給水槽を必要に応じて避難所に設置する。また、災害時給水ステーション（給水拠点）を補完するため、区に対して路上の消火栓に接続して使用できる応急給水器材を貸与し、区及び防災市民組織等における自主的な応急給水の支援をしている。

(7) 飲料水の安全確保

区は、環境衛生指導班を編成し、飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行う。

2-3 生活用水の供給

生活用水は、各家庭の汲み置きの水、避難所（学校）のプールや井戸、防災活動拠点の雨水貯留槽や井戸、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合葛飾支部との協定による公衆浴場の水、震災対策用深井戸、災害協力井戸、マンホールトイレ用の井戸などを活用する。

活用にあたっては、区、防災市民組織、自治町会が運用するものとする。

■震災対策用深井戸

施設名	所在地
青戸平和公園内 震災対策用深井戸給水施設	青戸 4-23-1
高砂北公園内　〃	高砂 4-3-1
にいじゅく地区図書館内　〃	新宿 3-7-1
文化会館内　〃	立石 6-33-1 別館
堀切二丁目公園　〃	堀切 2-44-10
四つ木四丁目公園　〃	四つ木 4-24-11

3 支援物資の受け入れ

3-1 支援物資の受け入れ

区は、協定業者や協定自治体からの物資の調達が困難な場合、都、事業者、自治体、団体等からの支援物資を受け入れる。

支援物資は、原則としてまとまった量の物資とし、支援先との調整により必要な物品、量の支援を要請する。

なお、個人等から区あての小口の支援物資は、受け取らない方針とする。

3-2 輸送拠点の開設

区は、支援物資等を受け入れるため、奥戸総合スポーツセンターイトホール（第二順位：テクノプラザかつしか）を開設する。

受け入れた支援物資は、ボランティア等の協力を得て仕分け作業、整理を行い避難所に供給する。

大量の物資が集積し、区では対応できない場合は、物流会社の輸送システムを活用する。

4 物資の輸送

4-1 陸上輸送

区は、協定に基づき東京都トラック協会葛飾支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部にトラック等による輸送を要請する。

4-2 水上輸送

区は、トラック等による陸路での輸送が困難な場合、都に船舶での輸送を要請する。区は、防災船着場で物資受け入れ等の運用を行う。

第10章 放射性物質対策

第1節 対策の基本方針

1 基本的な考え方

区内及び周辺地域には原子力施設が存在せず、原子力災害対策重点区域に含まれていない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、遠隔地の事故とはいえ様々な影響が生じ、対応を行う必要性が生じた。この経験を踏まえて、放射性物質による影響について、区の初動態勢の確立、区民の不安払しょく及び安全確保を図る必要があり、そのための取り組みを実施する。

2 対策の現状

区は、次の対策を実施している。

- (1) 公園等での空間放射線量の定点測定
- (2) 空間放射線量測定器等の貸し出し
- (3) 測定・検査結果のホームページ等による公表

(参考) 放射線量の状況などから現在は実施していないが、過去に実施した主な対策は以下のとおり。

- (1) 子供が長時間利用する施設を対象とした、雨どいの下や側溝等の空間放射線量のきめ細かな測定や、屋外の平均的な空間放射線量測定、砂場の空間放射線量測定
- (2) 「走行サーベイ」による、道路周辺の空間放射線量の連続的な測定
- (3) 調理済み給食・牛乳の放射性物質検査
- (4) 都と連携した乳幼児などへの飲料水（ペットボトル）の配布

3 対策の課題

福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえて、より迅速に空間放射線量の測定を行うとともに、区民が安心して生活できるよう、より迅速で正確な情報を提供する体制の構築が必要である。

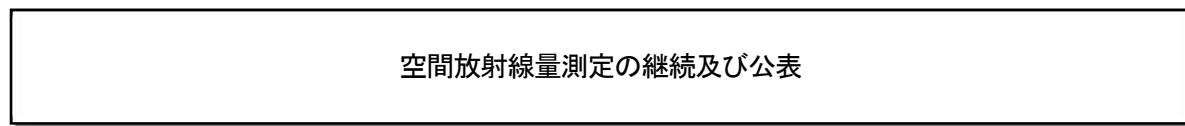
4 対策の方向性

- (1) 迅速に空間放射線量測定ができる体制の構築
 - 放射性物質による区への影響の迅速な把握
- (2) 迅速、正確な情報提供体制の構築
 - 適切な情報提供等による区民の不安払しょくと安全確保

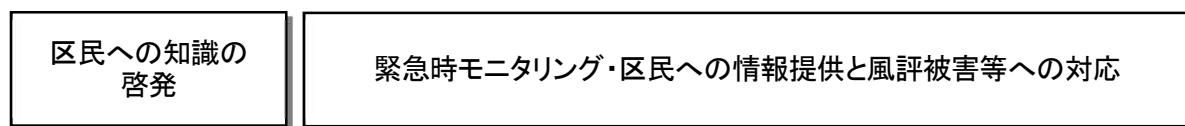
5 対策のながれ



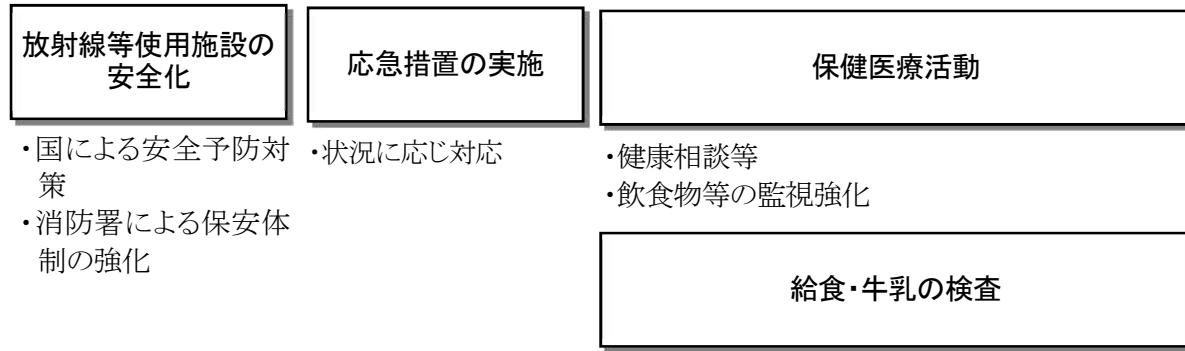
- ・放射性物質に係る庁内情報収集体制の設置
- ・情報連絡体制の構築
- ・災害対策本部の設置



- ・定点測定・公表の継続



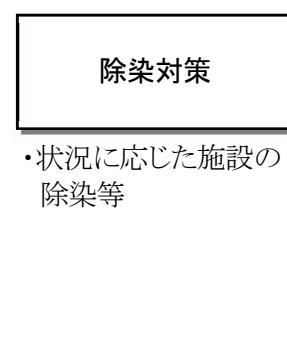
- ・原子力防災に関する知識の普及啓発
- ・緊急時モニタリングの実施
- ・ホームページ、メール、X(旧ツイッター)、防災行政無線等を利用した正確な情報の発信



- ・国による安全予防対策
- ・状況に応じ対応
- ・消防署による保安体制の強化

- ・健康相談等
- ・飲食物等の監視強化

- ・調理済み給食・牛乳の定期的な放射性物質検査
- ・ホームページ、広報紙等での公表



- ・状況に応じた施設の除染等

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部

第3編
風水害編

第3部

第4編
その他災害編

第2部

第4編
その他災害編

第3部

第2節 予防対策

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 情報連絡体制の構築	地域振興部、関係各部	
2 空間放射線量測定の継続及び公表	環境部	
3 区民への知識の啓発	環境部、 教育委員会事務局	
4 放射線等使用施設の安全化		放射線等使用施設、 消防署

■自助・共助の役割

区民	・放射線の知識に関すること、飲食物・必需品の備蓄に関するこ
防災市民組織等	・放射線の知識に関するこ
事業所	・放射線の知識に関すること、飲食物・必需品の備蓄に関するこ

1 情報連絡体制の構築

区は、原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備え、情報連絡を行う庁内体制を構築する（詳細は、応急対策を参照）。

2 空間放射線量測定の継続及び公表

区は、福島第一原子力発電所事故以降実施している、区内公園等における空間放射線量の定期測定を継続的に実施し、平常時の空間放射線量を把握する。

3 区民への知識の啓発

区は、国や都と連携して、原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次の事項について広報活動等を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関するこ
- (2) 原子力施設の概要に関するこ
- (3) 原子力災害とその特性に関するこ
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関するこ
- (5) 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関するこ
- (6) 原子力防災に関する教育に関するこ

4 放射線等使用施設の安全化

4-1 安全予防対策

放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）※の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制が取れるよう各種の安全予防対策を講じる。

※R I（ラジオ・アイソトープ）

放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム、カリウム等）のことで、レントゲン検査や核医学検査及び放射線治療で使用

4-2 保安体制の強化

消防署は、放射性物質を保有する施設に対し、火災予防条例により、その品名、数量その他貯蔵取扱に関し消防活動上必要な事項を届出させる。さらに防火管理者の選任が義務付けられる事業所に対し、消防計画を作成させ、予防管理組織及び自衛消防の組織の強化、並びに防火管理を中心とした自主保安体制の確立を促進する。

また、立入検査等を実施して防災設備の維持管理の適正を図ると同時に、装備資器材の充実促進を図る。

また、震災時の安全性の確認のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

第3節 応急対策

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 対象とする事態		
2 庁内体制の構築	地域振興部、関係各部	
3 空間放射線量測定の継続及び公表	環境部	
4 緊急時モニタリング・区民への情報提供と風評被害等への対応	環境部、関係各部	東京都
5 応急措置の実施	地域振興部、関係各部	国、東京都、消防署
6 核燃料物質輸送車両等の応急対策		消防署

■自助・共助の役割

区民	・正確な情報の取得に関すること
防災市民組織等	・正確な情報の取得に関すること
事業所	・正確な情報の取得に関すること

1 対象とする事態

原則として、原子力災害対策特別措置法第10条1項に基づき、原子力事業者から特定事象の発生の通報が東京都に対してあった場合及び同法15条第2項に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合を対象とする。なお、これら以外の場合においても原子力防災上必要と認められる場合についても準用する。

2 庁内体制の構築

2-1 情報収集体制

区は、放射線対策関連部署が中心となり、国や東京都、報道等から関連情報を迅速に収集する。

2-2 葛飾区災害対策本部の設置

区は、収集した情報に基づき、区民の生命、身体、財産等に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、速やかに葛飾区災害対策本部を設置し、関係各部が一体となって、被害の防止、軽減及び事態の収束にあたることとする。

3 空間放射線量測定の継続及び公表

区は、発災前から実施している定点測定を継続して行い、発災後の空間放射線量の著しい上昇傾向の有無等を確認する。測定結果は、ホームページ等で公表する。

4 緊急時モニタリング・区民への情報提供と風評被害等への対応

区は、空間放射線量の緊急時モニタリングを行い、国や東京都等が行う各種モニタリング結果とともに公表する。緊急時モニタリングとして、これまでの経験から必要に応じて実施を検討すべき項目は次のとおりである。

- ・校庭や園庭などの公共施設や砂場などでの空間放射線量の測定
(公園・児童遊園、小中学校、保育園、幼稚園、スポーツ施設等)

測定結果や国等から発表される情報を広報する際は、情報の発信源を明確にしたうえで、理解しやすく誤解を招かない表現にするとともに、区ホームページやメール、区公式X（旧ツイッター）、防災行政無線、広報紙等、状況に応じた適切な媒体で迅速かつ的確に行い、風評被害の防止に努めるとともに、区民の心理的動搖や混乱を抑える。

5 応急措置の実施

区は、放射性物質の放出に伴う放射性被ばくから区民を防護するため、国や都、消防署等の関係機関からの情報、要請又は指示により、状況に応じて区民に対し、屋内避難又は避難の措置を講じる。

消防署は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置を要請するとともに、事故の状況に応じ、必要な措置を実施する。

また、区は、都と連携し、必要に応じて、飲料水の配布などの措置を講じる。

6 核燃料物質輸送車両等の応急対策

消防署は、次の対策を実施する。

- (1) 事故の通報を受けた旨を都や区に通報する。
- (2) 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助等に関する必要な措置を実施する。

第4節 復旧対策

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 保健医療活動	健康部、環境部	
2 空間放射線量測定の継続及び公表	環境部	
3 緊急時モニタリング・区民への情報提供と風評被害等への対応	環境部、関係各部	
4 給食・牛乳の放射性物質検査	環境部、福祉部、子育て支援部、児童相談部、教育委員会事務局	
5 除染対策	施設所管関係各部	

■自助・共助の役割

区民	・正確な情報の取得等に関するこ
防災市民組織等	・正確な情報の取得等に関するこ
事業所	・正確な情報の取得等に関するこ

1 保健医療活動

1-1 健康相談等

区は、健康部に健康相談に関する窓口を設置し、区民からの問い合わせに対応するとともに、必要に応じて外部被ばく線量等の測定を行う。

1-2 飲食物の監視強化

区は、内部被ばくの防止を図るため、国や東京都の指示や要請、区内の状況等に基づき、流通食料品等の監視強化に努める。また、必要に応じて飲食物の放射性物質検査を実施し、区民へホームページ等で情報を提供する。

2 空間放射線量測定の継続及び公表

区は、発災前から実施している定点測定を継続して行い、発災後の空間放射線量の推移を確認する。測定結果は、ホームページ等で公表する。

3 緊急時モニタリング・区民への情報提供と風評被害等への対応

区は、前節で挙げた緊急モニタリングについて、復旧対策時にも必要と認められる項目について実施するとともに、測定結果や国等から発表される情報等を引き続き迅速かつ的確に公表する。

特に、農作物や工業製品等、区内産業に対する風評被害による経済的な被害を防ぐため、区民はもとより、広く区民以外の消費者に対しても正確な情報を繰り返し発信する。

4 給食・牛乳の放射性物質検査

区は、区立小中学校、特別支援学校及び子育て支援施設等の調理済み給食・牛乳の放射性物質検査を、必要に応じて定期的に実施し、結果を公表する。

5 除染対策

区は、国の対処方針や区内の空間放射線量の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第2部
第3部

第1部
第3編
風水害編

第2部

第1部
第4編
その他災害編

第2部
第3部

第11章 区民生活の早期再建

第1節 対策の基本方針

1 基本的な考え方

災害後の区民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した生活環境を早期に復旧させる必要がある。

そこで、区は、関係機関と連携して災害時用トイレ（※1）の設置とし尿処理、応急仮設住宅等の供給、災害廃棄物（※2）の処理、罹災証明書の交付等の区民の生活再建対策について取り組みを実施する。

（※1）災害時用トイレ

- ・携帯トイレ：既存の洋式便器等に設置して使用し、排泄物を袋で閉じるタイプ
- ・簡易トイレ：台座・便器等を組み立て、空きスペースや和式便器の上等に設置して使用するタイプのもの（便槽に貯留するものは含まない）
- ・仮設トイレ：便槽（貯留槽）を有し、バキュームカーによる収集を必要とするもの。組み立て式であってもバキュームカーによる収集が必要なものはここに含む。
- ・マンホールトイレ：下水管に直結して排泄物を処理し、その後のごみ処理を必要とするもの

（※2）災害廃棄物

- ・災害廃棄物：災害によって発生する廃棄物（災害がれき）及び被災者や避難者の生活等に伴い発生する廃棄物（生活ごみ及びし尿）
- ・災害がれき：建物の倒壊・焼失や道路啓開等により発生するコンクリートくず・木くず・金属くず等や、被災家屋から排出される廃家電、布団や畳など処理困難物、廃自動車など
- ・生活ごみ：生活の中で発生し（避難所を含む）、排出されるごみ等
- ・し尿：仮設トイレ、恒常にし尿収集の対象となっている住戸のトイレ等、バキュームカーで収集するもの
(がれきの置き場は「(一次、二次) 仮置場」、生活ごみの置き場は「集積所」と標記)

2 対策の現状

区は、避難所となる施設へのマンホールトイレの整備や組み立て式仮設トイレ等の備蓄を行い、被災者の生活維持に備えている。

3 対策の課題

- (1) 都心南部直下地震の被害想定では、全壊 4,589 棟、半壊 12,060 棟、焼失 5,373 棟、災害廃棄物が 127 万トン、体積では 160m³の発生、約 17 万人の避難者が発生すると予測されている。さらに、断水率 61.1%、下水道管きよ被害率 7.0%と水洗トイレの機能支障も想定される。
- (2) このような被害から区民生活を早期に再建するためには、被害状況調査及び罹災証明書の交付、災害廃棄物の処理、トイレの機能確保、応急仮設住宅等の確保体制を事前に構築する必要がある。

4 対策の方向性

(1) 生活再建の早急な実施

建築物の応急危険度判定、住家の被害認定調査、罹災証明書の発行等、短い期間に大量の処理が必要な対策は、区のみならず関係団体等の協力が必要であり、これらの連携体制の構築を図る。

特に、住家被害認定調査及び罹災証明書発行については、システム稼働に向けた準備や資機材を確保する。

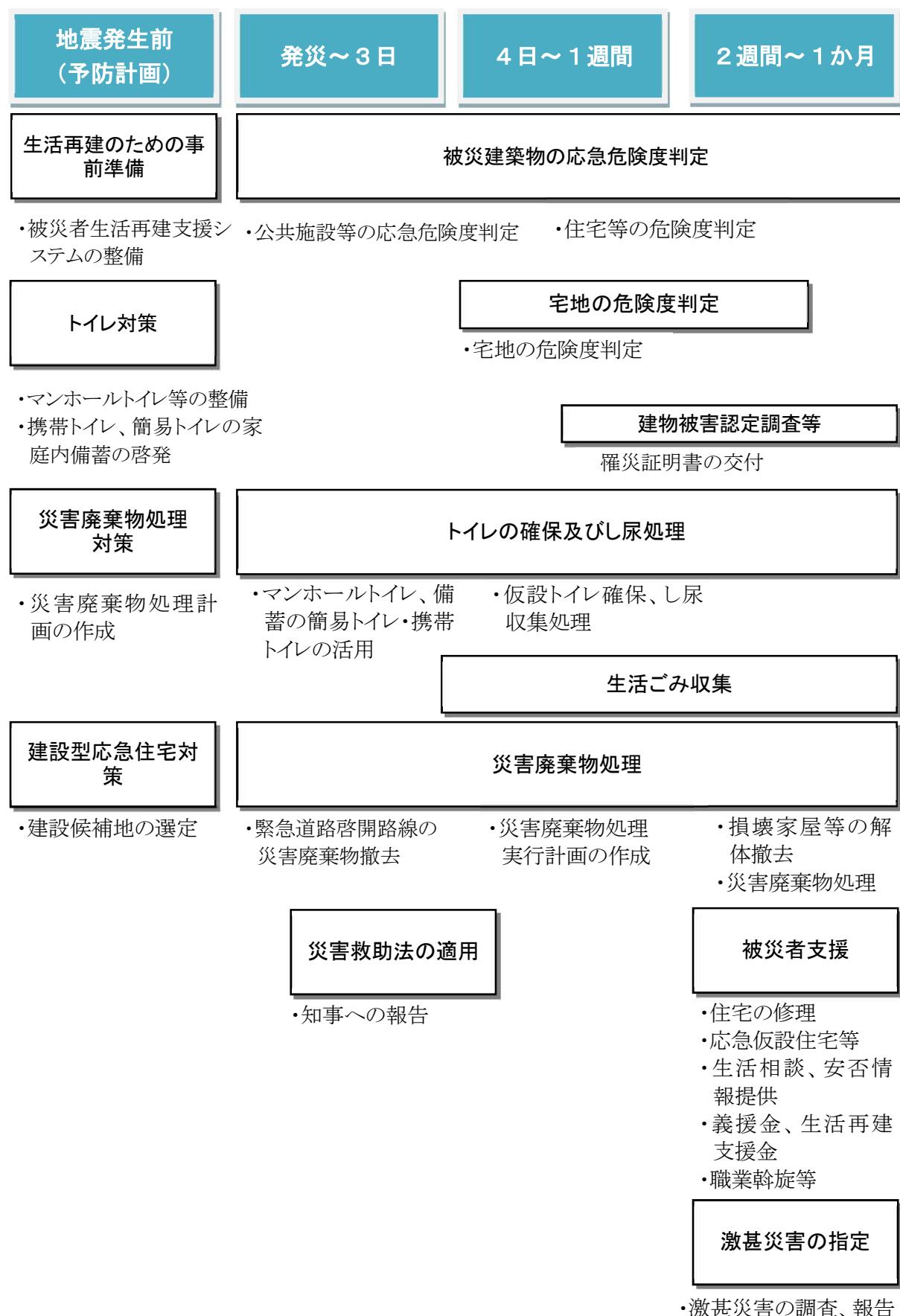
(2) 被災者の生活継続

ライフラインの機能低下に伴うトイレの確保対策を推進する。特に、バキュームカーの確保が困難なことが想定されるため、原則として、マンホールトイレや簡易トイレ、携帯トイレで対応する方針として整備を進める。なお、簡易トイレ、携帯トイレについては、衛生・環境面を考慮し、薬剤等により排泄物を固化できるものについての備蓄を検討する。

(3) 早期の復興

大量に発生が予測される災害廃棄物の処理については、集積場所や処理方法等について、災害廃棄物処理計画等を作成し、処理体制を構築する。

5 対策のながれ



第2節 予防対策

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部

第3編
風水害編

第2部

第1部

第4編
その他災害編

第2部
第3部

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 生活再建のための事前準備	地域振興部	
2 トイレ対策	地域振興部	
3 災害廃棄物処理対策	環境部、都市整備部	東京二十三区清掃一部 事務組合
4 建設型応急住宅対策	都市整備部	東京都住宅政策本部

■自助・共助の役割

区民	・簡易トイレ、携帯トイレの備蓄に関するこ
防災市民組織等	・マンホールトイレ等の設置訓練に関するこ
事業所	・簡易トイレ、携帯トイレの備蓄に関するこ

1 生活再建のための事前準備

区は、「被災者生活再建支援システム」の活用や、「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成する。また、都の動向を踏まえた、住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、府内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。合わせて、罹災証明書交付に関する業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて、訓練の実施や被災地への職員派遣、都が行う被災者生活再建支援業務に関する研修に職員を参加させる。

被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。

また、火災による被害状況調査の実施に向けて、消防署と締結した協定の実効性を担保するため、罹災証明発行訓練等を行い、連携体制を確立する。東京都主税局とは、罹災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について連携を図る。

さらに、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知する。

合わせて、災害ケースマネジメントの仕組みの整備など、関係機関と連携した被災者へのきめ細やかな支援の方法について検討する。

2 トイレ対策

(1) トイレの整備

区は、次のように災害発生に備えてトイレの確保を図る。

なお、災害時には、し尿を収集するバキュームカーの確保が困難になることが想定されるため、できる限り、し尿収集を必要としないマンホールトイレの整備や携帯トイレ・簡易トイレを確保する。

① マンホールトイレ

防災活動拠点、避難所となる学校等にマンホールトイレが設置可能なマンホールを整備する。また、都下水道局と連携してマンホールトイレの設置可能な公道上の下水道幹線におけるし尿受入れ用マンホールの指定を拡大していく。

② 携帯トイレや簡易トイレ

既存トイレの活用が可能な携帯トイレや簡易トイレを備蓄する。

③ 組み立て式仮設トイレ

備蓄にあたっては、要配慮者用の洋式トイレを備蓄するように配慮する。

(2) 家庭内備蓄の啓発

区民は、下水管の断裂等で下水が使用できない場合に備え、3日分以上の携帯トイレ、簡易トイレの備蓄を行う。また集合住宅では建物内の下水管が断裂して使用できなくなることを考え、その対策等を管理組合等で話し合っておく。区では家庭内備蓄を行うよう啓発する。

(3) 都下水道局との連携

し尿の受入れ体制について、整備し、円滑な運用に向けたし尿搬入受入れ訓練を実施する。

3 災害廃棄物処理対策

区は、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物対策指針（環境省）等に基づき策定した災害廃棄物処理計画を踏まえ、仮置場の選定、資器材や対策要員等の確保等を検討する。

区は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

4 建設型応急住宅対策

区は、あらかじめ接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況（埋設配管）、避難所などの利用の有無等を考慮のうえ建設型応急住宅の建設候補地について定め、年に1回、都に報告する。また、区は、建設型応急住宅の建設候補地について、常に最新の建設候補地の状況を把握しておく。

第1編
総則

第1部

第2部
震災編

第3部

第1部

第2部
風水害編

第1部

第2部
その他災害編

第3部

第3節 応急対策

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 被災建築物の応急危険度判定	都市整備部、施設部	
2 宅地の応急危険度判定	都市整備部	
3 建物被害認定調査等	都市整備部、地域振興部	
4 トイレの確保及びし尿処理	地域振興部、環境部	東京二十三区 清掃一部事務組合、 東京都
5 生活ごみ処理	環境部	東京二十三区 清掃一部事務組合、 東京都
6 災害廃棄物等の処理	環境部、都市整備部	東京二十三区 清掃一部事務組合、 東京都

■自助・共助の役割

区民	・危険度判定、建物被害認定調査への協力に関すること ・家屋の解体・撤去に関すること ・災害廃棄物の排出への協力に関すること
防災市民組織等	・マンホールトイレ等の管理に関すること ・災害廃棄物の排出への協力に関すること
事業所	・災害廃棄物の排出への協力に関すること

1 被災建築物の応急危険度判定

1-1 公共施設の応急危険度判定

区は、発災後に区職員の有資格者及び区との協定に基づく東京都建築士事務所協会葛飾支部の有資格者により区役所及び応急対策で活用する区施設、避難所（第一順位）、及び要請に応じて災害拠点病院・災害拠点連携病院・災害医療支援病院を優先して応急危険度判定を行う。

1-2 住宅等の応急危険度判定

(1) 判定体制

区は、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定実施本部を設置し、住家等の応急危険度判定を行う。

判定員は、区職員のほか、都の「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づいて登録されている判定員及び広域支援による自治体職員等とする。

(2) 判定方法

判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき行う。判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、建物の出入口等の見やすい場所に色紙で結果を表示する。

また、判定は、避難所、病院等の重要施設を優先的に行い、次いで共同住宅、戸建て住宅の危険度判定を実施する。

2 宅地の応急危険度判定

区は、宅地の被害の発生状況を把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止するために「東京都被災宅地危険度判定実施要綱」による実施本部を設置し、宅地の危険度判定を行う。

対象は、宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地のうち、住居の敷地、本部長が認める建築物の敷地及びこれらに被害を及ぼす土地とする。

被災宅地危険度判定は、被災宅地危険度判定業務実施マニュアルに基づき行い、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

3 建物被害認定調査等

3-1 建物被害認定調査

区は、建物の被害状況の把握及び罹災証明書を交付するために、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考のうえ、全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）に区分し、調査を行う。罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。調査員は、区職員のほか、都、他の自治体等に応援を要請する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

調査結果は、都に報告する。

被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。

3-2 罹災証明書の交付

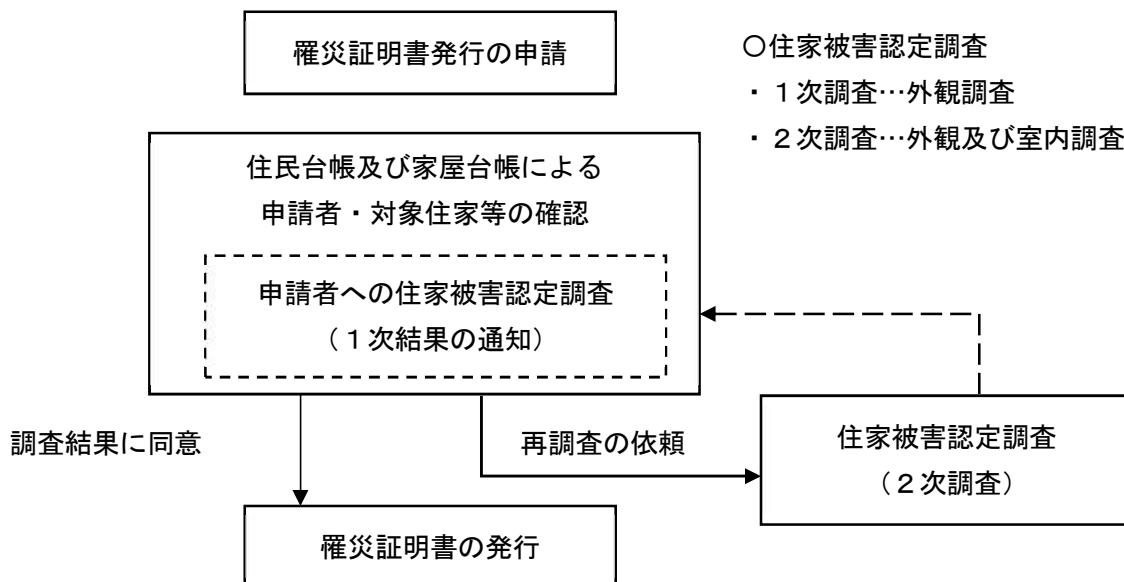
区は、住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。

住家被害認定調査の進捗状況や応急仮設住宅等への入居などの日程を確認しながら、交付日程について府内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都と交付日程の足並みをそろえるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。

また、住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には再調査（第2次調査）を実施する。

さらに、罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。

なお、震災に伴う火災による損害状況調査及び罹災証明書の交付については、消防署と連携を図る。



4 トイレの確保及びし尿処理

4-1 家庭内備蓄の活用

区民、事業所は、断水等によりトイレが使用できない場合は、備蓄の簡易トイレ、携帯トイレ等を使用する。

4-2 トイレの確保及び使用

下水道機能に支障をきたし、都下水道局より使用自粛の協力要請があった場合、区は下水道局と連携して区民に周知するとともに、次の方法でトイレを確保し、使用する。原則として、3日間は、マンホールトイレや簡易トイレ、携帯トイレを使用する。

なお、都下水道局は、下水道機能を確保するため、避難所等からの排水を受け入れる下水管とマンホールの接続部の耐震化などを推進している。

(1) 避難所

防災市民組織、自治町会が区の備蓄の組み立て式仮設トイレを設置する。また、プールの水を活用して既存のトイレを使用する。

(2) 防災活動拠点

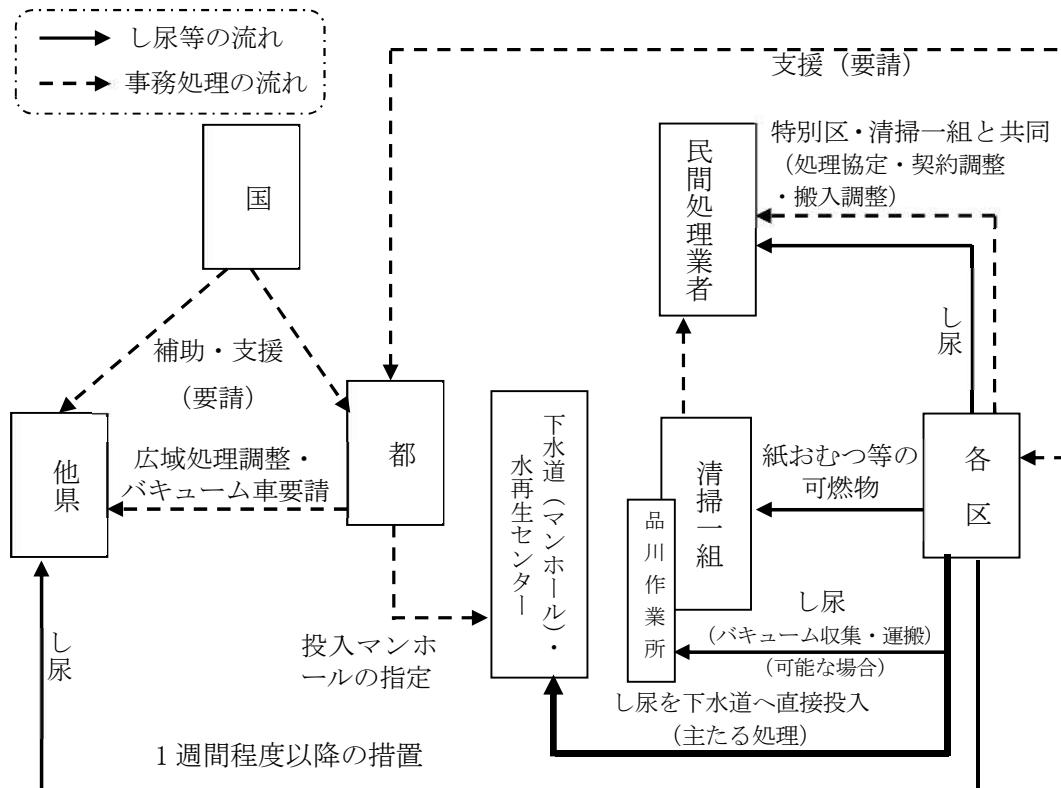
防災市民組織、管理運営委員会がマンホールトイレを利用できるよう囲いを組み立て、利用の際には雨水貯留槽や井戸の水を活用する。

(3) その他

避難所等においてトイレが不足する場合には、備蓄の簡易トイレ、携帯トイレを配布し、さらに不足する場合には都に確保を要請する。

4-3 し尿処理

区は、仮設トイレ等のし尿を収集、運搬するバキュームカーを、「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定」に基づき、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合と調整のうえ、確保する。収集したし尿は、水再生センター及び都下水道局が指定したし尿受入マンホールに運搬し投入するか、「災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定」の締結先である、民間事業者が管理する施設に搬入し投入する。



5 生活ごみ処理

(1) 生活ごみの収集・運搬

区は、生活ごみの収集ルートに避難所のごみの収集を加え、可能な限り平常時と同様の分別、収集体制で作業を行う。なお、被害状況等により平常時の収集が実施できない場合には、分別方法や収集開始時期、集積所等について速やかに区民周知を行い、収集を行う。

(2) 事業系ごみの取扱い

事業系ごみは、平常時と同様に許可業者による収集を基本とする。なお、区が収集する事業系ごみについては、生活ごみと同様に扱う。

6 災害廃棄物等の処理

6-1 住宅の解体、撤去

住宅の解体は、所有者の自己責任を基本とする。

区は、解体、撤去が国庫補助の対象となった場合は、都が策定する災害廃棄物処理推進計画に基づき次のように実施する。

(1) 申請受付の準備

区は、解体・撤去を実施するにあたり、解体業者との委託契約の締結、集積場所の設置、受付窓口の設置等の準備を行う。

(2) 申請受付

区は、被災者の解体・撤去の申請を区役所に設置した窓口で受け付ける。その後、申請された建物の現地調査を行い、所在地や申請内容の確認を行う。

6-2 災害廃棄物の処理

区は、東京二十三区清掃一部事務組合、都と連携して、災害廃棄物の発生量を予測し災害廃棄物処理実行計画を策定して処理にあたる。加えて、社会福祉協議会、NPO等と連携し、ボランティアへの災害廃棄物の分別・排出方法に係る広報・周知の徹底や、作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(1) 災害がれきの撤去等

区は、区立公園・児童遊園等に応急集積場所及び地区集積所を設置し、発災直後に緊急道路啓開路線から撤去したがれきや、被災した区民が排出する災害がれきを一時的に集積する。

その後、一次仮置場が設置された場合は、災害がれき等を移送し、原状復帰を行う。

(2) 災害廃棄物処理実行計画の策定

区は、被災家屋調査、道路啓開等の結果をもとに、災害廃棄物の発生量を推定し、特別区災害廃棄物処理対策本部に対する二次仮置場の開設要望や最終処分までの処理フローを検討し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。作成にあたっては、都環境局等との連絡調整を行う。

第11章 区民生活の早期再建

第3節 応急対策

(3) 二次仮置場の設置

二次仮置場は、災害廃棄物を分別・集約するために特別区災害廃棄物処理対策本部が設置する。設置場所は、搬出入、長時間の仮置き、騒音や臭気等を考慮して、選定する。荒川河川敷を利用する場合、関係機関で構成される「荒川下流防災施設運用協議会」で定めた「荒川下流防災施設活用計画」に基づき、河川管理者と協議する。江戸川河川敷の利用については、利水（飲料水等）への影響を考慮し、河川管理者と協議する。

なお、河川敷はヘリポートや避難場所にも指定されており、発災直後は災害廃棄物の搬入ができない。そのため建設型応急住宅予定地、防災活動拠点等の用途に用いられる予定のない公園を臨時の仮置場として選定する。

(4) 災害がれき処理

建物解体・撤去した災害がれきは、二次仮置場に集積し、分別する。その後、二次仮置場に併設した仮設処理施設に搬入し、破碎等の処理を行う。

特別区で処理できない場合は、都に支援を要請する。

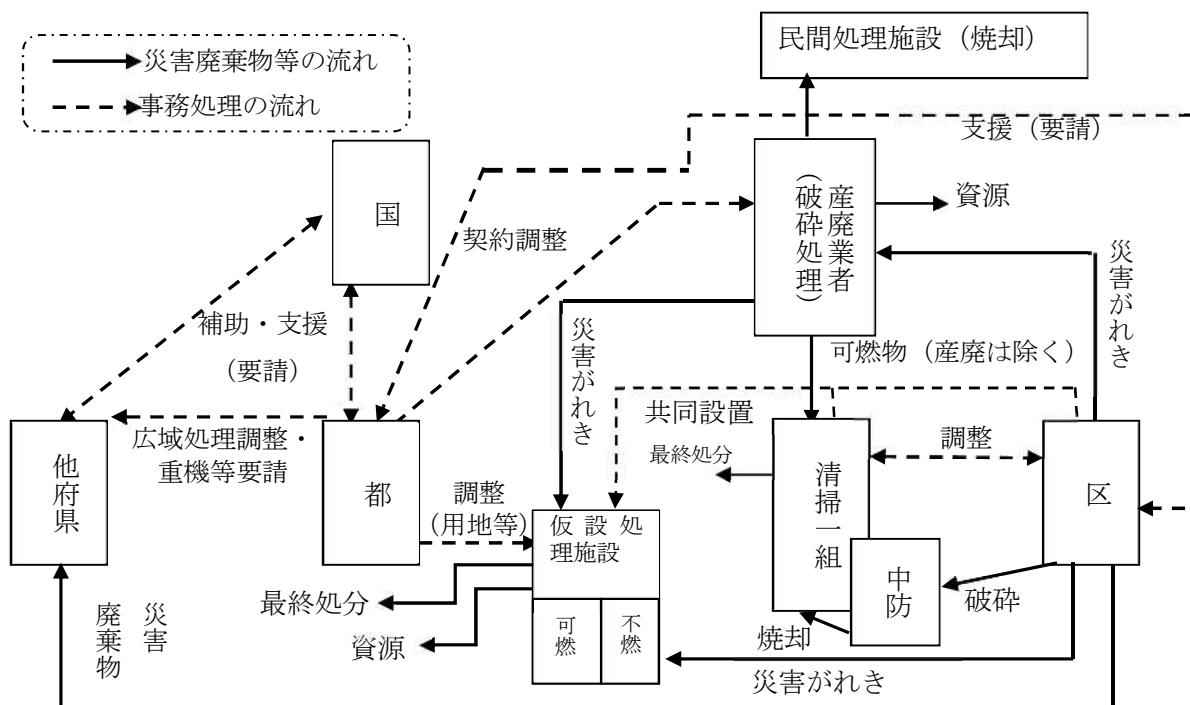
(5) 環境対策

仮置場周辺において、アスベスト飛散等についての環境モニタリング、悪臭及び害虫の発生防止、飛散防止等の対策を事業者に委託して実施する。

アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省）に基づき対処する。

(6) 仮置場の管理

仮置場での自然発火による火災を未然に防止するため、散水、放熱、ガス抜き等の措置を事業者に委託して実施する。また、夜間における出火等に対応するため夜間警備等を実施する。



6-3 住居等の土石・竹木の除去

区は、災害救助法に基づき、住居又はその周辺の日常生活に欠くことのできない場所に運ばれた土砂、材木などの障害物に限り、応急的に除去する。

障害物の除去は、建設業者等との契約で行う。

■住宅関係の障害物除去の対象者

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者
 - ② 住家の被害程度が、半壊又は床上浸水した者
 - ③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者

6-4 動物死体の取扱い

災害によって死亡したペット等の死体処理について、受付を行う。

飼い主が持参した場合には、平時の業務と同様、保管場所を確保して一定期間保管する。収集を希望する場合、また集積所で発見された場合については、道路状況など諸条件が整い次第回収し、保管する。

その後、動物死体の収集運搬及び埋葬を委託する業者と連絡を取り、体制が整い次第、業務を委託する。

第4節 復旧対策

■対策の項目と担当

項目	葛飾区	防災関係機関
1 被災住宅の応急修理	都市整備部	東京都住宅政策本部
2 応急仮設住宅等の供給	都市整備部	東京都住宅政策本部
3 被災者の生活相談等の支援	地域振興部	
4 義援金の募集・受け付け・配分	政策経営部、総務部、福祉部、会計管理室	東京都福祉局
5 義援物資の取扱い	地域振興部	
6 生活再建支援金の支給及び貸付	福祉部	東京都福祉局
7 職業の斡旋	産業観光部	東京労働局
8 租税等の徴収猶予及び減免等	総務部、福祉部	東京都主税局
9 その他の生活支援		東京労働局、日本郵便（株）、日本放送協会、東日本電信電話（株）、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ
10 中小企業等への支援	産業観光部	東京都産業労働局
11 災害救助法の適用	地域振興部	
12 激甚災害の指定	地域振興部	

■自助・共助の役割

区民	—
防災市民組織等	・応急仮設住宅等でのコミュニティの形成に関するこ
事業所	—

1 被災住宅の応急修理

1-1 対象者の選定

区は、災害救助法が適用された地域の住家被害認定調査が済んだ住家について、震災により住家が半壊し、又は半焼した場合、被災した住家の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理を行う。区は、被災者の資力その他生活条件の調査と罹災証明書に基づき、住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者の中から、都が定める実施要領に基づき募集し、被災者からの応急修理の申込を受付け、区長が発行する罹災証明書等により、対象者であることを確認し、対応する。

また、区は、震災により住家が半壊（焼）、又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある場合、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理を実施する。住家の被害の拡大を防止する観点から、住家被害認定調査よりも早い段階でブルーシートの展張等の緊急的な修理を行うことから、区は、住家の被害状況につい

第11章 区民生活の早期再建

第4節 復旧対策

て現場での目視による確認、又は被災者が持参した写真等により判定を行い、救助の時期を逸しないように速やかに実施する。

1－2 応急修理の実施

都は、関係団体等と調整のうえ、一般社団法人東京建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会、公益社団法人東京中小建設業協会及び一般社団法人災害復旧職人派遣協会のあつせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成する。区は、リストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う（現物支給）。緊急の修理は、屋根等に被害を受けた住家へのブルーシートの展張等とする。

首都直下地震等の発災時には、災害救助法に基づき、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理のほか、被災した住宅の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理の実施が必要となる。区は、応急修理の募集・受付・審査等の事務を行う。なお、応急修理を実施した場合、都及び区は、必要な帳票を整備する。

2 応急仮設住宅等の供給

2－1 公的住宅の供給

都は、都営住宅の空き住戸の確保、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区に空き住戸の提供を求め供給する。区は、都の求めに応じて最新の建設候補地の状況を報告するほか、空き住戸の提供や建設用地の協議、入居手続の統括等により都と連携する。

2－2 民間賃貸住宅の借り上げ

都は、関係団体と協力し、借り上げにより、民間賃貸住宅を賃貸型応急住宅として提供する。

2－3 建設型応急住宅の供給

（1）建設地の選定

都は、建設候補地の中から建設地を選定する。区の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。建設候補地は次のとおりとする。

- ① 第一順位　区立公園、区営住宅内の児童遊園

- ② 第一順位以外の区有地の空地
- ③ 国、都公有地及び民有地の空地

(2) 建設工事

都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会が斡旋する建設業者等に建設工事を発注する。

区は、必要に応じて工事管理への協力に努める。

2-4 入居者の選定

区は、都が策定した基準により入居者の募集及び選定を行う。割り当てに際しては、原則として行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。

入居資格は、次の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは1世帯1か所限りとする。

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力では住家を確保できない者

なお、賃貸型応急住宅については、被災者が物件を自ら探す方式により住宅の提供を行う場合には、区への住宅の割り当ては実施されないが、募集・申込受付等については区が所要の事務を行う。

2-5 入居の管理

(1) 住宅の管理

応急仮設住宅等の管理は原則として、供給主体が行う。

(2) 入居者の管理

区は、入居者名簿の作成、入居者調査を実施し都に報告する。

また、入居者の健康管理、メンタルヘルスケア等の生活支援のための巡回相談、入居者による住民組織の育成、各種イベント等の促進を支援する。

2-6 防火安全対策上の指導

区は、入居者に対して防火安全対策を指導する。

3 被災者の生活相談等の支援

3-1 相談窓口の設置

区は、区役所及び区民事務所に被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。また、被災者の生活再建にかかる活動に必要な情報提供を行うとともに、支援状況等を被災者台帳に記録する。

3-2 安否情報の提供

(1) 被災者台帳の作成

区は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、災害対策基本法第90条の3に基づき、被災者情報を記録した台帳を作成する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ その他（連絡先、世帯構成等、同法施行規則に定める事項）

区は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

(2) 被災者台帳の利用

区は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する。被災者台帳については、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。

- ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ② 区が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。

(3) 安否情報の提供

区は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、被災者台帳等をもとに可能な限り回答する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するとともに、特に、発災直後の消防、救助等人命に関わるような緊急性の高い応急措置に支障が及ぼさない範囲で回答する。

4 義援金の募集・受け付け・配分取扱い

4-1 義援金募集の検討

区及び都、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

区は、義援金の募集を行う場合は、指定口座を開設し、募集の広報を行う。

4-2 義援金の募集・受付

(1) 区独自の義援金について

区は、義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。また、義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。

(2) 都の義援金募集への協力について

区は、都の義援金募集に協力して受領した義援金について、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

また、都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都義援金配分委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。

4-3 義援金の配分

(1) 都委員会からの受入れについて

区は、都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。

(2) 義援金の支給について

区は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。

また、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。

5 義援物資の取扱い

区は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

6 生活再建支援金等の支給及び貸付

6-1 災害弔慰金の支給・資金の貸付

区は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金等を支給する。

(1) 災害弔慰金の支給

自然災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

自然災害により、精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付け

区は、災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

6-2 生活福祉資金の貸付

葛飾区社会福祉協議会は、災害によって被害を受けたが、災害救助法が適用されず、かつ、罹災（被災）証明書が交付された低所得世帯を対象として、生活再建のための生活福祉資金貸付相談窓口を設置する。

6-3 被災者生活再建支援金の支給

公益財団法人都道府県センターは、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給する。

7 職業の斡旋

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、次の措置を講じる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

8 租税等の徴収猶予及び減免等

区及び都は、法令に基づき納付期限の延長、徴収猶予及び減免等、適切な措置をとる。

9 その他の生活支援

- (1) 東京労働局
 - ① 雇用保険失業給付に関する特別措置
 - ② 労働保険料等の徴収の猶予等
- (2) 日本郵便（株）
 - ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(3) 日本放送協会

- ① NHK厚生文化事業団との協力による被災者の各種相談等の実施等
 - ② 被災者の受信料免除
 - ③ 状況により避難所へ受信機を貸与
- (4) 東日本電信電話（株）、NTTコミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ
料金等の減免を行ったときは、ホームページ等に掲示する他、報道等でその旨を周知する。

10 中小企業等への支援

10-1 中小企業者への融資

都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行う。

10-2 農業関係者等への融資

都及び関係機関は、以下の措置を行う。

(1) 日本政策金融公庫による融資

農業、水産業施設等の災害復旧資金及び被災農業・漁業者等の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫から貸し付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

(2) 経営資金等の融通

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農業・漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講じる。

(3) 農・漁業団体に対する指導

災害時において、被災農業・漁業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

11 災害救助法の適用

11-1 災害救助法の適用

災害が発生した段階において、区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を都知事に報告する。

区長は、災害救助法に基づき都知事が救助に着手したときは知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。

なお、災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができない場合、区長は救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

■災害救助法の適用基準

- ① 住家が滅失した世帯数が、次のいずれかになったとき。
 - 区内の住家滅失世帯数が、150 以上になったとき。(基準1号)
 - 都内の住家滅失世帯数が 2,500 以上になり、かつ、区内の住家滅失世帯数が 75 以上になったとき。(基準2号)
- ② 都内の住家滅失世帯数が 12,000 以上になり、かつ、区内で多数の世帯の住家が滅失したとき。(基準3号)
- ③ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合。(基準4号)

災害が発生するおそれ段階において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、都は災害救助法を適用する。

11-2 災害救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

■災害救助法の種類

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ⑦ 被災した住宅の応急修理
- ⑧ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 埋葬
- ⑪ 死体の搜索及び処理

災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき都知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

11-3 災害報告の実施方法

(1) 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、区は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。

(2) 関係帳票の作成

区は、災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する。

(3) 救助の程度・方法及び期間

基準額等については、都規則による。

12 激甚災害の指定

12-1 激甚災害に関する調査報告

区長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、都知事に報告する。

12-2 特別財政援助等の申請手続き等

区は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。

第12章 複合災害

第1節 基本的な考え方

葛飾区は、荒川、江戸川、中川等の河川で囲まれた低地帯に位置し、地盤高が低く海拔ゼロメートルの土地も存在する。

このような土地で、首都直下で大規模地震が発生し、堤防、水門、下水道施設等の機能が低下しているところに、外水氾濫、内水氾濫が発生すると、従来の想定を上回る浸水が発生し被害が拡大することが懸念される。葛飾区では、このような大規模地震後にある程度の期間において発生する災害を複合災害と位置づける。

複合災害の発生に対しては、氾濫発生まで数時間から数日の時間がされることから、最低限、生命を守る行動を行うことを基本とした対策を実施する。

第2節 複合災害の想定

複合災害として、次のような場合が想定される。

(1) 大規模地震+内水氾濫

地震被害で下水施設等の機能が低下しており、局地的な大雨が発生して処理できない雨水が集中すると、内水氾濫が発生しやすくなることが想定される。

(2) 大規模地震+外水氾濫

地震動・液状化で堤防が脆弱となっており、台風の接近等による大雨の影響で河川水位が上昇すると、洪水が発生しやすくなることが想定される。

第3節 複合災害への対応

1 内水氾濫への対応

局地的な豪雨により、内水氾濫の発生するおそれがある場合は、地域内の避難所又は自宅等の建物の2階以上に避難することを基本とする。

2 外水氾濫への対応

外水氾濫の場合、荒川、中川、江戸川等における複数箇所からの決壊により広範囲で浸水が発生する可能性がある。そのため、出水期に震災が発生した場合には、震災の被害によって、決壊が起りやすくなっている堤防の箇所を、河川管理者に確認する。また、当該箇所で決壊した場合の浸水被害の状況を、地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）において確認し、避難計画を検討しておく。

避難計画を検討する上では、以下の点に配慮する。

（1） 区外への避難

洪水による浸水継続時間が3日以上の長期間に及ぶおそれがある場合には、浸水想定区域外への避難について検討し、必要に応じて東京都や近隣自治体等に避難者の受け入れについて打診する。

（2） 家屋倒壊等氾濫想定区域からの立ち退き避難

区内の堤防が決壊するおそれがある場合には、家屋倒壊等氾濫想定区域からの立ち退き避難を該当区域の在宅避難者等に指示する。

（3） 浸水しない階層への垂直避難

2階以上の階層の浸水が想定される地域がある場合には、町丁目単位または避難所ごとに、何階以上に避難をするべきなのかを整理しておく。全フロアが浸水する避難所は、閉鎖を検討する。上層階への移動に時間がかかる要配慮者については、早期に浸水しない階層へ避難させるようにする。

震災発生後、猛烈な台風が発生して関東地方への接近が想定される場合には、避難計画に基づいて、早期に避難情報を発令して、区民に避難行動を促すこととする。

第13章 想定を超えた災害への対応

第1節 大規模・広域災害

1 基本的な考え方

防災基本計画では、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を想定して対策を実施することが必要とされ、中央防災会議では、東海、東南海、南海の3連動地震など南海トラフの巨大地震や相模トラフ沿いのマグニチュード8クラスの地震を検討し防災・減災対策の推進することを示している。

相模トラフ沿いの海溝型のマグニチュード8クラスの地震に関しては、当面発生する可能性は低いとされているが、概ね震度6強～7の強い揺れや3m程度の津波を始めとし、首都圏へ多大な被害を及ぼすものと想定される。

一方、南海トラフの巨大地震については、地震の揺れや津波の直接的被害は小さいが、広域的な災害のため社会・経済といった生活への影響を考慮する必要がある。

2 対策の方向性

これらの大規模・広域災害では、避難場所となっている河川敷への津波の遡上、救援物資や救援部隊等の到着の遅れ、長期にわたる流通の支障が懸念されており、以下の方向性で取り組みを進めるとともに、今後の国や都の動向を見極めながら、引き続き対策を検討する。

- ① 再開発事業など、ロングスパンの街の再構築などにおいては、大規模・広域災害も視野に入れた検討を進める。
- ② 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震を想定し、「命を守る」という観点から、避難を軸とした対策を講じる。
- ③ 発災直後は特に行政や被災地外からの救援物資などの支援の手が行き届かないことから、まず地域で自活するという備えが必要であり、食料や飲料水、乾電池、携帯電話の電池充電器、カセットコンロ、簡易トイレ等の家庭備蓄を1週間分以上確保する。

第2節 ゼロメートル地帯への浸水対策

1 基本的な考え方

葛飾区は、荒川、江戸川、中川等の河川で囲まれた低地帯に位置し、地盤高が低く海拔ゼロメートルの土地も存在する。そのため、強い地震により、堤防や水門が機能しなくなった場合、通常の水位でも、中川、新中川以西の地域に浸水が広がる可能性がある。

2 対策の方向性

現在、中川、新中川、大場川では、「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、東京都による耐震化工事が進められている。引き続き、このようなハード整備を推進するとともに、前節と同様に「命を守る」という観点から、避難を軸とした対策を講じる。

第2部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

第1節 復興の基本

1 復興の考え方

大規模な被害が発生したときは、より安全で住みやすいまちを再生し、被災者のくらしを一日も早く取り戻していくことが重要となる。

そのため、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる。復興に関しては、災害に強いまちづくりに努めるとともに、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、区民が安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業等の施策を総合的かつ計画的に進める。

2 葛飾区震災復興マニュアル

葛飾区では、葛飾区震災復興マニュアルを策定し、大規模な地震災害が発生した場合に、区がとるべき都市・住宅分野の復興対策、区民との協働で取り組む復興まちづくりについての手順や中小企業施策の産業分野、福祉や子育て、教育等のくらし分野での復興の手順を定めた。

なお、葛飾区震災復興マニュアルは、毎年検討を行い、必要に応じて修正する。



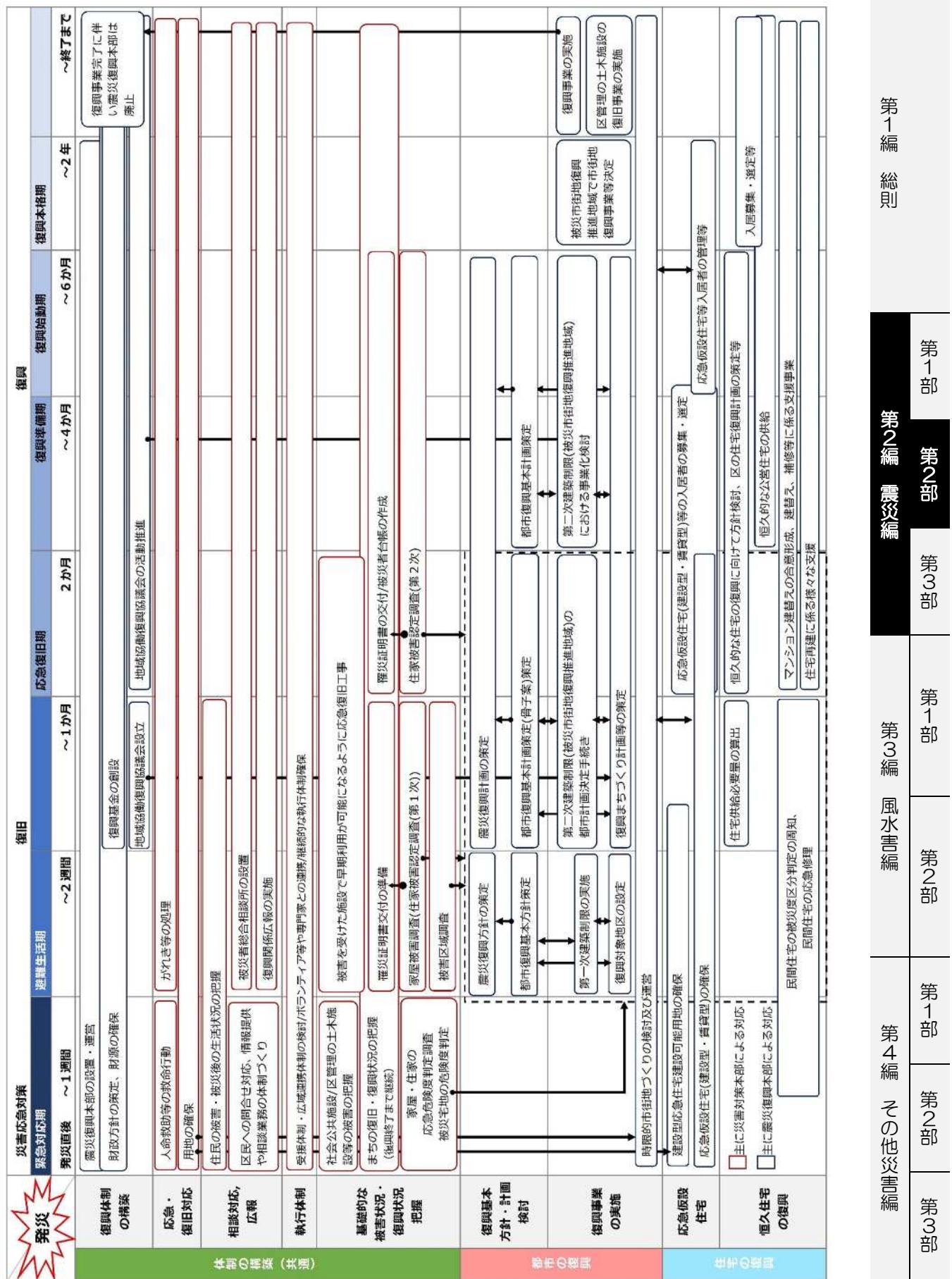
第2節 震災復興のシナリオ

震災復興のシナリオは、次のとおりである。

発災直後から震災復興本部を設置し、被害調査等を行い、概ね2週間で復興の基本方針を策定する。

その後、様々な復興支援を講じながら、概ね6か月を目途に復興基本計画・分野別計画を策定する。

第1章 復興の基本的考え方

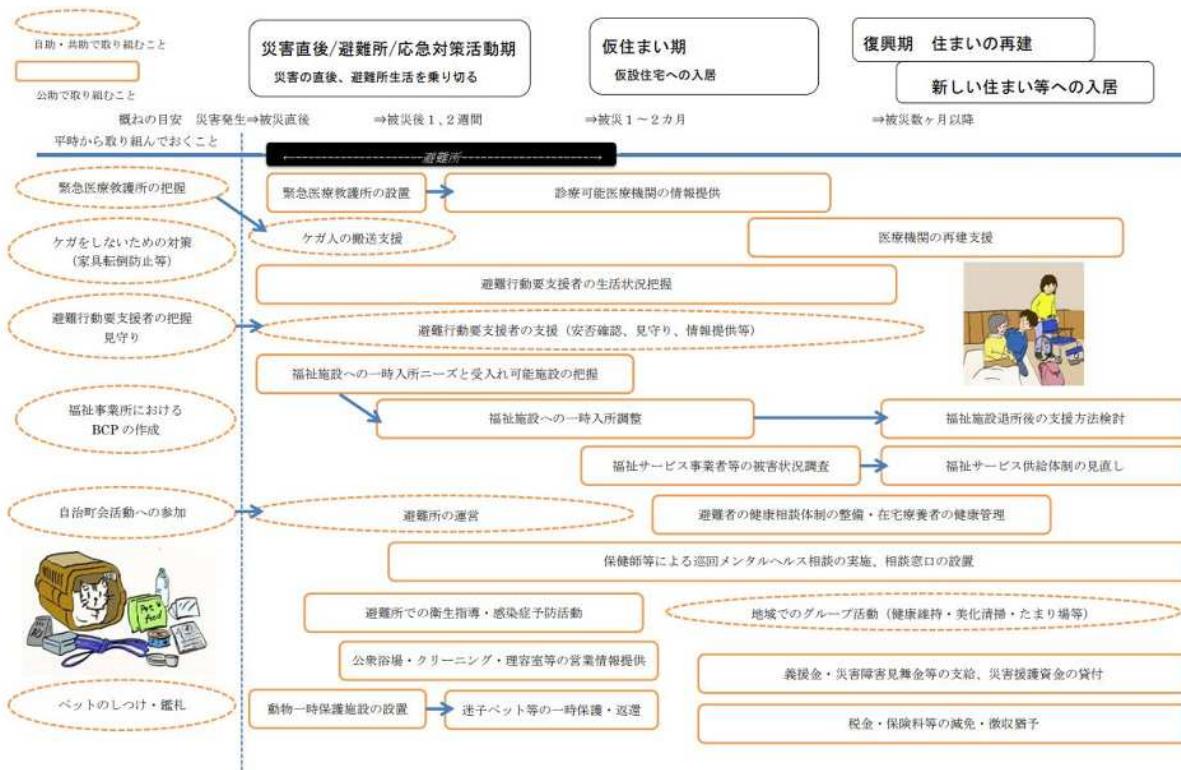


第1章 復興の基本的考え方

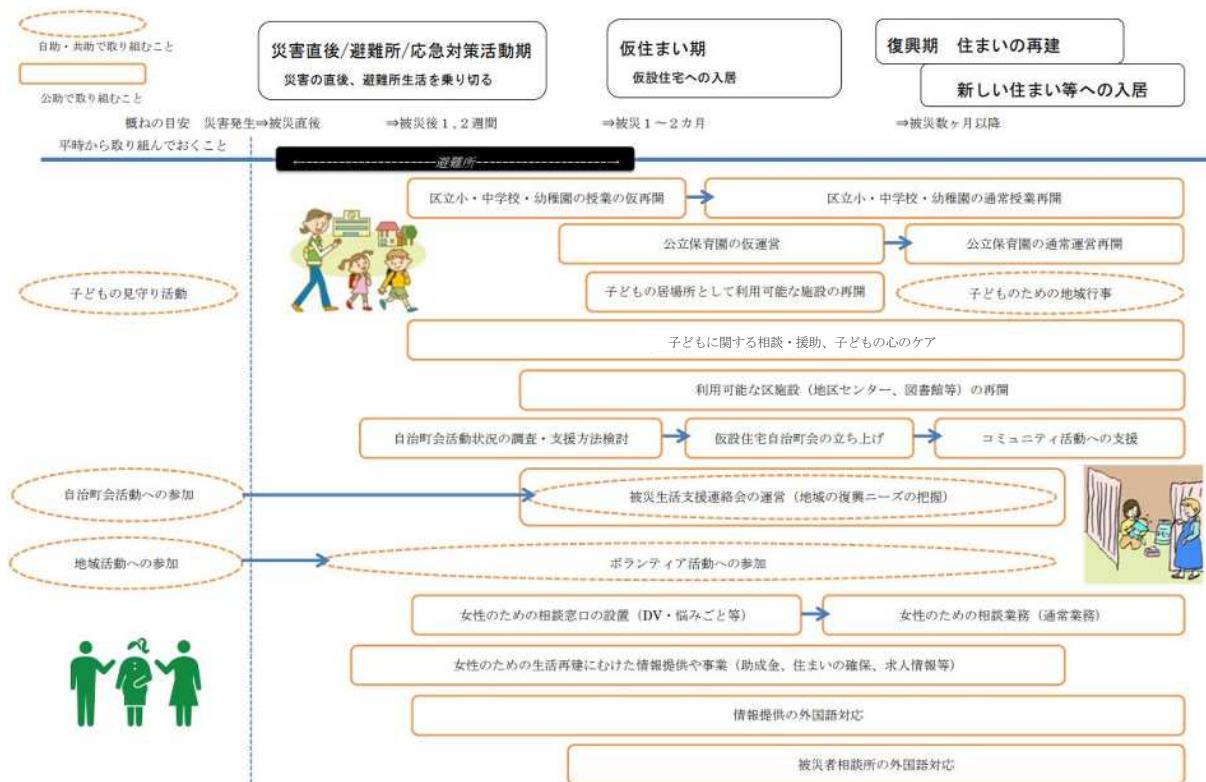
第2節 震災復興のシナリオ

■震災復興のステージと作業項目（葛飾区震災復興マニュアル（くらし・産業編））

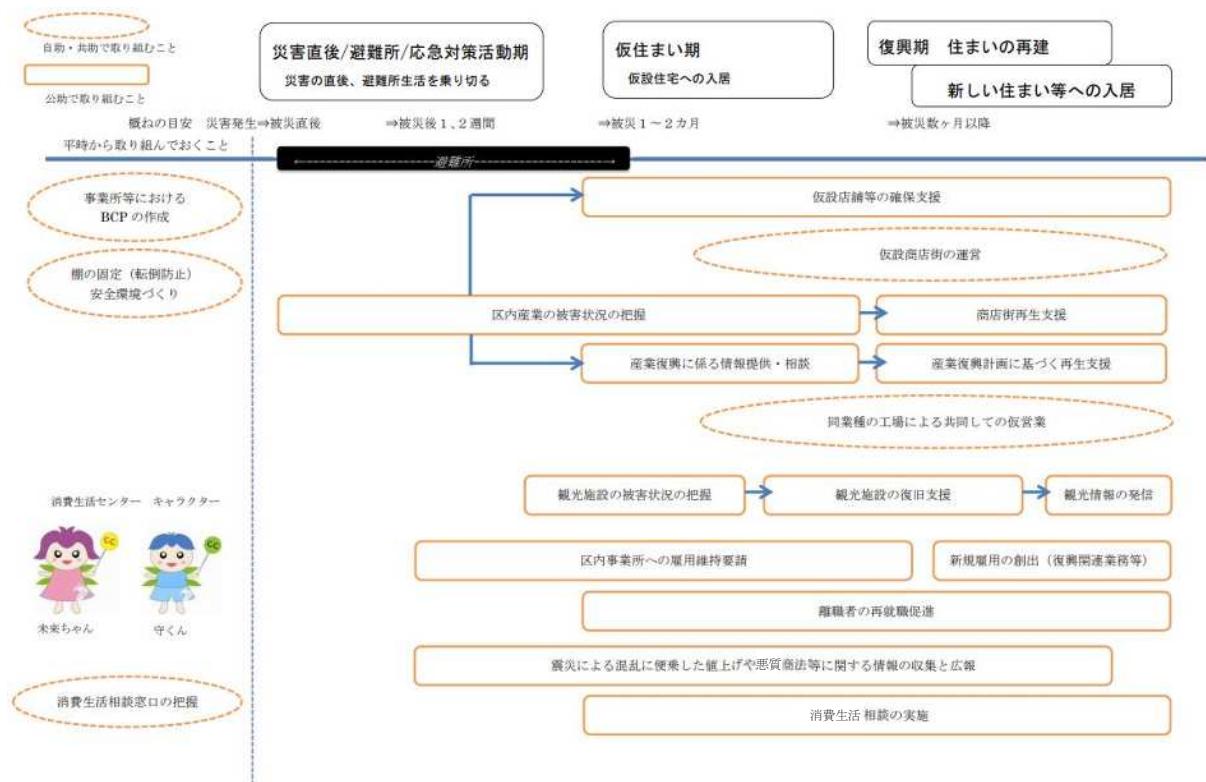
《医療と福祉の確保、保険・衛生の維持、生活支援対策》



《教育・地域の復興、女性・外国人支援》



《産業の復興》



第1章 復興の基本的考え方
第2節 震災復興のシナリオ

第2章 震災復興への取組

第1節 復興本部の設置

区長は、被害が甚大であり、震災復興施策の迅速かつ計画的な遂行を図る必要があると認めるときは、震災復興本部を設置する。

震災復興本部は、市街地、都市施設等の震災被害からの復興及び住民生活の再建等を支援する復興事業を総合的かつ計画的に実施するため、通常の行政組織とは別に、臨時の組織として設置されるものである。

震災復興本部には、震災復興本部会議をおき、震災復興基本方針、震災復興計画の策定、事業計画、財政計画、人事計画等、重要事項を審議し決定する。

また、男女共同参画の視点から、震災復興本部の構成員に女性等を配置する。

なお、震災復興本部設置に先立ち、災害対策本部内に復興担当を設置する。

第2節 震災復興計画の策定

1 震災復興基本方針の策定

区は、震災からの速やかな復興を遂げるために、復興後の区民生活、市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする震災復興基本方針を策定し、公表する。

2 震災復興計画の策定

区は、震災復興基本方針に基づき、復興に関する最上位計画となる震災復興計画を策定する。震災復興計画では、復興の目標と区が実施する復興事業の体系を明らかにする。

策定にあたっては、女性等を含めた住民参加型ワークショップやパブリックコメント等により区民意見を反映させる。

第3章 都市の復興

第1節 都市復興基本計画等の策定

1 各種被害状況調査

区は、被災後1か月以内に、復興対象地区を設定するための基礎情報として、被害区域調査や家屋被害状況調査の結果を整理し、被災市街地内の全建物の詳細な被害状況を把握する。

また、家屋被害状況調査の結果をもとに、被害区域調査で把握した中被害地区、大被害地区の範囲等を確定し、復興対象地区を設定するための基礎情報として活用する。

2 建築制限の指定・実施

区は、事業を円滑に推進するため、家屋被害概況調査による大被害地区を基本に一次建築制限区域（原案）を作成し、それをもとに都が指定及び告示を行う。

さらに、区は、復興対象地区の設定後に、重点復興地区を基本に、事業等の導入が必要な区域等を第二次建築制限区域に指定する。

3 復興対象地区の設定

区は、被災市街地の復興を被害の程度及び都市基盤整備状況などに応じて計画的に進めるために、次の復興地区区分を設定し、被災市街地復興対策に関する条例に基づいて告示する。

- ① 重点復興地区
- ② 復興促進地区
- ③ 復興誘導地区

4 都市復興基本方針の策定

区は、東京都都市復興方針、葛飾区都市計画マスターplan等を考慮し、区震災復興方針に示される復興の理念や目標等の基本的な考え方沿って、都市基盤施設や市街地の復興及

び住宅の復興、それぞれの地域の個性と特徴を活かした復興まちづくりの方向性、市街地の復興で活用を想定する事業制度等を整理した都市復興基本方針を作成し、公表する。

5 都市復興基本計画の策定

区は、都市づくりの骨格部分の考え方を早期に区民に示すため、被害状況、復興対象地区区分、都市計画マスターPLAN等の計画を踏まえ、東京都都市復興基本計画（骨子案）の内容と調整しながら、復興の目標（期間等）、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針から構成される都市復興基本計画（骨子案）を被災後2ヵ月以内に策定する。

この骨子案を基本に、復興まちづくり計画等の内容を反映させて都市復興基本計画を策定し、公表する。

第2節 復興まちづくり計画等の策定

1 復興まちづくり計画等の策定

区は、都市復興基本計画（骨子案）を踏まえ、個別地区の復興施策の具体化を図るため、復興まちづくり地区ごとに復興まちづくり計画案及び復興都市計画案、修復型事業計画案を作成し、都市計画決定等を行い、計画を決定する。

計画の作成にあたっては、地域復興協議会との意見交換、説明会等を行い、女性等の視点の意見などを含めた区民意見を反映する。

2 地域協働による都市復興

復興にあたっては、地域住民が震災復興協議会を組織し、区とのパートナーシップにより地域協働の復興まちづくりを進める。

区は、地域協働における体制づくりを支援し、地域での提案に基づいた復興まちづくり計画を策定する。

- (1) 復興準備連絡会の開催
- (2) 地域復興協議会の発足
- (3) 地域復興協議会事務所・相談窓口の開設
- (4) まちづくり支援専門家の派遣等
- (5) 住民説明会の実施
- (6) 地域復興協議会による復興まちづくりの提案
- (7) 区民意見を反映した復興まちづくり計画策定

3 時限的市街地の形成と運営

被災住民が、地元のまちで生活再建に取り組むことができる場として、地域復興協議会とともに、時限的市街地の形成を検討する。

時限的市街地においては、地域復興協議会が中核となった運営組織づくりを働きかける。

第3節 復興事業の推進

復興まちづくり計画等に基づき、復興事業計画を作成し、説明会、個別訪問、相談等により関係権利者や区民との合意形成を図り、事業を実施する。

第4章 住宅の復興

第1節 住宅復興計画の策定

区は、家屋被害概況調査、家屋被害状況調査、被災者生活実態調査を実施して都に報告する。都は、応急仮設住宅等と恒久的な住宅の概算必要数等を算出する。

区は、恒久的な住宅確保が必要な世帯の住宅再建意向を把握し、東京都住宅復興計画原案と整合を図り、区の住宅復興計画を策定し、公表する。

第2節 住宅の復興

1 懸念的な住宅の整備

区は、都と連携して、被災度区分判定や応急修理制度の周知を図ると共に、応急仮設住宅や公的住宅の空き住戸の活用等により懸念的な住宅を確保する。また、消防署と連携した防火安全対策上の指導を行う。

なお、応急仮設住宅等の計画・設計において、意思決定の場への女性等の参画を促進する。

2 自力再建への支援

区は、被災者の自力再建を促進するため、住宅相談窓口の設置による各種事業の情報提供や相談、民間賃貸住宅の供給支援、資産活用の支援、マンション再建等への支援等を行う。

第5章 くらしの復興

第1節 医療と福祉の確保

区は、葛飾区医師会、東京都保健医療局等の関係機関と協力し、地域医療サービスの低下に対し、適切に対応していく。原則として、仮設診療所は設置せず、医療機関の復旧が遅れ、医療救護体制が遅れている地域に、医療救護所を継続して設置し、仮設診療所としての機能の代替を検討する。

区は、震災によって、自宅・避難所等での生活が困難となった要介護高齢者・障害者に対して、施設への一時入所の調整・斡旋を行い、被災した障害者のくらしの復興を支援する。また、災害時要配慮者の実態を的確に把握し、福祉サービス及び訪問支援体制の整備を図る。

第2節 保健・衛生の維持

被災住民の中には、生活環境の急激な変化等に適応できない人々もあると考えられることから、区は、健康相談等の実施を検討する。また、被災住民に対する食品や飲料水の安全確保に関する普及啓発を実施し、食中毒や感染症の発生を予防する。

なお、アルコール依存や睡眠障害、心身の不調などについて、性別間で異なる影響が出ることが懸念されるため、女性と男性の双方の支援員等が巡回訪問等を行い、予防、問題の把握と解決を行う。

第3節 生活支援対策

日本赤十字社等義援金受付団体及び都からの義援金と併せ区に寄せられた義援金について、区義援金配分委員会で決定した基準に基づき、被災された方に配分を行う。また、被災によって生活基盤に著しい被害を受けた区民の特別区民税や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、保育料等の減額、免除、徴収猶予について、本人の申請に基づき行うほか、滞納処分の執行停止等を行う。

第6章 教育・地域・文化の復興

第1節 教育の復興と子どものケア

区は、発災直後には、児童・生徒の安否確認とともに施設の被害状況を確認する。応急危険度判定によって速やかに施設の使用継続の可否を判定し、軽微な被害には応急復旧の対策をとる。甚大な被害が生じた場合は、建替えの必要性の有無、工期及び費用、学校周辺の被害状況や復旧状況等の把握を速やかに行い、復興・再建計画を策定する。

また、児童相談所や子ども総合センターの職員が避難所等の巡回訪問を行い、両親を亡くした子どもやその他支援が必要な子どもの調査や相談・援助（一時保護を含む）を実施するとともに、子ども達が受けた精神的ダメージを回復させるため、子育て関連所管課に子どもに関する相談窓口を設置する。

第2節 コミュニティの復興

区は、町会・自治会、その他復興に取り組む区民活動グループの活動拠点として、区所有の地域コミュニティ施設（地区センター等）を早期に再開・運営し、地域コミュニティ活動の再生と活性化を図り、地域の復興に向けて取り組めるよう支援する。

第3節 女性・外国人への配慮・支援

区は、男女平等推進センター内に、被災者の悩みごと・法律関係の相談窓口を設置する。また、災害により、DV等が顕在化し、DV等被害者の増加が考えられることから、DV等の予防に関する啓発や相談窓口も設置する。

外国人は、出身国の地理的状況や言語・生活習慣・文化の違いから、震災に関する体験や知識をもたないことが多いため、不安を可能な限り払拭できるよう、区は、外国人に対し適切な情報提供等の支援を実施する。

第7章 産業と雇用の復興

第1節 産業復興方針の策定

区は、区内産業の被害状況を把握し、並行して国や都との動向に注意しながら、仮営業や事業再開、施設設備復旧に関する支援方針を策定する。区内経済団体等の協力を得て、産業復興・振興に関する計画策定に関する準備を行い、概ね6か月を目処に復興計画を策定する。

第2節 商業と工業等の復興

区は、震災で被災し一時的な事業スペースの確保を求めている事業者に対して仮設店舗を設置するなど、仮営業や事業再開に関する支援を行う。

工場や作業所が被災した場合、区では事業者団体と協力して、金融支援や組合による復興等を支援していく。

第3節 雇用・就業施策

区は、震災による事業所の休止等で発生する解雇・離職に対し、国・都と連携し、雇用の維持と就業機会の創出に努める。

また、仕事復帰における男女の差を減らすため、子供や介護を必要とする高齢者の預け先の早期確保、仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備、所得補償、雇用継続の取組を行う。

第4節 消費者の保護

区は、消費生活に係る情報を幅広く収集し、広報で被災者に情報提供する。また、消費生活相談窓口を開設し、必要な情報提供や消費生活相談員による相談を行う。

第3部 南海トラフ地震等防災計画

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部

第3編
風水害編

第2部

第1部

第4編
その他災害編

第2部

第3部

第1章 対策の考え方

第1節 南海トラフ地震等防災対策

東京都が算出した被害想定によると、区内の震度分布・液状化危険度分布については、第1編総則第2章に示す首都直下地震等の被害想定より低く、建物被害・人的被害、ライフラインの被害は限定的とされており、区の想定震度は最大で震度5強であり、南海トラフ地震に係る地震防災対策の特別措置法での推進地域※には指定されていない。

そのため、区の南海トラフ地震等防災対策については、第2編第1部各章を準用するものとする。なお、東京都は南海トラフ地震によって被害を受ける可能性があるため、被害確認後に応援を行う地域（被害確認後応援都府県）に区分されている。

※南海トラフ地震防災対策推進地域の指定基準概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

第2節 東海地震事前対策

第3章以降において、東海地震の警戒宣言等に関する事前対策を定めるものとする。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部
第3編
風水害編

第2部

第1部
第4編
その他災害編

第2部
第3部

第2章 南海トラフ地震等防災対策

第1節 基本方針

令和4年5月に都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」における南海トラフ巨大地震による被害想定は、第1編総則第2章に示す首都直下地震等の被害想定より低いため、区においては南海トラフ地震への備えとして、これまでの震災対策の取組を推進していくこととする。

第2節 南海トラフ地震に関する情報

■南海トラフ地震に関する情報の種類と発表条件

- (1) 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表
- (2) 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記
- (3) 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等及び「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果について発表

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none">・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none">・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

■「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～10分後	調査中	次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化（※4）と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（※4）が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり（※5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※6）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	・（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。
具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定

レベル3：レベル1の2倍に設定

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味します。

※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数か月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生し

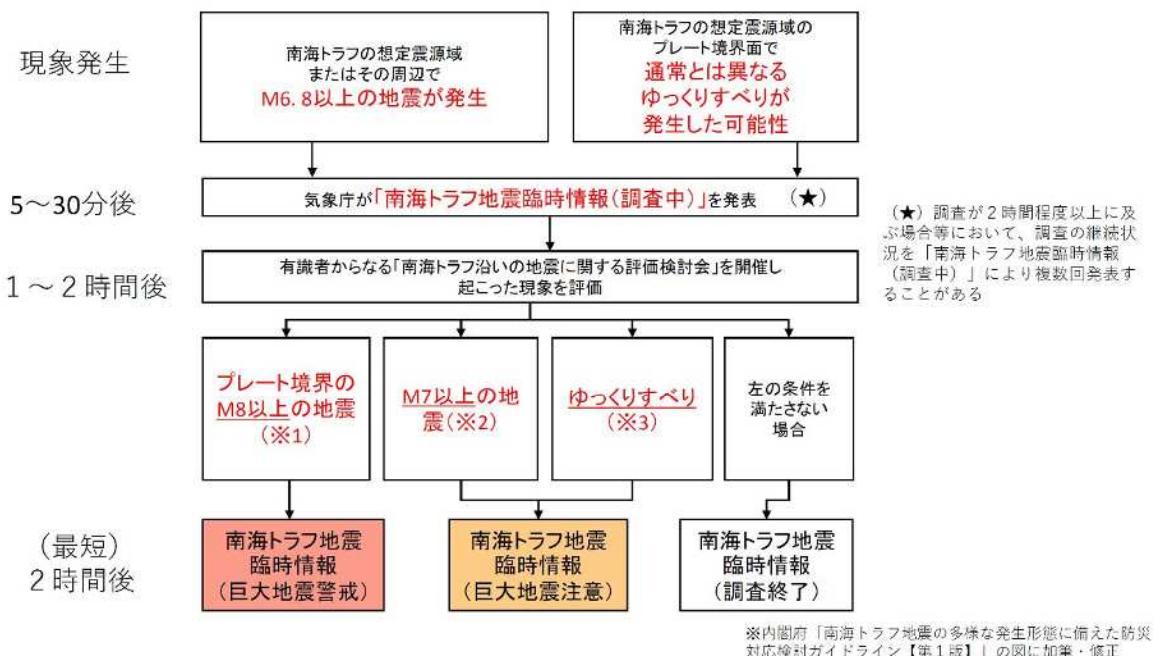
第2章 南海トラフ地震等防災対策

第3節 南海トラフ地震に関する情報が発せられてからの広報

ており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数か月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

※6 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとに計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

■南海トラフ地震臨時発生情報までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM6.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

(資料) 気象庁「「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について」(令和5年5月31日)

第3節 南海トラフ地震に関する情報が発せられてからの広報

南海トラフ地震に関する情報が発せられた場合、区及び各防災機関は情報収集並びに必要な対応を行い、その結果を踏まえて区民に必要な情報等を広報するものとする。

第3章 東海地震事前対策

第1節 事前対策の目的

昭和 53（1978）年 6 月 15 日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年 12 月 14 日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下、「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和 54（1979）年 8 月 7 日駿河湾沖で東海地震が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度 6 以上と予想される地域が強化地域として指定された。

葛飾区は、東海地震が発生した場合、震度 5 弱程度と予想されるが、東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されていることから、東海地震の被害の軽減や社会的混乱を防止するため、東海地震事前対策を策定したものである。

※平成 29 年 9 月の中央防災会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対策検討ワーキンググループ」において、現在の科学的知見では大規模地震対策特別措置法が前提とする地震予知は難しいとの結論が出されたことから、平成 29 年 11 月から南海トラフ全域を対象として、異常な現象が発生した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関する情報」が気象庁から発表される運用に転換されている。そのため、南海トラフ沿いにおける地震に対する区の防災対応は、第 2 編第 3 部における南海トラフ地震等防災対策に基づくものとする。なお、この章では、大規模地震対策特別措置法が廃止されていない状況を踏まえ、東海地震の発生前に、被害の防止や軽減を図るための事前対策をまとめたものである。

第2節 基本的な考え方

本計画は、東京都地域防災計画に基づき、次の考えを基本に策定したものである。

- (1) 警戒宣言が発せられた場合においても、区の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら次の対策を講じる。
- ① 警戒宣言、地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
 - ② 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講じることにより区民の生命、身体及び財産の安全を確保するための措置
- (2) 原則として、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間に取るべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策を盛り込んだものである。
- (3) 東海地震に係る予防、応急、復旧対策は、第2編第1部各章で対処する。
- (4) 葛飾区の地域は、強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応するものである。

第3節 前提条件

東海地震発生の際、区部沿岸部においては、津波は1m以下、震度5弱（地域によって5強）程度とする。

第4章 東海地震に関する調査情報 (臨時)・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

第1節 基本方針

気象庁が常時監視している地震予知観測データに異常が認められた場合、注意情報が発表される。従来の判定会招集連絡報は廃止されたが、判定会の開催は注意情報の中で報じられる。

また、注意情報は本情報の解除を伝える場合にも発表される。

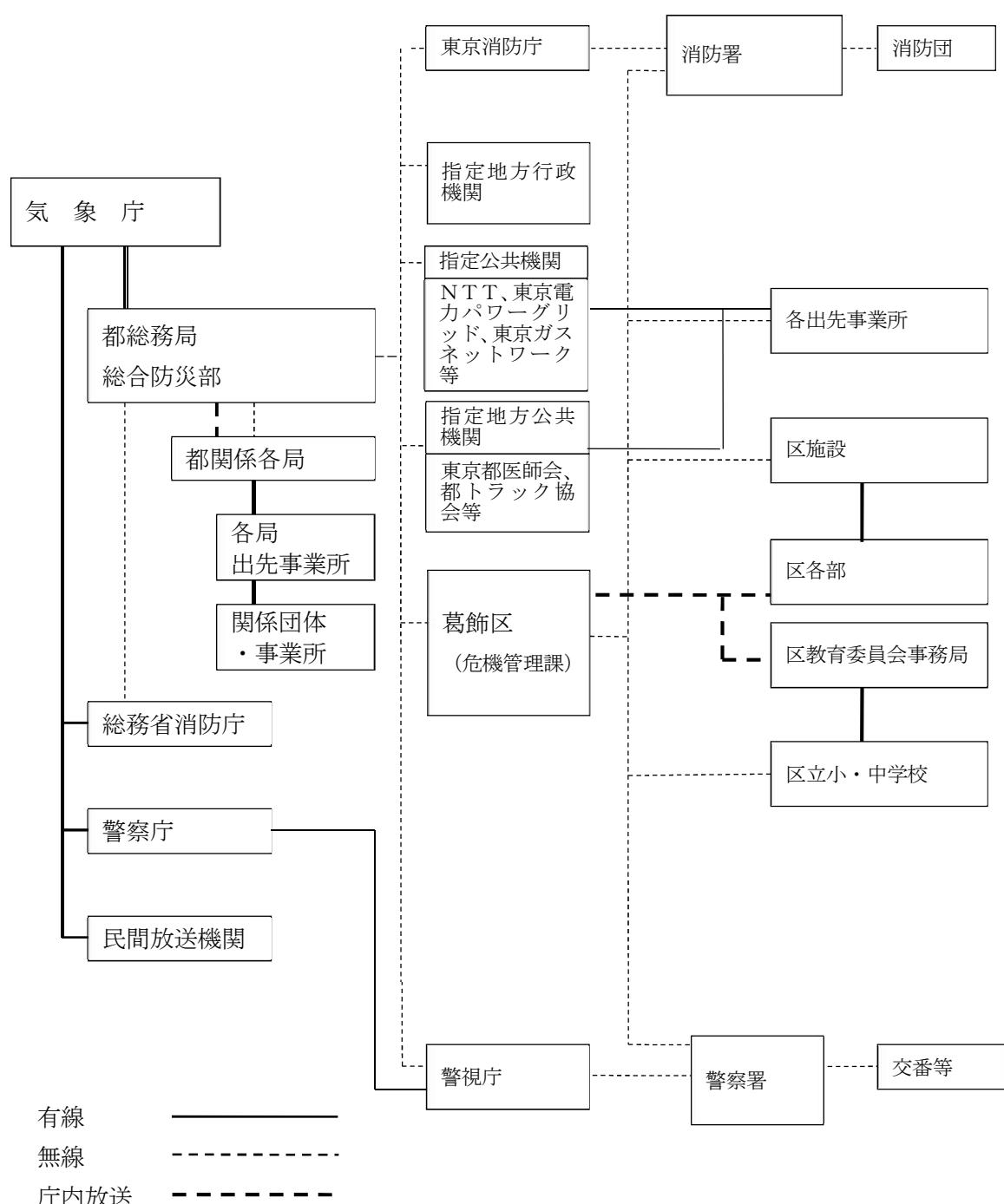
東海地震事前対策の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うこととなっているが、本章においては、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定めるものとする。

第2節 東海地震注意情報の伝達

第2節 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統避難体制の整備

東海地震注意情報の伝達経路及び伝達方法は次のとおりである。



第2節 東海地震注意情報の伝達

2 伝達体制

機関名	内 容	
区	勤務時間内	1 地域振興部危機管理課が各部課、出先事業所に伝達するとともに教育委員会事務局を通じ区立学校（園）長に伝達する。 2 私立幼稚園、保育園、学童保育クラブ、専修学校及び各種学校は所管部課を通じて、電話連絡網により伝達する。 3 区内防災関係機関及び団体等に、特に所管業務上伝達が必要な場合に周知する。
	勤務時間外	1 宿直員は別に定める休日、夜間の連絡体制に基づき関係職員に伝達する。 2 出先機関に対する伝達については、業務中である施設を優先する。
葛飾警察署 亀有警察署	各交番に一斉通報するとともに、職員に対してメールにより伝達する。	
本田消防署 金町消防署	一斉通報、消防無線その他の手段により、出張所及び消防団に伝達する。	
その他の防災機関	各部課及び出先機関に伝達するとともに必要な関係機関、団体等に伝達する。（関係機関、団体等への伝達は原則として報道機関の報道開始後に行うものとする）	

3 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報を伝達する他、必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせ伝達する。
- (2) 都からの通報に基づき、地震による津波の発生するおそれがあるときは、区内に周知する。（消防署・消防団）
- (3) 地震に起因する水防に関する情報を収集し、これを関係機関に通報するとともに、区内に周知する。
- (4) 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、活動体制及び緊急措置を解除するよう伝達する。

4 区民への情報伝達

気象庁からの情報は、Jアラートを利用して直接区民へも伝達される。葛飾区では伝達された情報に基づき、防災行政無線固定系屋外子局、区公式 X（旧ツイッター）、区公式ホームページ等を使用し区民への情報提供を行う。

第3節 活動態勢

第3節 活動態勢**1 区及び防災関係機関の活動態勢**

東海地震注意情報を受けた場合、区及び防災関係機関は、直ちに災害対策本部等の設置準備のための必要な措置をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災体制をとるものとする。

機関名	内 容
区	<p>1 区災害対策本部の設置準備 緊急部長会を開催し、直ちに緊急連絡体制（勤務時間外のときは緊急配備要員による緊急態勢）をとり、区災害対策本部の設置準備に入る。</p> <p>2 職員の参集 第1非常配備態勢をとる。なお、動員伝達は各部課で定める連絡網によるほか、各配備要員は注意情報の報道を知り得たときは、自発的に参集する。</p> <p>3 注意情報発表時の所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 東海地震注意情報、地震予知情報、その他必要な情報の収集及び伝達 (2) 社会的混乱を防止するための広報 (3) 都及び防災関係機関との連絡調整
葛飾警察署 亀有警察署	<p>1 直ちに現場警備本部を設置し、指揮体制を確立する。</p> <p>2 警備要員は、東海地震注意情報が発表されたこと又は警戒宣言が発せられたことを知ったときは、自所属に参集する。</p>
本田消防署 金町消防署	震災態勢を発令し、情報収集体制の強化及び震災消防活動に備える。
東日本旅客鉄道 (株) 各駅	首都圏本部対策本部の各班長は、非常参集者について、あらかじめ定めておくものとする。
京成電鉄(株)	<p>1 災害対策本部員を招集し待機する。</p> <p>2 現業長を各々の勤務場所に招集する。</p> <p>3 運輸指令所に対して、応援者を派遣する。</p>
北総鉄道(株)	<p>1 災害対策本部の設置と関係職員の待機</p> <p>2 各工区長を各々の職場に招集する。</p> <p>3 運輸指令所に対し、応援者を派遣する。</p>
首都高速道路(株) 東京東局	東海地震注意情報に接したときは、緊急体制をとり、あらかじめ指定された職員の参集を行い、災害対策本部を設置する。
東日本電信電話 (株)	防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する体制をとる。

第4章 東海地震に関する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

第4節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

機関名	内 容
	1 本部要員の招集（災害対策本部設置） 2 通話量等通信状況の監視 3 電力機器等通信設備の運転状況の監視 4 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置等 5 電話利用の自粛等広報活動
東京電力パワーグリッド（株）	1 発せられた内容に応じた非常態勢を確立し、災害の発生に備える。
東京ガスグループ	1 地震災害警戒本部、警戒支部設置、対策要員の動員 2 外部防災関係機関との協調 3 ガス工作物等の巡視・点検及び検査、工事等の中止 4 災害用資機材の確保、整備 5 安全広報
その他の防災機関	要員を非常招集し、待機態勢等必要な措置をとる。

第4節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

この段階では、地震予知観測データに異常が認められたことに伴い、判定会によるデータ分析を行っている時期であるから、住民の冷静な対応が望まれるところである。

したがって、この時期の広報は、原則としてテレビ・ラジオ等により、住民に冷静な行動を呼びかける内容のものとなる。

しかし、混乱発生のおそれが予測される場合には、区及び各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局総合防災部、警視庁、東京消防庁等）へ通報し、関係機関は必要な情報等を区民に広報するものとする。

第5節 混乱防止

第5節 混乱防止

注意情報発表等により混乱の発生が予想されるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱を防止するための各防災関係機関の対応は次のとおりである。

機関名	内 容
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 混乱防止に必要な情報を都総務局（総合防災部）へ通報し報道機関への協力を要請する。 2 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置状況の把握 3 その他必要事項
葛 飾 警 察 署 亀 有 警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報体制を確立して、住民、運転者等のとるべき措置の広報を行う。 2 混乱防止対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 混乱が発生するおそれがある施設、場所等の管理者に対し、混乱防止のために必要な対策を講じるよう、必要な指導及び助言を行う。 (2) 混乱が発生するおそれがある施設、場所等に必要な部隊を配置して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合は、交通規制、整理誘導等を行う。
東日本旅客鉄道 (株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2 本社の職員を派遣し、旅客誘導の案内要員を増強する。 3 旅客の安全と、混乱防止のため次の措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて状況判断を早めに行って、旅客の迂回誘導、一方通行などを実施する。 (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。
京成電鉄(株)	駅放送、掲示板及び車内放送等により運行状況の情報提供に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。
北総鉄道(株)	駅放送、掲示板及び車内放送等により、旅客に対し列車の運行状況等をわかりやすく伝達し、混乱を起こさぬよう努める。
東日本電信電話 (株)	<p>注意情報の報道に伴い、区民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話がかかりにくくなることが想定される。</p> <p>この場合においては、防災関係機関の重要な通信を確保するため次により措置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電話が著しくかかりにくくなった場合は、一般電話の利用制限を行う。 2 一般電話の利用制限を行った場合でも、公衆電話からの通話は確保する。 3 防災関係機関等の非常・緊急通話は最優先に確保する。

第5章 警戒宣言時の対応措置

第1節 基本方針

内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、閣議にかけて警戒宣言を発することになっている。

区においても、警戒宣言が発せられた場合、各種防災措置をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講じる必要がある。

本章においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定めるものとする。

第2節 活動態勢

1 区の活動態勢

1-1 災害対策本部の設置

区長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置し、各防災関係機関に連絡する。

1-2 本部の所掌事務

- (1) 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- (2) 社会的混乱の発生防止及び防災関係機関に対する協力要請
- (3) 応急活動の準備体制
- (4) 防災関係機関の業務に係る連絡調整
- (5) 出先機関等における応急措置の指示、連絡等
- (6) 住民への情報提供

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部
第3編
風水害編

第1部

第1部
第4編
その他災害編

第2部

第2部
第3部

1－3 配備態勢

本部の非常配備態勢は、葛飾区災害対策本部運営要綱第3章に定める第1非常配備態勢とする。

2 防災関係機関の活動態勢

- (1) 各防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合は、葛飾区地域防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、区が実施する防災対策が円滑に行われるよう、所掌事務について適切な措置をとるものとする。
- (2) 各防災関係機関は、その責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定めておくものとする。
- (3) 区の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は本計画の定めるところにより、防災対策を実施するとともに、区等が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について協力するものとする。

3 相互協力

3－1 相互協力体制の確立

警戒宣言時において、単一の機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各機関は日頃から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておくものとする。

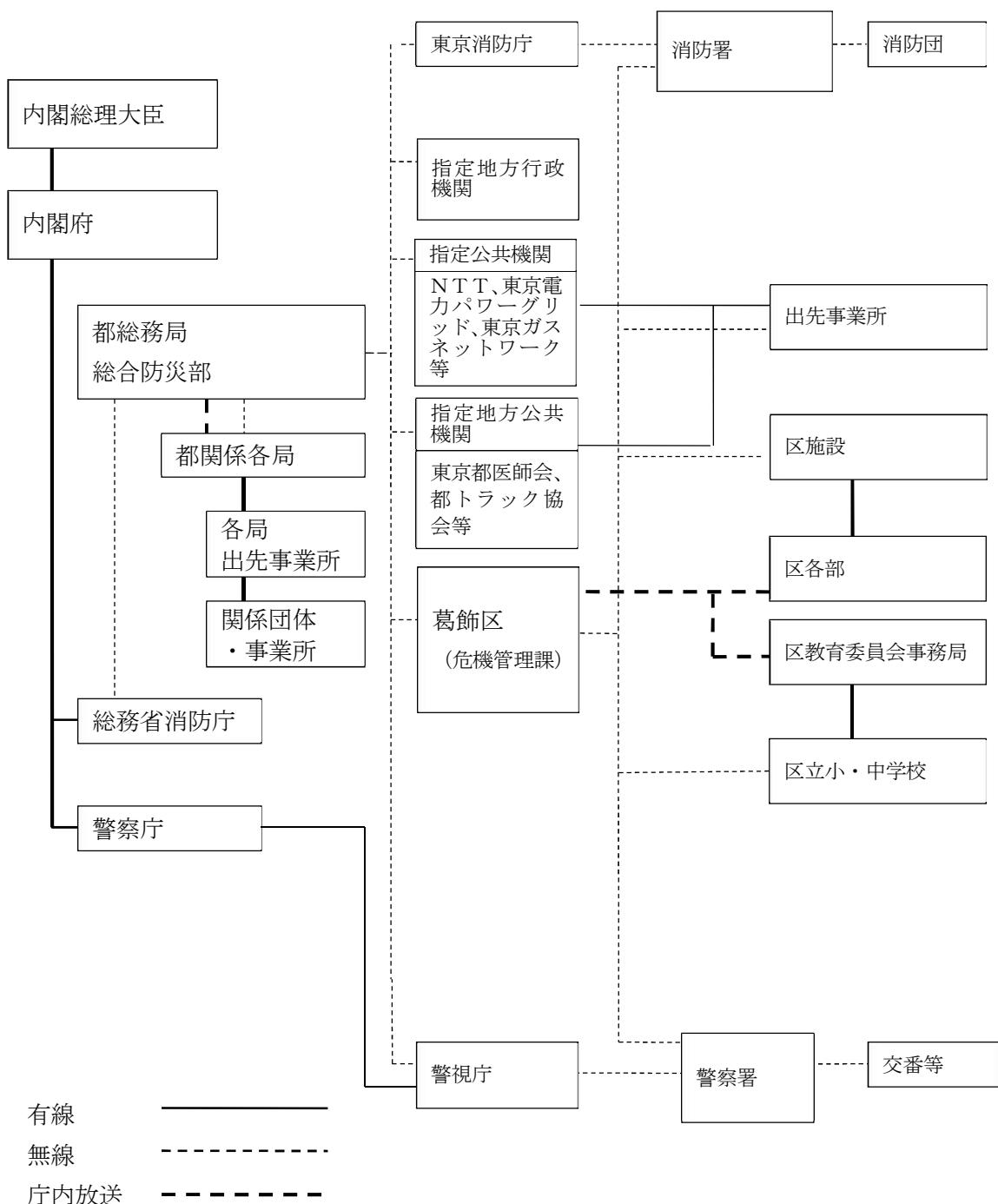
3－2 防災関係機関への応援要請

各機関の長又は代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は区若しくは他の防災関係機関に応援の斡旋を依頼しようとするときは、第2編第1部第4章と同様の方法により行うものとする。

第3節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

1 警戒宣言の伝達

1-1 伝達系統



第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部
第3編
風水害編

第2部

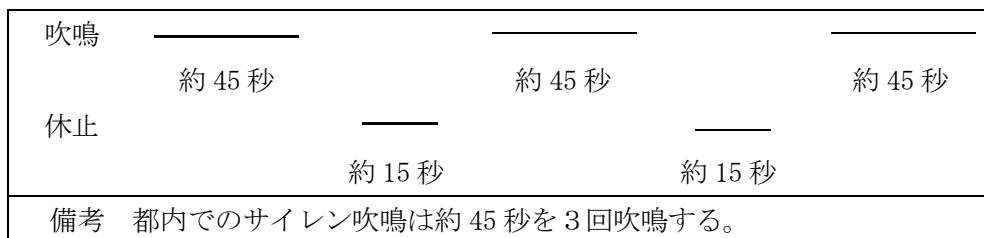
第1部
第4編
その他災害編

第2部
第3部

1-2 伝達体制

機関名	内 容
区	1 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちにその旨を区各部課、出先事業所に伝達するとともに教育委員会事務局を通じて、区立学校（園）に伝達する。 2 区民に対しては、防災行政無線を活用するほか警察署・消防署の協力を得て、防災信号（サイレンの吹鳴一別図）により警戒宣言が発せられたことを伝達する。 3 私立幼稚園、私立認可保育所、認定こども園等私立保育施設、専修学校及び各種学校については、所管部課を通じて、伝達する。 4 区内関係機関及び団体等で特に業務上伝達が必要な場合は伝達する。
葛飾警察署 亀有警察署	1 警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに警察電話、警察無線等により各課、交番等に伝達する。 2 区に協力し、マイク広報、看板等の設置、警察車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを区民に伝達する。
本田消防署 金町消防署	1 東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに一斉通報、消防無線その他の手段により出張所及び消防団に伝達する。 2 区に協力し、消防車両等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを区民に伝達する。
その他防災機関	各機関で定める経路により職員、関係団体に伝達するほか、区に協力し警戒宣言が発せられたことを区民に伝達する。

（別図）防災信号（サイレン）の吹鳴パターン



1-3 伝達事項

警戒宣言が発せられた際に伝達する事項は、次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言の内容
- (2) 東京での予想震度
- (3) その他特に必要な事項

第4節 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、地震に備えての防災措置が実施される一方、駅や道路の混雑、電話の異常輻輳等の混乱も予測される。

これらに対処するため、テレビ・ラジオ等による緊急放送等が行われるが、区及び各防災関係機関においても広報活動を実施する。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、区災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行うものとする。緊急連絡を受けた区災害対策本部等は、必要な情報を速やかに区民等へ広報する。

1 広報

1-1 区の広報

(1) 広報項目

- ① 警戒宣言の内容の徹底周知
- ② 区民等のとるべき措置の呼びかけ
- ③ 冷静に行動するための呼びかけ

(2) 広報の実施方法

- ① 防災行政無線、かつしかFM及びケーブルテレビ（J：COM）、広報車を活用する。
- ② 庁舎、区有施設に立看板を掲示する。
- ③ 区公式X（旧ツイッター）・フェイスブック・ライン、エリアメール、安全・安心情報メール、防災行政無線確認用アプリを利用する。
- ④ 区公式ホームページに掲載する。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部
第3編

第1部

風水害編

第2部

第1部
第4編

第1部

その他災害編

第2部

第3部

1-2 各防災関係機関の広報

(1) 広報項目

- ① 区民及び施設利用者に対する警戒宣言の内容の徹底周知
- ② 各防災関係機関の措置状況及び施設利用者に対する協力要請

(2) 広報の実施方法

- ① 広報責任者、従業員、顧客、区民等に対する情報伝達を具体的に定めておく。
- ② 情報伝達に伴う従業員、顧客等の動搖、混乱を防止することに留意し施設等の実態にあつた伝達方法を工夫する。
- ③ 顧客等への伝達は、反復継続して行う。
- ④ 広報文はあらかじめ定めておく。

2 報道機関への発表

区は、報道機関に対して各種情報の提供を行う。報道機関への窓口は広報課とする。

第5節 消防・水防・危険物対策

1 消防対策（消防署）

1-1 活動体制

震災態勢又は震災非常配備態勢を発令し、情報収集体制の強化及び震災消防活動に備える。

第1編
総則

第1部

第2編 震災編

第3部

第1部

第3編 風水害編

第2部

第1部

第4編 その他災害編

第2部
第3部

1-2 区民（事業所）に対する呼びかけ

区民に対する呼びかけ	情報の把握	テレビ・ラジオ並びに警察・消防・区からの正確な情報の把握
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類の転倒・落下・移動防止措置、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱看板等の倒壊、落下防止措置
事業所に対する呼びかけ	防災体制の確立	自衛消防隊の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
	情報の収集 伝達等	1 テレビ・ラジオ等による正確な情報の把握 2 顧客、従業員に対する迅速正確な情報の伝達 3 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 4 顧客、従業員に対する安全の確保
		1 映画館等不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 2 近距離通勤者に対する徒步帰宅 3 その他消防計画等に定める事項の徹底
		1 火気使用設備器具の使用制限 2 危険物、薬品等の安全措置 3 消防用設備等の点検 4 初期消火体制の確保
	危害防止	商品、設備器具等の転倒・落下・移動防止措置

2 水防対策

機関名	内 容
都市整備部	1 坪樋管等の施設の点検 2 水防資機材の点検整備
第五建設事務所	1 水門等の施設の点検 施設配備要員は、速やかに水門等の施設点検を行う。 2 水防資機材の点検整備 (1) 備蓄資機材の点検整備を行う。 (2) 水防計画により、資機材の緊急輸送の準備を行う。
江東治水事務所	1 水門等の施設の点検 施設配備要員は、速やかに水門等の施設点検を行う。

3 危険物対策

3-1 石油類等危険物取扱い施設（消防署）

危険物に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。

- (1) 操業の制限、停止
- (2) 流出拡散防止等資器材の点検、配備
- (3) 緊急遮断装置の点検、確認
- (4) 火気使用の制限又は禁止
- (5) 消防用設備等の点検、確認

3-2 化学薬品等取扱い施設（消防署）

学校、病院、研究所等の事業所に対して次の措置を実施するよう指導する。

- (1) 転倒、落下流出拡散防止等の措置
- (2) 引火又は混合・混触等による出火防止措置
- (3) 化学薬品等の取扱いの中止又は制限
- (4) 火気使用の中止又は制限
- (5) 消防用設備等の点検・確認

3-3 高圧ガス、火薬類取扱い施設（都環境局）

（公社）東京都高圧ガス保安協会、（一社）東京都L Pガス協会、（一社）東京都L Pガスタンド協会等に対し連絡し、各事業所が下記事項について確実に実施するよう要請する。

- (1) 警戒宣言等の伝達
- (2) 事故時に準じた保安要員の確保
- (3) 保安上必要な施設及び設備の点検整備
- (4) 地震による被害の防止及び軽減措置
- (5) 保安用品及び保安措置の再点検等

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部
第3編
風水害編

第2部

第1部
第4編
その他災害編

第2部

第3部

3-4 放射線物質取扱い施設（都保健医療局）

区内のR I（ラジオアイソトープ）使用病院に対する指導を行う。

- (1) 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設及び放射線治療病室等の安全点検と補修
- (2) R I の使用、未使用R I 及び使用済R I の保安確認

3-5 危険物輸送

(1) 警察署

警戒宣言が発せられた場合、次の措置を講じる。

- ① 危険物取扱業者に対する製造、販売、運搬、貯蔵、取扱いの抑制について協力要請を行う。

- ② 危険物施設対策班による危険物関係情報の収集及び関係施設の視察

(2) 消防署

- ① 出荷、受入を制限するか又は停止させる。

- ② 輸送途上における遵守事項を徹底させる。

第6節 警備・交通対策

1 警備活動（警察署）

1-1 混乱防止対策

- (1) 東海地震注意情報等発表時から実施中の活動を強化して、推進する。
- (2) 区民及び事業者、学校等の管理者に対し、次の被害防止措置について、必要な指導及び助言を行う。

① 区民等

- ア 新聞、テレビ、ラジオ、警察、消防及び区市町村からの正確な情報の把握
- イ 出火防止のための、火気器具類の使用制限及び周囲の整理整頓並びに危険物の安全確認
- ウ 初期消火を行うための、消火器、バケツ、消火用水等の確認
- エ 危険防止のための、家具類、ガラス等の安全確認及びブロック塀、門柱、看板等の倒壊又は落下防止措置

② 事業者、学校等

- ア 防災体制の確立のための、防災組織の編成並びに警戒本部の設置及び要員の配置
- イ 新聞、テレビ、ラジオ、警察、消防及び区市町村からの正確な情報の把握
- ウ 社員、来訪者、児童、生徒等に対する迅速かつ正確な情報の伝達及び安全の確認
- エ 大規模商業施設等の自粛及びターミナル駅等における混乱防止措置
- オ 危険防止のための、火気使用の制限、危険物及び薬品等の安全措置、消防用施設等の点検、初期消火体制の確保、商品及び設備器具等の転倒又は落下防止等の措置

1-2 危険物対策

危険物の被害発生を防止するため、消防危険物、高圧ガス、火薬類並びに毒物及び劇物等危険物の保管場所等の管理者に対し、自主警備体制の強化、安全設備の点検及び保全並びに安全管理を徹底するよう指導する。

1-3 事前の避難誘導対策

次の場合は、避難誘導活動を行う。

- (1) 葛飾区災害対策本部長が避難対象地区の住民に避難指示をした場合
- (2) 要配慮者等で事前避難の必要が認められる場合
- (3) 住民等が自主的に避難を始めた場合

1-4 治安維持活動

警戒宣言が発せられたことに伴い、食料、生活必需品等の買い占め、預貯金の引き出し、不特定多数の人が集まることによる混乱、流言飛語の発生等による不安感の高まりから、犯罪等が発生するおそれがあることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により都民等の不安感を払拭し、犯罪等の未然防止に努める。

2 交通対策（警察署）

2-1 交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、次の交通規制を実施する。

(1) 都県境

埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両の通行についてはできる限り抑制し、流出する車両の通行については制限を行わない。都から神奈川県または山梨県に流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両は混乱が生じない限り規制は行わない。

(2) 環状七号線内側区域の道路

環状七号線から都心方向へ流入する車両の通行は、できる限り制限する。

(3) 首都高速道路等

状況により車両の流入を制限する。

2-2 交通規制の方法

都県境、主要交差点等及び必要により交通検問所を設置して、次の任務を行うものとする。

- (1) 交通整理及び誘導
- (2) 交通規制の実施
- (3) 交通情報の収集
- (4) 運転者に対する交通情報の提供

- (5) 運転者のとるべき措置の指導
- (6) その他交通対策上必要と認められる措置

2-3 緊急通行（輸送）車両等の確認事務

総武陸橋下交差点、青戸八丁目交差点に交通検問所を設置して、交通の整理誘導及び緊急通行（輸送）車両等の確認事務を行うとともに、葛飾、亀有各警察署においても必要に応じて緊急通行（輸送）車両等の確認事務を行う。その他、都道府県警察本部、交通機動隊、高速道路交通警察隊、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署、緊急交通路上の交通検問所において、緊急通行（輸送）車両等の確認事務を行う。

2-4 広報活動

区民等に対し、警戒宣言が発せられた場合の運転者のとるべき措置について、次の事項の積極的な広報活動を行い、周知徹底を図る。

- (1) 走行中の車両の運転者がとるべき措置
 - ① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速で走行すること。
 - ② カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動すること。
 - ③ 目的地に到着後は、車両を使用しないこと。
 - ④ バス、タクシーその他区民等の生活上やむを得ず走行する車両は、東京都地域防災計画、事業所防災計画等で、あらかじめ定められた計画に従って、安全な方法で走行すること。
 - ⑤ 危険物を運搬中の車両は、法令等で定められている安全対策を速やかに実行すること。
 - ⑥ 現場の警察官の指示に従うこと。
- (2) 駐車中の車両の運転者のとるべき措置
 - ① 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後は、原則として使用しないこと。
 - ② 道路上に駐車中の車両は、速やかに道路外に移動すること。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車する場合は、交差点を避け、道路の左側に寄せて停車し、エンジンを止めること。この場合において、エンジンキーは付けたままにし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

また、貴重品を車内に残さないこと。

- (3) 車両による避難の禁止
警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しないこと。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編
第2部

第3部

第1部
第3編
風水害編
第2部

第2部

第1部
第4編
その他災害編
第2部

第3部

第5章 警戒宣言時の対応措置

第6節 警備・交通対策

3 道路管理者等のとるべき措置

機関名	内 容
都市葛飾整備部	<p>1 危険箇所の点検 緊急車両等の通行する道路等を重点に点検、パトロールを行う。</p> <p>2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として工事を中止し、安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行を確保する。</p>
第五東京都建設事務局	<p>1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急啓開道路等を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。</p> <p>2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。</p>
国土交通省東京都国道地方整備局	<p>管理する都内の国道については、次のような措置をとる。</p> <p>1 警戒宣言が発せられた場合、その内容を考慮し被災が予想される地域にあってはパトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。</p> <p>2 地震発生の危険にかんがみ、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、保安措置に努める。</p>
首都高速道路東京東局(株)	<p>警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。</p> <p>1 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、占用許可を与えた者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。</p> <p>2 警察が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況等について必要な広報をお客様に対して行う。</p> <p>3 無線設備、路面排水ポンプ設備、非常用電源設備及び非常口扉等の防災設備の点検を行う。</p> <p>4 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じる。</p>

4 公共施設の工事中の措置

区が施工主体となっている区有施設の工事現場については次の措置をとる。

- (1) 原則として、警戒宣言が発令されたとき工事を中止し、施設の安全対策を講じる。
- (2) 工事用資機材等の落下防止や、構造物の補強、危険物の安全措置を行う。

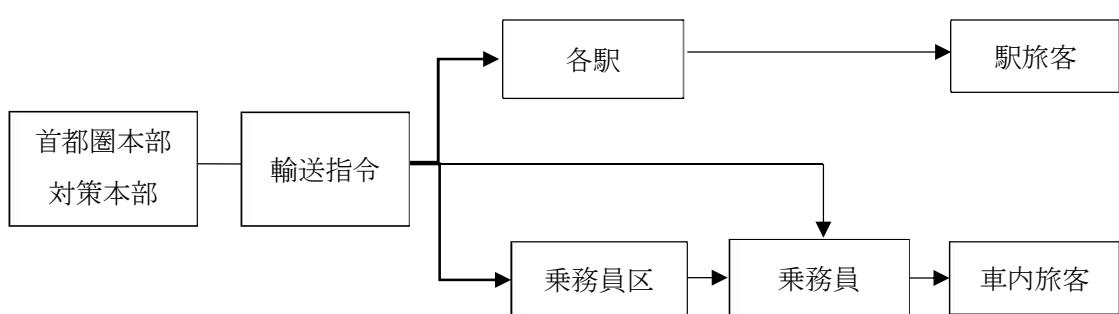
第7節 公共輸送対策

1 鉄道対策

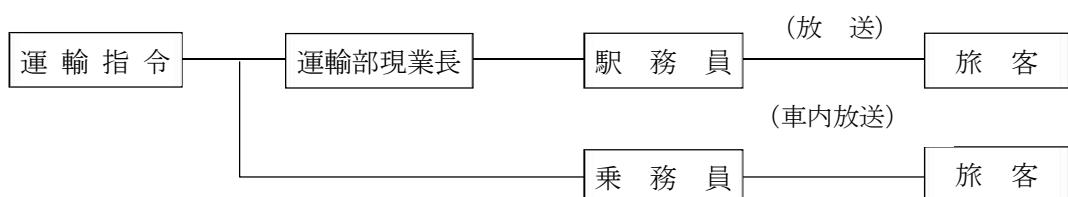
1-1 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、次の方法及びルートで列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

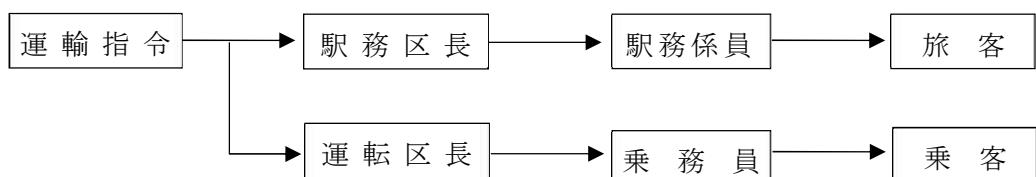
(東日本旅客鉄道(株))



(京成電鉄(株))



(北総鉄道(株))



1-2 列車運行措置

(1) 東日本旅客鉄道(株)

区内の線区については、安全な方法により極力列車の運転を確保する。

(2) 京成電鉄(株)

① 運行方針

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部

第3編
風水害編

第2部

第1部

第4編
その他災害編

第2部

第3部

第5章 警戒宣言時の対応措置

第7節 公共輸送対策

直通乗入各社と調整し、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

② 運行措置

ア 警戒宣言当日

現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。なお、これに伴う列車の遅延は運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等を生じるので輸送力は平常ダイヤより減少する。

イ 翌日以降

減速運転を行う等、安全な方法により極力列車の運転を確保する。

(3) 北総鉄道（株）

① 運行方法

防災関係機関、報道機関並びに直通乗入各社との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

② 運行措置

ア 警戒宣言当日

現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。

イ 翌日以降

減速運転を行う等、安全な方法により極力列車の運転を確保する。

1-3 乗客集中防止対策

混乱による被害の発生及び列車運行の支障を防ぐため次の乗客集中防止措置をとる。

(1) 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社、近距離通勤者等の歩帰宅の呼びかけを行う。

(2) 駅において、放送、掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

1-4 主要駅での対応

(1) 東日本旅客鉄道（株）、京成電鉄（株）、北総鉄道（株）

① 列車の運転状況を放送、掲示等により旅客に周知し、鎮静化に努める。

② 状況により、階段止め、改札止め等入場制限を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに行う。

③ 状況により警察官の応援を要請する。

(2) 警察署

混乱発生が予想される駅及び混乱が発生した駅等については、部隊を派遣する。

1-5 列車の運転中止措置

各鉄道機関は次の場合やむを得ず列車の運転を中止することがある。

- (1) 駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼすおそれが生じた場合
- (2) 踏切故障等が発生した場合

2 バス・タクシー等対策

2-1 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）・ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編
第2部

第3部

第1部
第3編
風水害編
第2部

第2部

第1部
第4編
その他災害編
第2部
第3部

2-2 運行措置

機関名	内 容
東京バス協会	<p>(1) 路線バス</p> <p>① 運行方針</p> <p>防災関係機関の協力のもとに地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。</p> <p>② 運行計画</p> <p>ア 警戒宣言が発せられたときは、減速走行を行う。 (一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h)</p> <p>イ 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。</p> <p>ウ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折り返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。</p> <p>エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。</p> <p>オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。</p> <p>(2) 貸切バス</p> <p>貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮する。</p>
東京ハイヤー・タクシー協会 都個人タクシー協会	<p>(1) タクシー・ハイヤー</p> <p>防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。この場合減速走行（一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h）を行う。</p>

2-3 混乱防止措置

- (1) 区民、事業所に対し時差退社、近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について広報、指導する。
- (2) バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止にあたる。

第8節 学校・病院・福祉施設対策

1 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修、各種学校）

1-1 注意情報発表時の対応

（1）児童、生徒等に対する伝達と指導

学校は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切りかえ、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後又は地震後の授業の再開等について説明する。児童、生徒の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

（2）注意情報が発表された時の学校・園における対応措置の保護者への周知

注意情報が報道されると、幼児、児童、生徒の保護者が直ちに引き取りに来校する事態が予想される。

学校においては、注意情報が発表された段階では授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に、授業を中止して帰宅の措置をとることとなっている。

したがってそのような事態が起こることのないように、学校は平素から、保護者に対して学校の対応策を周知徹底しておく。注意情報の報道を得た家庭は、飲料水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児、児童、生徒を直ちに引き取りに出る準備を整えるよう連絡しておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置をとっても、注意情報の報道で保護者が引き取りに来校した場合は、校長の責任において臨機の措置をとる。

1-2 警戒宣言時の対応

（1）在校（園）時

- ① 警戒宣言が発せられた場合には、原則として授業を打ち切り警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。
- ② 幼児、児童、生徒等に警戒宣言の内容、下校方法、帰宅後の行動、授業の再開時期等を説明したうえで帰宅させる。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部
第3編
風水害編

第1部

第2部
第2編

第2部

第1部
第4編
その他災害編

第1部
第2部

第3部

第5章 警戒宣言時の対応措置

第8節 学校・病院・福祉施設対策

- ③ 帰宅に当たって、幼児、児童についてはあらかじめ保護者に伝達してある計画に従つて、保護者又は保護者の委任代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認したうえで引き渡す。
- ④ 中・高等学校生徒については、個々に、帰宅手段（徒步、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。
- ⑤ 高等学校生徒等で遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者については寄宿先を確認して帰宅させる。
- ⑥ 高等学校生徒等の帰宅に当たっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に陥ることのないよう、下校計画に従つて必要な措置をとる。
- ⑦ 心身障害学級の児童、生徒等については、保護者に引き渡し、引き取りのないものについては学校で保護する。また、スクールバスを使用している児童、生徒等については、保護者に、事前に指定してある地点で引渡す。
- ⑧ 残留する幼児、児童、生徒については、保護者に引渡すまでは学校・園において保護し、その旨を所管部局へ速やかに連絡する。

（2）校外指導時

- ① 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、地元官公署等と連絡をとり、その地の災害対策本部の指示に従う。また、速やかに学校に連絡をとり、校長は、対応の状況を所管部局へ報告するとともに、保護者への周知を図るよう努力する。
- ② 遠足等の場合には、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、幼児、児童、生徒を在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。

ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は適宜の措置をとる。

強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従う。所管部局への報告、保護者への連絡は前項と同様の措置をとる。

1－3 学校・園におけるその他の対応策

- （1） 幼児、児童、生徒等を帰宅させた後、水の汲み置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設整備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

- (2) 学校・園に残留し保護する幼児、児童、生徒のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ員数を把握し、学校・園において準備するか、又は地域の業者から供給を受けられるよう手配しておく。
- (3) 残留する幼児、児童、生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。
- (4) 残留する幼児、児童、生徒の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項を、できるだけ早く所管部局へ報告するよう努力する。

1-4 警戒宣言解除時の連絡等

警戒宣言解除の情報はラジオ、テレビ、区の広報等によって得るものとする。なお、解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたところによる。

2 病院・診療所

2-1 診療体制

病院及び有床診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行い、このための職員の確保は、各医療機関があらかじめ、BCP（業務継続計画）等で定めておく。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術、検査については日程変更可能なものについては延期するなど医師が状況に応じて適切に対処するものとする。

また、その他の「救急告示医療機関」、「透析医療機関」や「産婦人科」以外の診療所は、診療所を一時閉鎖し、医療救護所等において医療救護活動にあたる。

2-2 防災措置

病院又は診療所には、医薬品等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減をはかるため、次の防災措置を講じる。

- (1) 建物、設備の点検
- (2) 備蓄医薬品、危険物の防災措置
- (3) 落下物及び転倒物の防止
- (4) 非常用設備、備品の点検及び確保
- (5) 職員の分担業務の確認

2-3 その他

葛飾区健康部・医師会が収集した情報は、適宜病院・診療所に連絡する。

3 福祉施設

3-1 地域福祉・障害者センター（ウェルピアかつしか）

（1） 警戒宣言発令時の原則

警戒宣言が発せられたときは、直ちにセンターの利用を打ち切り、警戒宣言の解除までは原則として施設を閉鎖する。

（2） 利用者の在所時

- ① 利用者に対しては、状況やセンターの対応策、帰宅時の注意事項等について説明し、帰宅の準備をさせる。
- ② 保護者又は保護者の指定した代理人（以下「保護者等」という。）に対して、センターまで引き取りに来るか、通所バスにより帰宅させるか、確認の連絡をする。
- ③ 職員は、引き取りに来る利用者の名簿を確認のうえ、利用者を保護者等に引き渡す。保護者等の引き取りのあるまでは、センターにおいて保護する。
- ④ 電話連絡などが困難になることが予想されるため、平素から保護者等に対して緊急時ににおける引き取りについて周知徹底を図る。

（3） 通所バス利用者

- ① 保護者等に連絡し、通所バスにより帰宅させる。
- ② 利用者の帰宅に当たっては、保護者等に通所バス停留所において引き渡す。
- ③ 警戒宣言の内容によって、通所バスの運行に支障があると判断したときは、実態に応じ通所バスの運行を休止又は中断し、利用者をセンターで保護したうえで、保護者等に引き渡す。

④ 通所バス運行時

- ア　迎え中に警戒宣言が発せられたことを知ったときは、保護者等にメール配信システム又は電話により連絡をするとともに、乗車待ちの利用者がいる場合は、保護者等に引き渡す。既に乗車中の利用者は、センターにおいて保護する。
- イ　送りのときは、通常コースに従って通所バス停留所において乗車中の利用者を保護者等に引き渡す。
- ウ　引き取りがない利用者は、センターにおいて保護する。

(4) 利用者の所外活動時

- ① 現地の官公署等及び施設長と連絡をとり、原則として即時帰所の措置をとる。帰所後、在所時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路状況によって帰所することが危険と判断されるときは、適宜の措置をとる。
- ② 強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従う。保護者等の連絡は在所時と同様の措置をとる。

(5) 残留する利用者の保護

- ① 留守家族等で、保護者等に引き渡せない利用者、帰宅させられない利用者については、センターで保護する。
- ② 残留する利用者の保護に必要な職員の確保については、あらかじめ定めた職員の役割分担による。
- ③ 残留する利用者のための飲料水、食料、寝具等については、福祉避難所の開設準備と合わせて、福祉避難所用備蓄品から配給できるよう対応する。
- ④ 残留する利用者の人数等については、障害者施設課長に報告する。

3-2 憩い交流館・シニア活動支援センター

- (1) 警戒宣言が発せられた場合には、直ちに入館を制限し警戒宣言の解除までは原則として施設を閉鎖する。
- (2) 利用者については、原則として方面別に集団で帰宅するよう指導する。

3-3 高齢者施設（入所系）

注意情報の発表若しくは警戒宣言が発令された時は、速やかに「防火管理委員会」を招集し、人命保護と災害防止につき協議し、次の緊急措置をとる。

- (1) 予防措置と建物の保全管理
- (2) 食料及び必要準備品の確認
- (3) 避難場所の確保と避難路の確認
- (4) 警戒宣言に関する情報収集と利用者、職員に対しての指示、伝達及び各担当任務に関すること
- (5) 職員の帰宅、招集に関すること
- (6) 利用者の避難及び救護に関すること（特に避難場所、避難方法）
- (7) 火気使用制限に関すること（厨房以外の火気、他の使用ガスコンロ、湯沸かし器、暖房用ボイラー）

第5章 警戒宣言時の対応措置
第8節 学校・病院・福祉施設対策

- (8) 防災機関への連絡、救助、援助等に関すること
- (9) 利用者、職員へ警戒宣言発令の旨を伝える
- (10) その他必要と思われること

3-4 高齢者施設（通所系）

警戒宣言が発せられた場合には、直ちに処遇を打ち切り、警戒宣言の解除までは原則として施設を閉鎖する。

(1) 利用者の所在時

- ① 各家庭に連絡し、送迎バスにより帰宅させる。
- ② 利用者の帰宅にあたっては家族又は家族の指定した代理人に送迎バス停留所において引き渡す。なお、家族・代理人の引き取りのない利用者については、引き取りのあるまでの間、センターにおいて保護する。
- ③ 警戒宣言の内容によって、送迎バスの運行に支障があると判断された場合は、実態に応じて、送迎バスの運行を休止又は中断し、利用者をセンターで保護したうえ、家族・代理人に引き渡す。
- ④ 電話連絡の困難も予想されるので、家族に対しては、平素から緊急時における引き取りについて周知徹底を図る。

(2) 館外活動時

原則として即時帰所の措置をとる。

帰所後、(1) と同様の措置により帰宅させる。

3-5 児童館・子ども未来プラザ

(1) 入館児童の扱い

- ① 警戒宣言が発せられるとともに休館し、警戒宣言の解除までは臨時休館の措置をとる。
- ② 注意情報の報道後、入館児童については、個々に帰宅経路手段（歩行、自転車、バス、電車等）所要時間を確認してから帰宅させる。

電車等を利用して遠方からの利用児童で保護者の引き取りが必要と職員が判断した場合は、速やかに保護者に連絡する。

この場合、保護者に引渡すまでは、児童館等において保護する。

(2) 館外活動時

館外活動時における措置は、地域福祉・障害者センターと同様とする。

3-6 学童保育クラブ

(1) 入会児童の扱い

- ① 注意情報の報道後、児童を計画にしたがって帰宅させる。
② 帰宅に当って、あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者に帰宅先を確認してから引き渡す。保護者に引き渡すまでは、学童保育クラブにおいて保護する。

(2) 施設外保育の場合

施設外保育における措置は、地域福祉・障害者センターと同様とする。

3-7 保育施設

(1) 入所児童の安全確保を第一とし、警戒解除宣言が発せられるまで家庭での保育を原則とする。

(2) 入所児童の扱い

- ① 直ちに安全な場所に集合させるとともに、クラス毎に人員の把握をし、不安感を与えないよう配慮しながら保育を継続する。
② あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者を利用者名簿で確認のうえ引き渡す。
③ 警戒解除宣言が出されるまでの間は保護者において保護するよう依頼する。
④ 保護者の引き取りがない者は、引き取りがあるまで保育施設において保護する。

3-8 母子生活支援施設

入所者は施設内で保護する。このために次の措置をとる。

- (1) 施設、設備の点検
(2) 落下物の防止措置
(3) 飲料水、食料等の確保
(4) 入所者、保護者に対し施設側の対応方法の周知
(5) 関係機関との緊密な連絡

3-9 児童相談所

入所児童は施設内で保護する。このために次の措置をとる。

- (1) 施設、設備の点検
(2) 落下物の防止措置

第1編
総則

第1部

第2編
震災編
第2部

第3部

第1部
第3編
風水害編

第2部

第1部
第4編
その他災害編

第2部

第3部

第5章 警戒宣言時の対応措置
第8節 学校・病院・福祉施設対策

- (3) 飲料水、食料等の確保
- (4) 入居児童、保護者に対し施設側の対応方法の周知
- (5) 関係機関との緊密な連絡

3-10 その他の措置

(1) 防災措置

- ① 施設設備の点検
- ② 備品等の転倒、落下物の防止
- ③ 火気・薬品類による火災防止
- ④ 消火器、消火用水の確保
- ⑤ 飲料水の確保

(2) 施設に保護した利用者、児童及び職員に供する食料、薬品、寝具等の準備は区災害対策本部の指示による。

(3) 区災害対策本部に対する連絡

各施設の責任者は所管部を通じ各施設のとった対応措置と状況を区災害対策本部へ連絡し、その指示と協力を仰ぐ。

(4) 利用者、保護者及び職員等の防災教育

利用者、保護者及び職員等に対しては、平常から防災上の指導教育を実施するとともに、各施設の警戒宣言時の対応、引き取り方法及び施設の再開時期等について周知徹底を図る。

(5) 警戒解除宣言の連絡等

- ① 警戒解除宣言は、テレビ、ラジオ及び区の広報等によって確認する。
- ② 警戒解除宣言発令後の施設の再開日時はあらかじめ定めたところによる。

第9節 公共施設等対策

1 劇場・集会場（消防署）

第2編第1部第2章第2節第4「出火、延焼等の防止」による消防計画に基づき実施するが、特に不特定多数の者を収容する施設については、主として次によるものとする。

- (1) 火気使用の中止又は制限
- (2) 消防用設備等の点検及び確認
- (3) 避難施設の確認
- (4) 救急措置に必要な資材の準備
- (5) 営業の中止又は自粛
- (6) 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員により適切に誘導する。

2 区の公共施設

2-1 利用者の保護安全措置

- (1) 個人利用者又は団体利用の主催責任者に施設利用の自粛を要請する。
- (2) 在館者には警戒宣言の情報を伝達し、職員の誘導により避難させる。
また、施設を巡回し残留者の有無を確認する。
- (3) 施設に残留を希望する者は、家族の引き取りがあるまで一箇所に集めて保護する。

2-2 施設の保全管理

- (1) 防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を行う。
- (2) エレベーターの利用は中止する。
- (3) 食堂の営業は中止させる。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部
第3編
風水害編

第2部

第1部
第4編
その他災害編

第2部

第3部

3 水道施設

3-1 水道の供給

警戒宣言時においても、水道は平常どおり供給する。

3-2 人員・資器材の確保

警戒宣言が発せられた場合は、ただちに発災にそなえて給水対策本部を設置し、各事業所における情報連絡・広報、水道施設の保安点検の強化及び応急資器材の点検整備等の実施に万全を期するとともに、震災発生時には速やかに給水対策本部に移行しうる体制を確立する。

3-3 施設等の保安措置

- (1) 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、汲み置きに対処しうるよう送配水圧を調整する。
- (2) 警戒宣言が発せられた後の施設の保安措置は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
- (3) 工事は原則すべて中止し、「警戒宣言に伴う緊急時対策計画」に従い、土留めや覆工等の点検や埋戻し等を実施する。

4 下水道施設

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

- (1) 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するために、下記施設について巡視、点検の強化及び整備を行う。
 - ア 管きょ施設
 - イ ポンプ所施設
 - ウ 水再生センター施設
- (2) 工事現場
工事を即時中止し、現場の安全措置を講じ、応急資機材の現状把握と準備を行う。

5 電力施設

第2編 震災編 第1部 災害予防・応急・復旧計画 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第3節 応急対策 5 ライフライン施設 5-4 電力設備及び第2編 震災編 第1部 災害予防・応急・復旧計画 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第4節 復旧対策 4 ライフライン施設 4-3 電力設備に準ずる。

6 ガス施設

6-1 安全広報

お客さまに対し、不使用中のガス栓が閉止されていることを確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

6-2 注意情報発表時の対応

東海地震注意情報を受理した場合、直ちに社内関係部所に連絡するとともに、臨時体制を設置しその対応に当たる。

6-3 警戒体制の発令及び解除

- (1) 警戒宣言の発令の情報受理後、社長は直ちに警戒体制を発令する。
- (2) 警戒体制が発令された場合は、直ちに地震災害警戒本部及び地震災害警戒支部を設置する。
- (3) 警戒本部長は当該地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた場合には、警戒体制を解除する。

第1編
総則

第1部

第2編
震災編

第3部

第1部
第3編
風水害編

第2部

第1部
第4編
その他災害編

第2部

第3部

6-4 動員

- (1) 本部長（支部長）は、非常体制の発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指令する。
- (2) 報道情報（テレビ・ラジオ等）により供給区域内（広域支社を除く）のいずれかで、震度5弱・5強の地震が発生したときは指定要員、震度6弱以上のときは全員が自動発令で出動する。

6-5 指令伝達及び情報連絡の経路

本部（支部）が設置された場合の指令伝達及び情報連絡の経路もあらかじめ定める。

6-6 外部防災関係機関との強調

平常時には担当部所が当該地方自治体の防災会議等と、又災害時には本部又は支部が当該地方自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

7 通信施設

7-1 電話・電報の取扱い

電話	<p>注意情報発表の報道直後から、防災関係機関等の情報連絡及び区民による家族間等の通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。</p> <p>この場合において、防災関係機関等の重要通話の優先確保とともに一般通話を可能な限り確保することを基本に、次のとおり必要な措置を行う。</p> <p>1 防災関係機関等の重要通話については、利用制限等の措置は行わず最優先で通話を確保する。2 一般通話については、可能な限り確保するが、電話が著しくかかりにくくなつた場合には、防災関係機関の重要通話を確保するため、次のとおり利用制限を行う。</p> <p>(1) 原則として通話量の状況に応じて段階的に規制するが、特定の地域に対する通話が著しく多い場合は、その地域向けの通話を臨機に規制する。</p> <p>(2) 強化地域へ向けて発信する通話は、通話量が極めて多くなつた段階で一般通話は100%規制し、以後通話量の状況に応じて逐次緩和等の措置を行う。</p> <p>(3) 利用制限を行つた場合、一般的の電話はかかりにくくなるため、緊急に連絡する場合の手段として、公衆電話からの通話を確保する。</p>
電報	<p>注意情報発表の報道以降、電報の扱い量も増大することが予想されるが、可能な限り業務を継続することを基本に次のとおり必要な措置を行う。</p> <p>1 区内から発信される電報</p>

	<p>(1) 防災関係機関等の非常・緊急扱いの電報は確保する。</p> <p>(2) 一般の電報は、強化地域内に向けて発信するものについては、遅延を承知するものに限り受け付ける。また、強化地域外向けの電報については、可能な限り受け付ける。</p> <p>2 区内に着信する電報 可能な限り配達するが、困難な場合は電話で配達する。</p>
--	--

7-2 防災措置の実施

(1) 災害対策用機器等の点検整備

通信設備が被災した場合に、迅速に応急措置を実施し、通信を確保するよう、次の災害対策用機器類の点検整備を行うほか、出動態勢を整える。

- ① 非常用公衆電話
- ② 災害対策用無線機装置類
- ③ 移動電源車及び予備電源設備類
- ④ 応急復旧用ケーブル等各種資器材
- ⑤ 工事車両等

(2) 工事中の施設の保安措置

警戒宣言が発せられた場合、原則として防災に關係しない工事は中止するがこの場合、次の措置を行う。

- ① 工事施設の安全措置
- ② 現用施設への支障防止
- ③ 可動物品の固定
- ④ 可燃物、危険物の安全措置
- ⑤ 工事中断後の保安対策

8 生活物資対策

食料及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店等について極力営業を継続するよう、また、売りおしみをしないよう、商店連合会を通じ協力要請するとともに、区民に対しては買い急ぎ、買い占めをしないよう広報を行う。

9 金融対策

関係機関（関東財務局、日本銀行、東京都）の指導に基づき、各金融機関に対し、次のとおり協力依頼及び広報を行う。

9-1 金融機関

- (1) 原則として平常通り営業する。やむを得ず業務の一部を中止する場合においても普通預金の払戻し業務については継続する。
- (2) 店頭の顧客については、警戒宣言が発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来客にそなえて店頭にその旨掲示する。
- (3) 店内の顧客及び従業員の安全の確保のため危険箇所の点検等適切な応急措置をする。

9-2 区民への広報

区内の各金融機関が原則として平常通り営業しているので、不要な預貯金の引き出しは、自粛するよう広報を行う。

第10節 避難対策

警戒宣言が発せられた場合でも、原則として避難は行わない。

東海地震により、被害の発生が予想されるので、区、防災関係機関、区内の事業所、区民、防災市民組織等は、本編第3部第3章及び第4章の対応措置のための準備を行う。

地震により、被害が発生し、区民の生命に危険が及ぶなど避難の必要がある場合には、本編第1部第8章により行う。

第11節 救助・救護対策

1 給水体制

発災時に備え、本部を設置し、各事業所における情報連絡及び施設の保安点検強化、応急資機材の点検整備を行う。

2 食料等の配布体制

- (1) 区は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うため、倉庫に職員を配置し、待機の体制をとる。
- (2) 区は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、必要車両の雇い上げを行う。
- (3) 協力協定団体への要請

要請先	要請内容
(一社) 東京都トラック協会葛飾支部	緊急輸送業務に必要な車両及び人員の供給が可能な体制をとるよう要請する。
(一社) 東京都LPガス協会葛飾支部	LPガスによる炊き出しが可能な体制をとるよう要請する。
東京都米穀小売商業組合葛飾支部	精米の確保及び供給が可能な体制をとるよう要請する。
東京都麵類協同組合亀有支部	麵類の確保及び供給が可能な体制をとるよう要請する。
東京都製麵協同組合葛飾支部	ゆで麵等の確保及び供給が可能な体制をとるよう要請する。

3 医療救護体制

機関名	内容
(一社) 葛飾区医師会	災害時に出動するよう計画されている、葛飾区医師会医療救護班を必要なとき、速やかに編成できるよう準備方を指示する。
(公社) 葛飾区歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動が可能な体制をとるよう要請する。
(一社) 葛飾区薬剤師会	災害時における調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動が可能な体制をとるよう要請する。
(公社) 東京都柔道整復師会 葛飾支部	災害時の接骨救護活動が可能な体制をとるよう要請する。
日赤東京都支部葛飾区地区	警戒宣言が発せられた場合には、地域の実情に応じ防災市民組織等に協力する。

第6章 区民等のとるべき措置

第1節 基本方針

本区は「東海地震」が発生した場合、震度5弱になると予想されている。

震度5弱の場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、局地的には、ブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想される。

また、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害が危惧されている。

このため、区及び防災関係機関は万全の措置を講じるものであるが、被害及び混乱を防止するためには、区民及び事業所の果たす役割が極めて大きいといえる。区民一人ひとりが、また、各事業所が冷静かつ的確な行動をとることにより、被害及び混乱は大幅に減少させることができる。

本章においては、区民、防災市民組織等及び事業所の警戒宣言が発令されたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第2節 区民の取るべき措置

1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- (2) 消火器具など防災用品を準備しておく。
- (3) 家具類の転倒・落下・移動防止や、窓ガラス等の落下防止を図っておく。
- (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
- (5) 水（1人1日分の最低必要量3リットル）及び食料の3日分程度（できれば7日分）の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- (6) 家族で対応措置を話し合っておく。
① 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。

- ② 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。
(7) 防災訓練や防災事業へ参加する。

都・区・消防署、自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。

- (8) 要配慮者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に住民組織や消防署・交番等に知らせておく。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) 情報に注意するとともに、冷静に行動する。

- ① ラジオ、テレビ等の情報により正確な情報を入手する。
② あわてた行動をとらないようにする。

- (2) 電話の使用を自粛する。

- (3) 自動車の利用を自粛する。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 情報の把握を行う。

- ① 区等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ情報を入手する。

- ② 区、警察署、消防署等防災関係機関の情報に注意する。

- ③ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。

- (2) 火気の使用に注意する。

- ① ガス等の火気器具類の使用は最小限に行い、いつでも消火できるようにする。

- ② 火気器具周囲の整理整頓を確認する。

- ③ ガスマーターコックの位置を確認する。

- ④ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く）のコンセントを抜き、安全器又はブレーカーの位置を確認する。

- ⑤ LPGガスボンベの固定措置を確認する。

- ⑥ 危険物類の安全防護措置を確認する。

- (3) 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認する。

- (4) 家具の転倒・落下・移動防止措置を確認する。（棚の中の重い物をおろす）

- (5) ブロック塀等を点検する。

危険箇所はロープを張るなど付近に近寄らせないような措置をとる。

第6章 区民等のとるべき措置

第3節 防災市民組織のとるべき措置

(6) 窓ガラス等の落下防止をはかる。

① 窓ガラスに荷造用テープを貼る。

② ベランダの植木鉢等を片付ける。

(7) 飲料水のくみおきをする。

(8) 食料、医薬品、防災用品を確認する。

(9) 火に強くなるべく動きやすい服装にする。

(10) 電話の使用を自粛する。

区役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話の問合せを控える。

(11) 自家用車の利用を自粛する。

① 駐車中の車両はできるかぎり使用しない。

② 路上に駐車中の車両は速やかに空き地や駐車場に移動する。

③ 走行中の車両は、目的地まで走行したら、後は使用しない。

(12) 幼児、児童の行動に注意する。

① 幼児、児童の遊びは、狭い路地やブロック塀などの付近をさけ、確認できる範囲の安全な場所にする。

② 幼児、児童、生徒が登校（園）している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて対応する。

(13) 冷静に行動し、不要、不急の外出、旅行は見合せる。

(14) エレベーターの使用は避ける。

(15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。

(16) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

(17) 買い急ぎをしない。

第3節 防災市民組織のとるべき措置

1 平常時

(1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握とともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。

(2) 情報の収集・伝達体制を確立する。

① 区及び防災機関から提供された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。

- (2) 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- (3) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (4) 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- (5) 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- (6) 地域内の要配慮者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- (7) 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) ラジオ、テレビ等の情報により正確な情報を入手する。
- (2) 地区内住民に、冷静な行動を呼びかける。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 防災市民組織本部の設置を行う。
- (2) 区及び防災関係機関からの情報を地区内住民に伝達する。
- (3) 地区内住民に区民のとるべき措置（第2節参照）を呼びかける。
- (4) 消防ポンプ、防災資器材の点検整備を行い、出動に備える。
- (5) 街路消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (6) 要配慮者等の安全や避難に配慮する。
- (7) ブロック塀の付近等、危険箇所で遊んでいる幼児、児童に対して注意する。
- (8) 救急医薬品等を確認する。
- (9) 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法を確認する。

第4節 事業所のとるべき措置

1 平常時

- (1) 消防計画、事業所防災計画等の作成
- (2) 従業員等に対する防災教育の実施
- (3) 自衛消防訓練の実施
- (4) 情報の収集・伝達体制の確立
- (5) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- (6) 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

2 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで

- (1) ラジオ、テレビ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 消防計画に基づき、警戒宣言時にとるべき措置を確認又は準備する。
- (4) その他の状況により、必要な防災措置をとる。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速正確に伝達する。この場合、スーパー等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。
- (3) 指示、案内にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動がとれるようにする。この場合、障害者・高齢者等の要配慮者の安全確保に留意する。
- (4) 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続する。特に食料品等の生活関連物資を販売する事業所については、原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層ビル等の店舗にあっては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。

- (5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある場合は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- (6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む）等の保安措置を講じる。
- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- (8) 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・区・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- (9) バス・タクシー・生活物資輸送車等、区民生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- (10) 救護、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
- (11) 建築工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講じる。
- (12) 一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄りの駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤（通学）者にあっては、徒歩等により帰宅することとし、原則として交通機関は利用しない。

第6章 区民等のとるべき措置
第4節 事業所のとるべき措置